



KANAGAWA

神奈川県
県土整備局都市部都市計画課

図 説

かながわのまち 解体新書

2021(令和3)年





■はじめに

県では、都市における人口、産業、土地利用、交通などの現況や将来の見通しを把握するために都市計画基礎調査を実施しており、そのデータをはじめとする様々なデータを基に、県の現況や動向などについて県民の皆様にご理解いただくために、「図説」を刊行しています。

1984（昭和 59）年に創刊して以来、おおむね5年ごとに、その時の県を取り巻く状況・課題を反映した改訂を重ねてきたところであり、このたび、第8回の刊行を迎えました。

本書では、人口や市街化の動向、住宅・世帯の状況をはじめとする県の現況や、その現況を受けた都市づくりの課題・方向性、県の歴史について、図表を中心に分かりやすく取りまとめています。

まもなく人口のピークを迎え、その後は人口減少・高齢化が進行し、都市づくりに関する課題は多様化・複雑化していきます。そういった時代の情勢を反映した情報を取り上げたこの「図説」をご覧ください、多くの方々に興味を持っていただければ幸いです。

最後になりましたが、このたびの改訂にあたり、資料提供などのご協力をいただいた関係者の方々に、心からお礼を申し上げます。

令和3年3月

神奈川県県土整備局都市部都市計画課

目次

第1章 かながわの現況

01 人口の動向	2	06 公園と緑地の整備・保全	26
❶ 人口の推移	2	07 景観形成の取組み	28
❷ 進む少子・高齢化	4	08 暮らしの今	30
❸ 格差がみられる地域別人口	6	❶ 通勤・移動	30
02 市街化の動向	8	❷ 仕事・働き方	32
❶ 土地利用現況	8	❸ 学び・遊びの環境	34
❷ 人口集中地区の推移	10	❹ 福祉・衛生に関わる環境	36
❸ 土地の利用と建物の建設のルール	12	❺ 経済・消費活動	38
03 住宅と世帯	14	❻ 高齢者の暮らし	40
❶ 世帯の動向	14	09 産業の状況	42
❷ 住宅の建て方・所有状況	15	❶ 商業の状況	42
04 まちの面的整備	16	❷ 工業の状況	44
❶ 大規模な市街地整備の方法	16	❸ 農林業の状況	46
❷ 地区の整備	17	❹ 水産業の状況	48
05 生活基盤	18	❺ 観光産業の状況	49
❶ 上水道	18	10 交通・物流	50
❷ 下水道	20	❶ 道路整備	50
❸ エネルギー	22	❷ 公共交通	52
❹ 廃棄物処理	24	❸ 物流	54



第2章 かながわを取り巻く都市づくりの課題

- | | |
|-------------------------|---------------------------------|
| 01 少子・高齢化と人口減少社会 …… 58 | 04 いのちとくらしを守る都市づくり … 69 |
| ❶ 人口減少社会の本格化 …… 58 | ❶ 大きな影響が想定される大地震への対応 … 69 |
| ❷ 人口減少社会の中の都市 …… 60 | ❷ 自然災害の増加と災害防止対策 …… 71 |
| 02 産業構造の変化 …… 62 | ❸ 安全・安心な暮らし …… 73 |
| ❶ 土地利用の変化 …… 62 | ❹ 新型コロナウイルス感染症などへの対応 … 74 |
| ❷ 農地・森林の減少 …… 63 | 05 新技術を取り入れた都市づくりの実践 … 75 |
| ❸ 国内外からの観光入込客の来訪促進 … 65 | 06 地域主権改革の進展と多様な主体による都市づくり … 77 |
| 03 環境との共生 …… 66 | ❶ 地域主権改革の進展と都市づくり … 77 |
| ❶ 環境問題の顕在化 …… 66 | ❷ 多様な主体による都市づくり …… 78 |
| ❷ 地域の景観を生かしたまちづくり … 68 | |

第3章 これからの都市づくり

- | | |
|------------------------|------------------------------|
| 01 かながわの県土・都市像 …… 80 | 02 都市計画の役割 …… 89 |
| ❶ これからの都市づくりに向けて …… 80 | 03 多様な主体による都市づくりの推進 … 91 |
| ❷ 都市づくりの基本方向 …… 81 | ❶ 官民連携を基軸とした都市づくりの推進 … 91 |
| ❸ 都市圏域別都市づくりの基本方向 … 84 | ❷ 協議型都市づくりによる広域的な取組みの推進 … 94 |
| ❹ 部門別都市づくりの方針 …… 87 | |

第4章 資料

- | | |
|---------------------------|-----------------------|
| 01 かながわの姿 …… 96 | 06 県政の歴史 …… 109 |
| 02 地形と水系 …… 98 | 07 その他 …… 111 |
| 03 温暖な気候 …… 100 | ❶ 都市計画行政の歴史 …… 111 |
| 04 かながわの歩み …… 101 | ❷ 都市計画基礎調査について …… 112 |
| 05 都市形成史 …… 103 | ❸ 市町村基礎データ …… 113 |
| ❶ 鉄道の発達と都市形成 …… 103 | |
| ❷ 震災・戦災からの復興 …… 105 | |
| ❸ 高度経済成長による人口集中とその後 … 107 | |



第1章 かながわの現況

- 01 人口の動向
- 02 市街化の動向
- 03 住宅と世帯
- 04 まちの面的整備
- 05 生活基盤
- 06 公園と緑地の整備・保全
- 07 景観形成の取組み
- 08 暮らしの今
- 09 産業の状況
- 10 交通・物流

01 人口の動向

1 人口の推移

神奈川県は2020（令和2）年1月現在で約921万人です。これは東京圏（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）の総人口のおよそ4分の1にあたり、東京圏では東京都について2位となっています。

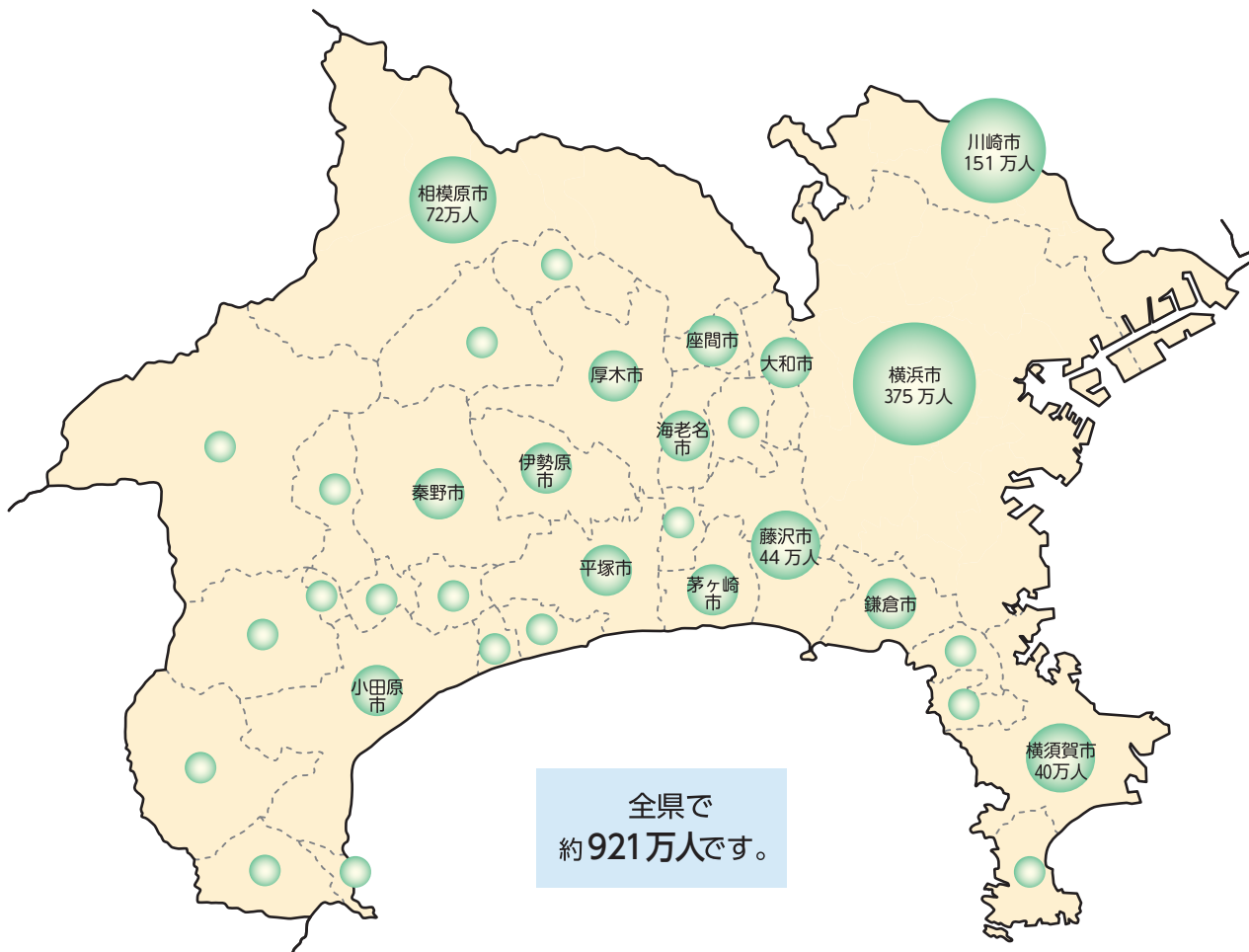
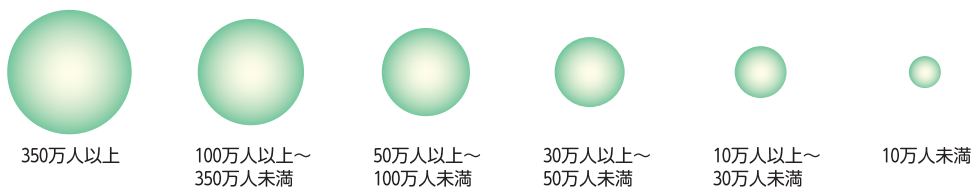
県の人口推移をみると、高度経済成長期（1950年代半ば～1970年代初頭）を中心に急激に増加し続けましたが、1990（平成2）年以降はゆるやかな増加傾向が続いています。

人口増減の要因としては、出生者数と死亡者数の

差である「自然増減」と、転入者数と転出者数の差である「社会増減」があります。2000（平成12）年以降は社会増が続いていますが、自然増減をみると、2014（平成26）年には、1958（昭和33）年の調査開始以来、初めて死亡者数が出生者数を上回る自然減に転じ、2019（平成31・令和元）年も自然減となりました。このことから、県の人口構造は、自然減を社会増が補うことで人口が増加する構造に転換したと考えられます。

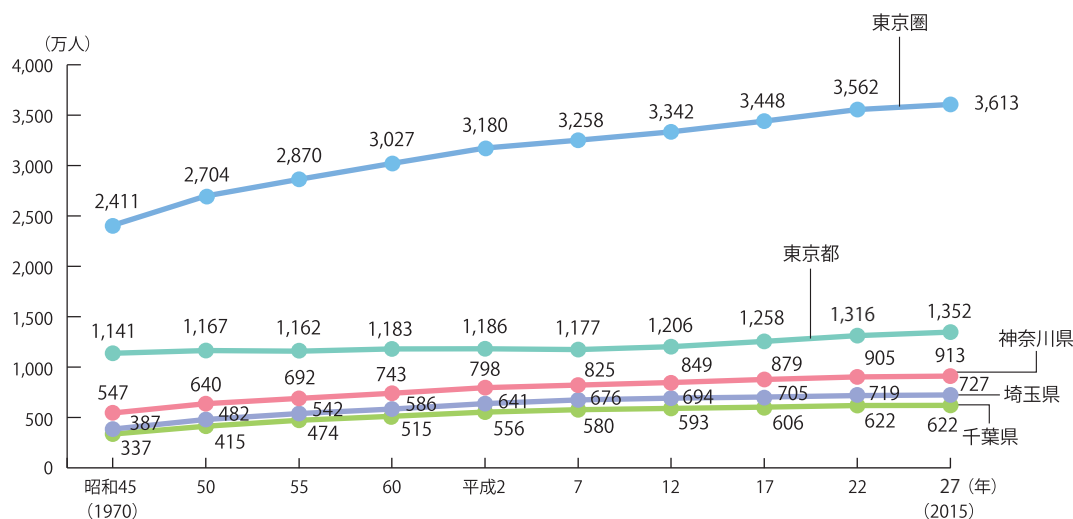
市町村別の人口

2020（令和2）年1月1日現在



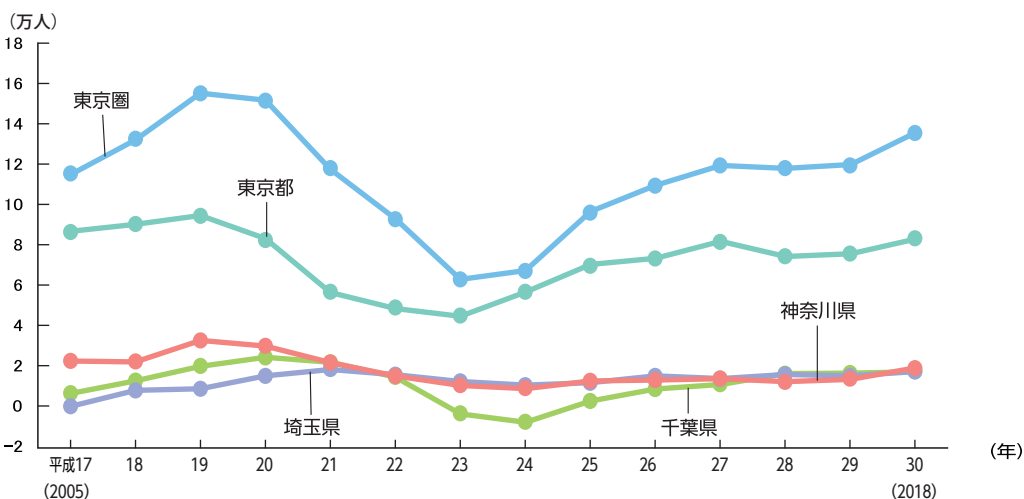
令和2年度市町村要覧（神奈川県市町村課）より

東京圏の人口の推移



神奈川県都市計画基礎調査解析報告書 令和2年3月 (神奈川県 都市計画課) より

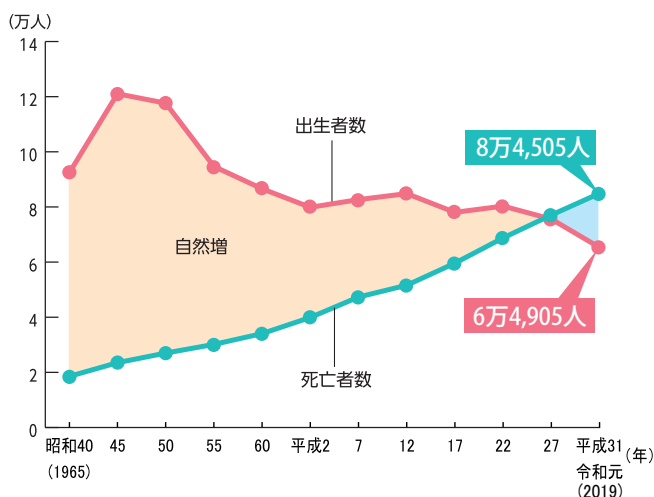
東京圏の中の社会増減数



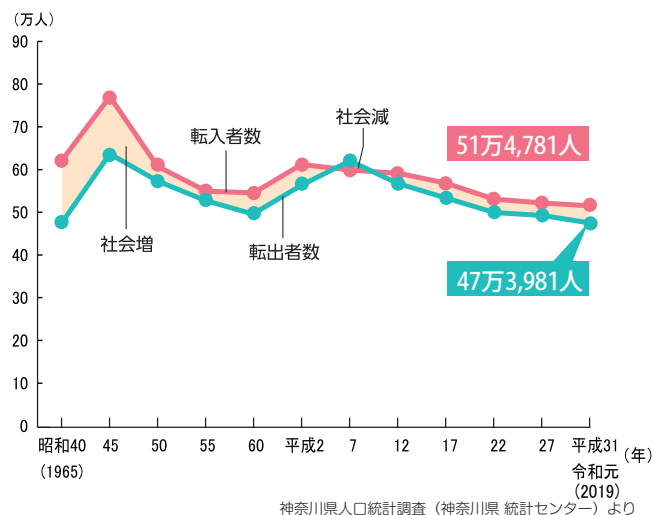
神奈川県都市計画基礎調査解析報告書 令和2年3月 (神奈川県 都市計画課) より

自然増減と社会増減の推移

人口の自然増減 (出生-死亡)



人口の社会増減 (転入-転出)



神奈川県人口統計調査 (神奈川県 統計センター) より

2 進む少子・高齢化

全国的に少子・高齢化社会が進む中、神奈川県でも人口構造が大きく変化してきており、人口ピラミッドは0～14歳人口の割合が少ない、いわゆるつぼ型になっています。

年齢3区分（0～14歳、15～64歳、65歳以上）の割合をみると、県全体では、全国と比較して少子・

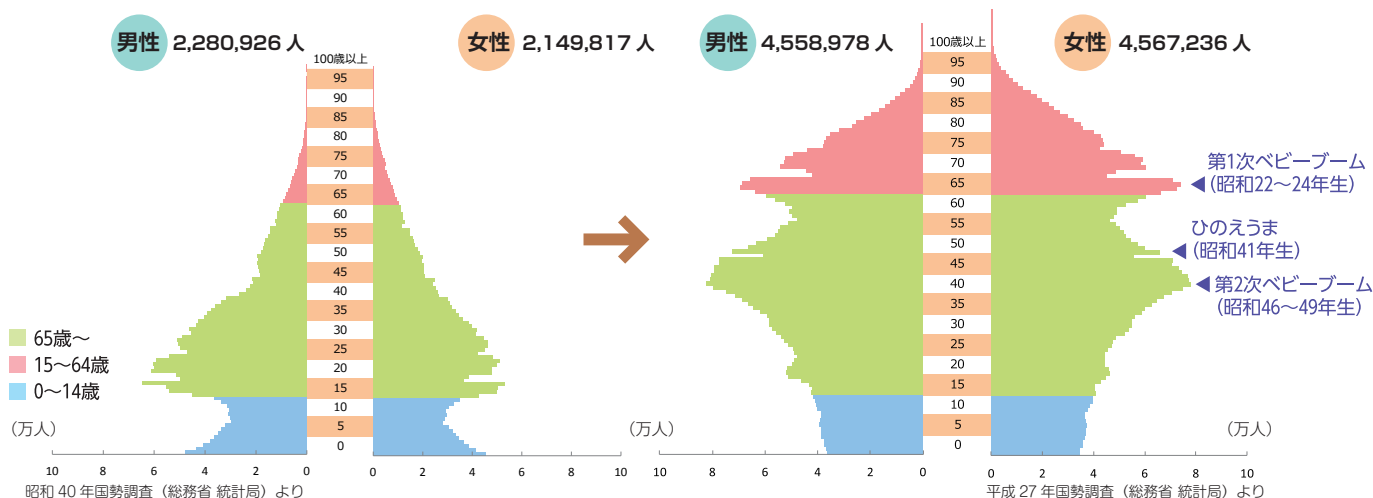
高齢化が緩やかに進行しており、2020（令和2）年の0～14歳の割合は約12%、65歳以上の割合は約25%となっています。

年齢3区分（0～14歳、15～64歳、65歳以上）の割合を地域別にみると、三浦半島と県西地域で65歳以上の割合が3割以上と高くなっています。

人口ピラミッド

1965(昭和40)年10月1日現在

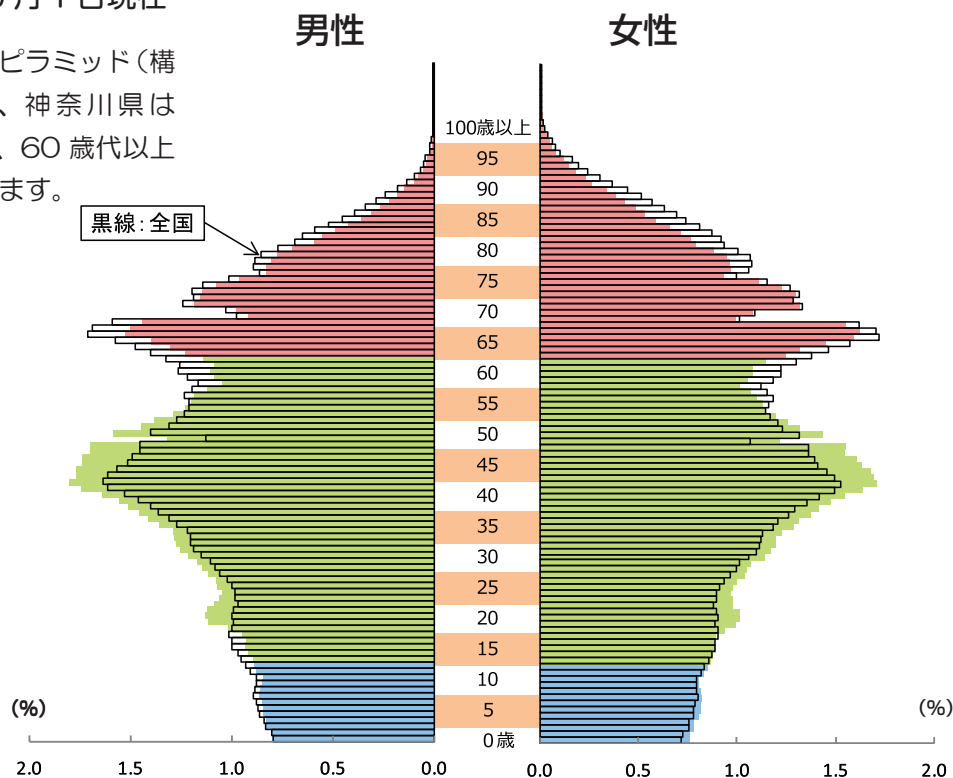
2015(平成27)年10月1日現在



全国との対比

2015(平成27)年10月1日現在

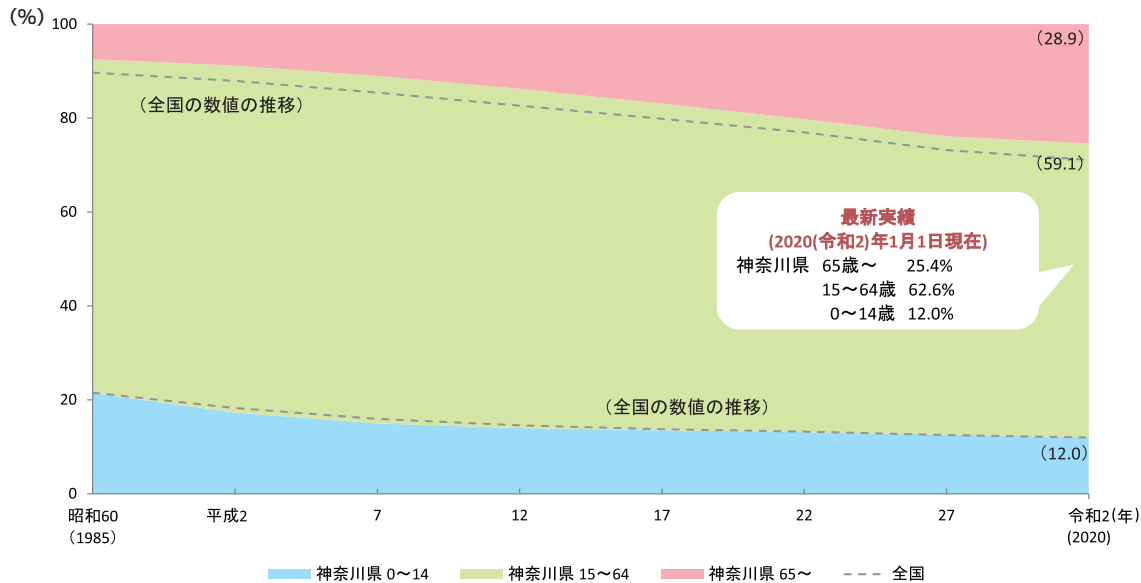
神奈川県と全国の人口ピラミッド（構成比）で比較すると、神奈川県は20～40歳代が高く、60歳代以上の割合が低くなっています。



平成27年国勢調査（総務省 統計局）より

少子・高齢化の進行

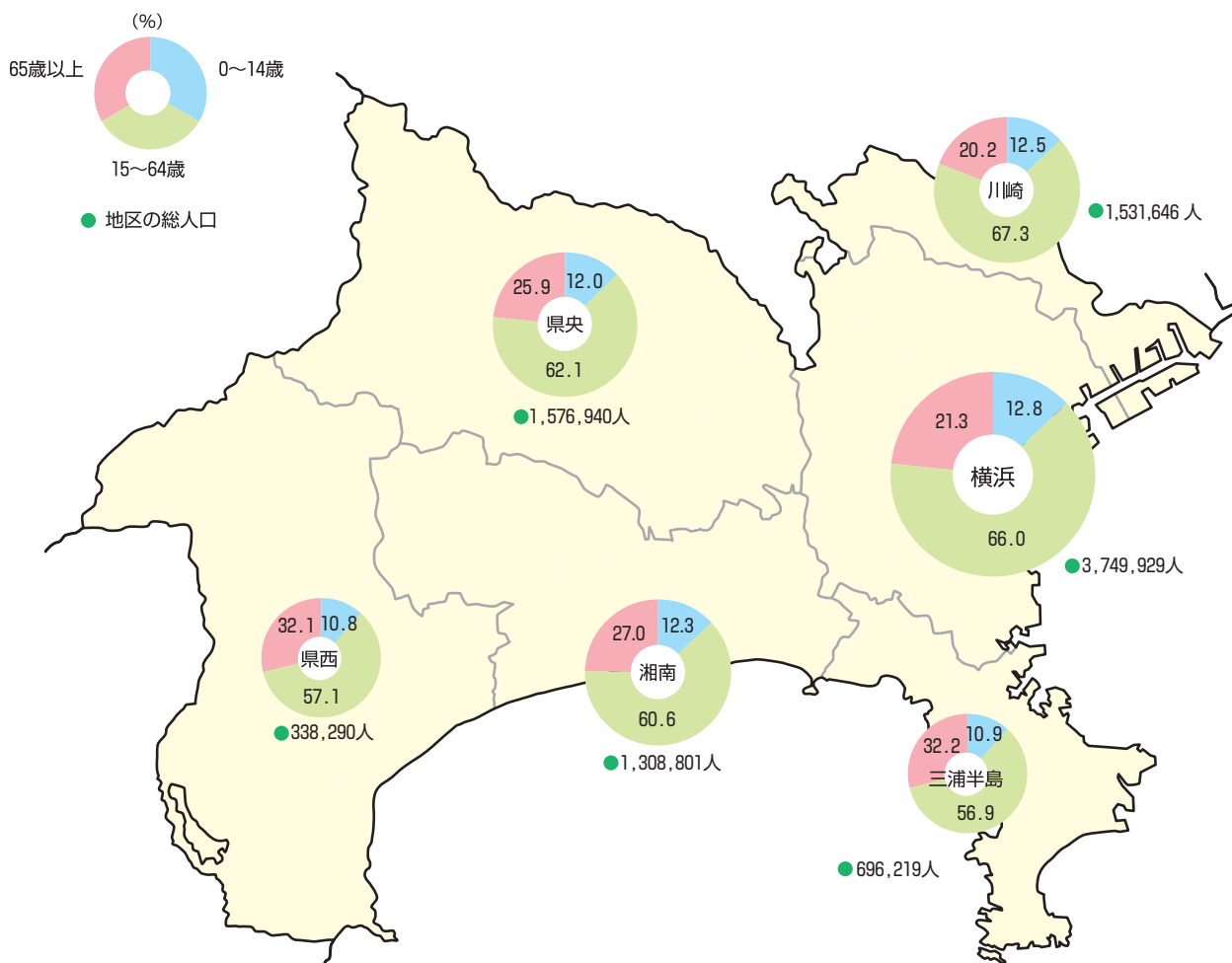
年齢（3区分別）割合の推移（神奈川県）



神奈川県年齢別人口統計調査結果（神奈川県統計センター）
国勢調査（総務省統計局）
日本の将来推計人口（平成29年4月推計）（国立社会保障・人口問題研究所）より

地域別人口の年齢（3区分別）割合

2020(令和2)年1月1日現在



神奈川県年齢別人口統計調査（令和2年統計表）（神奈川県統計センター）より

③ 格差がみられる地域別人口

東京圏の人口の動きは、2005（平成17）年から2010（平成22）年、2010（平成22）年から2015（平成27）年ともに、東京圏外縁部において人口が減少している地域が広がっています。

神奈川県は総人口は増加傾向が続いているものの、地域別にみると既に人口減少が始まっている地域もあります。

県内では、2010（平成22）年から2015（平成27）年には、東京都に隣接する川崎市や横浜北部な

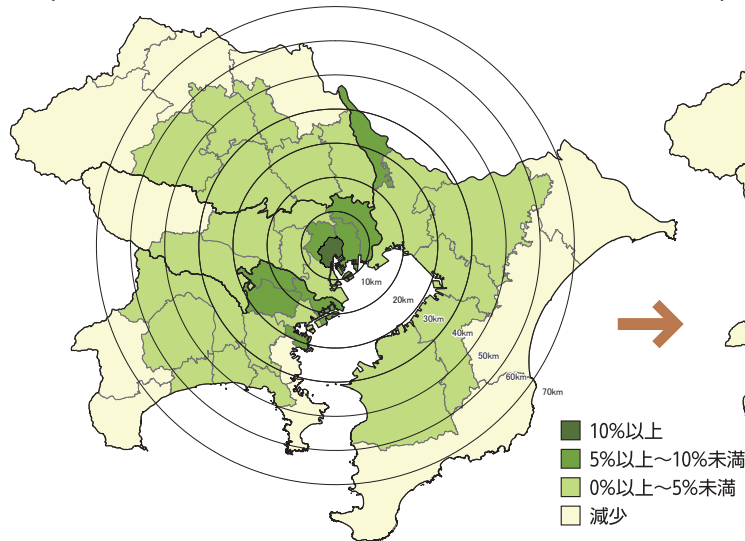
どにおいて人口増加を示していますが、人口増加率が低くなった地域が多くなっています。一方、県西地域や県央地域西部、三浦半島、横浜南部などで人口が減少している地域がみられます。

少子高齢化の進行は、県内で一様ではなく、地域による格差があります。現在、65歳以上の人口割合が高い市町村や14歳以下の若年層の人口割合が低い市町村は、県西地域、三浦半島などにみられます。

このように県内でも地域ごとに人口の状況は異なっています。

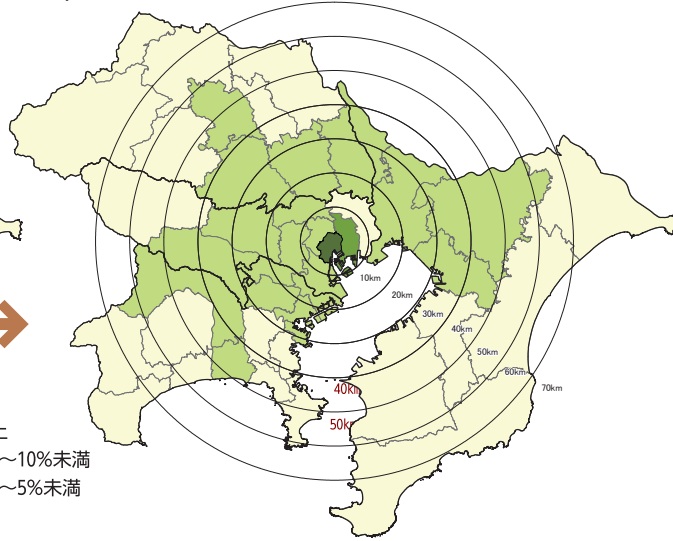
東京圏の人口増加率

2005（平成17）年～2010（平成22）年
全県：2.9%



$$*人口増加率 = \frac{\text{平成22年人口} - \text{平成17年人口}}{\text{平成17年人口}} \times 100(\%)$$

2010（平成22）年～2015（平成27）年
全県：0.9%

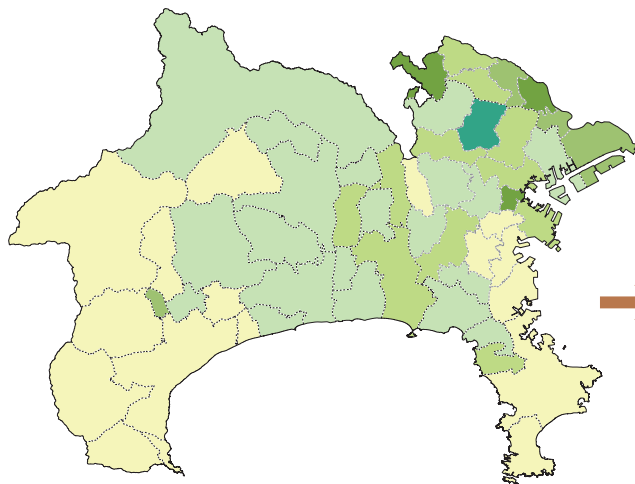


$$*人口増加率 = \frac{\text{平成27年人口} - \text{平成22年人口}}{\text{平成22年人口}} \times 100(\%)$$

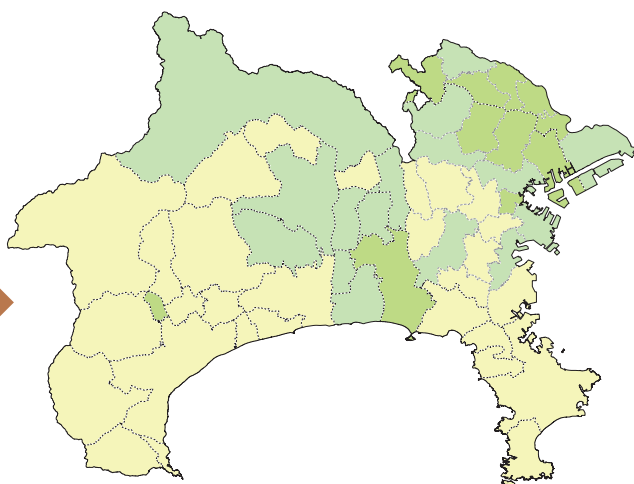
都市計画基礎調査解析報告書 令和2年3月（神奈川県 都市計画課）より

市区町村別の人口増加率

2005（平成17）年～2010（平成22）年
全県：2.9%



2010（平成22）年～2015（平成27）年
全県：0.9%

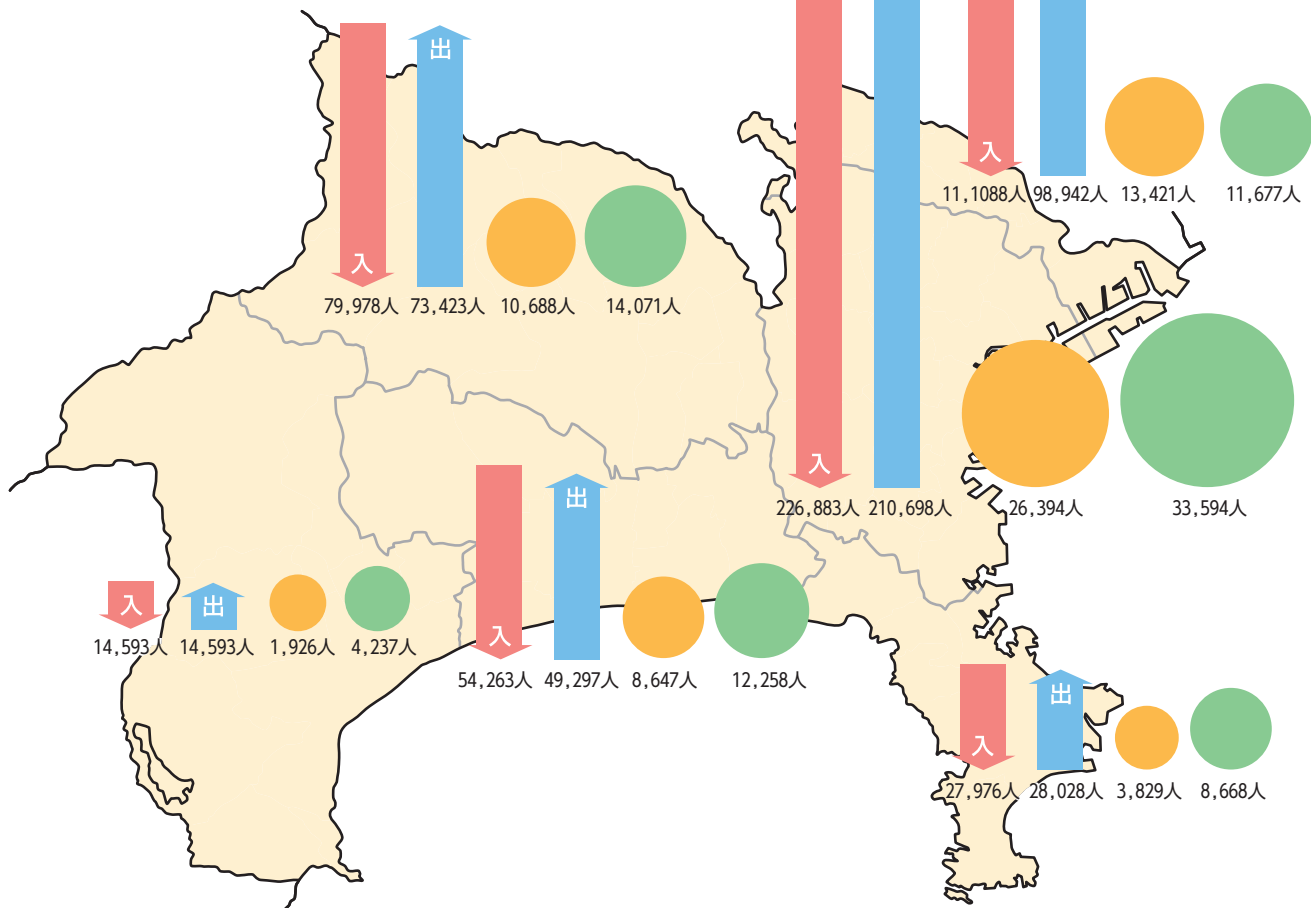


■ 12%以上～ ■ 9%以上～12%未満 ■ 6%以上～9%未満 ■ 3%以上～6%未満 ■ 3%未満 ■ 減少

都市計画基礎調査解析報告書 令和2年3月（神奈川県 都市計画課）より

県東部で多い人口増減

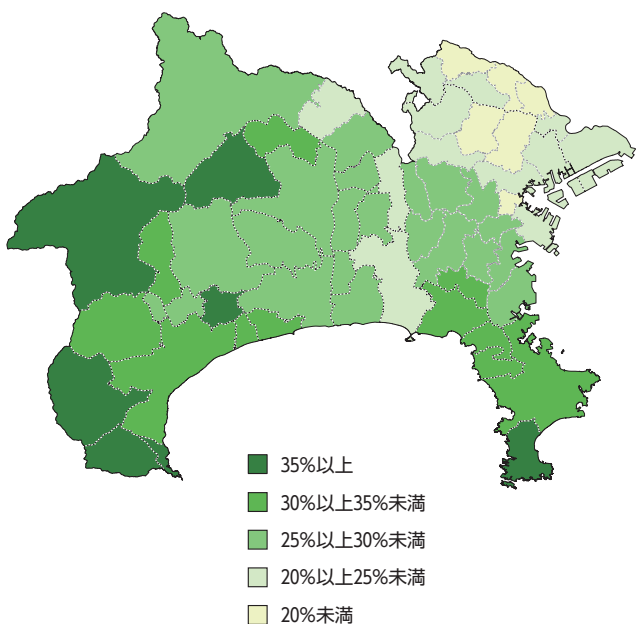
2019(平成31・令和元)年中



神奈川県人口統計調査(神奈川県統計センター)より

市区町村別の65歳以上の人口割合

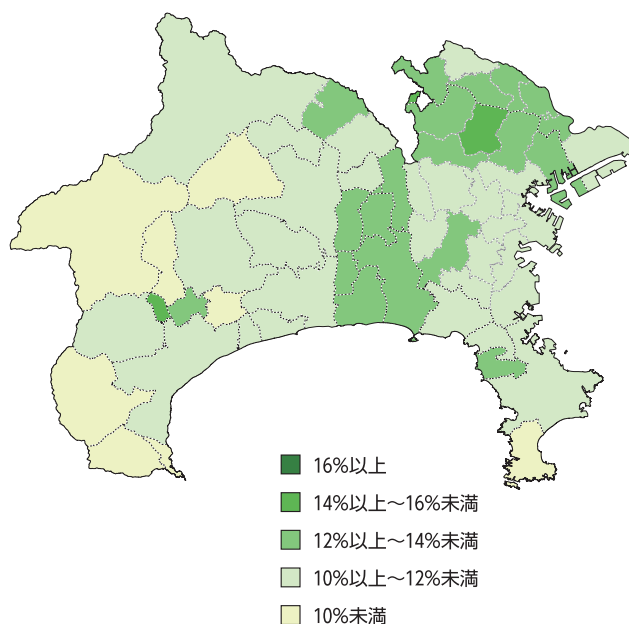
2020(令和2)年1月1日現在



神奈川県年齢別人口統計調査(神奈川県統計センター)より

市区町村別の14歳未満の人口割合

2020(令和2)年1月1日現在



神奈川県年齢別人口統計調査(神奈川県統計センター)より

02 市街化の動向

1 土地利用現況

本県の市街地の状況を住宅系、工業系、商業系について概観すると、住居系用地は、県東部の横浜・川崎エリアから南に続く丘陵部や藤沢・茅ヶ崎エリア、また相模川以東の台地を中心に分布し、住宅用地率は、横浜市南区で50%を超えています。

県東部の東京湾に面した臨海部では南北の帯状に工業用地が連続しており、工業用地率は川崎市川崎区などで高くなっています。

商業系用地は、鉄道駅周辺や幹線道路沿いに広がっており、商業・業務用地率は、横浜駅のある横浜市西区が第1位となっています。

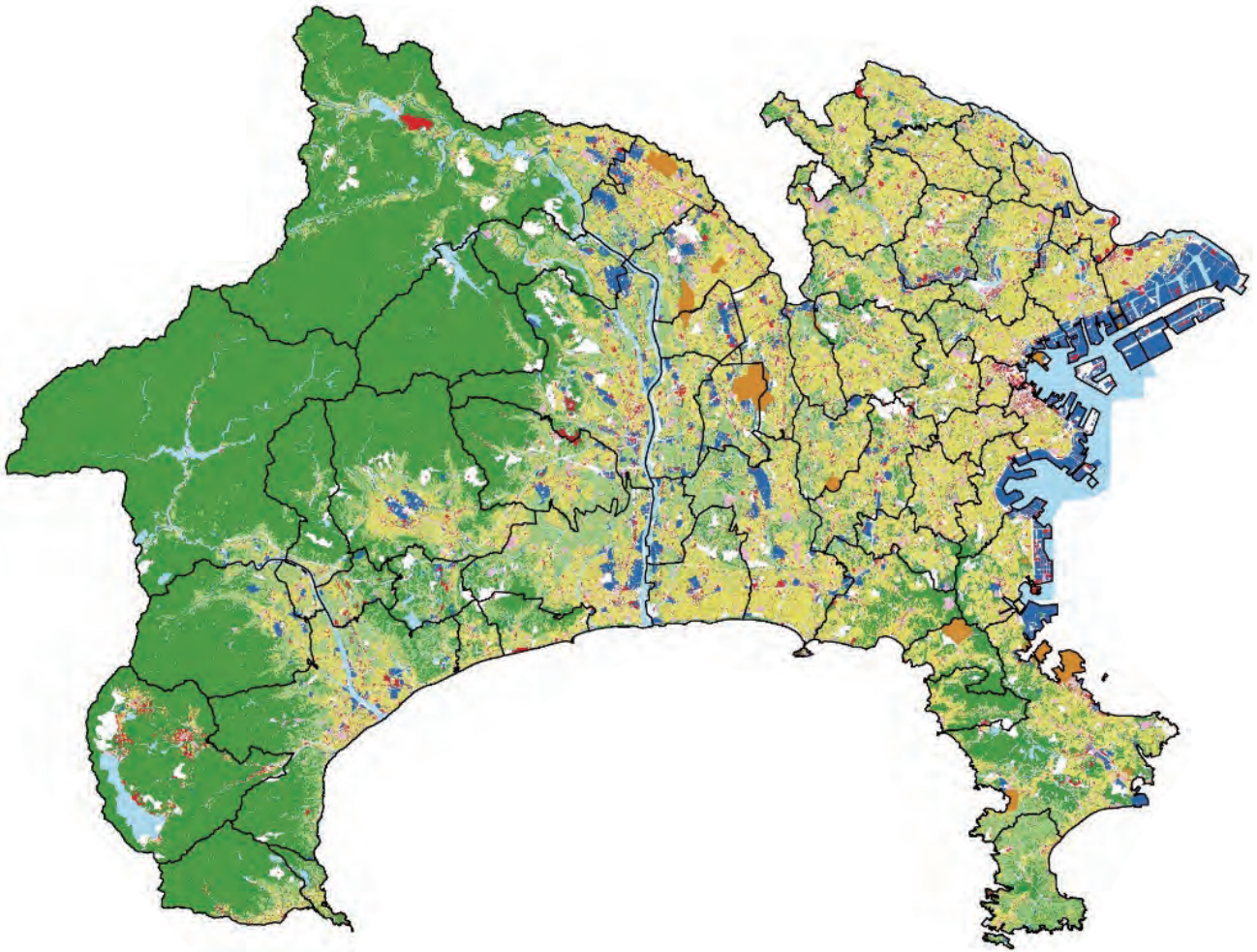
農地は、三浦半島と相模川や酒匂川沿いの平野に多く分布しています。

相模湖から南西方面、丹沢山地、箱根山地を経て芦ノ湖までは、山林を中心とする自然的な土地利用となっています。

神奈川県は、広大な市街地と山、川、海の変化に富んだ自然環境を併せ持っています。

土地利用現況

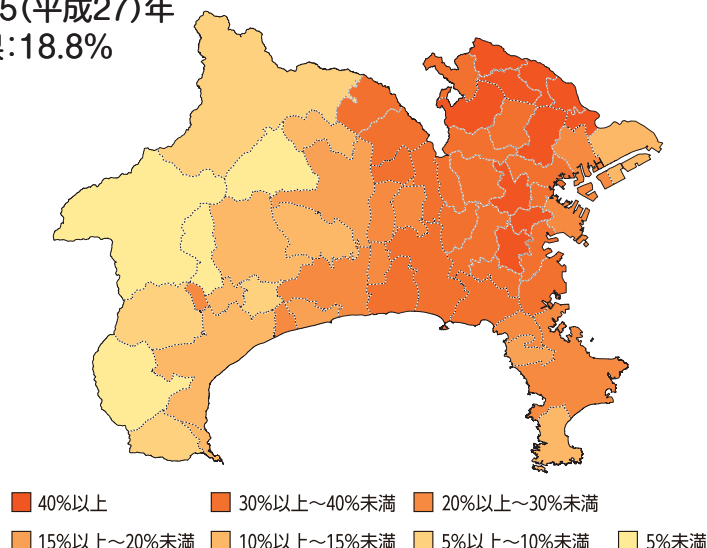
2015(平成 27)年



- | | |
|--|---|
| ■ 山林 …………… 平坦地山林、傾斜地山林 | ■ 公共用地等 …… 公共用地、文教・厚生用地 |
| ■ 農地 …………… 田、畑等 | ■ 工業用地等 …… 重化学工業用地、軽工業用地、運輸施設用地、供給処理施設用地 |
| ■ 河川・水面 …… 河川、水面、水路、荒地、海浜、河川敷 | ■ 防衛用地 …… 防衛用地 |
| ■ 住居系用地 …… 住宅用地、集合住宅用地、併用住宅用地、併用集合住宅用地 | □ オープンスペース・その他の空地 …… 広場・運動場等用地、その他の空地、道路用地、鉄道用地 |
| ■ 商業系用地 …… 業務施設用地、商業用地、宿泊娯楽施設用地 | |

住宅用地率（総面積に占める住居系用地面積の割合）

2015(平成27)年
全県:18.8%



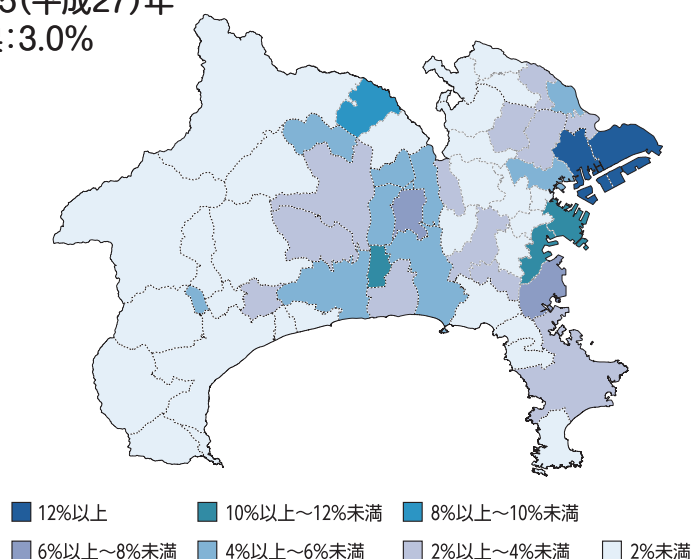
住宅用地率 BEST5

1. 横浜市南区 53.6%
2. 横浜市港南区 49.2%
3. 川崎市宮前区 45.4%
4. 川崎市中原区 43.7%
5. 横浜市青葉区 42.8%

神奈川県都市計画基礎調査解析報告書 令和2年3月
(神奈川県 都市計画課) より

工業用地率（総面積に占める重化学工業・軽工業用地面積の割合）

2015(平成27)年
全県:3.0%



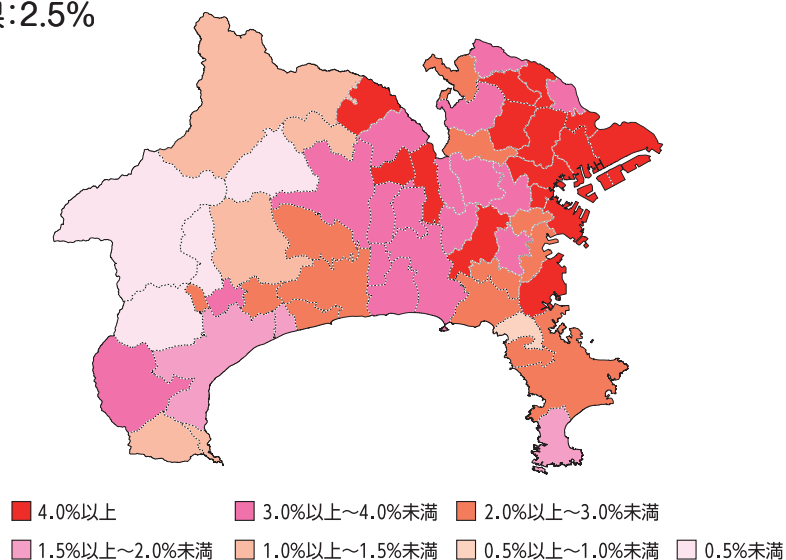
工業用地率 BEST5

1. 川崎市川崎区 33.5%
2. 横浜市鶴見区 18.8%
3. 横浜市磯子区 11.7%
4. 横浜市中区 10.8%
5. 寒川町 10.3%

神奈川県都市計画基礎調査解析報告書 令和2年3月
(神奈川県 都市計画課) より

商業・業務用地率（総面積に占める商業系用地面積の割合）

2015(平成27)年
全県:2.5%



商業・業務用地率 BEST5

1. 横浜市西区 13.9%
2. 川崎市幸区 9.2%
3. 横浜市中区 7.4%
4. 横浜市都筑区 6.9%
5. 横浜市川崎区 5.7%

神奈川県都市計画基礎調査解析報告書 令和2年3月
(神奈川県 都市計画課) より

2 人口集中地区の推移

高度経済成長期の急激な人口増加にともない、人口集中地区（DID）は広がりました。人口集中地区の変遷をたどると、神奈川県都市化がどのように進んだかを知ることができます。

1960（昭和35）年の人口集中地区は、横浜や川崎を中心に東京湾に面した地域と相模湾に面した既成市街地、および大規模新開発地などに分布しています。

1970（昭和45）年代以降、人口集中地区は横浜南部、川崎北部、相模川の東側へ、また、1980（昭和55）年代以降は相模川の西側や秦野へと広がりました。

1990（平成2）年代以降も、人口集中地区は拡大を続けますが、その速度は緩やかになり、2015（平

成27）年には縮小に転じています。

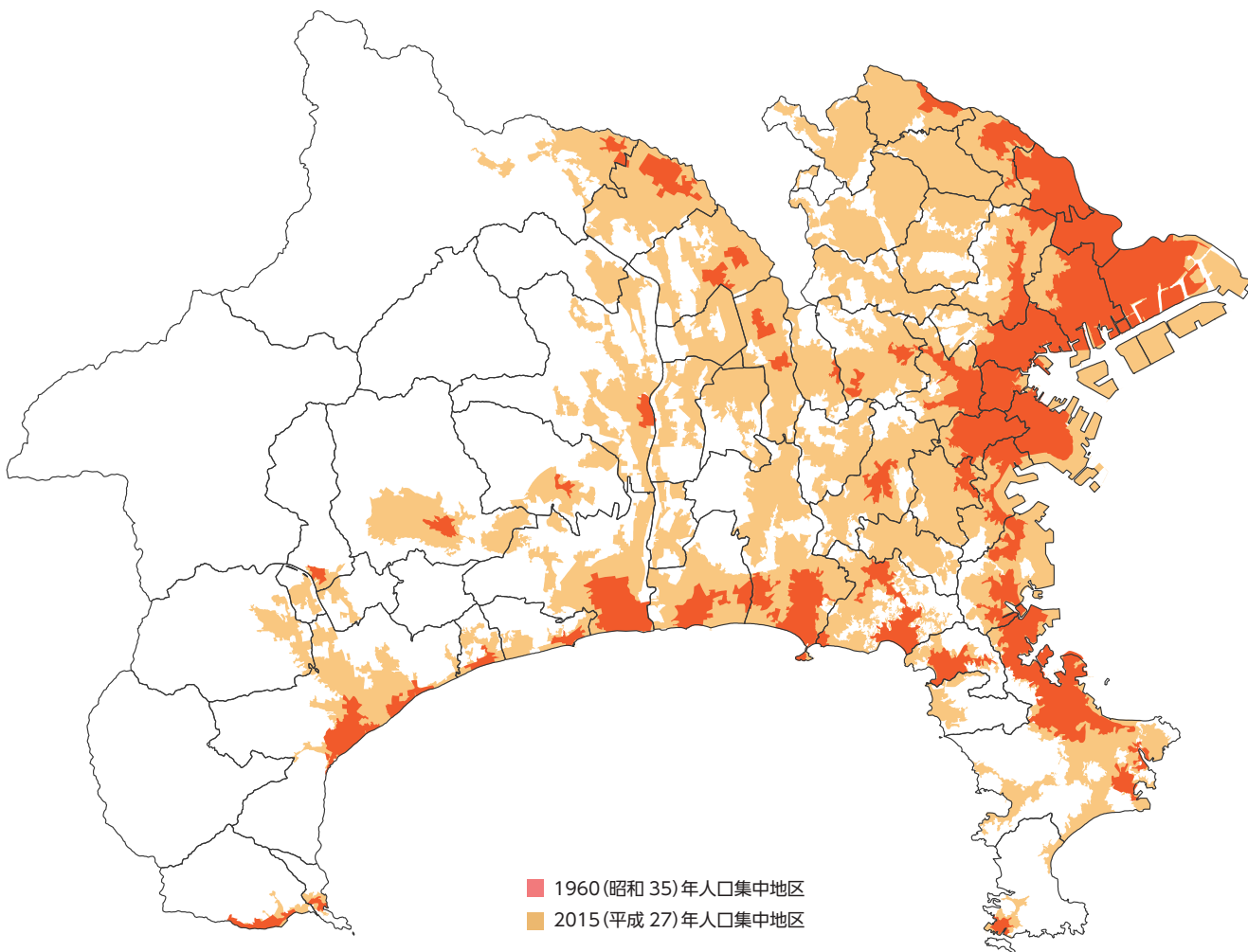
人口集中地区の人口密度は1965（昭和40）年から1980（昭和55）年にかけて低下傾向にありましたが、1985（昭和60）年以降に再び上昇傾向に転じました。横浜市西区、南区、川崎市幸区・中原区では140人/haを上回り、既成市街地での人口集積傾向がみられます。

人口集中地区（DID：Densely Inhabited District）

都市的地域を実態的に把握するため、国勢調査に導入された人口を指標とする単位。人口密度40人/ha以上の調査区が一体として人口5,000人以上にまとまっている地域をいいます。

1955（昭和30）年前後、全国で大規模な市町村合併が進み市部、郡部といった行政単位による都市的地域、農村的地域の判別が困難となったため、新たに都市的地域であることを示す指標として国勢調査の調査区を単位とし人口密集度を主とする判定を行うことになり、1960（昭和35）年に「人口集中地区」が設定されました。

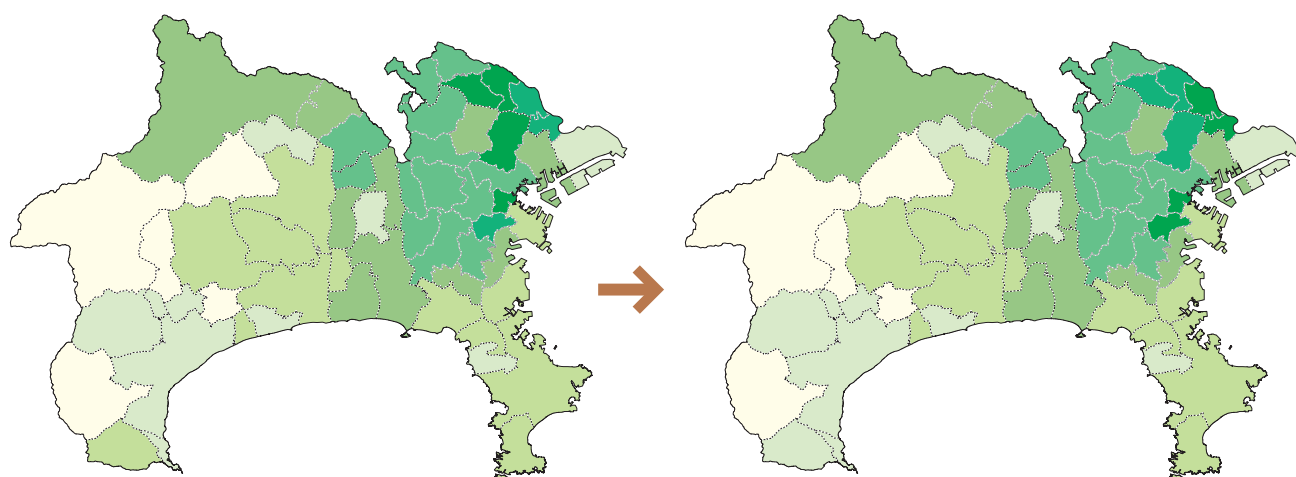
人口集中地区（DID）の変化



DID 人口密度の変化

2010(平成22)年 全県:89.8人/ha

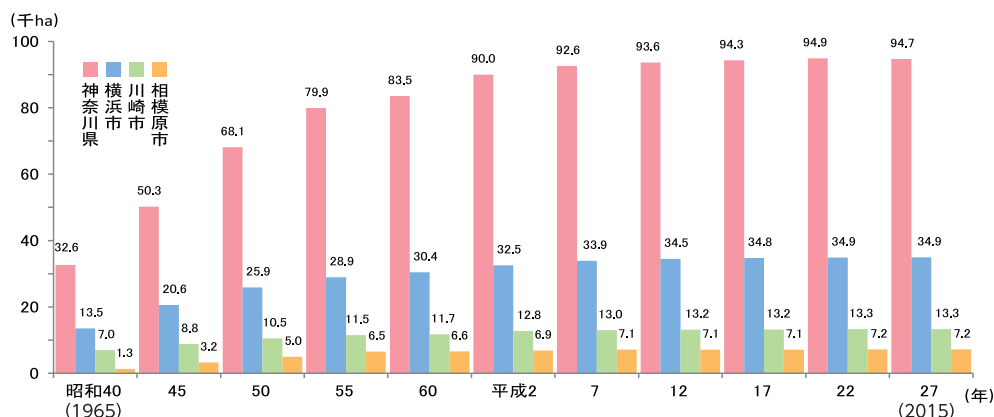
2015(平成27)年 全県:91.0人/ha



神奈川県都市計画基礎調査解析報告書 令和2年3月(神奈川県 都市計画課)より

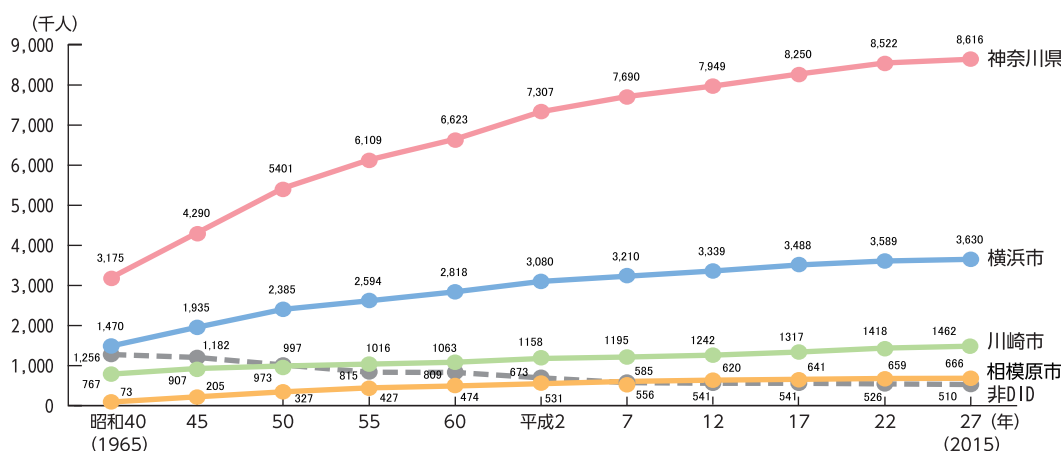
DID 面積と人口の推移

DID 面積



神奈川県都市計画基礎調査解析報告書 令和2年3月(神奈川県 都市計画課)より

DID 人口



神奈川県都市計画基礎調査解析報告書 令和2年3月(神奈川県 都市計画課)より

神奈川県的人口集中地区面積について、石油ショックが終焉した1985(昭和60)年と1965(昭和40)年と比較すると、2.56倍、8万ヘクタールを超え、20年間に県の市街地が急速に拡大したことを示しています。その後DID地区面積は緩やかに拡大し続けました。しかし、2010(平成22)年～2015(平成27)年の変化は0.2%の減少と、1965(昭和40)年以降初めて人口集中地区面積が縮小しています。

1965(昭和40)年には97.3人/haであった人口集中地区の人口密度は低減し、2005(平成17)年には87.5人/haとなり、その後2010(平成22)年には89.8人/ha、2015(平成27)年には91.0人/haと人口密度が再度上昇しています。

3 土地の利用と建物の建設のルール

都市計画法では、多くの人が住み、働き、学び、憩う場である一体の都市として、総合的に整備、開発、および保全する必要がある区域として、都市計画区域を定めることとしています。神奈川県では、県土面積の8割以上の区域が都市計画区域となっています。

都市計画区域では、「区域区分（市街化区域と市街化調整区域の区分）」、「用途地域*」などの都市計画を定め、計画的で秩序ある土地利用や建築物の建設を誘導しています。

「区域区分」は、無秩序な市街化の拡大を防止し、効率的な都市基盤整備を図るために、優先的かつ計画的に市街化を図るべき市街化区域と市街化を抑制すべき市街化調整区域に分け（「線引き」という）ています。神奈川県では県土面積の4割弱（都市計画区域の5割弱）が市街化区域、3割強（都市計画区域の4割弱）が市街化調整区域となっています。

区域区分を行う都市計画区域（線引き都市計画区域）内の市街化区域及び区域区分を行わない都市計

画区域（非線引き都市計画区域）の一部では、「第一種低層住居専用地域」や「工業専用地域」など13種類の「用途地域」を定めており、種別に応じて建築物の用途や規模などを制限しています。

神奈川県における用途地域区分をみると、住居系用途が約73%、商業系用途地域が約8%、工業系用途が約19%となっています。全国的にみると、神奈川県は住居系用途の占める割合が大きく（全国は2019（平成31）年で約67%）、工業系用途の占める割合は小さく（全国は約25%）となっています。

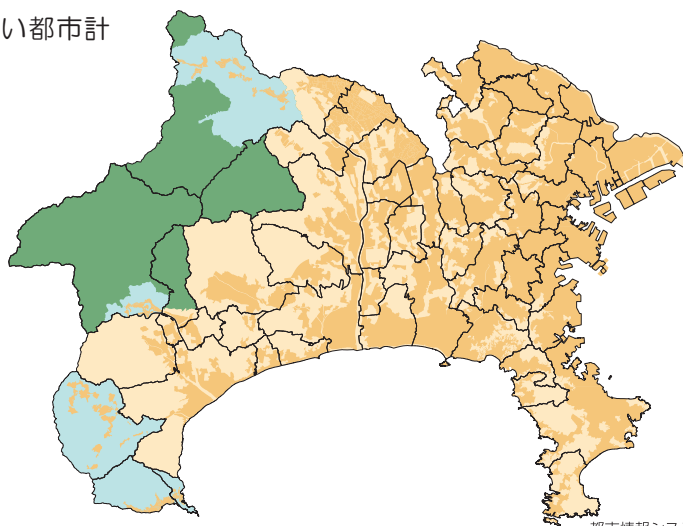
また、都市計画区域内の市街化調整区域や都市計画区域外においても、地域の特性に応じて、用途地域の指定や建築物の形態制限（建ぺい率、容積率等）を行っています。

*用途地域…都市機能の維持増進、住環境の保護等を目的とした土地の合理的利用を図るため、建築物の用途や建ぺい率、容積率、高さなどの形態に一定の制限を行う制度です。

都市的土地利用規制

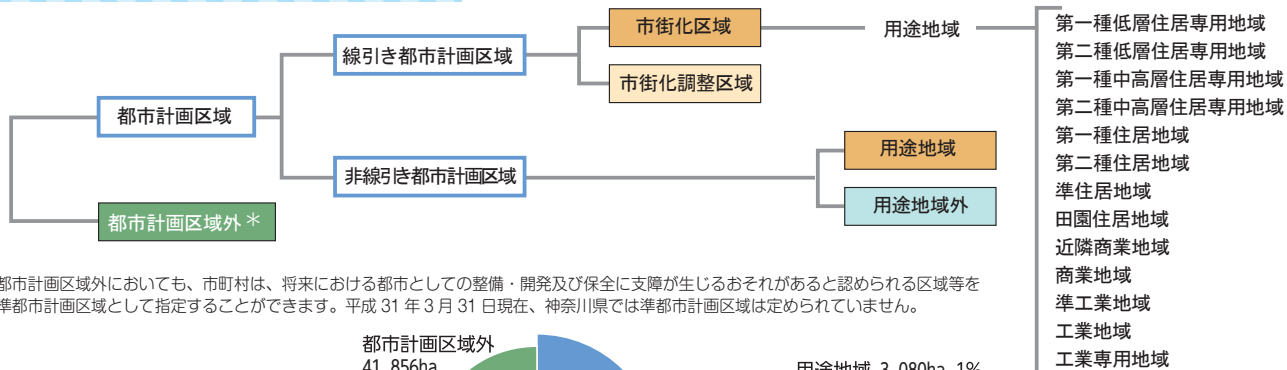
2019(平成31)年4月1日現在

- 市街化区域
非線引きで用途地域指定区域
- 市街化調整区域
- 非線引きで用途地域指定区域外
- 都市計画区域外



都市情報システムデータより

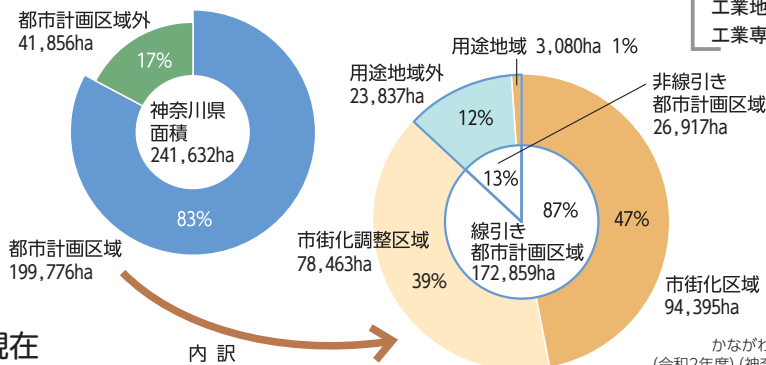
都市的土地利用のしくみ



* 都市計画区域外においても、市町村は、将来における都市としての整備・開発及び保全に支障が生じるおそれがあると認められる区域等を準都市計画区域として指定することができます。平成31年3月31日現在、神奈川県では準都市計画区域は定められていません。

都市的土地利用規制面積区分

2020(令和2)年4月1日現在



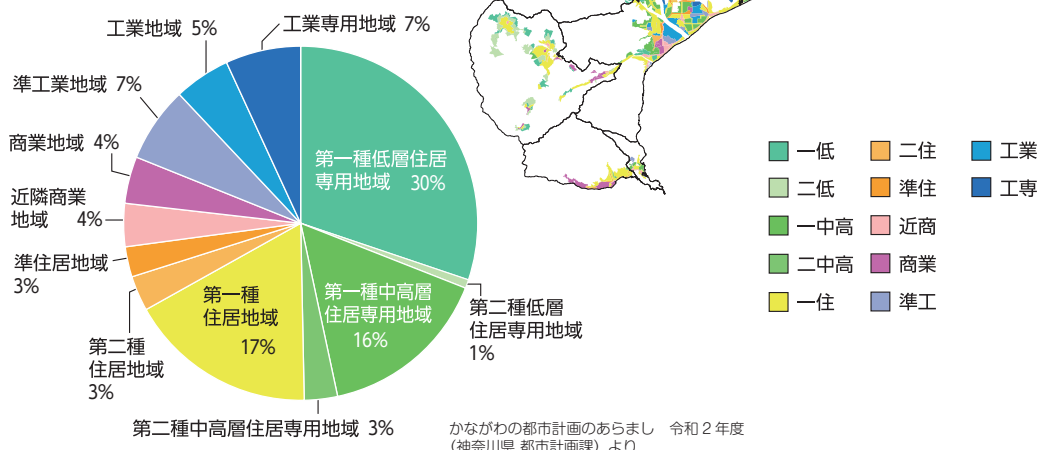
かながわの都市計画のあらまし (令和2年度) (神奈川県 都市計画課) より

用途地域

市街化区域および 非線引き都市計画区域での 用途地域指定状況

2019(平成31)年4月1日現在

市街化区域の用途地域面積比 2020(令和2)年4月1日現在



都市情報システムデータより



低層住宅のための地域です。小規模なお店や事務所をかねた住宅や、小中学校などが建てられます。



主に低層住宅のための地域です。小中学校などのほか、150㎡までの一定のお店などが建てられます。



中高層住宅のための地域です。病院、大学、500㎡までの一定のお店などが建てられます。



主に中高層住宅のための地域です。病院、大学などのほか、1,500㎡までの一定のお店や事務所など必要な利便施設が建てられます。



住居の環境を守るための地域です。3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられます。



主に住居の環境を守るための地域です。店舗、事務所、ホテル、カラオケボックスなどは建てられます。



道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。



農業と調和した低層住宅の環境を守るための地域です。住宅に加え、農産物の直売所などが建てられます。



まわりの住民が日用品の買物などをするための地域です。住宅や店舗のほか、小規模の工場も建てられます。



銀行、映画館、飲食店、百貨店などが集まる地域です。住宅や小規模の工場も建てられます。



主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域です。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられません。



どんな工場でも建てられる地域です。住宅やお店は建てられますが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。



工場のための地域です。どんな工場でも建てられますが、住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

かながわの都市計画のあらまし 令和2年度 (神奈川県 都市計画課) より

03 住宅と世帯

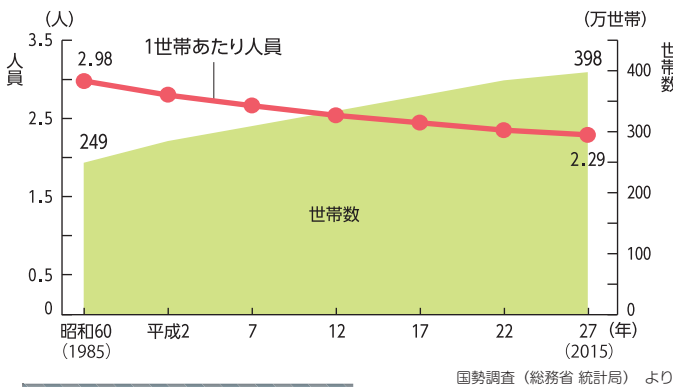
1 世帯の動向

2015（平成27）年10月現在の神奈川県は約913万人、世帯数約398万世帯、1世帯あたり人員は2.29人となっています。

1985（昭和60）年と2015（平成27）年を比べると、この30年間で世帯数はおよそ1.6倍に増えているのに対し、1世帯あたり人員は約0.7人減少しています。家族構成を比較してみると、2015（平

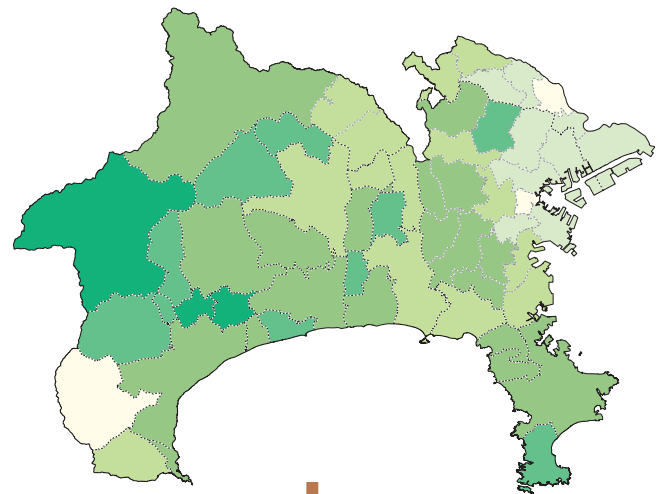
成27）年と25年前の1990（平成2）年では、「子どもがいる世帯」や三世代同居などの「核家族以外の親族世帯」の割合が減り、「夫婦のみの世帯」や「単独世帯」の割合が増えていることがわかります。東京圏の1世帯あたり人員の推移をみても同じような傾向が見られ、1995（平成7）年以降は4都県全

1世帯あたり人員と世帯数の推移

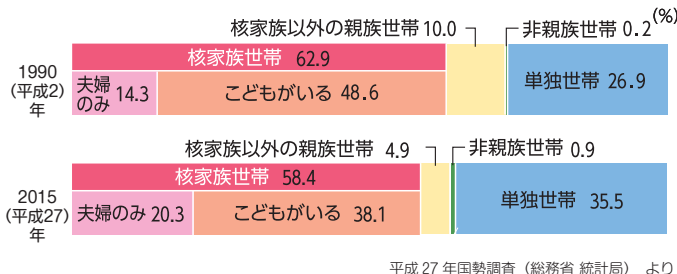


市区町村別1世帯あたり人員の変化

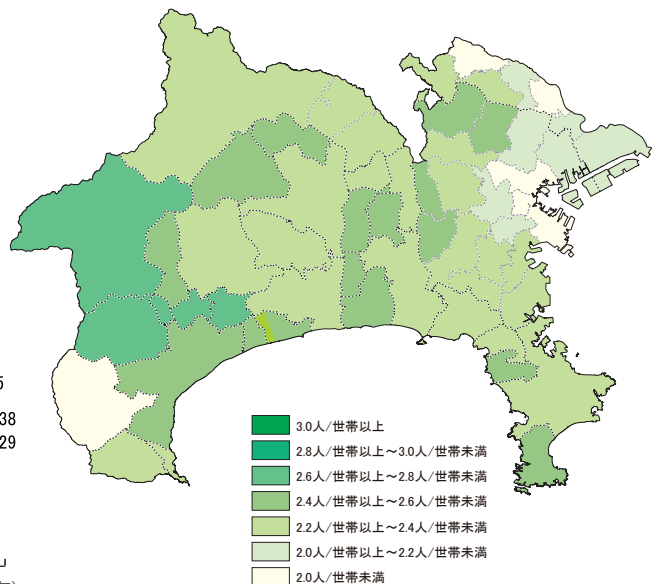
2010(平成22)年 全県:2.33人/世帯



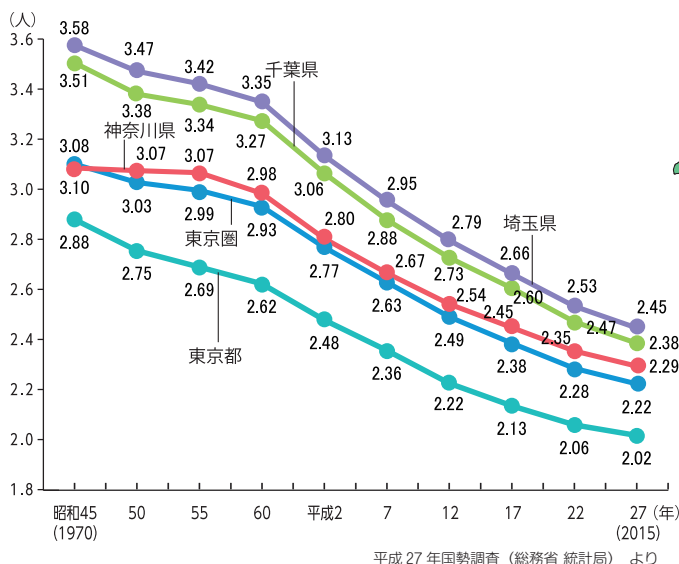
家族構成の変化



2015(平成27)年 全県:2.26人/世帯



東京圏の1世帯あたり人員の推移



神奈川県都市計画基礎調査解析報告書 令和2年3月（神奈川県 都市計画課）より

2 住宅の建て方・所有状況

住宅の建て方別構成をみると、共同住宅が半数を上回っており、一戸建がこれに次いでいます。

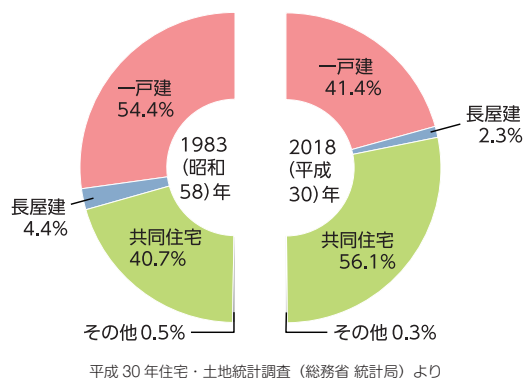
住宅の所有形態をみると、持ち家が半数を上回っています。1983（昭和 58）年に比べ 2018（平成 30）年では持ち家の割合は、増加し、借家の割合は減少しています。

持ち家と民間借家の県内の分布をみると、持ち家の多い地域は県西部と相模湾沿岸、三浦半島などで、

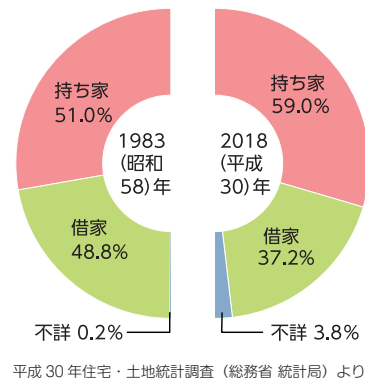
民間借家は県北東部、横浜や川崎などの大都市を中心に多いことがわかります。

県内の持ち家約 236 万戸のうち、建築基準法改正により新耐震基準が導入された 1981（昭和 56）年より前に建築された住宅は約 50 万戸（21.0%）です。このうち、耐震改修工事を行ったり、耐震診断を実施し耐震性の確保が確認された住宅は約 44 千戸（8.9%）です。

住宅建て方別変化

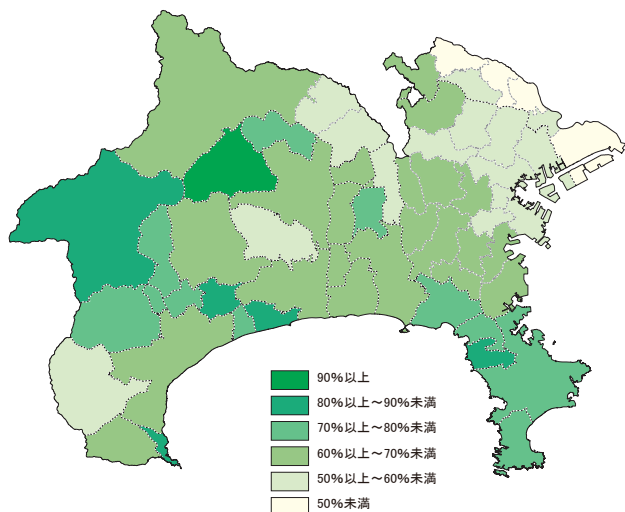


住宅所有形態別変化

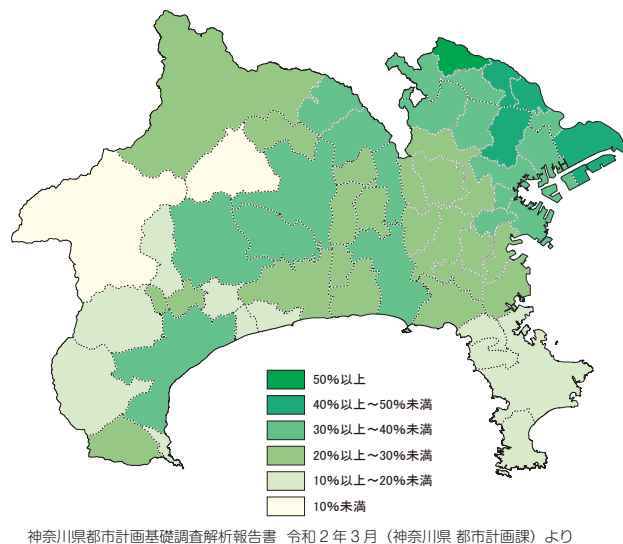


持ち家の多い地区、借家の多い地区

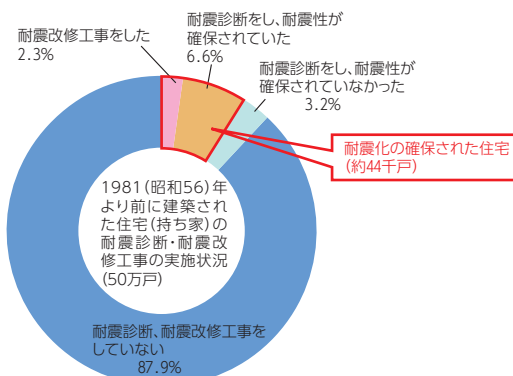
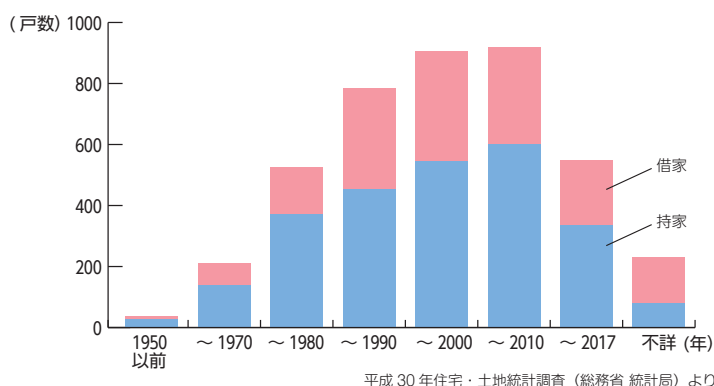
持ち家率 2015(平成27)年 全県:60.5%



民間借家率 2015(平成27)年 全県:31.4%



建築年度別住宅数



04 まちの面的整備

1 大規模な市街地整備の方法

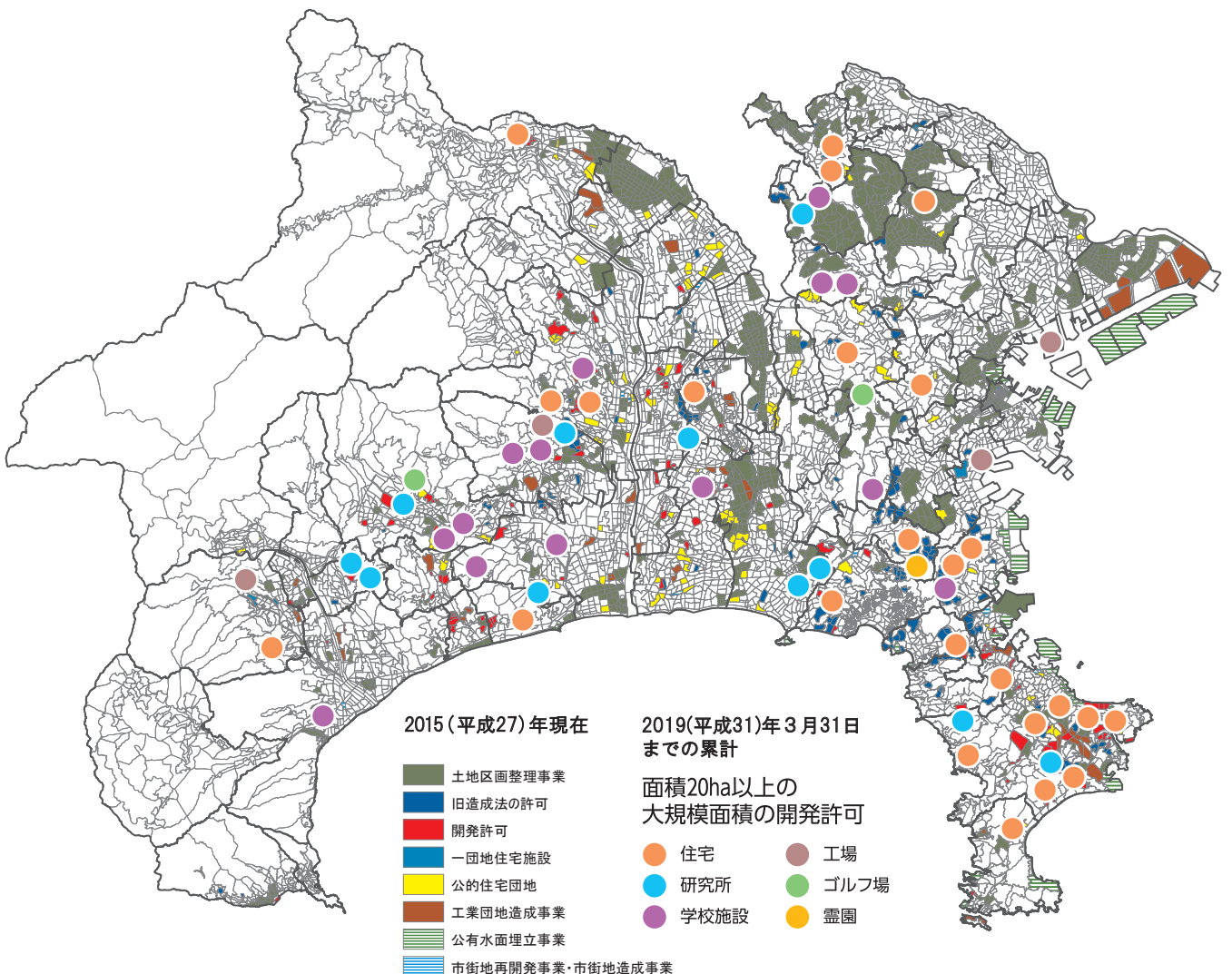
神奈川県では高度経済成長期に、急激に人口が増加しました。人口の急増とともに産業が集積し、既成市街地では道路・公園などの整備の遅れ、木造住宅の密集地域や住宅と工場の混在など、住環境の悪化や災害に弱い地域が発生しました。郊外部でも、ミニ開発などにより、無秩序な市街地が形成される例がみられました。

こうした課題に対し、道路や公園など基幹的な都市施設を一体的に整備して居住環境を改善し、計画的な市街地の形成を図るため、土地区画整理事業や

市街地再開発事業など、様々な事業手法が制度化されてきました。また、「線引き制度」と併せて、一定面積以上の開発行為にあらかじめ県知事の許可を義務づける開発許可制度により、水準の低い宅地造成を防止した市街地整備が行われてきました。

土地区画整理事業は、まちの面的整備の代表的な事業手法で、道路、公園などの公共施設整備とそれに伴う宅地や工業用地などの計画的な供給を目的としています。

大規模に面整備された地区の分布



*該当する事業の区域が小ゾーン面積の50%を超える場合に、その事業に該当するものとみなしています。

2 地区の整備

面的整備の主な方法には、市街地再開発事業、土地区画整理事業、特定土地区画整理事業、開発許可による宅地造成、新住宅市街地開発事業、公有水面埋立事業、一団地の住宅施設、工業団地造成事業、

流通業務団地造成事業などがあります。地区の整備を事業として実現する方法のほかに、都市計画として地区のルールを定める方法「地区計画」と、住民が地区のルールを作り、これを合意する方法「建築協定」があります。

地区計画

地区計画は 1980（昭和 55）年5月に創設されました。地区計画は、地区の特性に応じ、生活道路、公園などの地区施設と建築物の用途、形態、敷地などに必要な事柄を一体的、総合的に定め、その内容に沿っ

た建築行為や開発行為を誘導、規制する方法です。

県内では、横浜市の能見台地区で最初に定められ、2020（令和 2）年4月1日現在、458 地区で定められています。

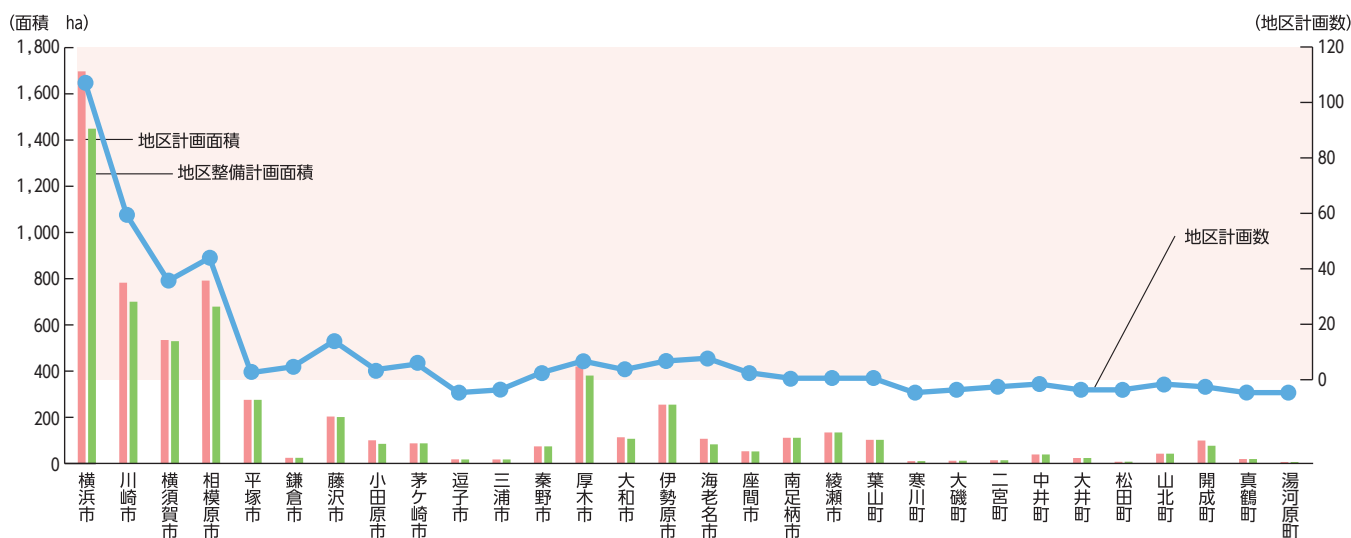
かながわの都市計画のあらまし（令和 2 年度）、神奈川県都市整備年報 2019（神奈川県 都市計画課）より

地区計画の区域内における制限の特例

- 誘導容積型……地区整備計画で、公共施設未整備段階の暫定容積率と公共施設整備後の目標容積率を明示し、土地の有効高度利用を誘導
- 容積適正配分型…用途地域の指定容積範囲内で、地区計画区域内の容積を配分し、土地の合理的利用を促進し良好な環境形成や保護を図る
- 高度利用型……適正な配置・規模の公共施設を備えた土地の区域について、容積率の最高・最低限度、建ぺい率の最高限度、建築面積の最低限度等を定め、道路に接し有効空地を確保し容積率制限、斜線制限を適用除外、高度利用と都市機能の更新を図る
- 用途別容積型……都心周辺部等の住商併存地域で住宅供給促進のため、住宅を設けた場合に、容積率を緩和する
- 街並み誘導型……区域の特性に応じた街並みを誘導しつつ、土地の合理的かつ健全な有効利用の推進及び良好な環境の形成を図る
- 立体道路制度……道路の上空又は路面下において建築物等の建築又は建設を行うことで、良好な市街地環境を確保しつつ、適正かつ合理的な土地利用を促進する
- 地区計画農地保全条例制度…まとまった農地が住宅と混在し、居住環境を形成している地域において、農業と調和した良好な居住環境を確保するため、きめ細やかに地区内のルールを定めることができる

地区計画の決定状況

2016(平成28)年 3 月 31 日現在



平成 27 年 都市計画基礎調査 神奈川県都市整備年報 2016（神奈川県 都市計画課）より

建築協定

建築協定は、市町村の条例で定められた対象地域内で、地区の特徴、特性を保ち、さらに強化しようとする住民が、自主的に建築制限を取り決め、これを運営しようとする際に、建築基準法の一般的な制限を上回る協定として、地区の土地所有者全員の合

意のもとに取り決めるものです。建築協定の制度は 1950（昭和 25）年、建築基準法とともに発足し、県内では、横浜市の福富町通建築協定が最初で、2019（令和元）年 11 月現在、414 地区で協定が締結されています。

神奈川県都市整備統計年報 2019（神奈川県 都市計画課）より

05 生活基盤

1 上水道

神奈川県の水道には県企業庁（県営水道）のほか、横浜、川崎、横須賀各市の水道局や、市営、町営の上水道、簡易水道があります。これらをあわせた全县の水道普及率は2018（平成30）年度末で99.9%に達しています。神奈川県全体での給水量（平成30年度）を用途別にみると、生活用が最も多く、ついで業務・営業用が続きます。給水量全体は1995（平成7）年度をピークに減少傾向にあります。また、給水量が最も多い生活用は微減傾向となっています。

神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市の4水道局へは神奈川県内広域水道企業団から水が供給されており、その原水は、相模川水系と酒匂川水系から取水しています。川の取水堰から採取された用水は、様々な工程を経て浄化され、水道水として利用されています。水の安定的供給と発電を目的に、川の上流にはダムが建設され、相模川水系の宮ヶ瀬ダム、城山ダム、相模ダム、酒匂川水系の三保ダムなどがあります。貯水量では宮ヶ瀬ダムの18,300万m³が最大です。

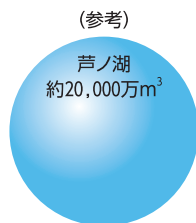
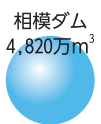
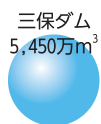
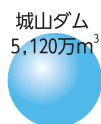
広域水道施設と用水供給



神奈川県内広域水道企業団 HP より

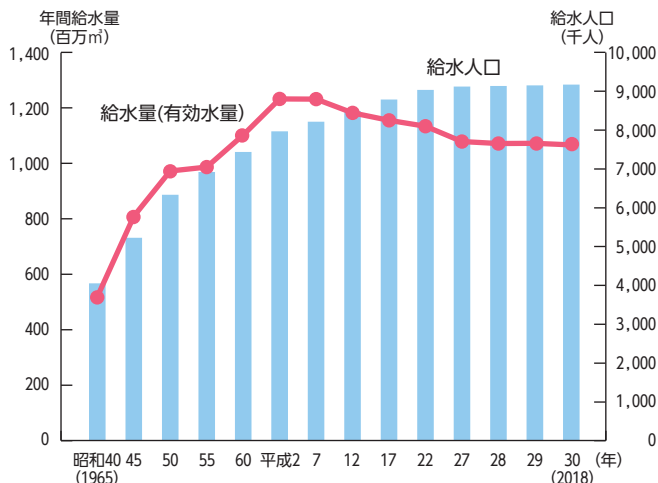
主なダムの有効貯水容量

2020(令和2)年現在



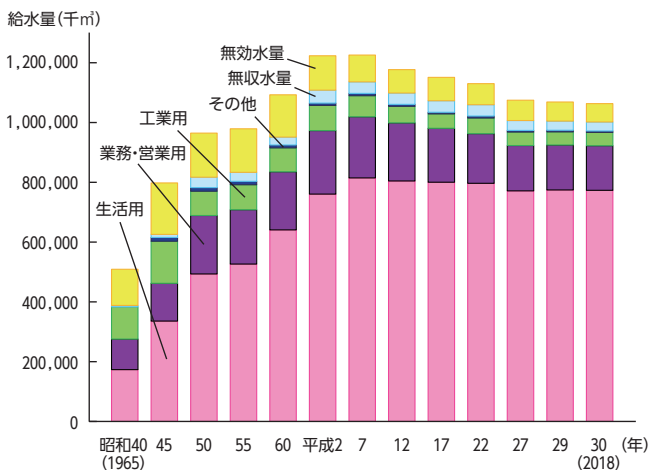
平成30年度神奈川県の水道（神奈川県 生活衛生課）より

給水量及び給水人口の推移



平成30年度神奈川県水道(神奈川県生活衛生課)より

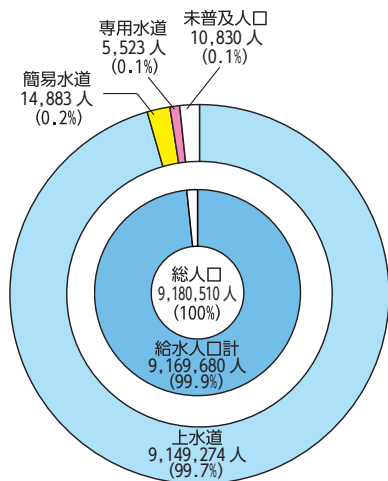
需要用途別給水量



平成30年度神奈川県水道(神奈川県生活衛生課)より

水道種類別普及状況

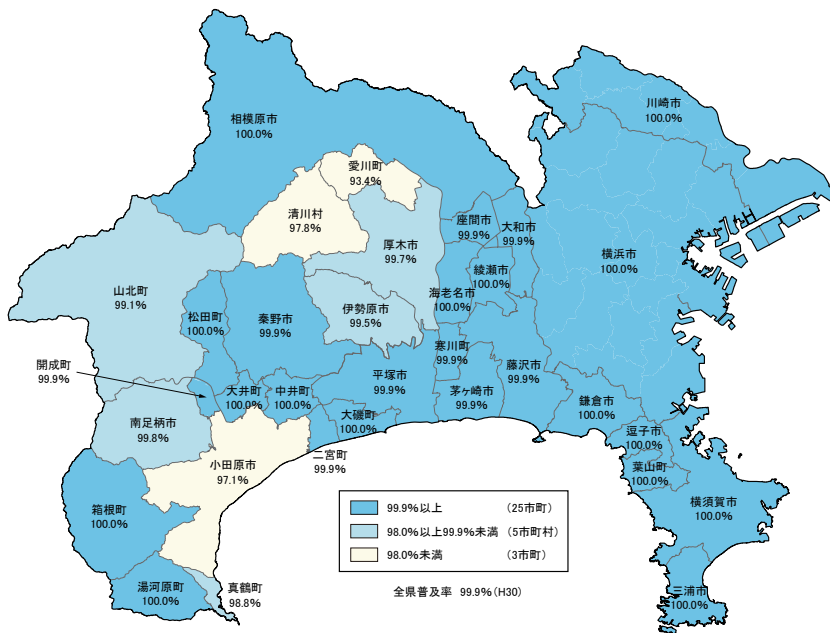
2019(平成31)年3月31日現在



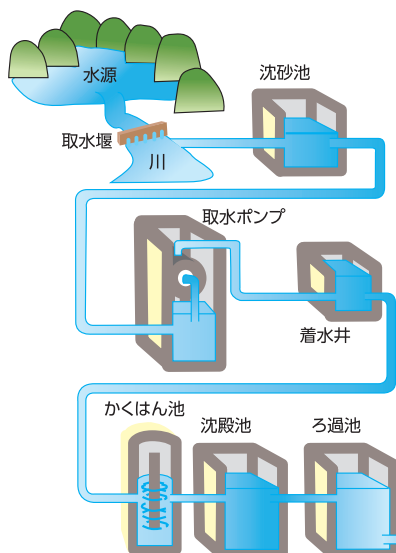
平成30年度神奈川県水道(神奈川県生活衛生課)より

市町村別水道別普及状況

2019(平成31)年3月31日現在



水道水の生成過程



1人1日あたり
使う水の量

× 約159本!

1人1日あたりの水の量

1人1日あたりの水の量
2018(平成30)年度の1人あたりの給水量は、年間約318L。2Lのペットボトルに換算すると、1人1日あたり、実に約159本の水を使っていることとなります。
水は決して無限にある資源ではありません。これからも大切に使いましょう。

平成30年度神奈川県水道(神奈川県生活衛生課)より

2 下水道

神奈川県は、1869（明治2）年に横浜関内の外国人居留区において、浸水対策として陶管を埋設したのが始まりです。昭和に入り、川崎市や、横須賀市（海軍基地が対象）で下水道整備が始まりましたが、これも浸水対策が主たる目的でした。汚水処理を目的とした公共下水道は、横浜市が1957（昭和32）年に事業着手したのを皮切りに、他の都市でも順次進められていきました。高度経済成長期においては、都市部への人口集中の影響などを受けて公共水域の水質汚濁が進み、水質保全の観点から下水道の必要性が強く認識されるようになりました。県では、相模川、酒匂川の汚濁対策と周辺地域の生活環境改善のため、1969（昭和44）年から相模川流

域下水道事業、1973（昭和48）年から酒匂川流域下水道事業を開始しました。

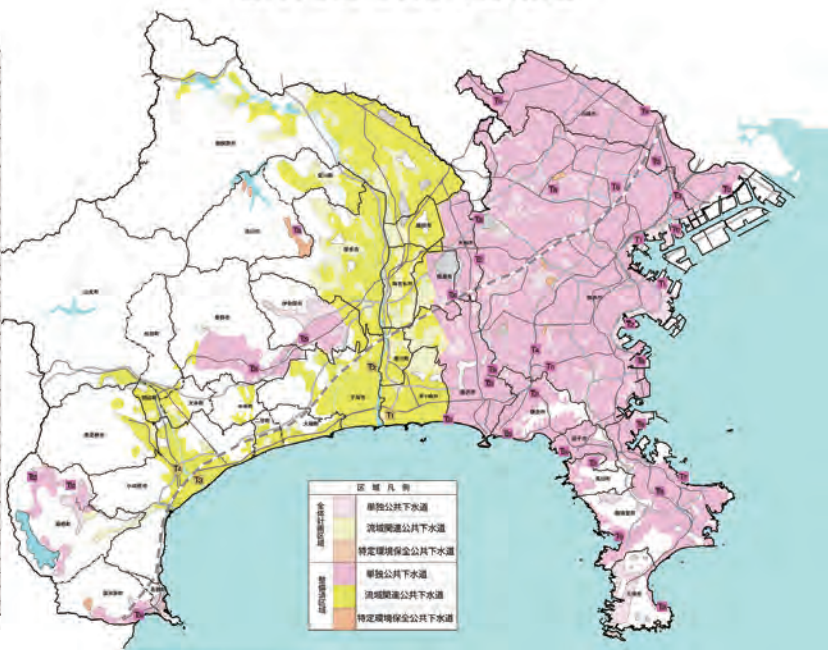
2019（令和元）年度末の下水道普及率は、全国平均の79.7%に対し、神奈川県は96.9%で東京都の99.6%に次いで2位となっています。また、2015（平成27）年度の水洗化率は県平均で94.8%となっています。下水道普及率が60%以上の市町村は、2010（平成22）年度の25市町村から2015（平成27）年度には27市町村に増加しています。

最近では、下水処理施設の一部を公園、運動施設や太陽光発電設備に活用したり、新技術の導入による温室効果ガスや消費電力、臭気処理費用の削減が図られています。

下水道整備状況

2019（令和元）年度末現在

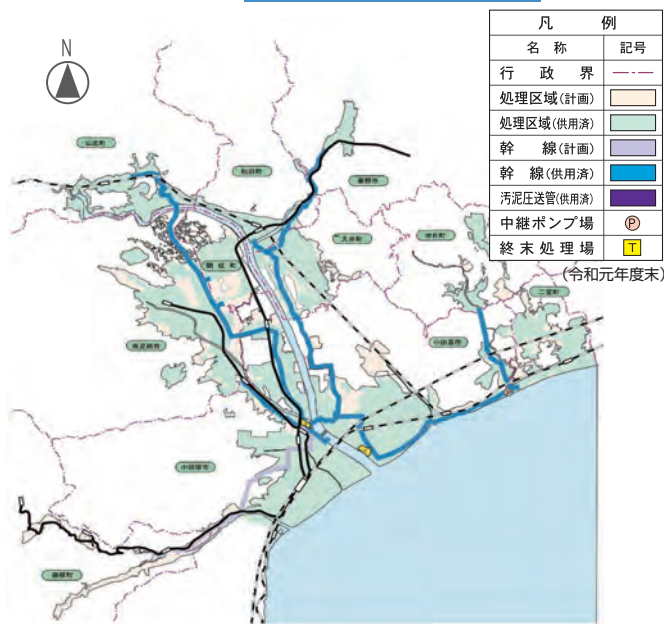
処理場施設一覧	
14	相模川流域 相模川流域浄水センター
15	相模川流域 相模川流域浄水センター
16	相模川流域 相模川流域浄水センター
17	相模川流域 相模川流域浄水センター
18	相模川流域 相模川流域浄水センター
19	相模川流域 相模川流域浄水センター
20	相模川流域 相模川流域浄水センター
21	相模川流域 相模川流域浄水センター
22	相模川流域 相模川流域浄水センター
23	相模川流域 相模川流域浄水センター
24	相模川流域 相模川流域浄水センター
25	相模川流域 相模川流域浄水センター
26	相模川流域 相模川流域浄水センター
27	相模川流域 相模川流域浄水センター
28	相模川流域 相模川流域浄水センター
29	相模川流域 相模川流域浄水センター
30	相模川流域 相模川流域浄水センター
31	相模川流域 相模川流域浄水センター
32	相模川流域 相模川流域浄水センター
33	相模川流域 相模川流域浄水センター
34	相模川流域 相模川流域浄水センター
35	相模川流域 相模川流域浄水センター
36	相模川流域 相模川流域浄水センター
37	相模川流域 相模川流域浄水センター
38	相模川流域 相模川流域浄水センター
39	相模川流域 相模川流域浄水センター
40	相模川流域 相模川流域浄水センター
41	相模川流域 相模川流域浄水センター
42	相模川流域 相模川流域浄水センター
43	相模川流域 相模川流域浄水センター
44	相模川流域 相模川流域浄水センター
45	相模川流域 相模川流域浄水センター
46	相模川流域 相模川流域浄水センター
47	相模川流域 相模川流域浄水センター
48	相模川流域 相模川流域浄水センター
49	相模川流域 相模川流域浄水センター
50	相模川流域 相模川流域浄水センター
51	相模川流域 相模川流域浄水センター
52	相模川流域 相模川流域浄水センター
53	相模川流域 相模川流域浄水センター
54	相模川流域 相模川流域浄水センター
55	相模川流域 相模川流域浄水センター
56	相模川流域 相模川流域浄水センター
57	相模川流域 相模川流域浄水センター
58	相模川流域 相模川流域浄水センター
59	相模川流域 相模川流域浄水センター
60	相模川流域 相模川流域浄水センター
61	相模川流域 相模川流域浄水センター
62	相模川流域 相模川流域浄水センター
63	相模川流域 相模川流域浄水センター
64	相模川流域 相模川流域浄水センター
65	相模川流域 相模川流域浄水センター
66	相模川流域 相模川流域浄水センター
67	相模川流域 相模川流域浄水センター
68	相模川流域 相模川流域浄水センター
69	相模川流域 相模川流域浄水センター
70	相模川流域 相模川流域浄水センター
71	相模川流域 相模川流域浄水センター
72	相模川流域 相模川流域浄水センター
73	相模川流域 相模川流域浄水センター
74	相模川流域 相模川流域浄水センター
75	相模川流域 相模川流域浄水センター
76	相模川流域 相模川流域浄水センター
77	相模川流域 相模川流域浄水センター
78	相模川流域 相模川流域浄水センター
79	相模川流域 相模川流域浄水センター
80	相模川流域 相模川流域浄水センター
81	相模川流域 相模川流域浄水センター
82	相模川流域 相模川流域浄水センター
83	相模川流域 相模川流域浄水センター
84	相模川流域 相模川流域浄水センター
85	相模川流域 相模川流域浄水センター
86	相模川流域 相模川流域浄水センター
87	相模川流域 相模川流域浄水センター
88	相模川流域 相模川流域浄水センター
89	相模川流域 相模川流域浄水センター
90	相模川流域 相模川流域浄水センター
91	相模川流域 相模川流域浄水センター
92	相模川流域 相模川流域浄水センター
93	相模川流域 相模川流域浄水センター
94	相模川流域 相模川流域浄水センター
95	相模川流域 相模川流域浄水センター
96	相模川流域 相模川流域浄水センター
97	相模川流域 相模川流域浄水センター
98	相模川流域 相模川流域浄水センター
99	相模川流域 相模川流域浄水センター
100	相模川流域 相模川流域浄水センター



令和2年度 神奈川県の下水道事業の概要（神奈川県下水道課より）

酒匂川流域下水道計画概要図

相模川流域下水道計画概要図



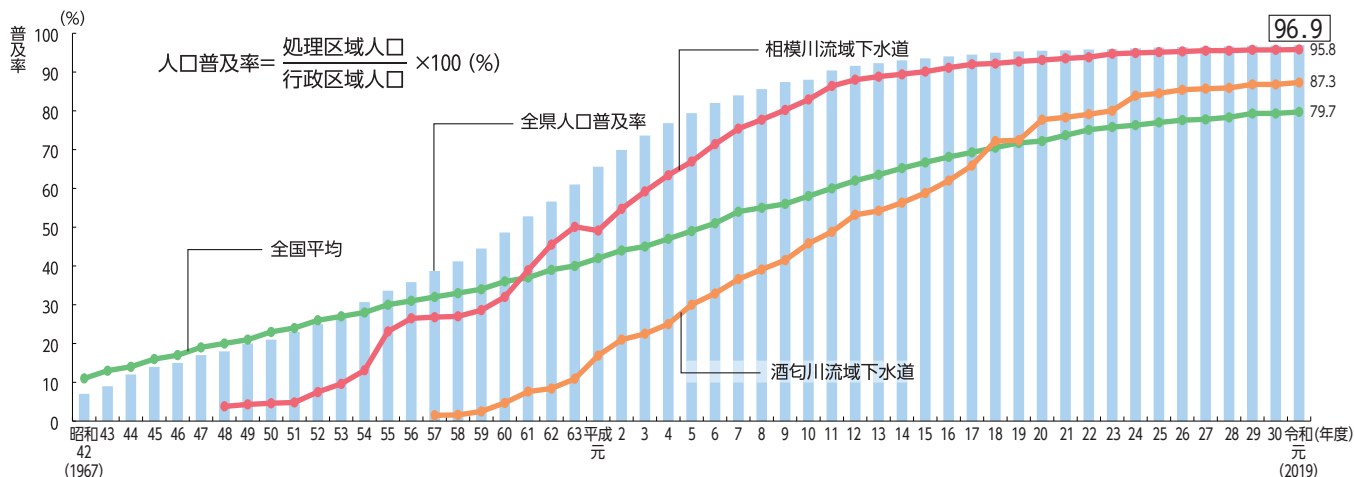
令和2年度 神奈川県の下水道事業の概要（神奈川県下水道課より）



令和2年度 神奈川県の下水道事業の概要（神奈川県下水道課より）

下水道普及率の推移

2019(令和元)年度末現在

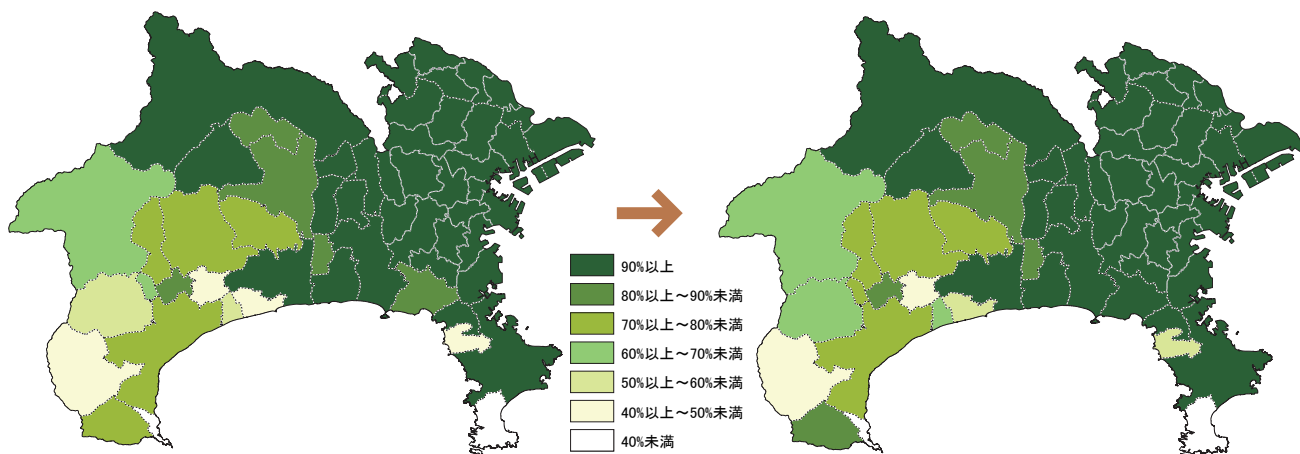


令和2年度 神奈川県下水道事業の概要 (神奈川県 下水道課) より

水洗化率* の変化

2010(平成22)年現在 全県:93.6%

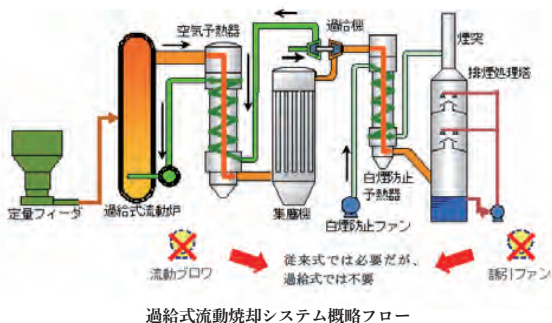
2015(平成27)年現在 全県:94.8%



*水洗化率=水洗便所設置区域人口/行政区域人口×100 (%)

神奈川県都市計画基礎調査解析報告書 令和2年3月 (神奈川県 都市計画課) より

新技術の導入事例(過給式流動焼却炉*)



*压力下で下水汚泥を焼却し、排ガスで駆動する過給機によって圧縮空気が製造され、燃焼及び流動用の空気として利用します。従来に比べて温室効果ガスと消費電力の大幅な削減が可能となります。

下水施設の上部を活用した事例

(酒匂川流域下水道右岸処理場上部「扇町しらさぎ広場」)



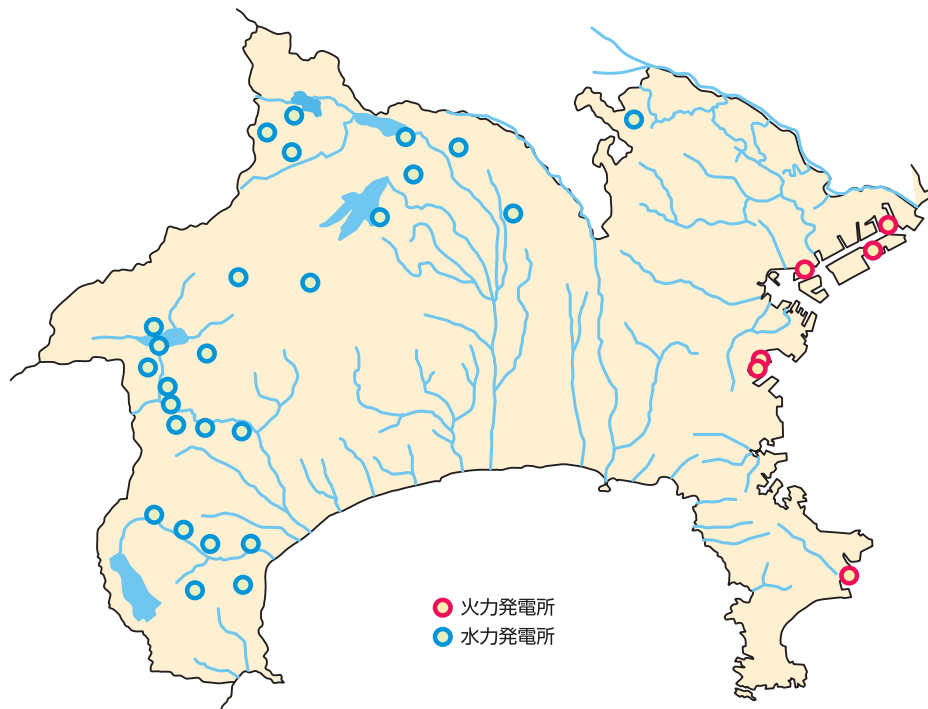
令和2年度 神奈川県下水道事業 (神奈川県 都市計画課) より

3 エネルギー

電気やガスは、神奈川県内の都市活動を支える重要かつ貴重なエネルギーです。県内の年間消費電力量は、2010（平成 22）年度と比較して、概ね 10% 前後削減されています。また、年間電力消費量に占める分散型電源（再生可能エネルギー等）発電量の割合は 2010（平成 22）年度に約 10% でしたが、2016（平成 28）年度には 13.5% に拡大しています。

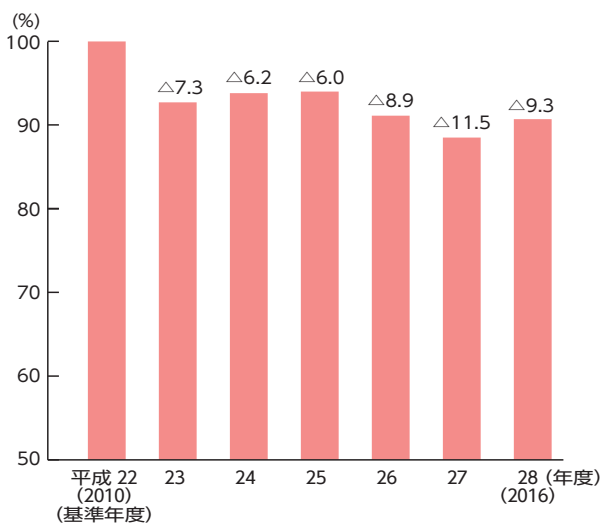
近年は、地球環境問題、特に地球温暖化防止などに対する関心の高まりとともに、太陽光・風力などを利用した自然エネルギーや廃棄物を利用したりサイクルエネルギーなど、新エネルギー導入の重要性が高く認識されるようになり、新エネルギーを活用した事例が増えてきました。また、太陽光を利用した発電機器を有する住宅が増えており、都道府県別の住宅数をみると神奈川県は第4位となっています。

主な発電所の分布



わたしたちの神奈川県令和元年版（神奈川県 総合政策課）より

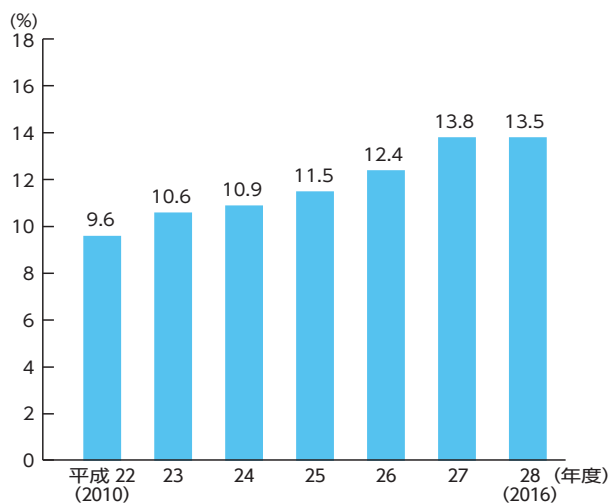
県内の年間電力消費量



※年間電力消費量については、2015（平成27）年度までは、県内の東京電力（株式会社）の販売電力量及び特定規程電気事業者（PPS）の販売電力量をもとに算定していましたが、2016（平成28）年度からは、資源エネルギー庁「都道府県別電力需要実績」のデータを使用しているため、把握方法の変更により、これまでの把握できなかった小売電気事業者の販売電力量も含まれています。

かながわスマートエネルギー計画～平成 32（2020）年度までの重点的な取組～（神奈川県 エネルギー課）より

年間電力消費量に対する分散型電源発電量の割合



かながわスマートエネルギー計画～平成 32（2020）年度までの重点的な取組～（神奈川県 エネルギー課）より

国のエネルギー政策の動向

第5次エネルギー基本計画では、長期的に安定した持続的・自立的なエネルギー供給により、我が国の経済社会の更なる発展と国民生活の向上、世界の持続的な発展への貢献を目指しています。

2030（令和12）年に向けた政策対応では、「3E+S^{*}」の原則の下、11の取組みを進めています

1. 資源確保の推進

化石燃料・鉱物資源の自主開発促進と強靱な産業体制

2. 省エネ社会の実現

省エネ法に基づく措置と支援策の一体的な実施

3. 再生可能エネルギーの主力電源化

低コスト化、系統制克服、調整力確保

4. 原子力政策の再構築

福島復興・再生、不断の安全性向上と安定的な事業環境の確立

5. 化石燃料の効率的・安定的利用

高効率な火力発電の有効活用の促進

6. 水素社会実現への取組強化

水素基本計画戦略等に基づく実行

7. エネルギーシステム改革の推進

競争促進、公益的課題への対応・両立のための市場環境整備

8. 国内エネルギー供給網の強靱化

地震・雪害等の災害リスク等への対応強化

9. 二次エネルギー構造の改善

コージェネの推進、蓄電池の活用、次世代自動車音普及

10. エネルギー産業政策の展開

競争力強化・国際展開、分散型・地産地消型システム推進

11. 国際協力の展開

米国・ロシア・アジア等との連携強化、世界全体のCO2大幅削減に貢献

※自給率 (Energy Security)、経済効率性 (Economic Efficiency)、環境適合 (Environment) + 安全性 (Safety)

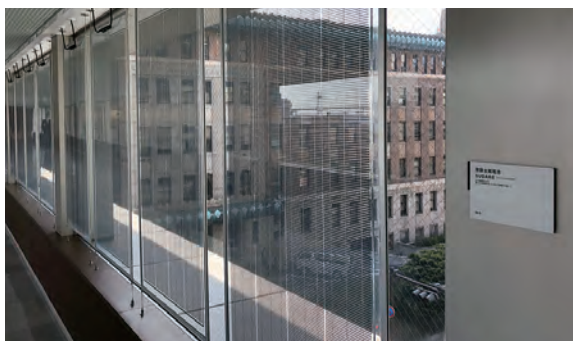
新エネルギーの導入事例

薄膜太陽電池の事例

（県庁に設置した薄膜太陽電池）

耐荷重が小さく太陽光発電設備を設置できない屋根や壁面、窓面などにも設置できる薄くて軽い薄膜太陽電池が開発され、県では薄膜太陽電池普及拡大プロジェクトを実施しています。

今後も、県有施設へのモデル導入などを通し普及を促進します。



神奈川県 都市計画課より

小水力発電の事例

（早戸川取水えん堤を活用した小水力発電所）

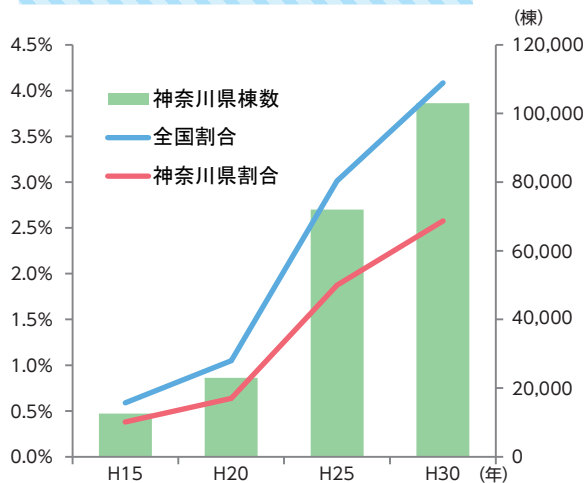
企業庁では、県内小売電気事業者とパートナー契約を結び、小水力で発電した電気を県内で消費する仕組みを2018（平成30）年度から開始しています。現在、早戸川発電所で発電した電気が地産地消に活用され、再生可能エネルギーの普及に活用しています。



神奈川県 発電課より

太陽光を利用した発電機器を有する住宅数

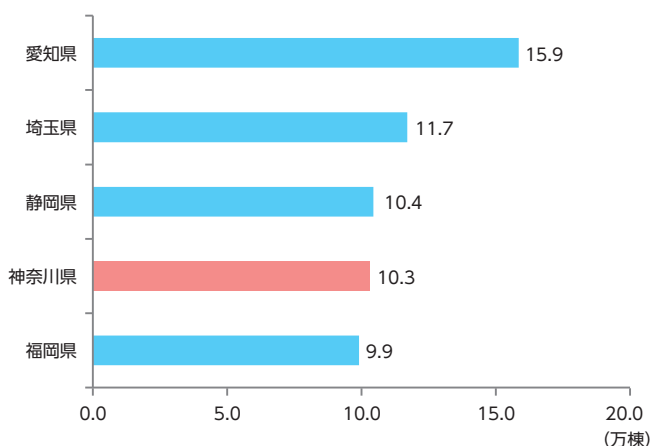
神奈川県の利用棟数と利用率



平成30年住宅・土地統計調査（総務省 統計局）より

都道府県別の利用棟数

（上位5都県 2018（平成30）年）



平成30年住宅・土地統計調査（総務省 統計局）より

4 廃棄物処理

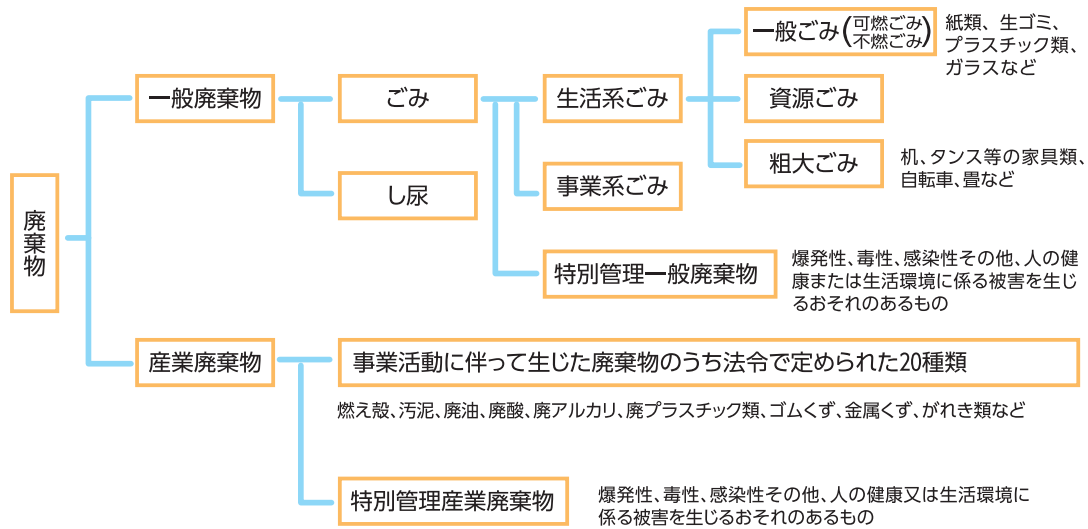
廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」により、事業活動に伴って生じた「産業廃棄物」とそれ以外の家庭生活などから排出される「一般廃棄物」に分類されます。

県内の2017（平成29）年度における一般廃棄物の排出量は287万トンで、近年の推移をみると2000（平成12）年度の393万トンから減少傾向にあります。産業廃棄物の排出量は1,800万トン前

後で推移しています。

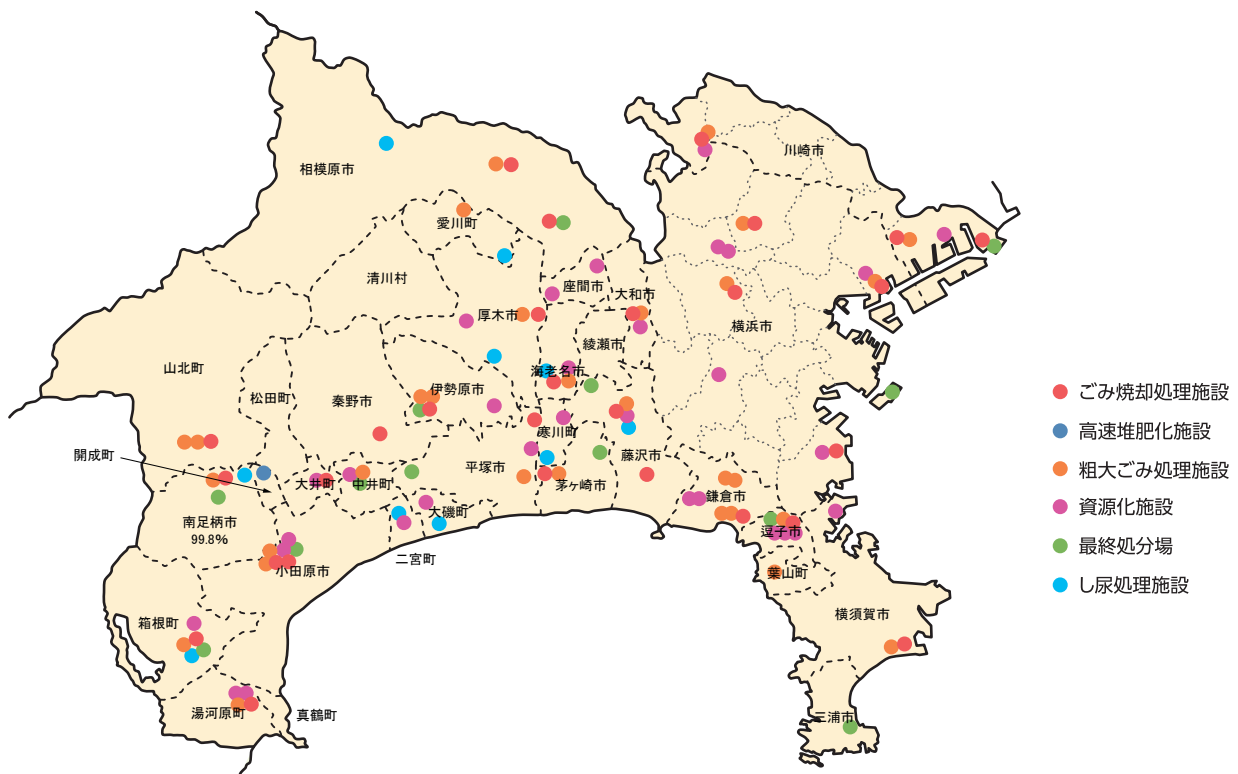
2017（平成29）年度における最終処分場の残余容量は、一般廃棄物は620万m³に増加しています。一方、産業廃棄物は73万m³で減少傾向にあります。また、2006（平成18）年の容器包装リサイクル法の施行に伴い、プラスチック製容器包装のリサイクルが着実に進展しました。廃棄物の減量や再使用、再資源化の取り組みが進んで来ています。

廃棄物の分類



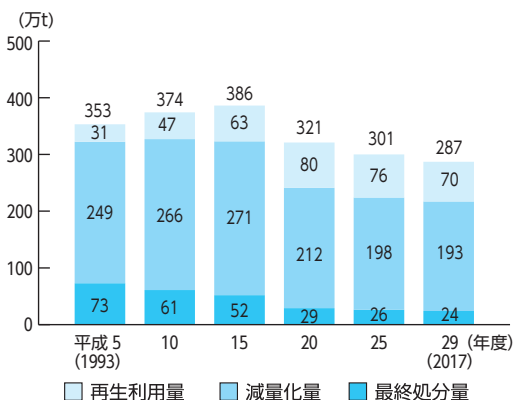
令和元年度版かながわ環境白書（神奈川県 環境計画課）より

一般廃棄物処理施設の稼働状況



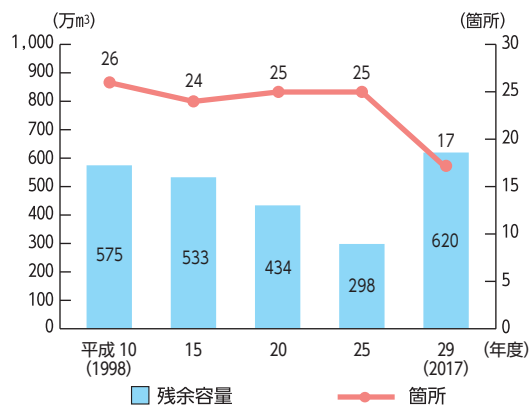
平成30年度神奈川県一般廃棄物処理事業の概要（神奈川県 資源循環推進課）より

一般廃棄物排出状況の推移



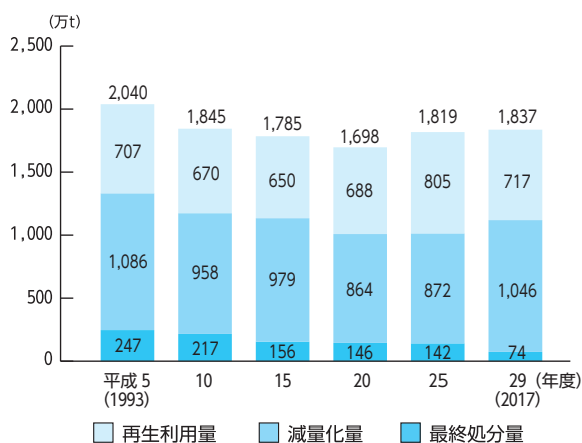
令和元年版かながわ環境白書（神奈川県 環境計画課）より

最終処分場の状況（一般廃棄物）



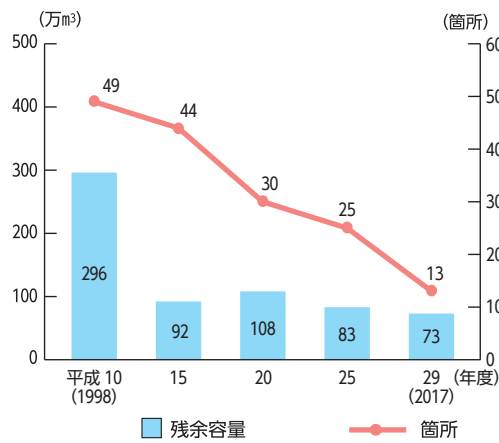
令和元年版かながわ環境白書（神奈川県 環境計画課）より

産業廃棄物排出状況の推移



令和元年版かながわ環境白書（神奈川県 環境計画課）より

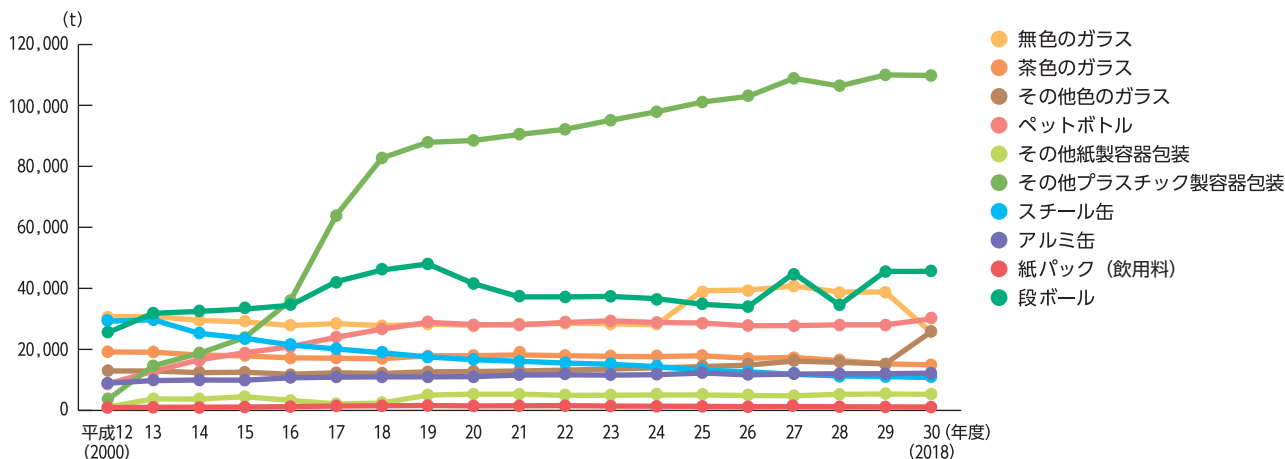
最終処分場の状況（産業廃棄物）



2014（平成26）年度からは、いわゆる「ミニ処分場」および「旧処分場」を集計対象外としている。

令和元年版かながわ環境白書（神奈川県 環境計画課）より

容器包装リサイクル法による分別収集量 神奈川県の容器包装廃棄物の分別収集実績



神奈川県 資源循環推進課 HP より

06 公園と緑地の整備・保全

公園や緑地は、人と自然、人と人のふれあいの場を提供するとともに、良好な景観を形成したり、都市の防災に役立つなど多くの機能を備えています。

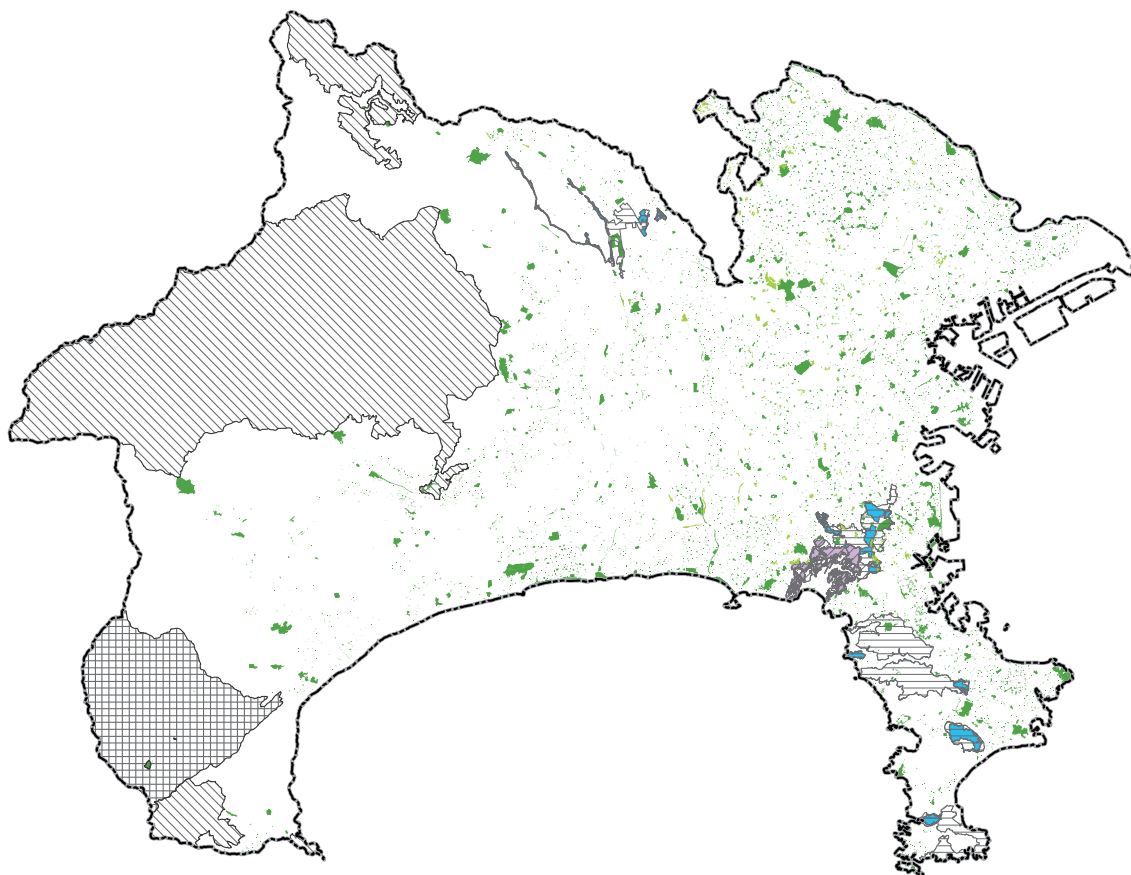
大きく分類すると、公共のオープンスペースとなる都市施設として整備する都市公園などの施設緑地と、良好な自然的環境や景観などの保全を目的として指定する地域制緑地があります。

施設緑地である都市公園は、神奈川県の人1人あたりの面積は1970（昭和45）年で1.5㎡でし

たが、2017（平成29）年度末では5.48㎡となり、公園の整備は順次進んでいます。

地域制緑地は、2019（令和元）年度末で、首都圏近郊緑地保全法に基づく近郊緑地保全区域や、都市計画法に基づく風致地区など約2万3千haが指定されています。特に、神奈川県の特徴の一つは、重要な歴史的文化遺産と一体となって保全すべき緑地である歴史的風土保存区域が、鎌倉市を中心に分布しているところです。

都市公園と地域制緑地の分布



平成27年都市計画基礎調査（神奈川県都市計画課）より

県内の地域制緑地の数及び広さ

2019（平成31）年3月31日現在

地域制緑地	
	国立公園
	国立公園および県立自然公園
	都市公園
	近郊緑地保全区域
	近郊緑地特別保全地区
	特別緑地保全地区
	歴史的風土保存区域
	歴史的風土特別保全地区

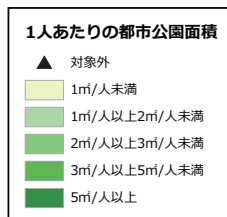
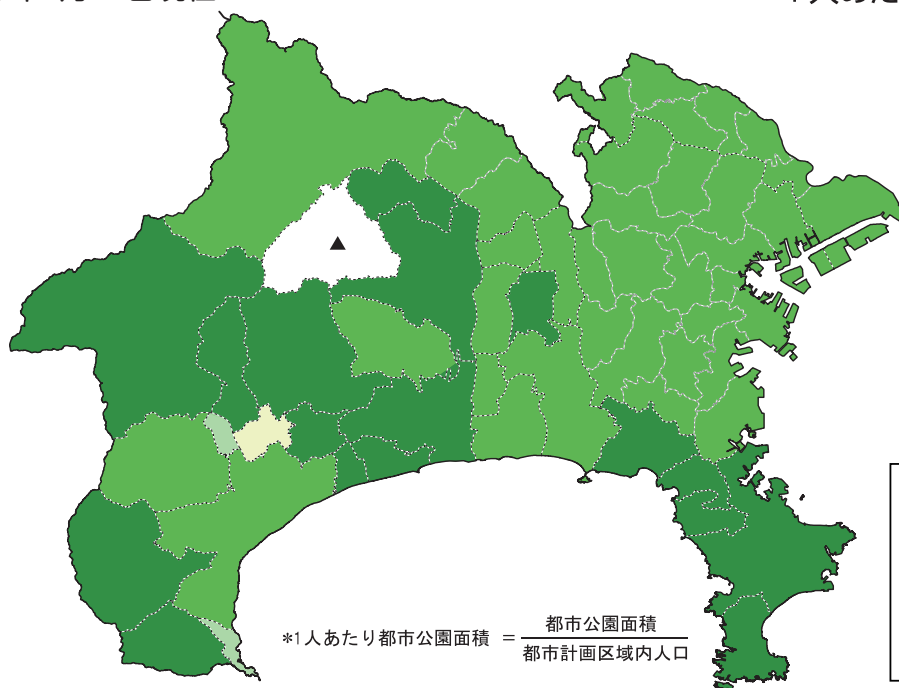
種別	地区数	面積 (ha)
近郊緑地保全区域	7	約4,800
近郊緑地特別保全地区	10	約844
特別緑地保全地区	264	約749.2
歴史的風土保存区域	5	約989
歴史的風土特別保全地区	13	約574
風致地区	51	約14,978

神奈川県都市整備統計年報2019（神奈川県都市計画課）より

1人あたりの都市公園面積*

2018(平成30)年3月31日現在

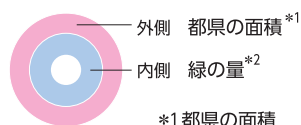
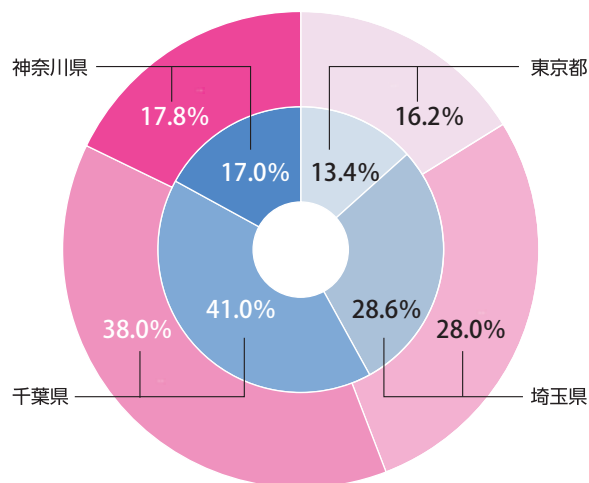
1人あたり 5.48㎡



$$*1 \text{ 1人あたり都市公園面積} = \frac{\text{都市公園面積}}{\text{都市計画区域内人口}}$$

神奈川県都市整備統計年報2019(神奈川県 都市計画課)より

1都3県の面積と緑地の比較



*1 都県の面積
東京都、神奈川県の面積は、2019(令和元)年7月1日現在
千葉県の面積は、2017(平成29)年10月1日現在

*2 緑の量
2019(令和元)年度

■ 1人あたり緑地面積*3

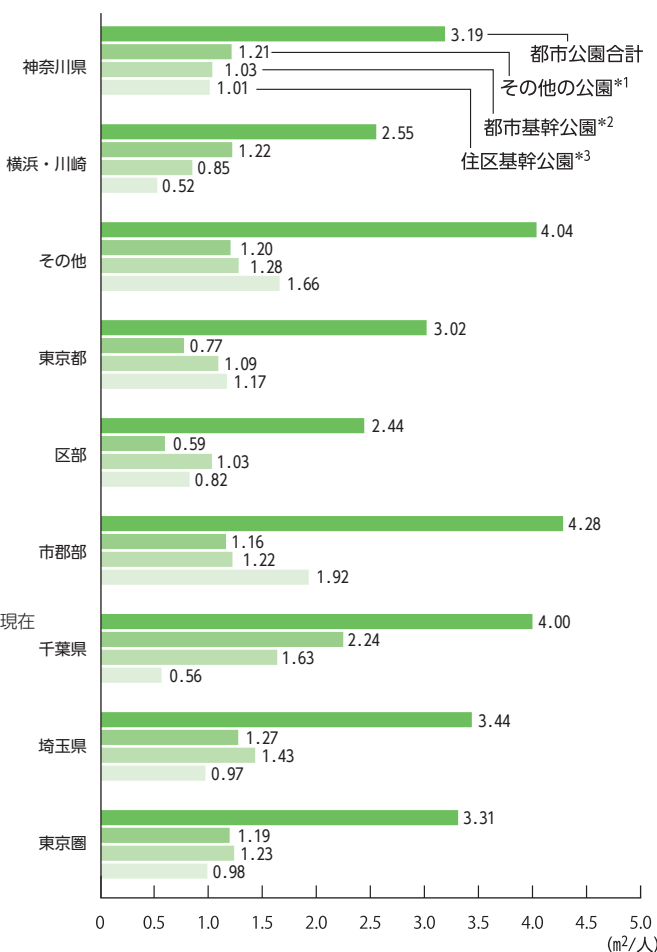
神奈川県	128.8㎡
東京都	66.6㎡
埼玉県	271.6㎡
千葉県	454.0㎡

$$*3 \text{ 1人あたり緑地面積} = \frac{\text{農地・林地・都市公園の合計面積}}{\text{各都県人口 [2020(令和2)年時点]}}$$

九都府市首脳会議環境問題対策委員会緑化政策専門部会資料集
(九都府市首脳会議 環境問題対策委員会)より

東京圏の都市公園の整備水準

2015(平成27)年



*1 その他の公園=風致公園+特殊公園+広域公園の供用面積

*2 都市基幹公園=総合公園+運動公園の供用面積

*3 住区基幹公園=街区公園+近隣公園+地区公園の供用面積

都市計画基礎調査解析報告書 令和2年3月(神奈川県 都市計画課)より

07 景観形成の取組み

2005（平成 17）年、景観を主題にとらえた「景観法」が施行され、「良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであり、国民共通の資産として、現在および将来の国民がその恵沢を享受できるよう、整備と保全が図られなければならない。」という基本理念が掲げられています。

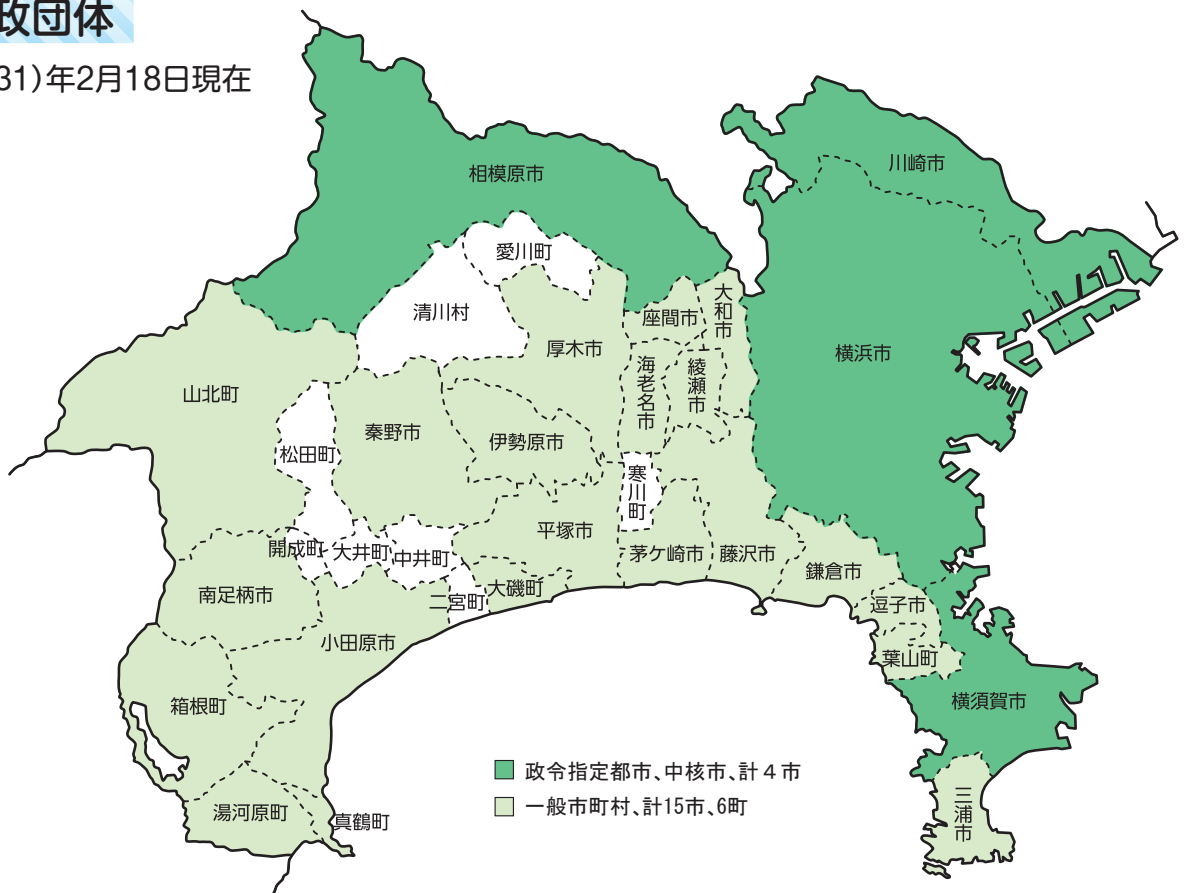
景観行政は、住民に最も身近な基礎自治体である市町村が主体的に担っていくことが望ましく、地方

公共団体がそれぞれ役割を担い景観づくりに取り組んでいこう、景観行政団体の制度が定められました。

神奈川県では積極的に景観づくりに取り組む市町村も多く、2019（平成 31）年 2 月 18 日現在、景観法で景観行政団体となることので定められている政令指定都市（3市）や中核市（1市）以外にも、一般市町村のうち 15 市6町が景観行政団体となっています。

景観行政団体

2019(平成31)年2月18日現在



■ 景観行政団体

市町村名	分類	同意（回答）の日	景観行政団体となった日	景観計画施行日	市町村名	分類	同意（回答）の日	景観行政団体となった日	景観計画施行日
神奈川県（都道府県）			平成16年12月17日		逗子市		平成17年 9月28日	平成17年11月 1日	平成18年 7月 1日
横浜市（政令市）			平成16年12月17日	平成20年 4月 1日	藤沢市		平成18年 1月 5日	平成18年 4月 1日	平成19年 4月 1日
川崎市（政令市）			平成16年12月17日	平成20年 7月 1日	茅ヶ崎市		平成18年 1月 5日	平成18年 4月 1日	平成20年10月 1日
相模原市*（政令市）			平成16年12月17日	平成22年 4月 1日	座間市		平成18年 2月 2日	平成18年 4月 1日	平成20年10月 1日
横須賀市（中核市）			平成16年12月17日	平成18年 7月 1日	箱根町		平成18年 2月 7日	平成18年 4月 1日	平成21年 6月 1日
真鶴町		平成16年12月17日	平成17年 1月16日	平成18年 6月 1日	大和市		平成18年 2月14日	平成18年 4月 1日	平成20年10月 1日
平塚市		平成16年12月17日	平成17年 1月24日	平成21年 4月 1日	三浦市		平成19年 7月25日	平成19年 9月 1日	平成27年 7月 1日
小田原市		平成16年12月17日	平成17年 2月 1日	平成18年 2月 1日	海老名市		平成20年 6月23日	平成20年 8月 1日	平成21年10月 1日
大磯町		平成16年12月27日	平成17年 2月 8日	平成21年 4月 1日	厚木市		平成21年 1月21日	平成21年 4月 1日	平成22年10月 1日
秦野市		平成17年 2月24日	平成17年 4月 1日	平成18年 4月 1日	伊勢原市		平成21年 3月13日	平成21年 5月 1日	平成26年 4月 1日
鎌倉市		平成17年 4月 1日	平成17年 5月 1日	平成19年 1月 1日	綾瀬市		平成22年 2月25日	平成22年 4月 1日	平成25年 1月 4日
葉山町		平成17年 5月25日	平成17年 7月 1日	平成22年 7月 1日	南足柄市		平成22年10月19日	平成22年12月 1日	平成24年12月13日
湯河原町		平成17年 7月14日	平成17年 9月 1日	平成19年 4月 1日	山北町		平成30年 1月16日	平成30年 2月22日	平成30年 6月18日

景観行政団体以外の市町村については、県が景観行政団体となります。

* 相模原市は景観行政団体移行時点では中核市。

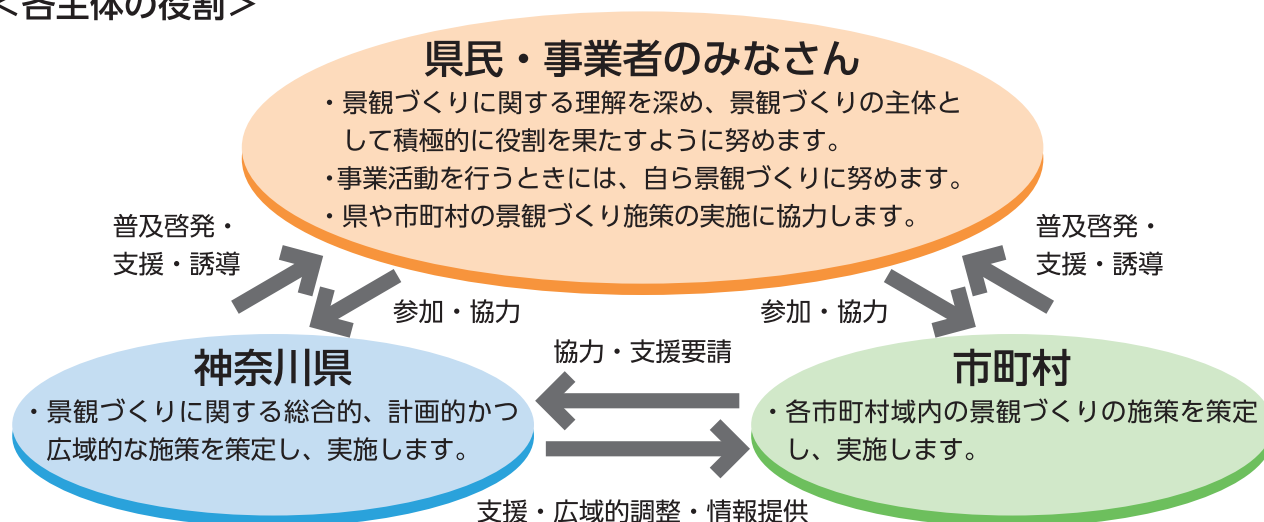
* 景観法の改正により、市町村が景観行政団体として事務を行う際に必要だった都道府県知事への「同意を要する協議」は「同意を要さない協議」とされたため、山北町は「回答の日」となります。

神奈川の景観づくり(各主体の役割)

神奈川県景観条例に基づく取組み

- ・神奈川県では2006(平成18)年12月に「神奈川県景観条例」を施行し、2007(平成19)年8月には、条例第7条に基づく「神奈川景観づくり基本方針」を策定しました。
- ・「神奈川県景観条例」では、景観づくりの基本理念、景観づくりに関わる県・県民・事業者の責務、県の景観づくり施策の基本事項などを定めています。
- ・「神奈川景観づくり基本方針」では、景観づくりに関わる各主体(県・県民・事業者・市町村)の役割を定め、県が県民・事業者のみならず市町村の景観づくりを支援していくための施策の方針や、広域的な景観づくりの方向性を示しています。

<各主体の役割>



神奈川の景観づくり(神奈川県 都市整備課)より

神奈川県屋外広告物条例の概要

2020(令和2)年7月現在

屋外広告物は、目的地までの案内など様々な情報の提供に広く利用されており、また、街に活気をもたらすものでもあります。しかしながら、自由に広告が出されることになると、街並みや自然景観を乱したり、広告物の落下などにより事故の要因となることも考えられます。

そこで、神奈川県では、「良好な景観の形成」「風致の維持」および「公衆に対する危害の防止」を図るために、屋外広告物法に基づいて、神奈川県屋外広告物条例を制定し、屋外広告物の表示などに関する基準を定めています。

政令市・中核市は屋外広告物法に基づく条例を独自に制定することができます。そのほかの市町村は景観法に基づく景観行政団体となり県との協議を行うことにより、制定が可能になります。



※横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市および大和市ではそれぞれ独自に条例を制定しており、基準内容も県条例とは異なっておりますので、ご注意ください。

かながわの屋外広告物(神奈川県 都市整備課)より

08 暮らしの今

1 通勤・移動

通勤や通学などのために人が移動することによって、ある地域に昼間集まる人数と、居住している人数には違いがあります。

神奈川県内の昼夜間人口比を市区町村別にみると、多くの地域で昼間人口より夜間人口が多く、居住する市区町村以外に通勤・通学する人が多くなっていることがわかります。

2010（平成22）年から2015（平成27）年の東京都への通勤者数の変化をみると、神奈川県では、川崎市、横浜市北部、湘南都市圏域の東部、箱根町

で増加傾向にあります。その他では減少傾向を示しています。

2018（平成30）年の神奈川県内外の地域間流動をみると、横浜市・東京区部間が最も多く、次いで川崎市・東京区部間、神奈川・横浜市間、横浜市・川崎市間が多くなっています。

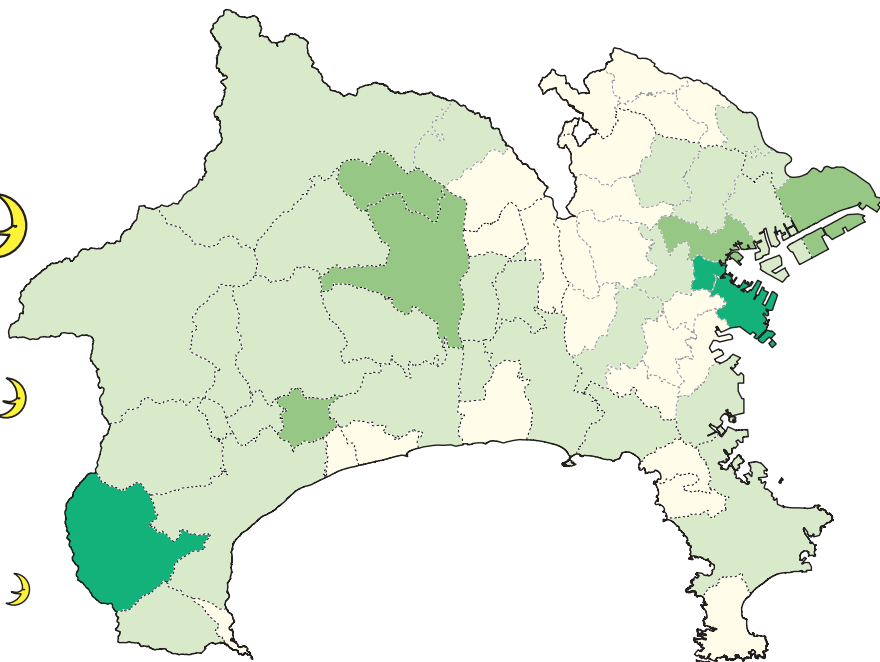
2008（平成20）年と2018（平成30）年の神奈川県内の代表交通手段別分担率をみると、鉄道分担率が県内の全地域で増加しています。

*昼間人口…常住地からの通勤・通学による流入・流出人口を加減して算出した従業地・通学地における人口を指します。買い物や旅行、娯楽などを目的とした人口や幼稚園児及び保育園児は含みません。
*夜間人口…常住地人口をいいます。

昼夜間人口比*

2015(平成27)年


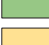
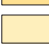

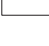

- 0.85未満  昼夜間人口比が1.0以下で小さくなればなるほど、その地域での就業者が少ないことがわかります。
 < 
- 0.85以上～1.0未満  昼夜間人口比が1.0であれば、昼間の人口と夜間の人口がほぼ同じことになり、職住隣接地域であると考えられます。
 ÷ 
- 1.0以上～1.5未満  昼夜間人口比が1.5以上であれば、昼間の人口が夜間の人口の1.5倍以上ということになり、業務地域であるといえます。
 > 

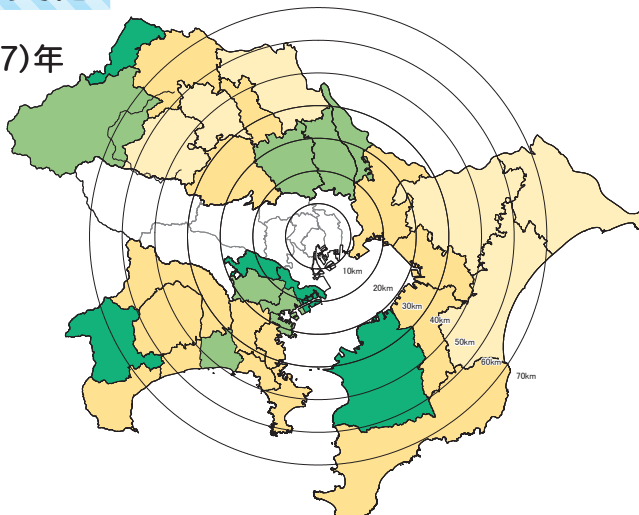


都市計画基礎調査解析報告書 令和2年3月（神奈川県 都市計画課）より

東京都への通勤者数の変化

2010(平成22)年～2015(平成27)年

-  5%以上増加
-  0%以上～5%未満増加
-  5%未満減少
-  5%以上10%未満減少
-  10%以上減少
-  東京都



都市計画基礎調査解析報告書 令和2年3月（神奈川県 都市計画課）より

地域別の発生集中量

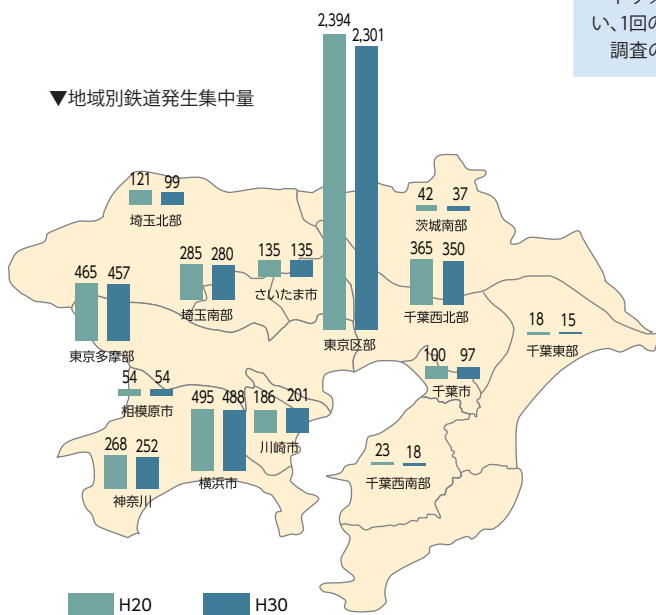
■パーソントリップ調査とトリップの概念

パーソントリップとは「人(パーソン)の動き(トリップ)」を意味しています。パーソントリップ調査は、「どのような人が」「いつ」「何の目的で」「どこから」「どこへ」「どのような交通手段で」動いたかについて調査し、1日の全ての動きを捉えるものです。

トリップとは、人がある目的を持ってある地点からある地点へ移動する単位をいい、1回の移動でいくつかの交通手段を乗り換えても1トリップと数えています。

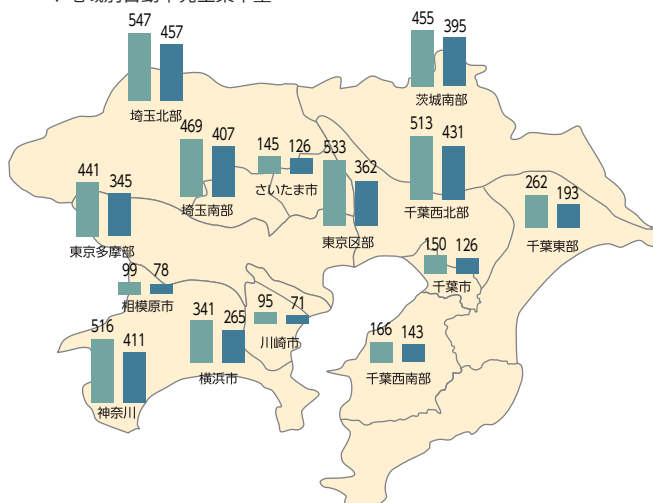
調査の結果は、望ましい都市交通体系のあり方を検討する際に用いられます。

▼地域別鉄道発生集中量



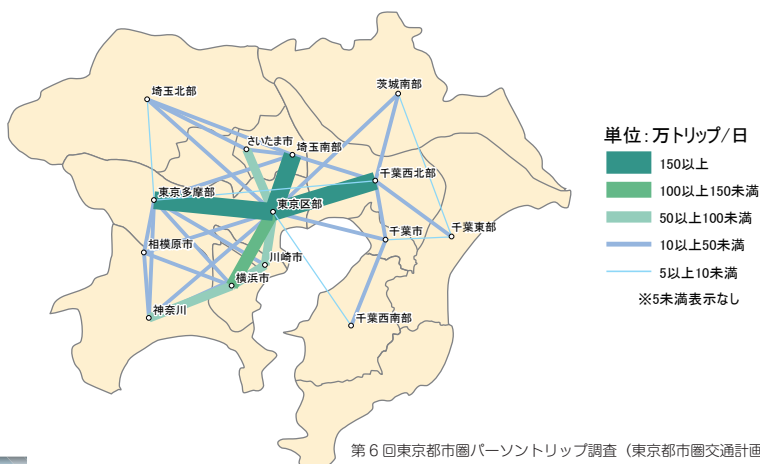
単位：万トリップエンド

▼地域別自動車発生集中量



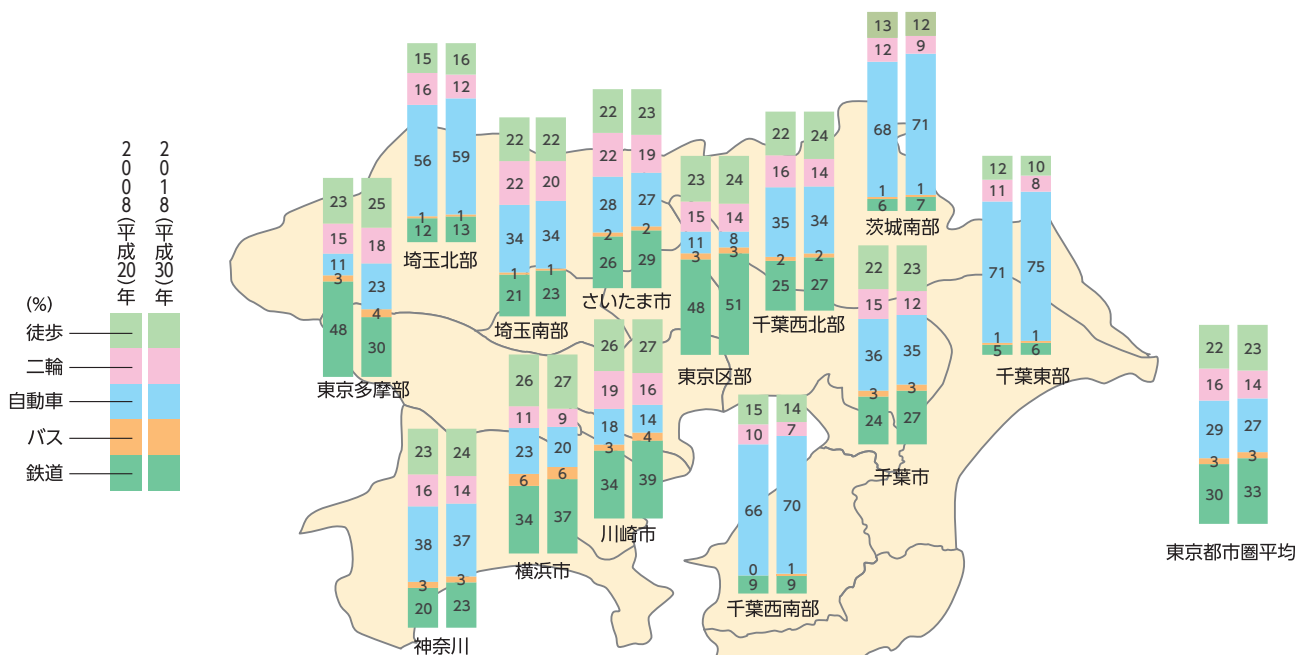
第6回東京都市圏パーソントリップ調査(東京都市圏交通計画協議会課)より

地域間の人の動き



第6回東京都市圏パーソントリップ調査(東京都市圏交通計画協議会課)より

代表交通手段の構成



第6回東京都市圏パーソントリップ調査(東京都市圏交通計画協議会課)より

2 仕事・働き方

神奈川県の人々がどのような仕事に従事しているのか、産業の3分類の内訳を2010(平成22)年と2015(平成27)年で比べると、特に大幅な変化はみられず、第3次産業の従業者が約70%を占めています。

市区町村別に産業別人口を見ると、第1次産業従事者が10%を超える地域は、三浦市で、第2次産業の割合が高いのは、愛川町、寒川町、山北町、中井町です。

横浜市、川崎市の一部の区をはじめ県東部や箱根町などでは、第3次産業が70%を超え、サービス業などに従事する割合が非常に高くなっています。

居住している市区町村内で就業している割合(自市

区町村内就業率)をみると、70%以上の市区町村は箱根町のみで、60%以上70%未満の市区町村は横須賀市、小田原市となっています。県東部では30%未満の地域も多くみられます。

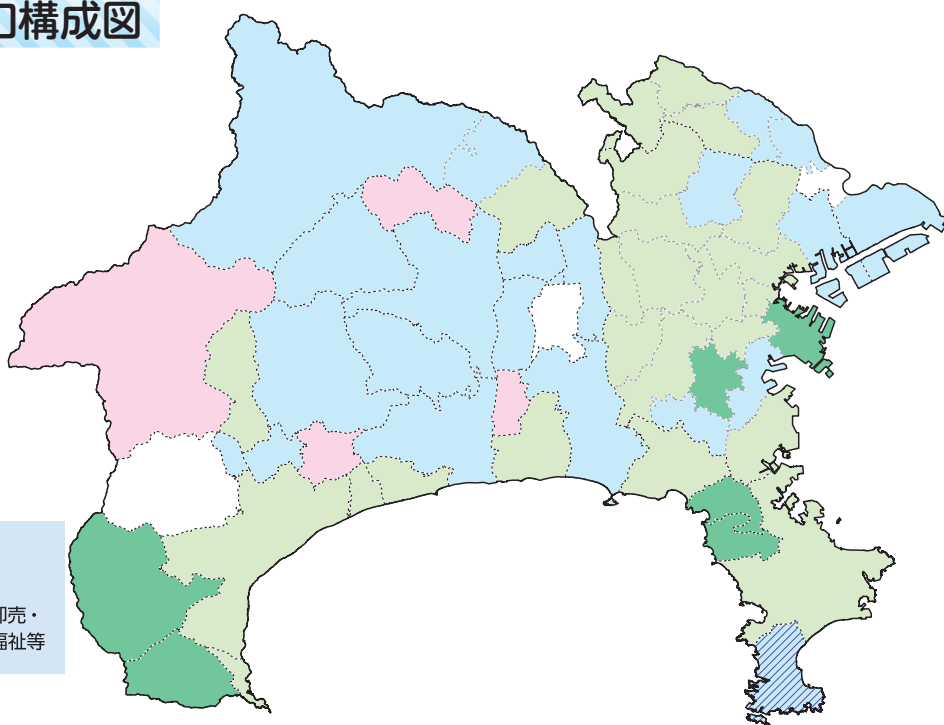
神奈川県の完全失業率をみると、2009(平成21)年をピークに減少しています。神奈川県と全国を比較すると、神奈川県の完全失業率は概ね全国を下回る水準となっています。

神奈川県全体(農林業雇用者以外)の働き方を就業時間でみると、男女計では、全国平均とほぼ変わらないのに対し、女性の場合は、全国平均と比べやや短くなっており全国平均と週あたり約2時間の差があります。

市区町村別就業人口構成図

2015(平成27)年

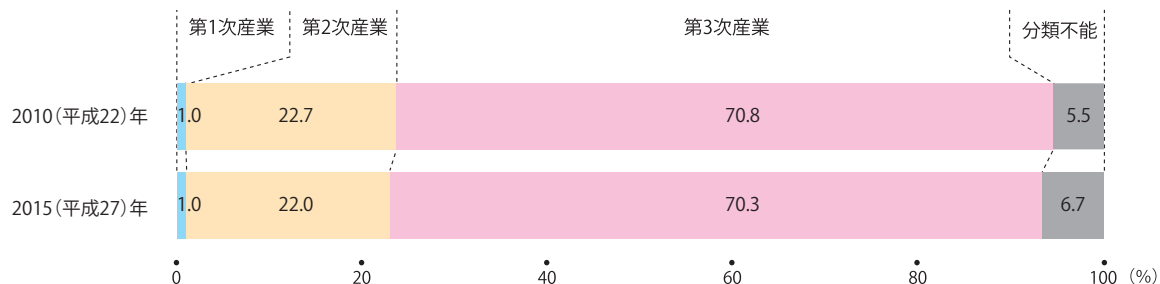
- 第1次産業 (10%以上)
- 第2次産業 (40%以上)
- 第3次産業 (80%以上)
- 第3次産業 (70%以上~80%未満)
- 第3次産業 (60%以上~70%未満)
- 上記以外



1次産業：農業、林業、漁業
 2次産業：鉱業、建設業、製造業
 3次産業：電気・ガス・熱供給・水道業、卸売・小売業、飲食・宿泊業、医療・福祉等

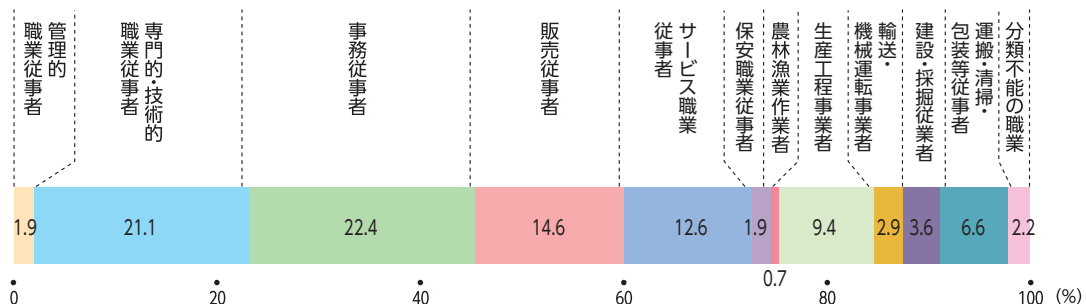
都市計画基礎調査解析報告書 令和2年3月
 (神奈川県 都市計画課) より

産業構造の割合



都市計画基礎調査解析報告書 令和2年3月
 (神奈川県 都市計画課) より

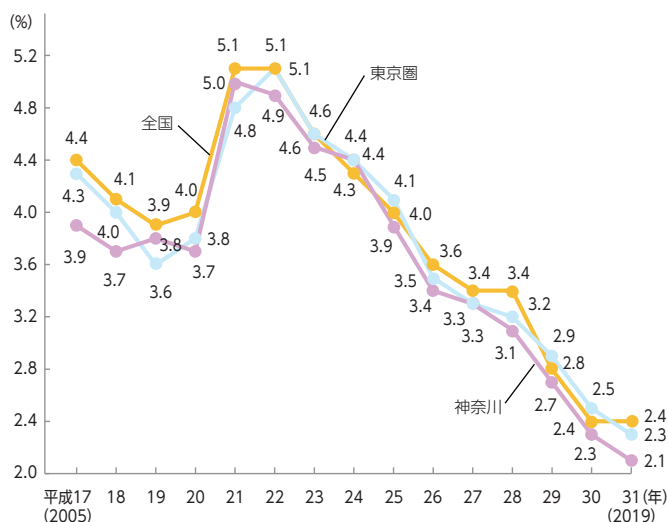
職業別就業者*割合



*就業者…調査期間中に収入を伴う仕事を1時間以上した者をいいます。無給で家業の手伝いをした家族、仕事を休み始めてから30日以上にならない自営業主、仕事を休んでいても勤め先からその間の給料、賃金の支払いを受けることになっている者を含みます。

神奈川県労働力調査結果報告（神奈川県統計センター）より

完全失業率の推移



神奈川県労働力調査結果報告（神奈川県統計センター）より

就業時間の比較

平均週間就業時間 (時間/週)

神奈川県	男女計	男	女
平成27年	38.5	43.6	31.1
平成28年	38.5	43.4	31.3
平成29年	38.4	43.5	31.1
平成30年	37.2	42.3	32.0
平成31年	37.1	41.8	30.8

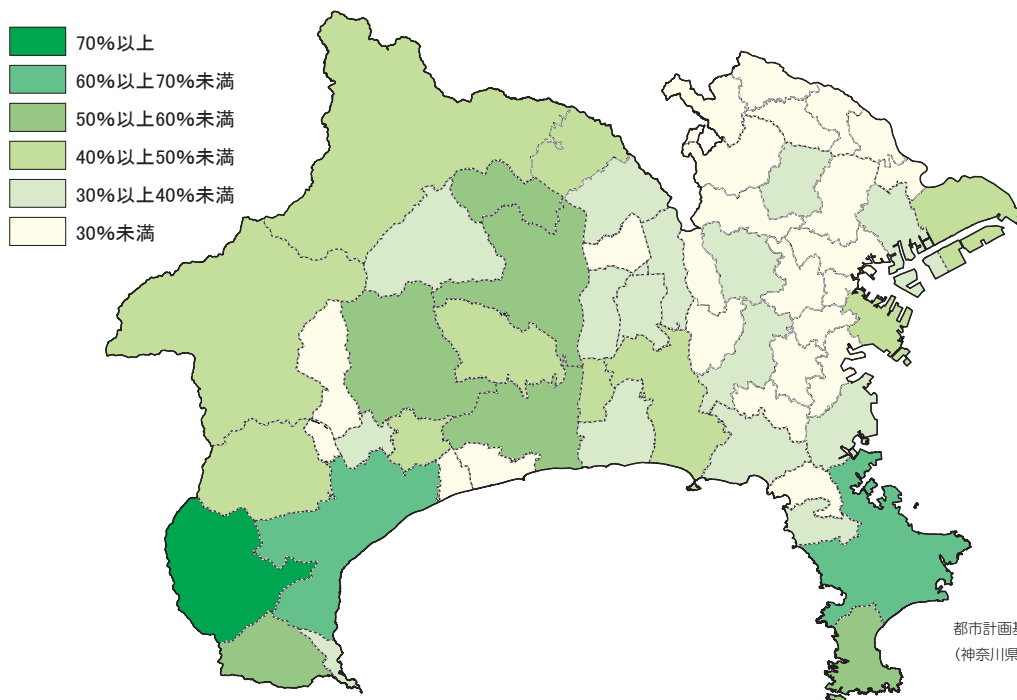
平均週間就業時間 (時間/週)

全国	男女計	男	女
平成27年	39.3	44.0	33.1
平成28年	39.0	43.7	33.0
平成29年	39.2	44.0	33.1
平成30年	38.3	43.0	32.4
平成31年	38.0	42.6	32.3

神奈川県労働力調査結果報告（神奈川県統計センター）より

自市区町村内就業率

2015(平成27)年 全県:36.4%



都市計画基礎調査解析報告書 令和2年3月
（神奈川県都市計画課）より

3 学び・遊びの環境

神奈川県教育施設数(2019年(令和元)年度)は、小学校が889校、中学校が476校となっています。高校の施設数は、県全体では235校で、藤沢市が15校で最も多く、次いで横須賀市、鎌倉市が多くなっています。

大学・短期大学の施設数は、県全体では61校で、横浜市が22校で最も多く、次いで川崎市、相模原市、厚木市の順になっています。

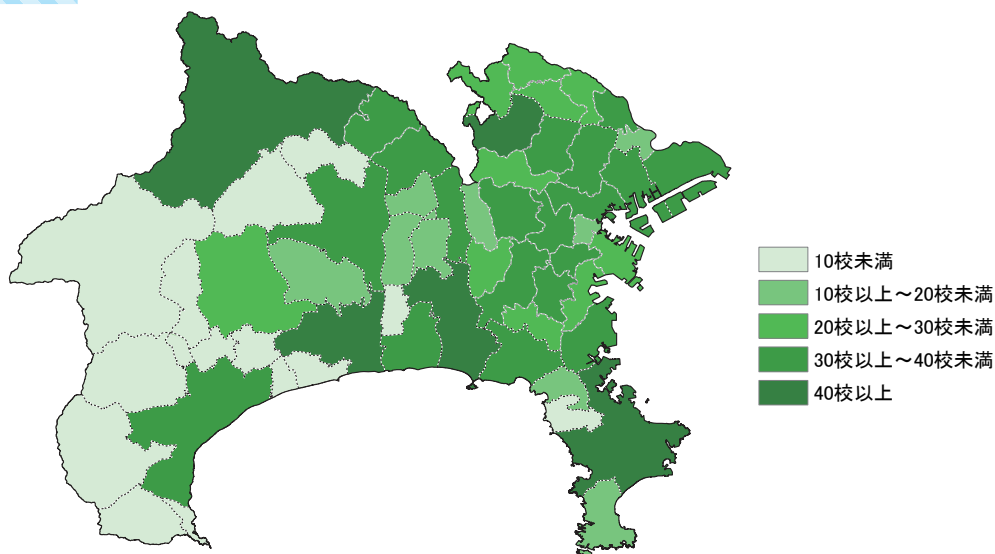
県内には、数多くの博物館や科学館、動物園や水

族館などがあります。その中には、古くからの文化を今に伝える歴史ある施設から、最先端の設備を持つ施設まで、種類豊富な学びの場があります。

スポーツ施設については、陸上競技等の大規模な大会開催が可能な施設、地域に開放された施設、マリンスポーツや専門競技用の施設など、多様な施設が整備されています。

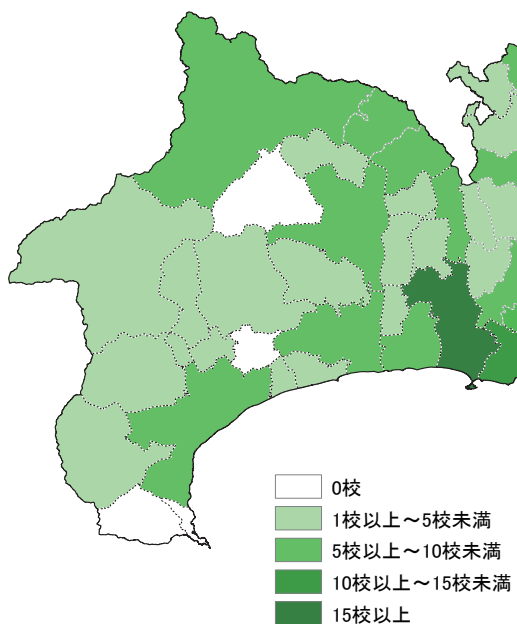
文化活動施設をみても、1,000人以上を収容できる施設も多数あり、音楽や演劇などの活動の場として利用されています。

小・中学校数



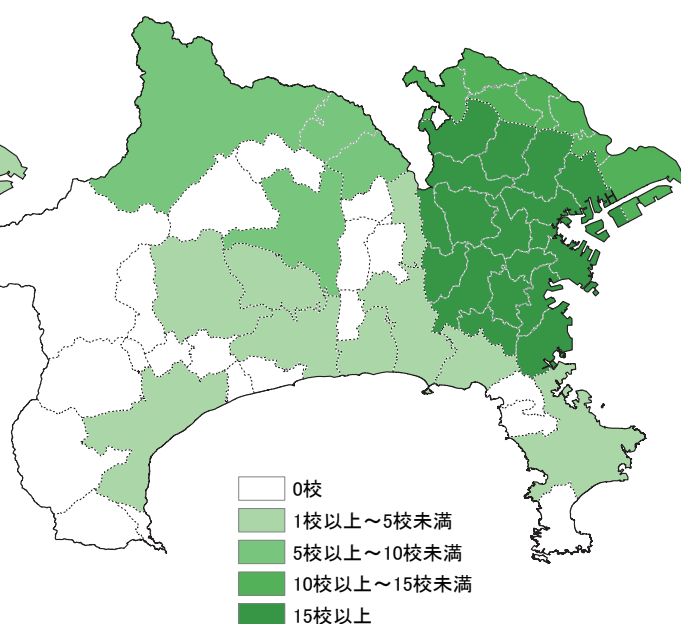
令和2年度神奈川県学校基本調査 神奈川県統計センター(人口・労働統計課)より

高校数



令和2年度神奈川県学校基本調査 神奈川県統計センター(人口・労働統計課)より

大学・短期大学数

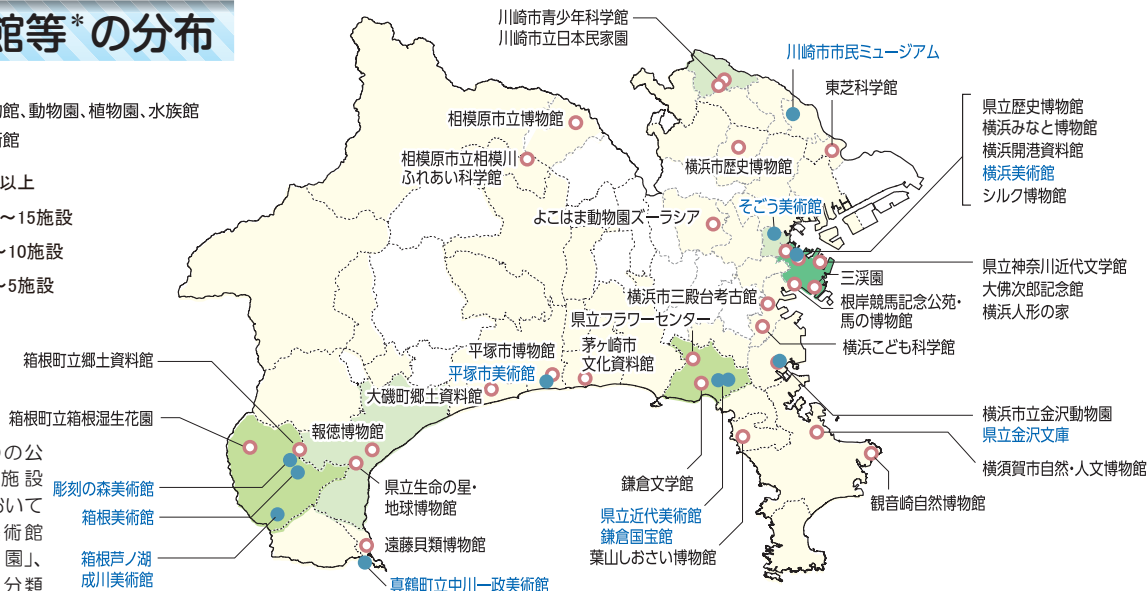


令和2年度神奈川県学校基本調査 神奈川県統計センター(人口・労働統計課)より

博物館等*の分布

- 主な博物館、動物園、植物園、水族館
- 主な美術館
- 16施設以上
- 11施設～15施設
- 6施設～10施設
- 1施設～5施設
- 0施設

*「かながわの公共施設 各施設を探す」において「博物館・美術館等」、「動物園」、「水族館」に分類されているものを示します。

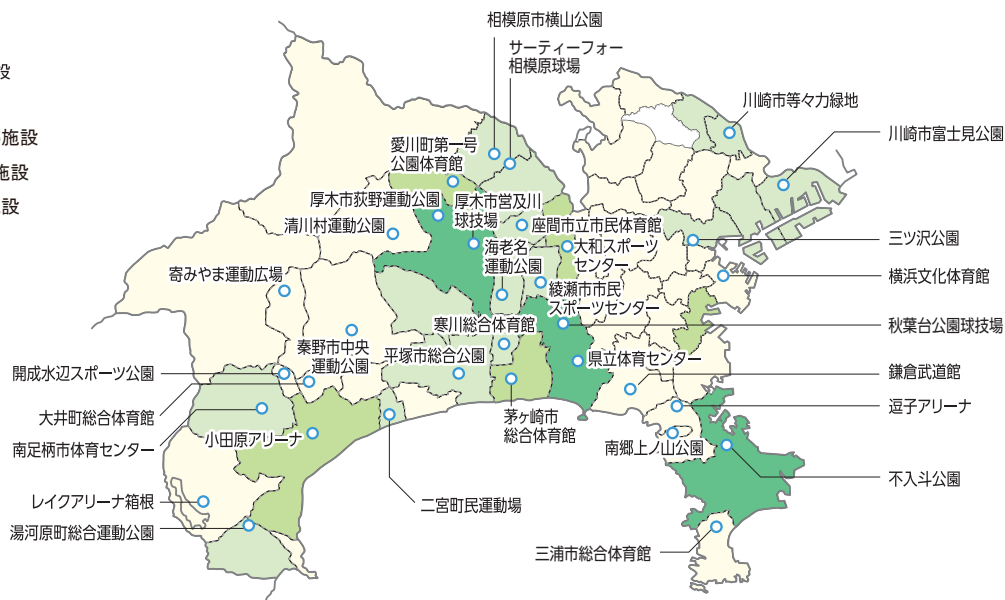


【かながわの公共施設】神奈川県 厚生福祉振興会 HP より

スポーツ施設*の分布

- 主な体育施設
- 16施設以上
- 11施設～15施設
- 6施設～10施設
- 1施設～5施設
- 0施設

*「かながわの公共施設 各施設を探す」において「スポーツ施設」に分類されているものを示します。

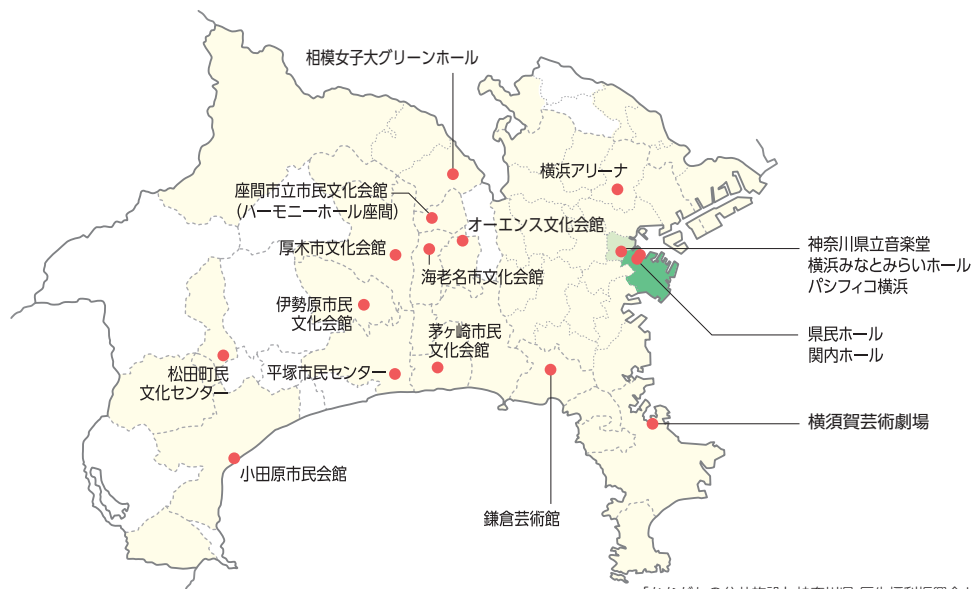


【かながわの公共施設】神奈川県 厚生福祉振興会 HP より

文化活動施設*の分布

- 1,000人以上収容できる主なホール
- 16施設以上
- 11施設～15施設
- 6施設～10施設
- 1施設～5施設
- 0施設

*「かながわの公共施設 各施設を探す」において「文化会館・会議室」に分類されているものを示します。



【かながわの公共施設】神奈川県 厚生福祉振興会 HP より

4 福祉・衛生に関わる環境

神奈川県では、高齢者福祉をはじめ、児童福祉、障がい者福祉などの福祉活動や医療衛生の環境整備が進められています。

高齢者福祉の分野では、2018（平成30）年度時点で約40万人の要支援・要介護認定者に対する介護保険サービスをはじめ、介護予防や生きがい活動支援など、県や市町村が独自の各種サービスを提供しており、介護サービス利用者数は年々増加しています。

障がい者福祉の分野では、2016（平成28）年度時点で障がい者が約41万人となっており、福祉施設

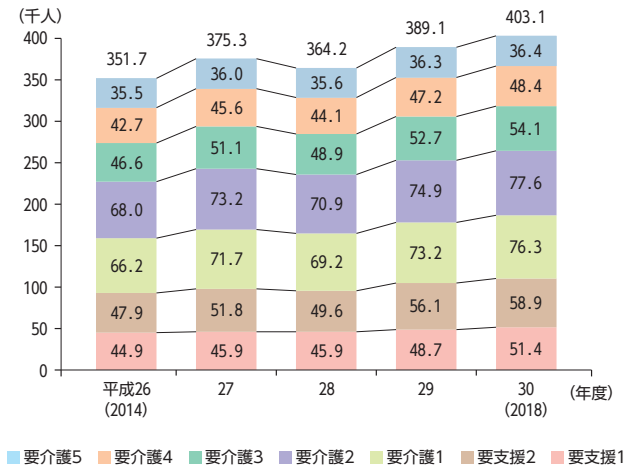
設入所者数が徐々に減少する一方で、障がい者が地域で生活する場の一つであるグループホーム（共同生活援助事業所）の利用者数が増加しています。

神奈川県では、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」を制定し、バリアフリー^{*}化やユニバーサルデザイン^{*}化など、高齢者や障がい者が安全で快適に利用できる施設の整備に取り組んでいます。

^{*}バリアフリー…身体機能の障害と社会環境上の制約によって生じるハンディキャップがない状況にすることをいいます。バリアには、「物理的」「心理的」「社会的」「文化・情報面」の4つがあり、ハード、ソフト両面における施策が重要とされています

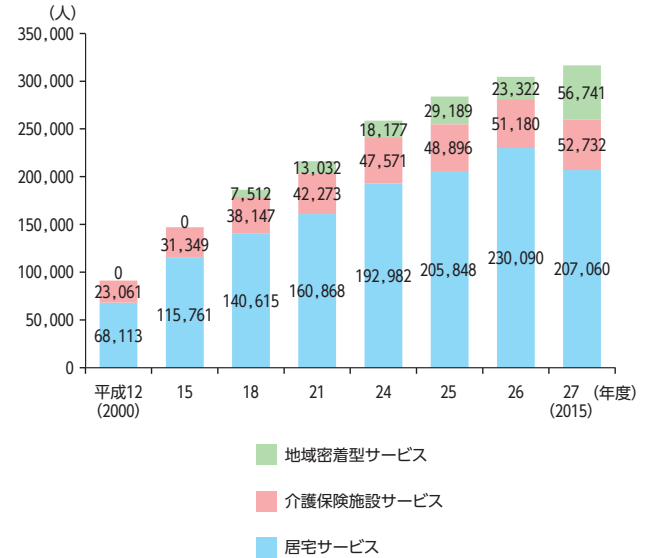
^{*}ユニバーサルデザイン…障害の有無、年齢、性別、国籍などにかかわらず多様な人々が利用しやすいように都市や生活環境をデザインする考え方をいいます。

要支援・要介護認定者数の推移



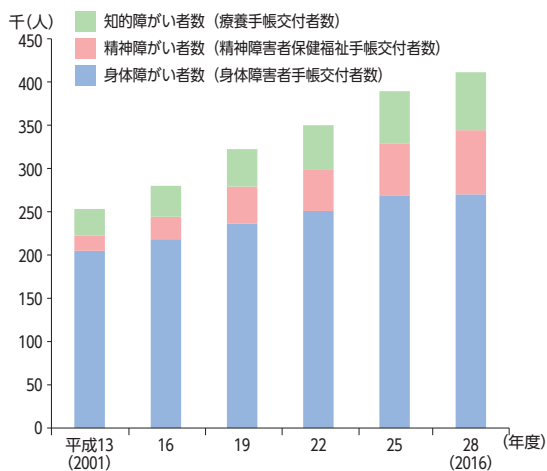
介護保険事業状況報告（神奈川県 高齢福祉課）より

介護サービス利用者の推移



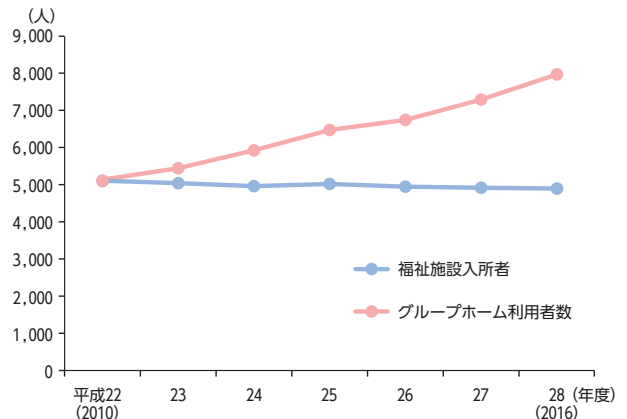
神奈川高齢者居住安全確保計画（神奈川県 住宅計画課）より

障がい者数の推移



神奈川県地域福祉支援計画（平成30年度から平成32年度）
（神奈川県 地域福祉課）より

福祉施設入所者数とグループホームの利用者数の推移



神奈川県地域福祉支援計画（平成30年度から平成32年度）
（神奈川県 地域福祉課）より

バリアフリー法認定建築物

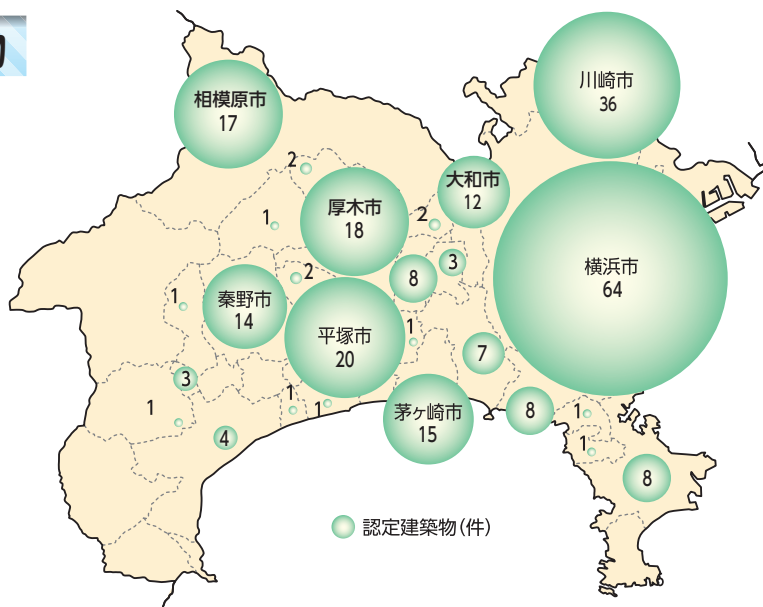
(従前のハートビル法を含む)

バリアフリー法の対象になる主な建築物

(2,000㎡以上の新築、増築、改築、用途変更に義務付け)

1. 特別支援学校
2. 病院又は診療所
3. 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
4. 集会場又は公会堂
5. 展示場
6. 百貨店、マーケットその他の物品販売業を含む店舗
7. ホテル又は旅館
8. 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
9. 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)
10. 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- …等

バリアフリー法パンフレット(国土交通省)より



神奈川県 建築指導課 HP より

健康・福祉に関する生活意識

今後 10 年くらいの間に、かかりつけの医療から高度医療まで、地域医療のネットワーク化が進んでいる

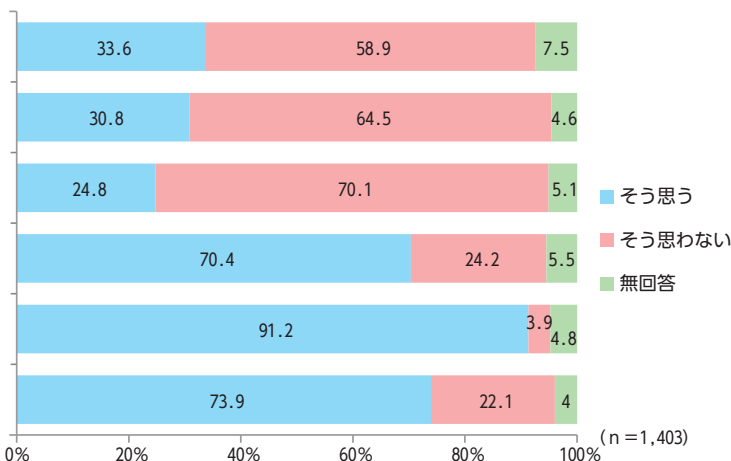
一週間に 3 回以上 1 日 30 分程度のスポーツを習慣的に行っている

鉄道や道路、建物がバリアフリー化され、誰もが安心して移動・利用できるよう、みんなが助け合う、人にやさしいまちになっている

住居の造りや介護サービスの提供が今の状態の環境では、高齢者が安心して生活するのはむずかしい

介護は社会的にも重要であり、もっと評価されるべきだ

日ごろから健康に気を付けた規則正しい生活を心がけている



令和 2 年度県民ニーズ調査(神奈川県 広報県民課)より

神奈川県内の駅とバスのバリアフリー状況

県内鉄道駅舎のバリアフリー化状況(令和2年3月31日)

総駅数: 380 駅

1 日の平均利用人員が 3 千人以上の駅数	駅の出入口からホームまでの段差が解消済みの駅数	移動等円滑化基準に適合する障害者対応型改札口の設置駅数
332 駅	315 駅	324 駅
移動等円滑化基準に適合する障害者対応型券売機の設置駅数	移動等円滑化基準に適合する視覚障害者誘導用ブロックの設置駅数	移動等円滑化基準に適合する障害者対応型トイレの設置駅数
301 駅	325 駅	288 駅

県内鉄道のホームドア設置状況(令和2年3月31日)

県内鉄道駅 / ホームドア設置状況	利用者数 3 千人以上の駅 / ホームドア設置状況	利用者数 10 万人以上の駅 / ホームドア設置状況
386 駅 / 94 駅	332 駅 / 91 駅	44 駅 / 17 駅

「人にやさしいバス」の導入状況(平成28年3月31日)

総車両数: 5,049 両

リフト付きバス	スロープ付きワンステップバス	スロープ付きノンステップバス
55 両	2,209 両	2,712 両

神奈川県 交通企画課 HP より

5 経済・消費活動

神奈川県内の地価動向は、バブル経済崩壊以降、住宅地、商業地とも全体的に下落傾向がみられましたが、2009（平成 21）年以降は概ね横ばい傾向で推移しています。地域別に 2020（令和 2）年の平均価格をみると、住宅地の価格は、川崎市の川崎・幸・中原・高津の各区や横浜市の中・西・神奈川・港北・鶴見・青葉の各区で 25 万円/㎡以上となっており、東京都心への交通利便性の高い地域や横浜の都心部で高くなっています。

また、商業地の価格は、横浜市の神奈川区・西区・中区・港北区・青葉区、川崎市の川崎区・中原区・

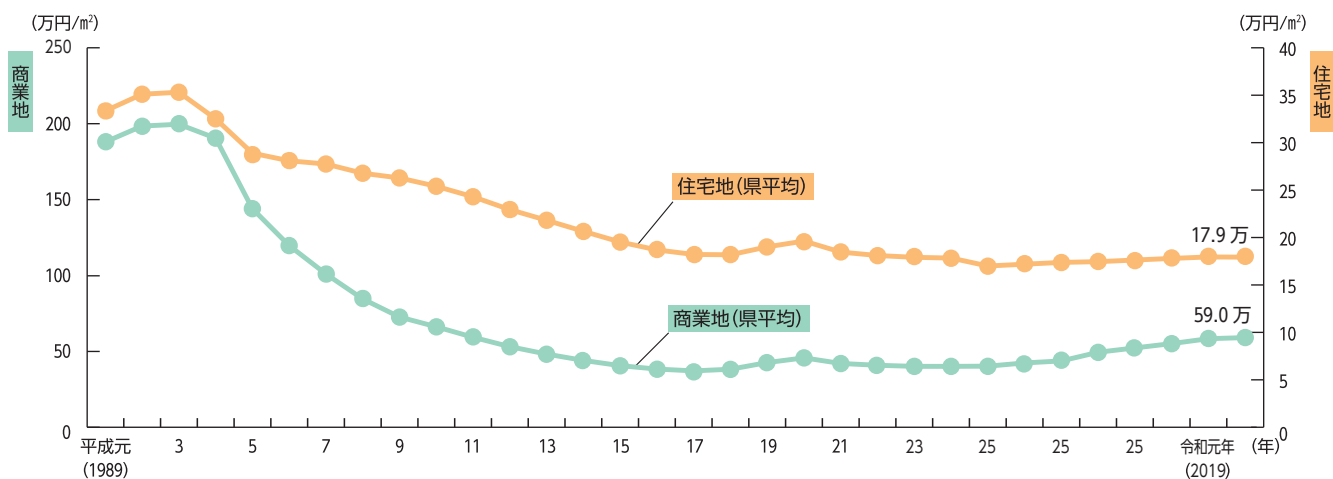
麻生区、鎌倉市で 60 万円/㎡以上となっています。

県民の経済活動の状況を表す県内総生産は 2015（平成 27）年度以降微増傾向で、2015（平成 27）年度以降の経済成長率は全国よりも高い水準で推移しています。

また、県民一人当たりの所得は全国平均に比べ高い水準を保っており、2017（平成 29）年度には一人当たり約 323 万円となっています。

一方、県内の政令 3 市の消費者物価指数（基準：2015（平成 27）年）は、2015（平成 27）年以前は 100 を下回っていましたが、2015（平成 27）年以降は概ね 100 前後で推移しています。

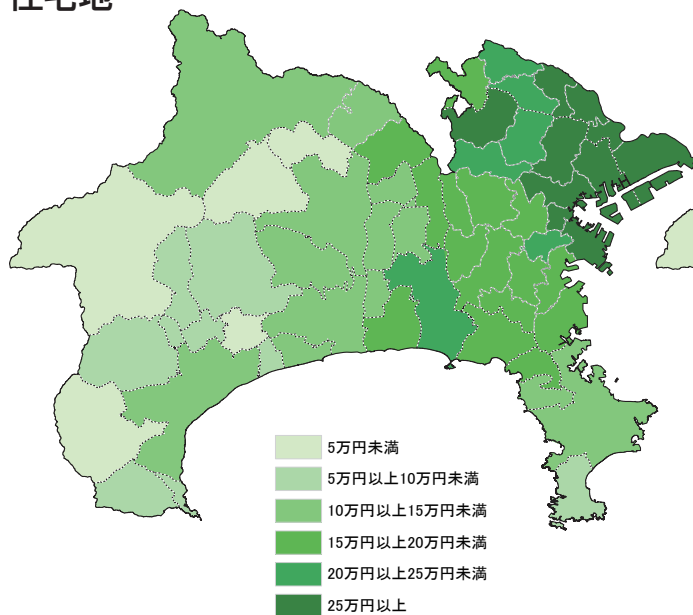
地価の推移



令和 2 年神奈川県地価調査（神奈川県 土地水資源対策課）より

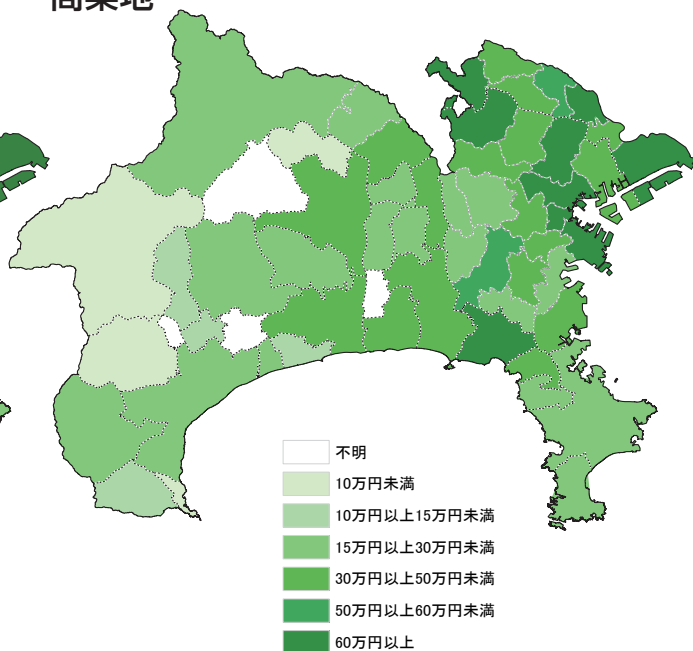
市区町村別の地価の平均価格

住宅地



* 価格は㎡あたり

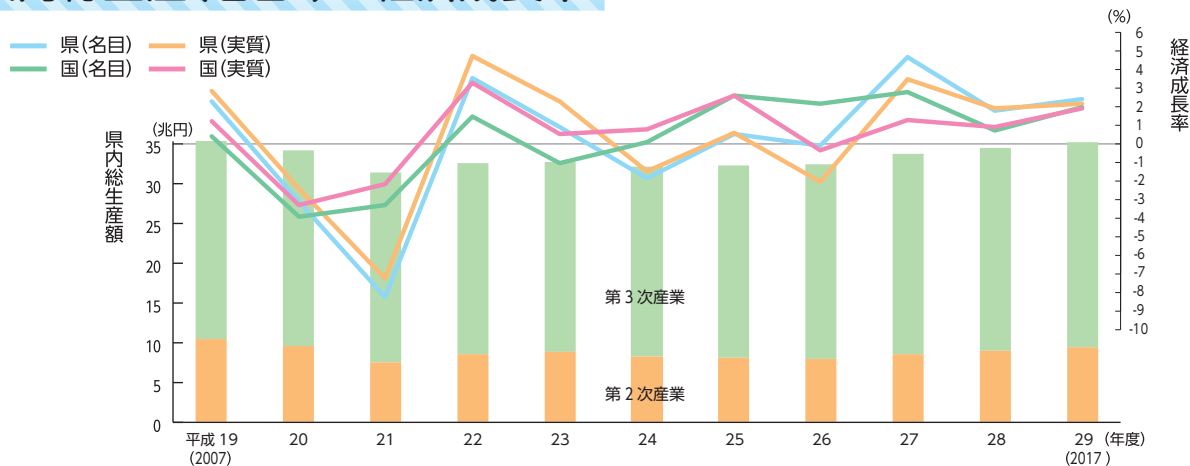
商業地



* 価格は㎡あたり

令和 2 年神奈川県地価調査（神奈川県 土地水資源対策課）より

県内総生産(名目*)と経済成長率



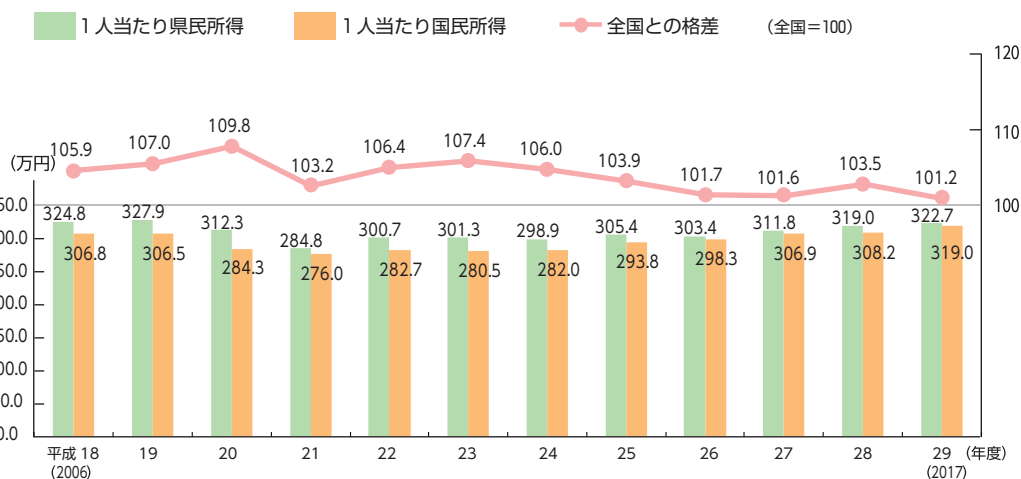
*名目経済成長率、実質経済成長率

県内総生産の名目値の対前年度増減率を名目経済成長率、実質値の対前年度増減率を実質経済成長率と呼んでいます。実質値は名目値から物価変動の影響を除いたもので、経済の実質的な伸びをみる場合に用いられます。

※注 全国値は平成 29 年度国民経済計算年次推計による。

2017(平成 29)年度 神奈川県県民経済計算(神奈川県 統計センター)より

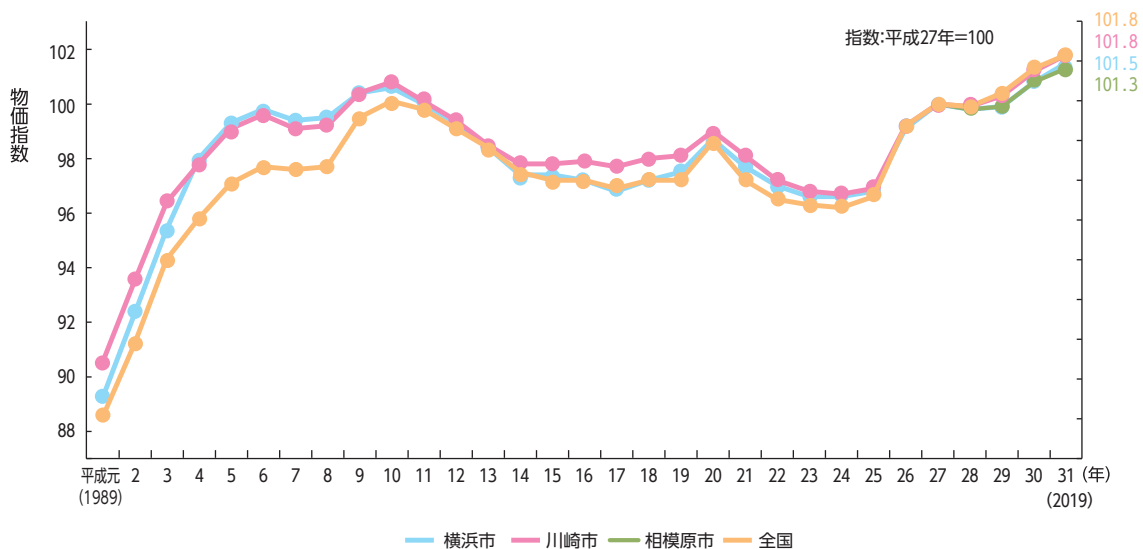
一人あたり県民所得



※注 全国値は平成 29 年度国民経済計算年次推計による。

2017(平成 29)年度 神奈川県県民経済計算(神奈川県 統計センター)より

消費者物価指数*の推移



*消費者物価指数…消費者が生活上重要な支出の対象となる各種の商品やサービスの価格、家賃の変化を総合した平均的な物価の変動を示すための指標です。商品・サービスを約 600 の品目に区分して、各品目ごとの毎月の価格を調査し、家計の消費支出額に占める割合を総合的に加味し、全体の物価の変化を測定しています。

消費者物価指数は基準年の物価を 100 として、どれだけ物価が変化したかを表したものです。

2015 年基準消費者物価指数 (政府統計の総合窓口)より

6 高齢者の暮らし

要支援・要介護認定を受けていない高齢者は、高齢者全体の約83%となっています。また、介護を受けたり病気で寝たきりになったりせず、自立して健康に生活できる期間を示す「健康寿命」について、2016（平成28）年の状況をみると、男性が72.30歳（全国平均72.14歳）で全国第16位、女性が74.63歳（同74.79歳）で全国31位となっています。

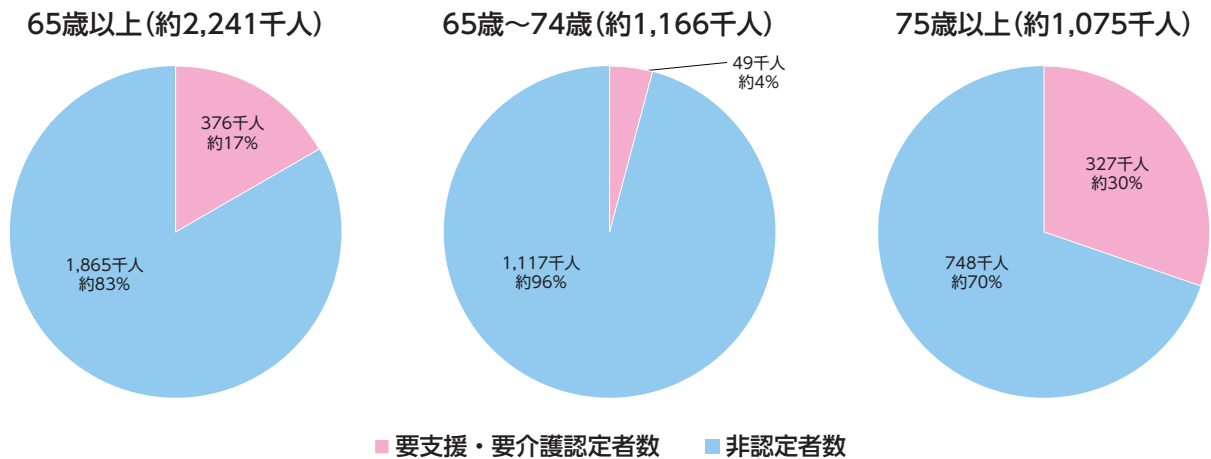
神奈川県における外出率の推移を年齢層別にみると、65歳から84歳までの外出率は1998（平成

10）年と2008（平成20）年を比べると10%以上大きく増加しましたが、2018（平成30）年は2008（平成20）年から大きく減少に転じています。一方、高齢者の交通流動は2008（平成20）年と2018（平成30）年を比べると約1割増加しています。

神奈川県では、健康寿命を伸ばし、高齢になっても誰もが健康に暮らし、長生きして誰もが幸せだったという社会の実現に取り組んでいます。

元気な高齢者（介護保険第1号被保険者数の内訳）

2017（平成29）年9月末現在



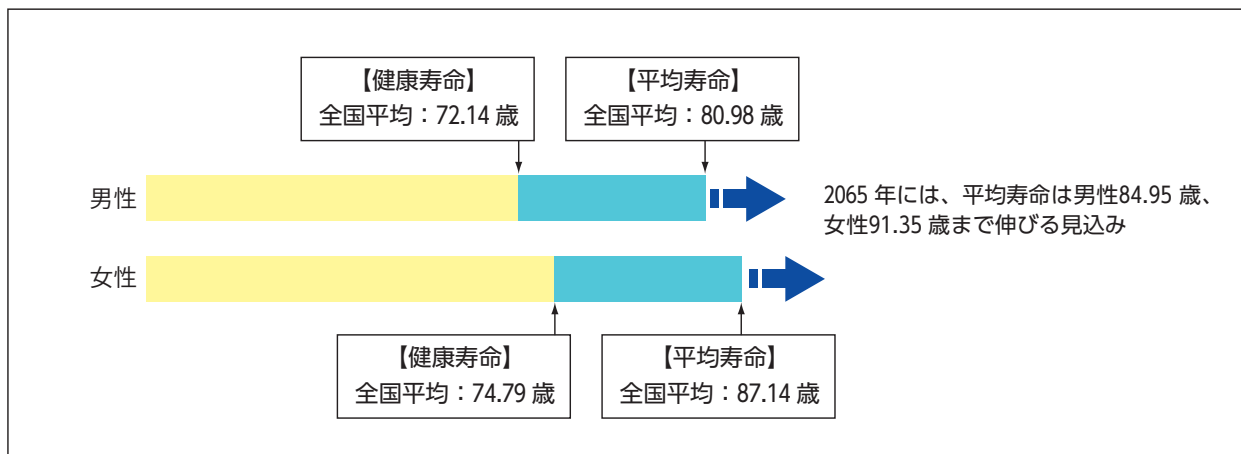
神奈川県高齢者居住安定確保計画（神奈川県 住宅計画課）より

健康寿命と平均寿命（健康寿命と平均寿命の状況）

健康寿命と平均寿命の状況
（2016（平成28）年）

【本県の健康寿命】

男性；72.30歳 全国16位（1位は山梨県73.21歳）
女性；74.63歳 全国31位（1位は愛知県76.32歳）

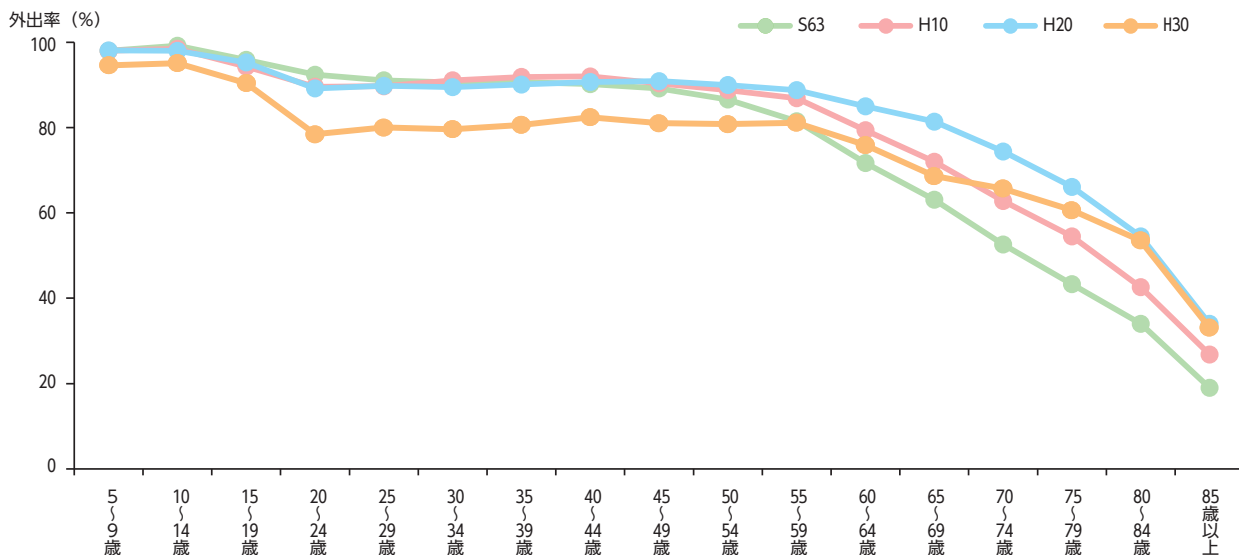


注1 平均寿命の実績は厚生労働省「平成28年簡易生命表」により、推計は国立社会保障・人口問題研究所による

注2 健康寿命は2018（平成30）年3月9日開催の「健康日本21（第二次推進専門委員会）」（厚生労働省）提出資料による（熊本県は覗く）。

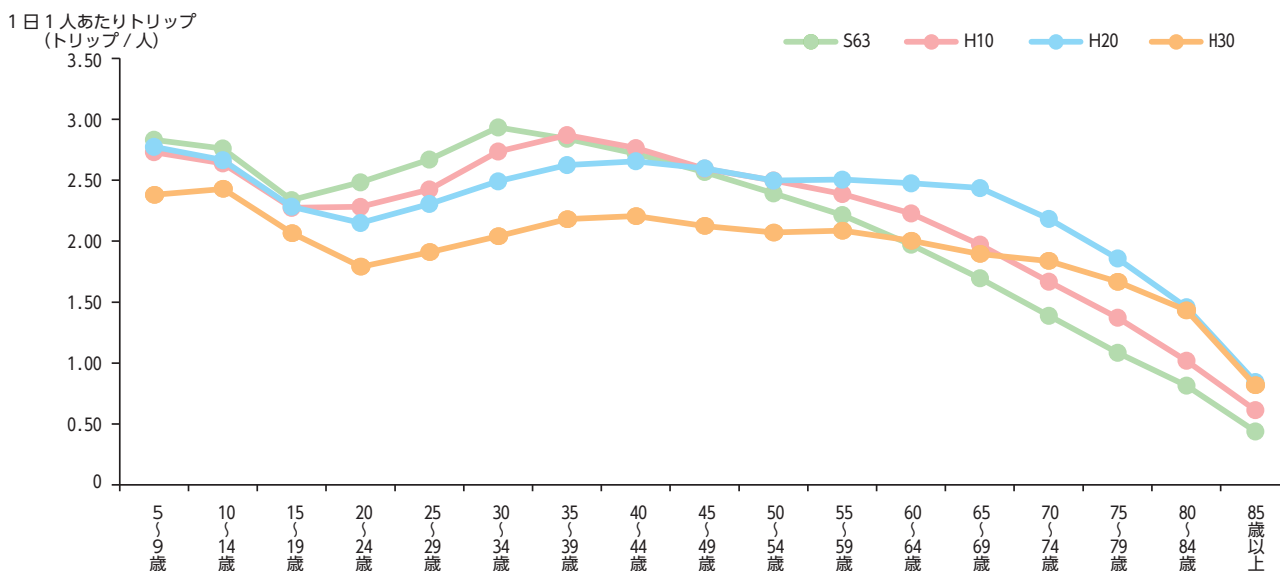
神奈川県高齢者居住安定確保計画（神奈川県 住宅計画課）より

神奈川県の外出率の推移



第6回東京都市圏パーソントリップ調査 (東京都市圏交通計画協議会) より

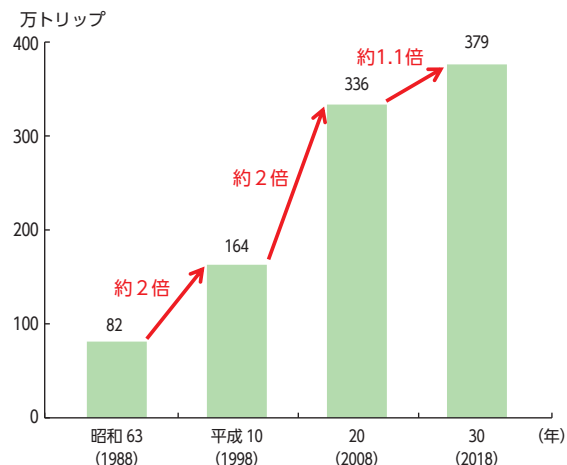
神奈川県の人1日あたりトリップ数の推移



第6回東京都市圏パーソントリップ調査 (東京都市圏交通計画協議会) より

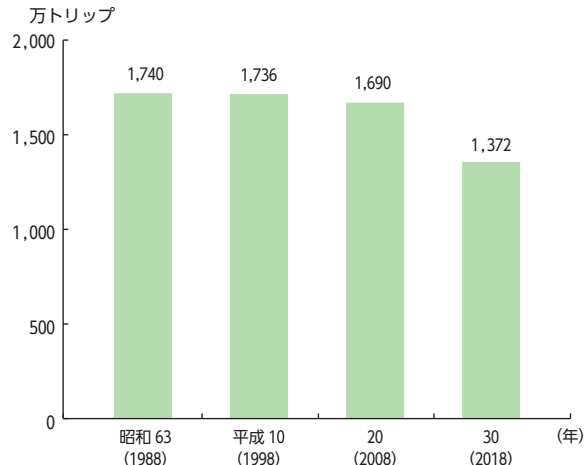
高齢者の交通流動の変化

神奈川県の高齢者トリップ数



第6回東京都市圏パーソントリップ調査 (平成30年東京都市圏交通協議会) より

神奈川県の高齢者以外トリップ数



第6回東京都市圏パーソントリップ調査 (平成30年東京都市圏交通協議会) より

09 産業の状況

1 商業の状況

1859（安政6）年の横浜開港を機に、明治に入ってから西洋文化の門戸として栄えた横浜を中心として、神奈川県は商業や貿易面で発展を遂げてきました。

神奈川県における1985（昭和60）年～2016（平成28）年の商業の推移をみると、年間商品販売額は、1991（平成3）年の約25兆5千億円をピークにその後は減少傾向に転じ、2014（平成26）年には約16兆9千億円まで減少しましたが、2016（平成28）年には約22兆5千億円まで増加しています。事業所数の推移は1991（平成3）年の約9万店をピークに、その後は減少傾向に転じ、2016（平成28）年には約6万6千店まで減少しています。従業者数の推移をみると、細かな増減はあるものの概ね増加傾向で推移しており、2016（平成28）年は約66万4千人となっています。

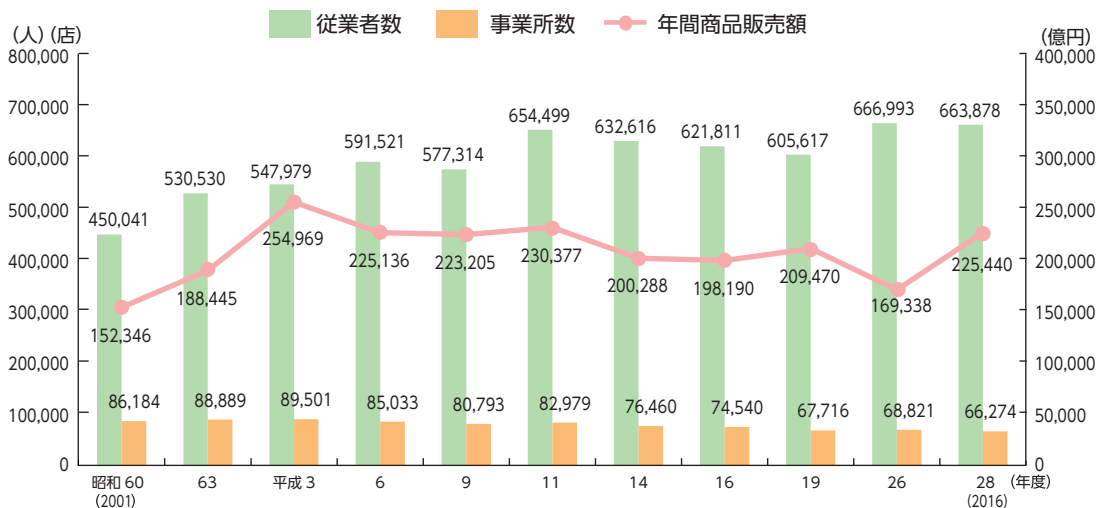
者数の推移をみると、細かな増減はあるものの概ね増加傾向で推移しており、2016（平成28）年は約66万4千人となっています。

くらしに身近な商店街の推移をみると、商店街は年々減少しており、2019（平成31）年度に初めて600商店街を下回りました。また1商店街あたり商店数も緩やかに減少しています。

東京圏に占める割合をみると、商店数、販売額ともに神奈川県は第2位になっており、小売業は商店数、販売額ともに約2割となっています。

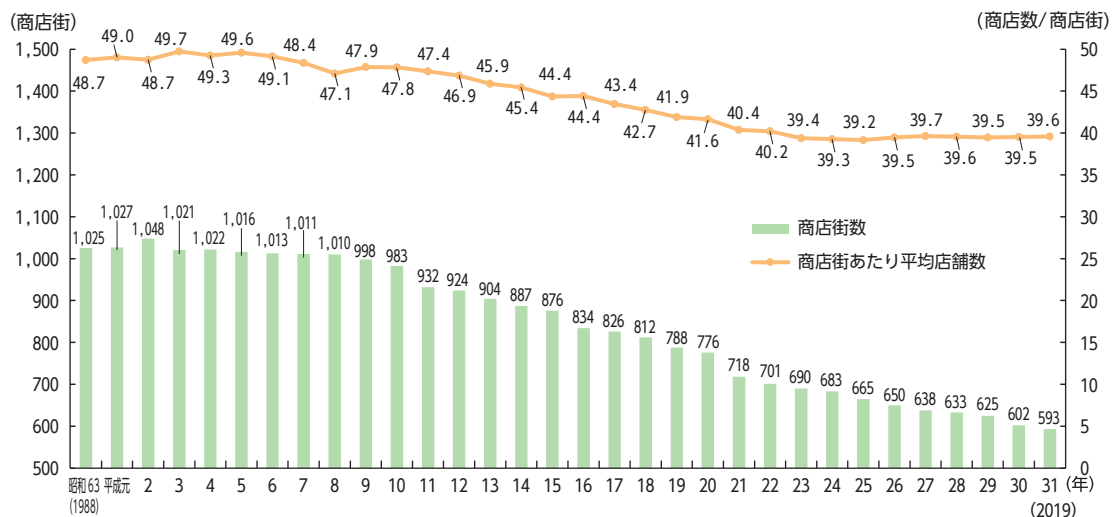
しかし、東京圏の商品販売額は減少傾向がみられ、神奈川県も2007（平成19）年に比べると、2014（平成26）年では人口一人あたり12万円減少しています。

神奈川県の商業の推移



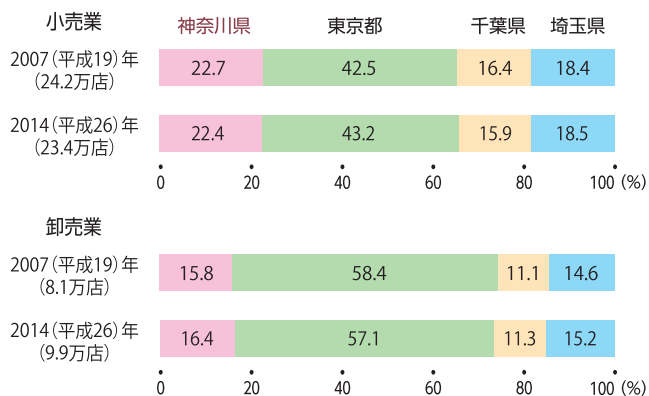
神奈川県都市計画基礎調査解析報告書 令和2年3月（神奈川県 都市計画課）より

神奈川県の商店街の推移



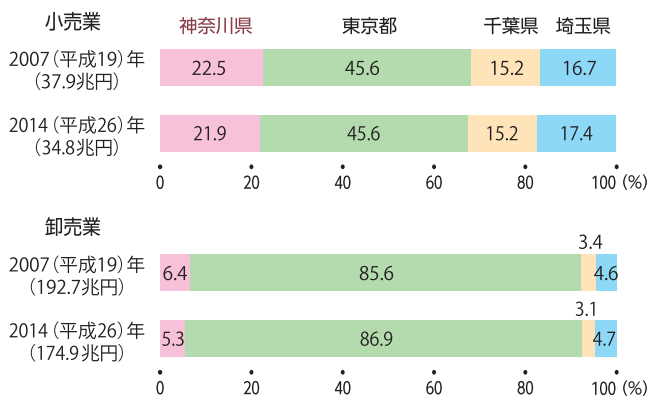
神奈川県都市計画基礎調査解析報告書 令和2年3月（神奈川県 都市計画課）より

東京圏における商店数の割合



都市計画基礎調査解析報告書 令和2年3月
(神奈川県 都市計画課) より

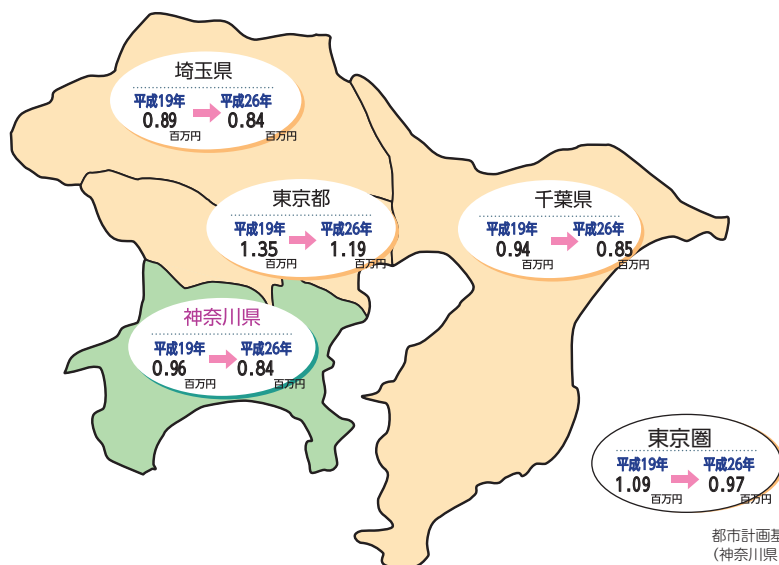
東京圏における年間販売額の割合



都市計画基礎調査解析報告書 令和2年3月
(神奈川県 都市計画課) より

都県別人口1人あたりの小売業年間商品販売額の変化

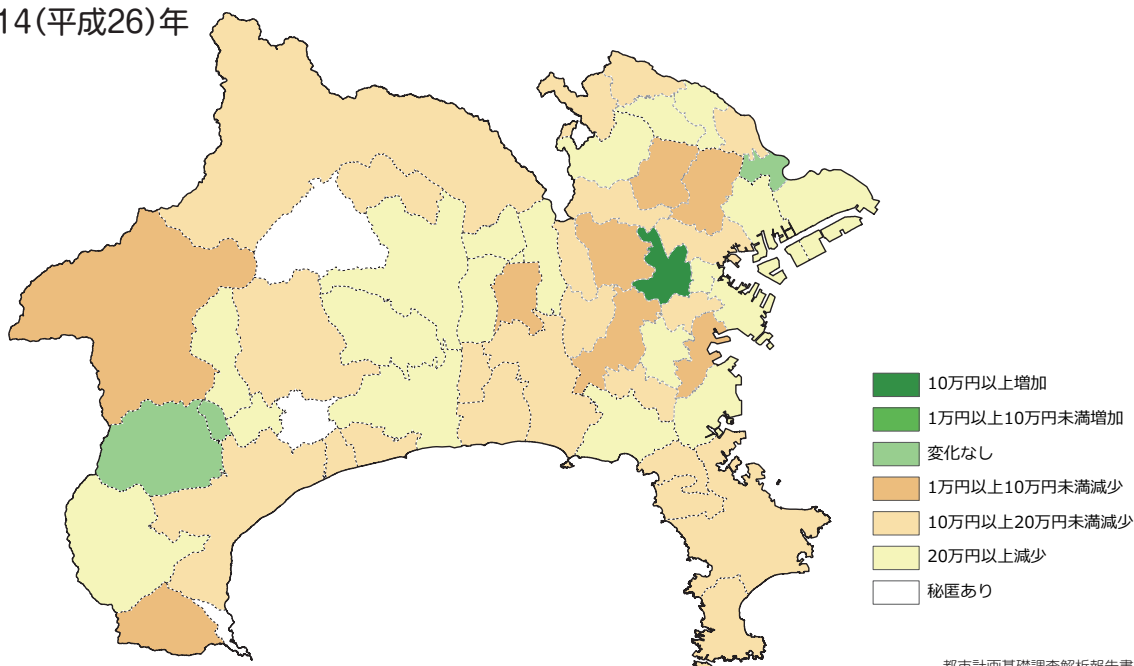
2007(平成19)年
～2014(平成26)年



都市計画基礎調査解析報告書 令和2年3月
(神奈川県 都市計画課) より

市区町村別人口1人あたりの小売業年間商品販売額の変化

2007(平成19)年
～2014(平成26)年



都市計画基礎調査解析報告書 令和2年3月
(神奈川県 都市計画課) より

2 工業の状況

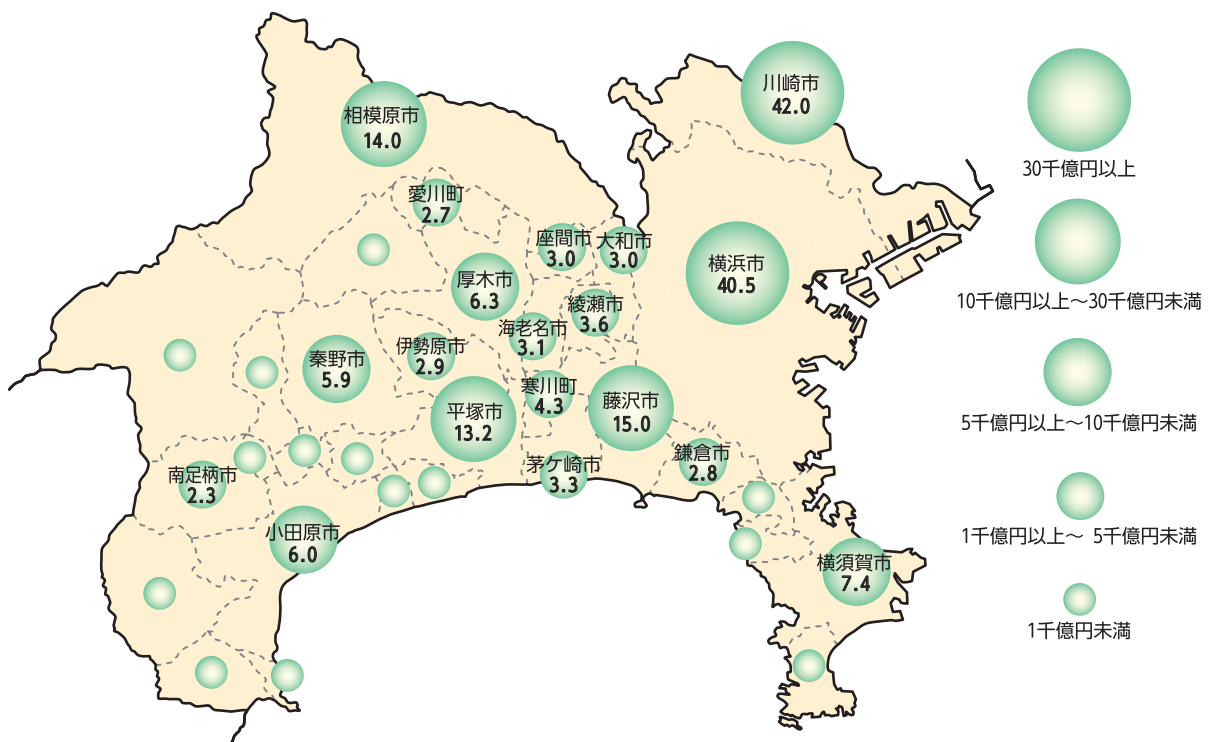
神奈川県は製造品出荷額（2019（令和元）年）は、約18兆4千億円で、全国では2位となっています。市町村別にみると、川崎市（約4兆2千億円）と横浜市（約4兆1千億円）が高く、藤沢市、相模原市、平塚市がこれに続いています。

工業に関連する主な指標（従業者数、製造品出荷額等）の推移は、2008（平成20）年のリーマン・ショックで急落した後、2010（平成22）年以降は従業者数や製造品出荷額等、付加価値額は概ね横ば

いで推移していますが、事業所数は減少傾向が続いています。

都道府県別の事業所数は、全国で第7位、東京圏では第3位で推移しています。京浜臨海部をはじめ研究所の立地も多くみられます。神奈川県では、今後も高い成長が期待されるエネルギー・環境、ライフサイエンス、ロボット、航空宇宙などに関連する産業の発展を促進するとともに、産学公連携による新技術・新製品開発などへの支援に取り組んでいます。

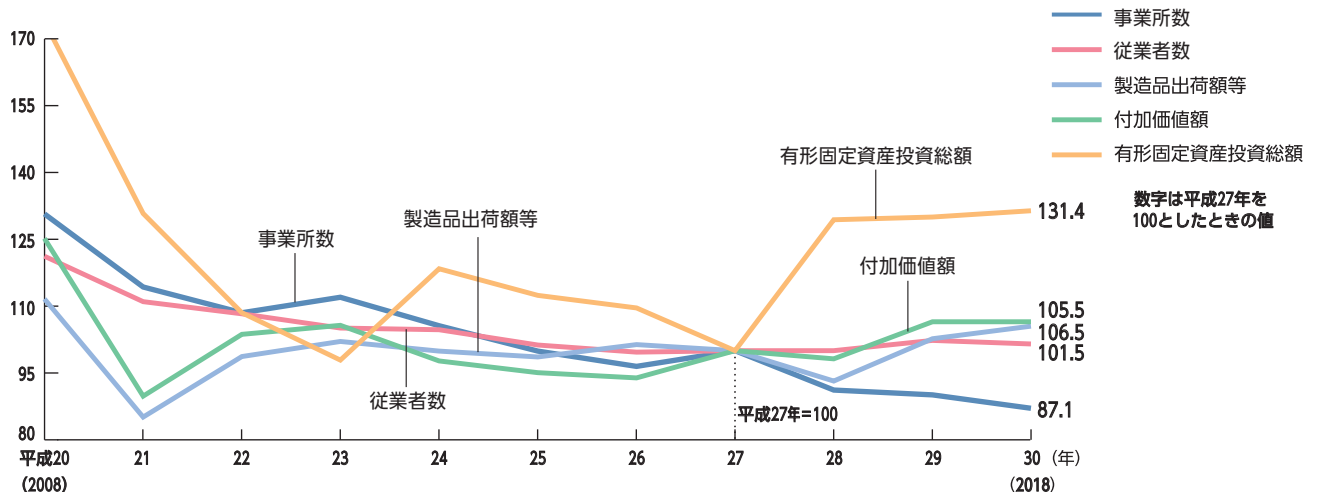
市町村別の製造品出荷額等*



*製造品出荷額等…1年間の「製造品出荷額」、「加工賃収入額」、「製造工程から出たくず及び廃物の出荷額」とその他の収入額の合計をいいます。製造品の出荷とは、その事業所の所有する原材料によって製造されたものを該当事業所から出荷した場合をいいます。

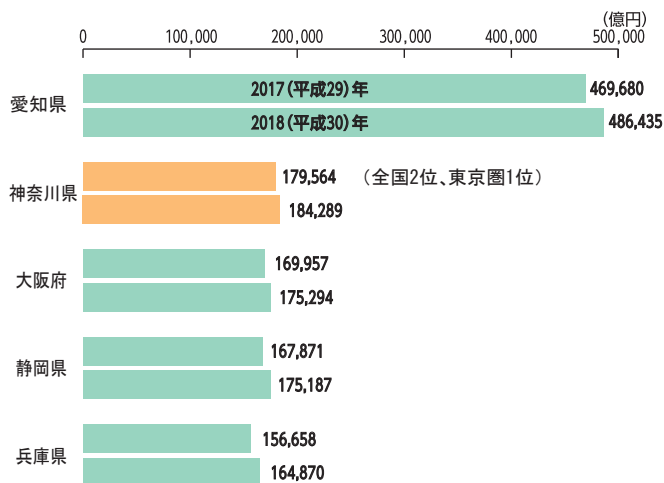
2019年工業統計調査結果報告（神奈川県 統計センター）より

県内の工業の動向



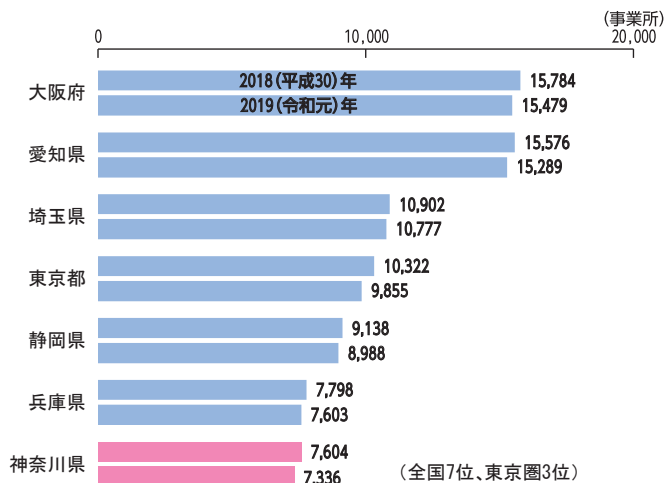
2019年工業統計調査結果報告（神奈川県 統計センター）より

製造品出荷額等(従業員4人以上の事業所)



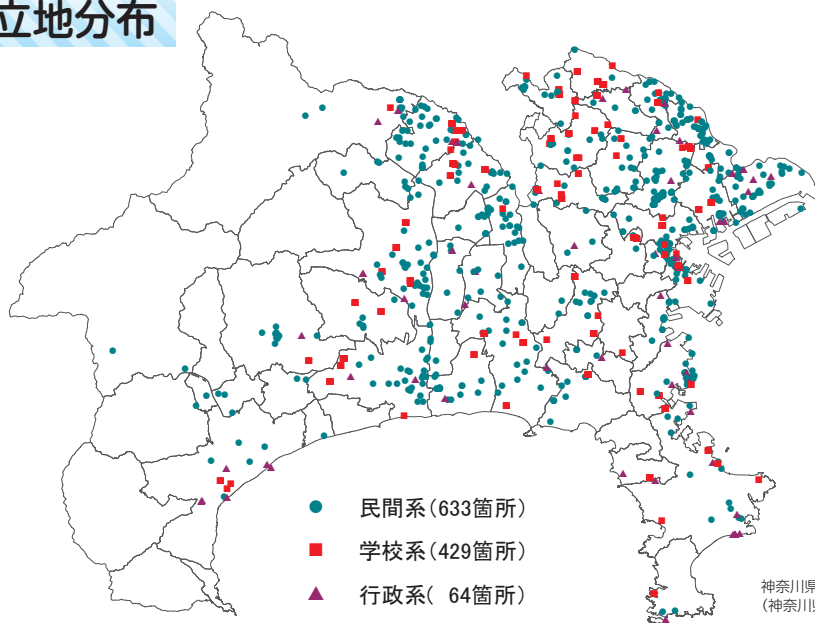
2019年工業統計調査結果報告(経済産業省)より

全国事業所数(従業員4人以上の事業所)



2019年工業統計調査結果報告(経済産業省)より

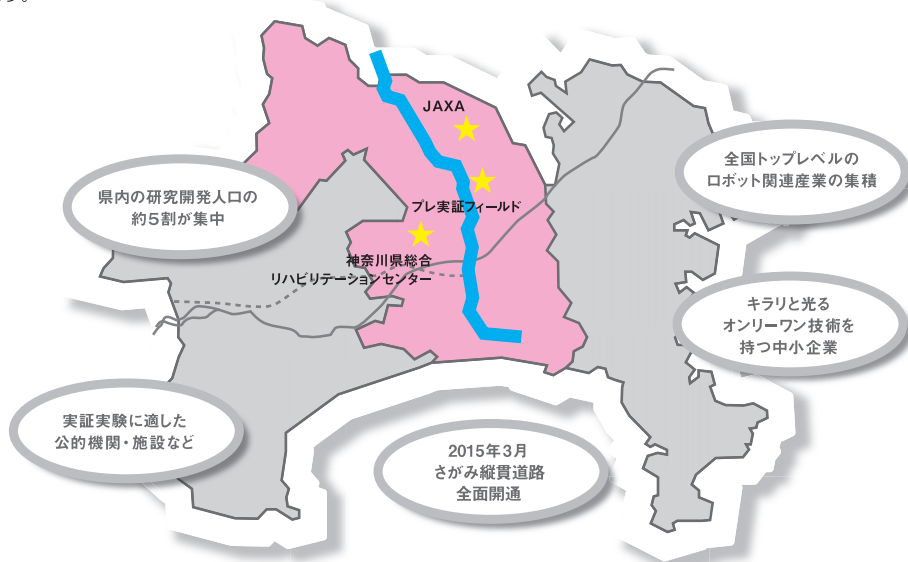
研究所の立地分布



神奈川県都市計画基礎調査解析報告書 令和2年3月(神奈川県 都市計画課)より

さがみロボット産業特区の取組

首都圏中央自動車道沿線等の10市2町を区域とする総合特別区域です。「生活支援ロボットの実用化や普及を通じた地域の安全・安心の実現」のため、ロボットの研究開発・実証実験等の促進、関連産業の集積促進、普及・啓発に取り組んでいます。



3 農林業の状況

神奈川県就業者のうち、第1次産業に従事する人は全体の約1%で、減少傾向にあります。

農業産出額*の推移をみると、2010（平成22）年から微増し、2016（平成28）年をピークに減少に転じています。2018（平成30）年には697億円となっており、その約半数を野菜が占め、次いで果実、豚、花きと続きます。農用地*は減少傾向にあり、2017（平成29）年では県土全体に対する農用地の割合は10%を下回っています。

各地域では地域の特色を生かした農林水産物があり、「地産地消」が注目され、県内の野菜の流通の約3割が直売で扱われています。

一方、林業は、森林面積は県土面積の約39%を占めていますが、県民一人あたりでは103㎡となり全

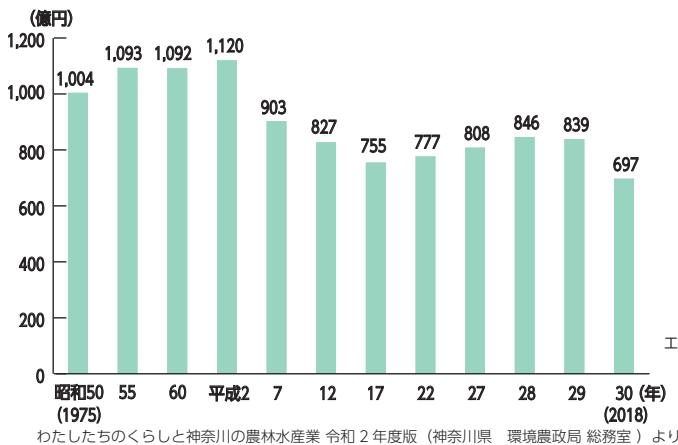
国平均の1,981㎡と比較すると約19分の1となっています。

戦中から戦後にかけて大量の森林伐採により裸地状態であった山々は、その後、スギ・ヒノキの植林が進められ、緑が回復しましたが、これらの人工林は、間伐や枝打ちなどの保育が必要となっています。しかし、近年は林業経営の不振により、森林所有者のみでは森林の保育が行き届かないことから、「森林づくり県民運動」として、お子さまの誕生・入学・卒業記念に植樹をしていただく「成長の森」といったイベント等で森林に親しみながらその大切さを知っていただく活動や、森林づくりボランティア活動等への支援、企業・団体に寄附や間伐などの森林活動に協力いただく「森林再生パートナー制度」など多様な方法による森林づくりを推進しています。

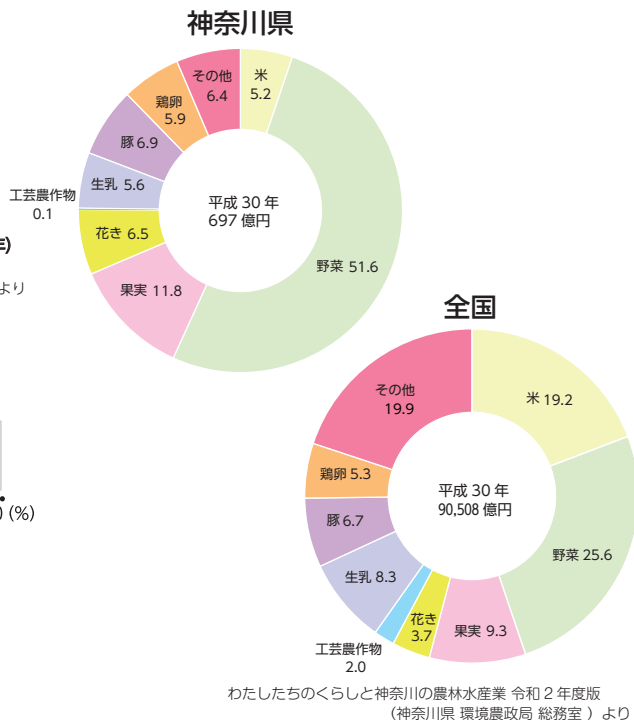
*農業産出額…市町村別の農産物別生産数量にそれぞれの農家庭先価格を乗じて算出した額をいいます。

*農用地…ここでは、耕作の目的に供される土地をいい、「耕作及び作付面積統計」の田、畑をいいます。

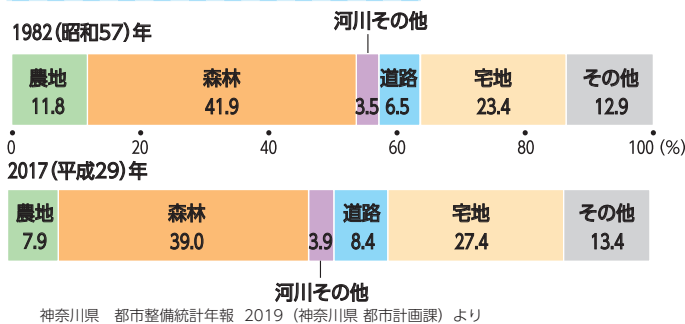
農業産出額の推移



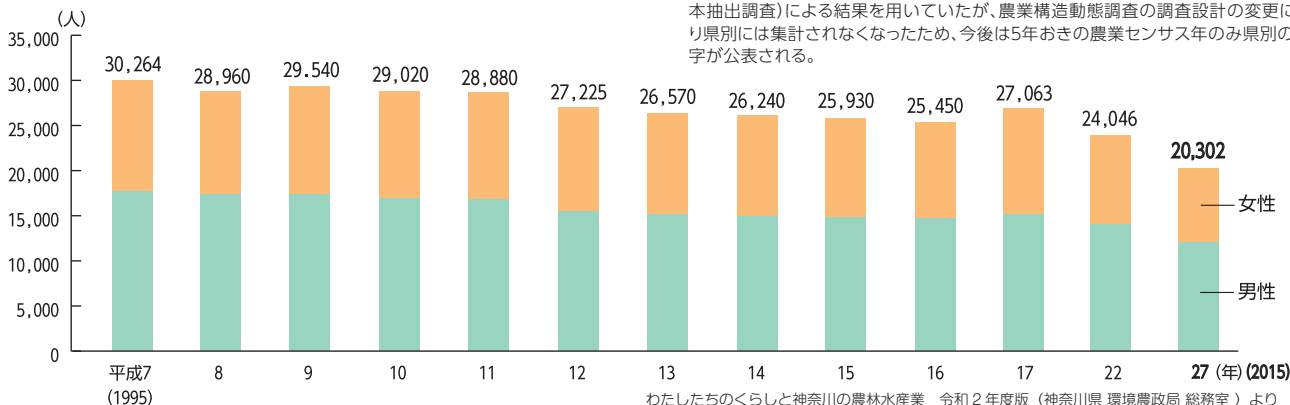
農業産出額の内訳



土地利用状況の推移



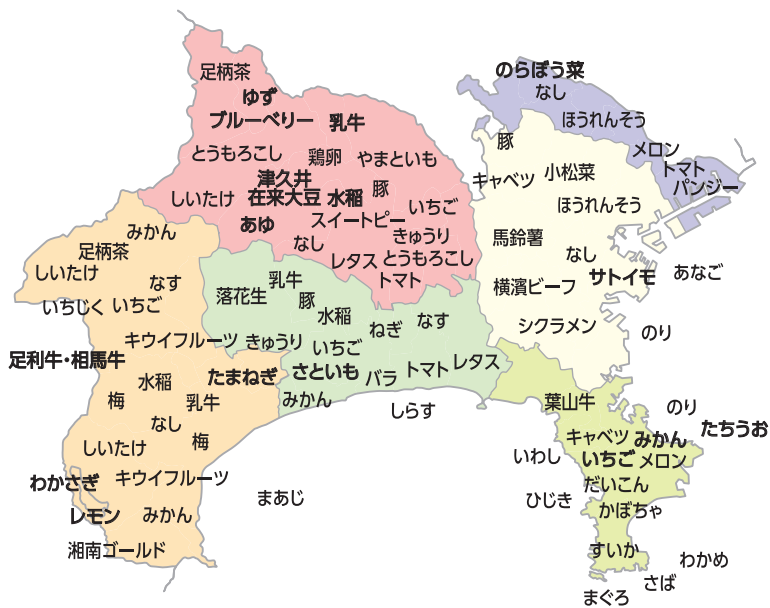
農業従事者*数の推移



*農業センサス調査年はその調査結果を用い、それ以外の年は農業構造動態調査(標本抽出調査)による結果を用いていたが、農業構造動態調査の調査設計の変更により県別には集計されなくなったため、今後は5年おきの農業センサス年のみ県別の数字が公表される。

*農業従事者…ここでは、農業就業人口のうち、自営農業を主な仕事としている者(基幹的農業従事者)を示しています。

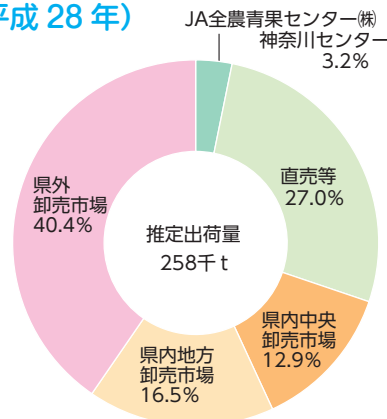
地域の特徴を活かした農林水産物



わたしたちのくらしと神奈川の農林水産業 令和2年度版
(神奈川県 環境農政局 総務室) より

県内野菜の流通実態

県内産野菜の流通実態 (平成28年)



- (注1) かんしょ、ばれいしょを含む。
- (注2) 直売等には一部県外向けを含む。
- (注3) 県外卸売市場には一部果実や加工品を含む。
- (注4) 推定出荷量は平成28年産農林水産省の作況調査(野菜)等より推計。

わたしたちのくらしと神奈川の農林水産業 令和2年度版
(神奈川県 環境農政局 総務室) より

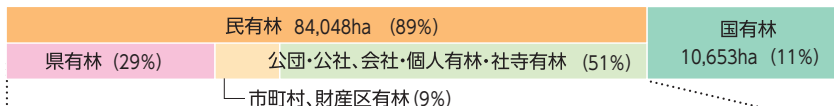
森林の状況

森林面積と森林資源

本県の森林面積は県土の39%、94,701haで、全国の都道府県の森林面積では第44位となっています。県民一人当たりでは103㎡で全国平均の1,981㎡と比較すると約19分の1となっています。

また、森林資源のうちスギ・ヒノキ人工林は、36年生以上の森林が90%を占め、資源の成熟化が進んでいます。

森林の所有形態別面積 (森林面積94,701ha)



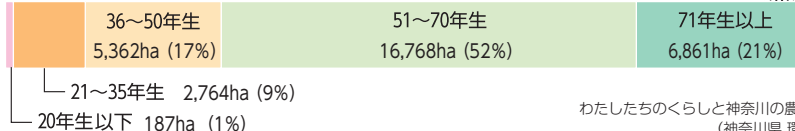
民有林の林相別面積 (民有林面積84,048ha)



民有林(立木地)の樹種別面積 (民有林(立木地)面積80,206ha)

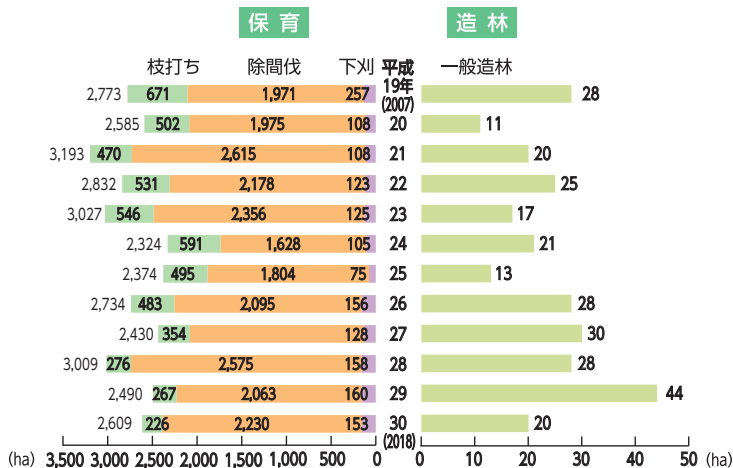


民有林の人工林の林齢別状況 (人工林面積31,942ha)



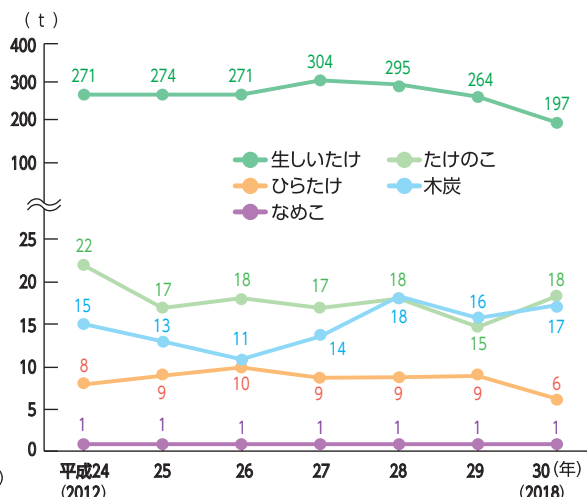
わたしたちのくらしと神奈川の農林水産業 令和2年度版
(神奈川県 環境農政局 総務室) より

保育と造林の実施面積



わたしたちのくらしと神奈川の農林水産業 令和2年度版
(神奈川県 環境農政局 総務室) より

主な特用林産物生産量の推移



わたしたちのくらしと神奈川の農林水産業 令和2年度版
(神奈川県 環境農政局 総務室) より

4 水産業の状況

神奈川県では、定置網などの沿岸漁業、まぐろはえ縄などの遠洋漁業、さばたもすくいなどの沖合漁業など様々な漁業が行われています。中でも、三浦半島地区には、第三種漁港のうち「水産業の振興上特に重要」である特定第三種漁港に指定された三崎漁港などがあります。

県内には規模、機能の異なる多数の漁港が整備さ

れていて、第一種漁港から特定第三種漁港まで大小25の漁港があります。

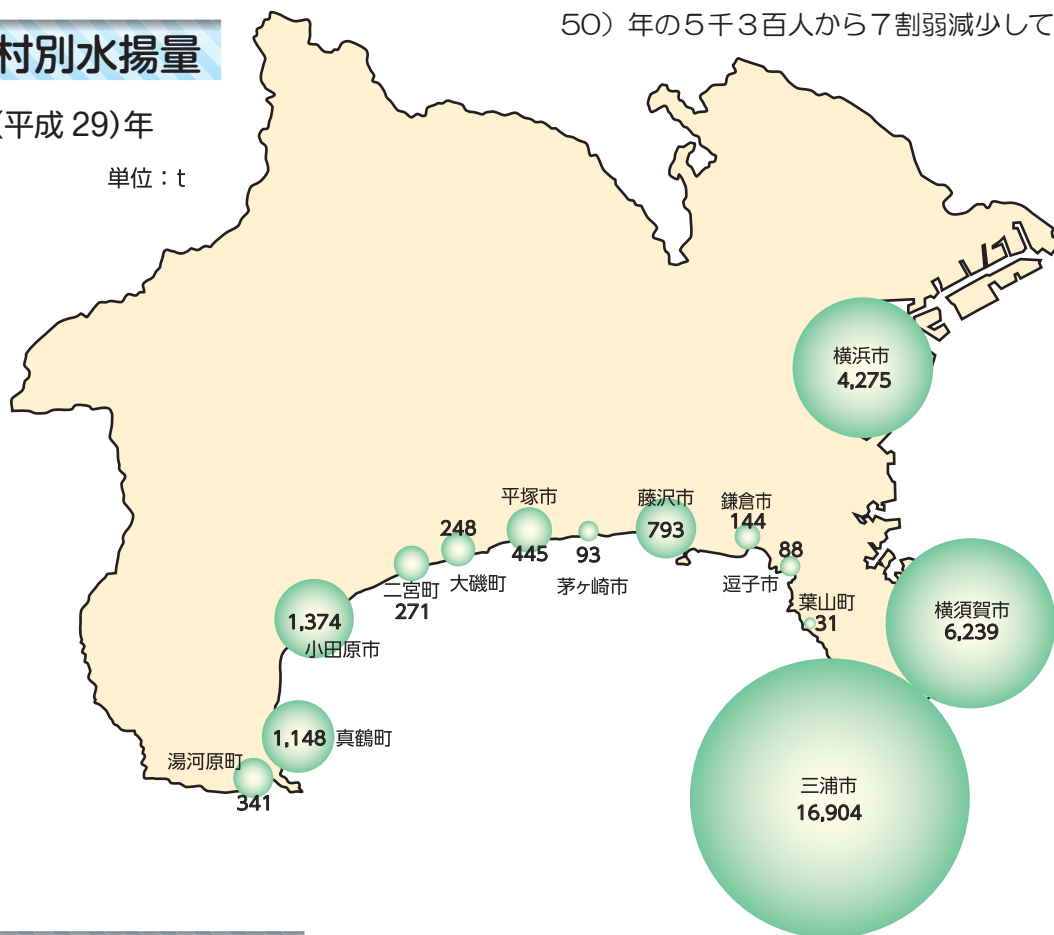
市町村別の水揚量では、三浦市が約1万7千トンで第一位、次いで横須賀市、横浜市、小田原市、真鶴町が多くなっています。

漁業就業者数は減少傾向が続いており、2018（平成30）年には1千8百人となり、1975（昭和50）年の5千3百人から7割弱減少しています。

市町村別水揚量

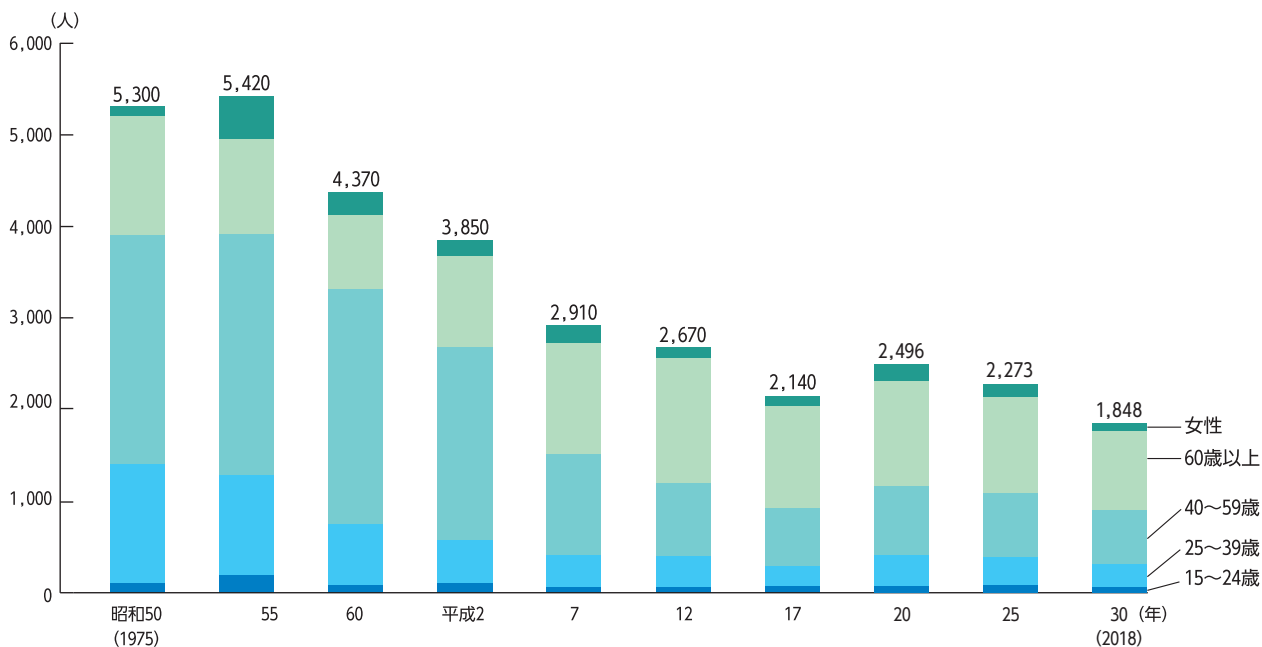
2017（平成29）年

単位：t



漁業就業者数の推移

関東農林水産統計年報（農林水産省）より



漁業センサス（農林水産省）

5 観光産業の状況

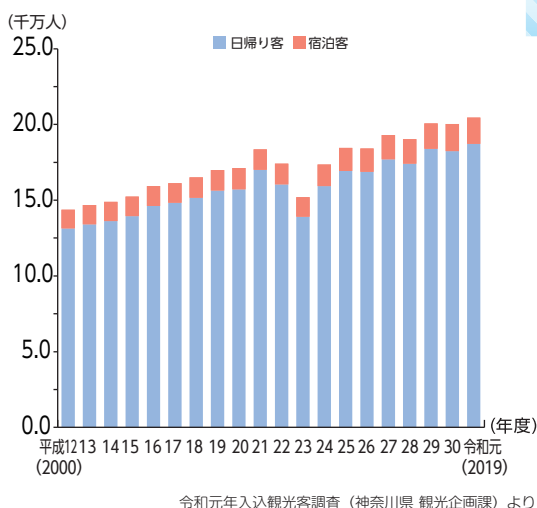
神奈川県には、国内のみならず海外からも多くの観光客が訪れており、観光産業に支えられているまちもたくさんあります。

近代日本の幕開けの地となった横浜、歴史と文化の香りあふれる鎌倉や城下町・小田原、日本を代表する温泉地の箱根・湯河原、そして、丹沢・大山の緑豊かな山並みと三浦半島から湘南海岸、真鶴半島に至る美しい海岸線など豊かな自然があります。

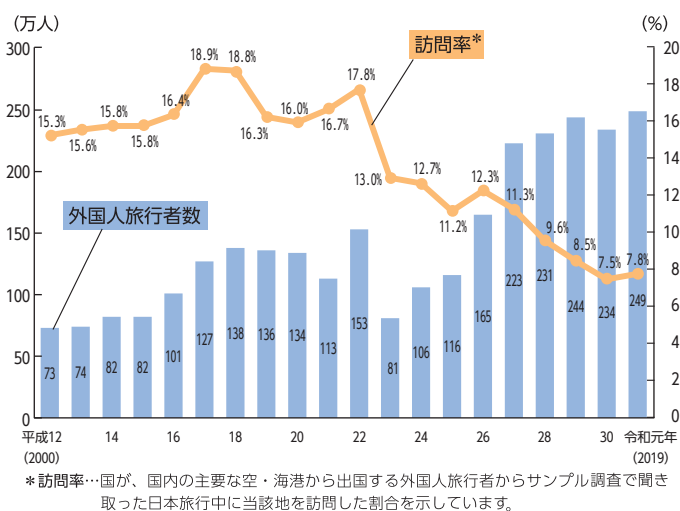
神奈川県内の入込観光客数は、2000（平成12）年以降、2011（平成23）年を除いて増加傾向であり、2017（平成29）年に初めて年間の入込観光客数が2億人を超えました。

近年では、アジア諸国の経済発展を背景に、国が東南アジア諸国を中心にビザ要件の緩和措置や免税制度の拡充を図ったほか、LCC（格安航空会社）の新規就航や大型クルーズ船の寄港増加などにより、特にインバウンド（外国人観光客の誘致）を取り巻く環境が劇的に変化しました。その結果、わが国を訪れる訪日外国人の動向は2013（平成25）年に1,000万人、2016（平成28）年に2,000万人、2018（平成30）年に3,000万人を超え、2019（平成31・令和元）年には3,188万人に達し、大幅に増加しています。また、神奈川県を訪れる外国人旅行者数は2019（平成31・令和元）年には約249万人に達しており、増加傾向となっています。

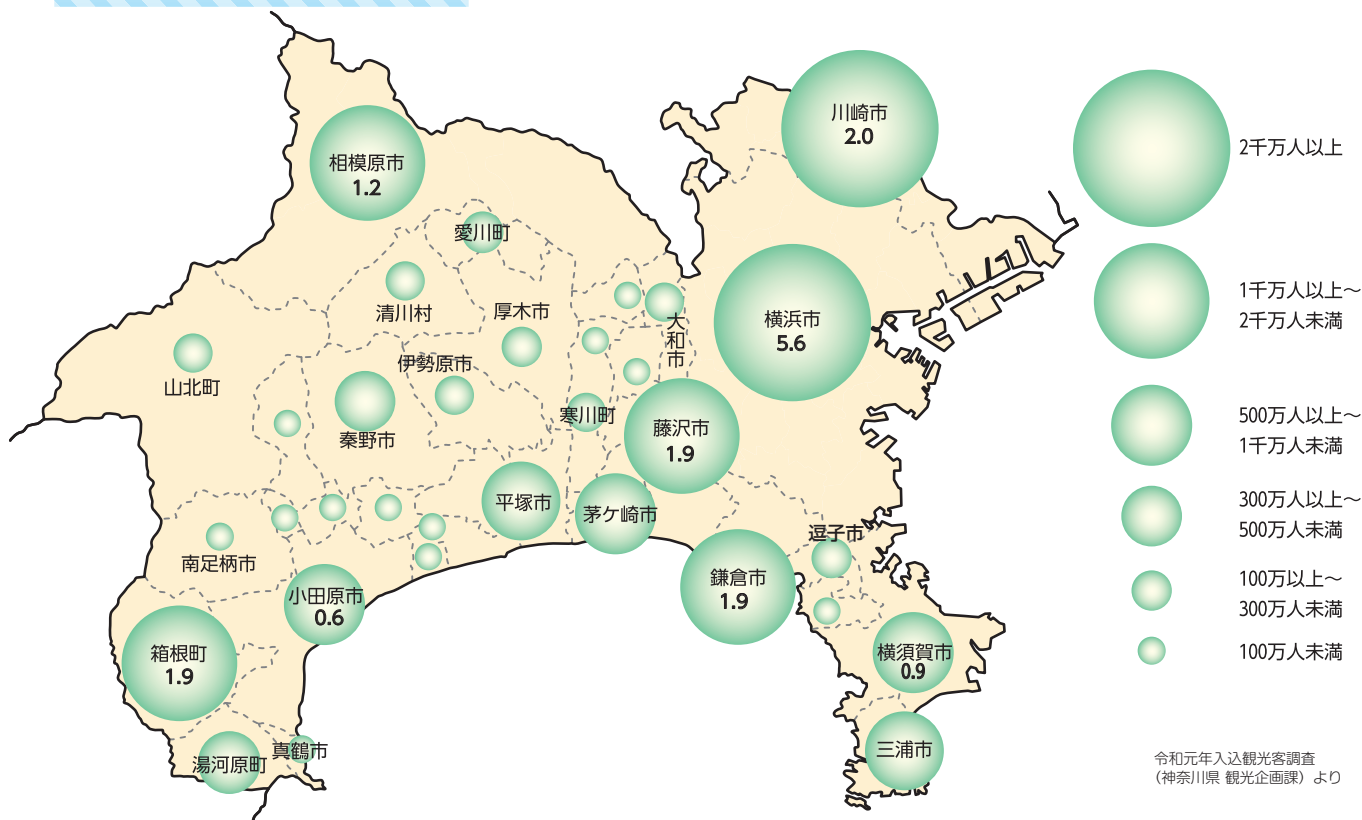
入込観光客数の推移



神奈川県を訪れる外国人旅行者数と訪問率の推移



市町村別入込観光客数



10 交通・物流

1 道路整備

神奈川県における道路の総延長（2018（平成 30）年4月）は、25,848km で、その内訳は高速自動車国道 81km、一般国道 717km、県道 1,419km、市町村道 23,631 km となっています。

地域内の道路面積の割合を示す道路率をみると、横浜市、川崎市、県央都市圏域の東側、湘南都市圏域の東側で、高いゾーン（12%以上）が広がっています。

混雑度をみると、一般国道および県道の半分以上が混雑度 1.0 以上となっており、慢性的に渋滞していると推定される混雑度 2.0 以上の区間もあります。

こうした状況を改善するため、新東名高速道路、横浜湘南道路、高速横浜環状南線などの自動車専用道路をはじめとする道路網の整備が進められています。

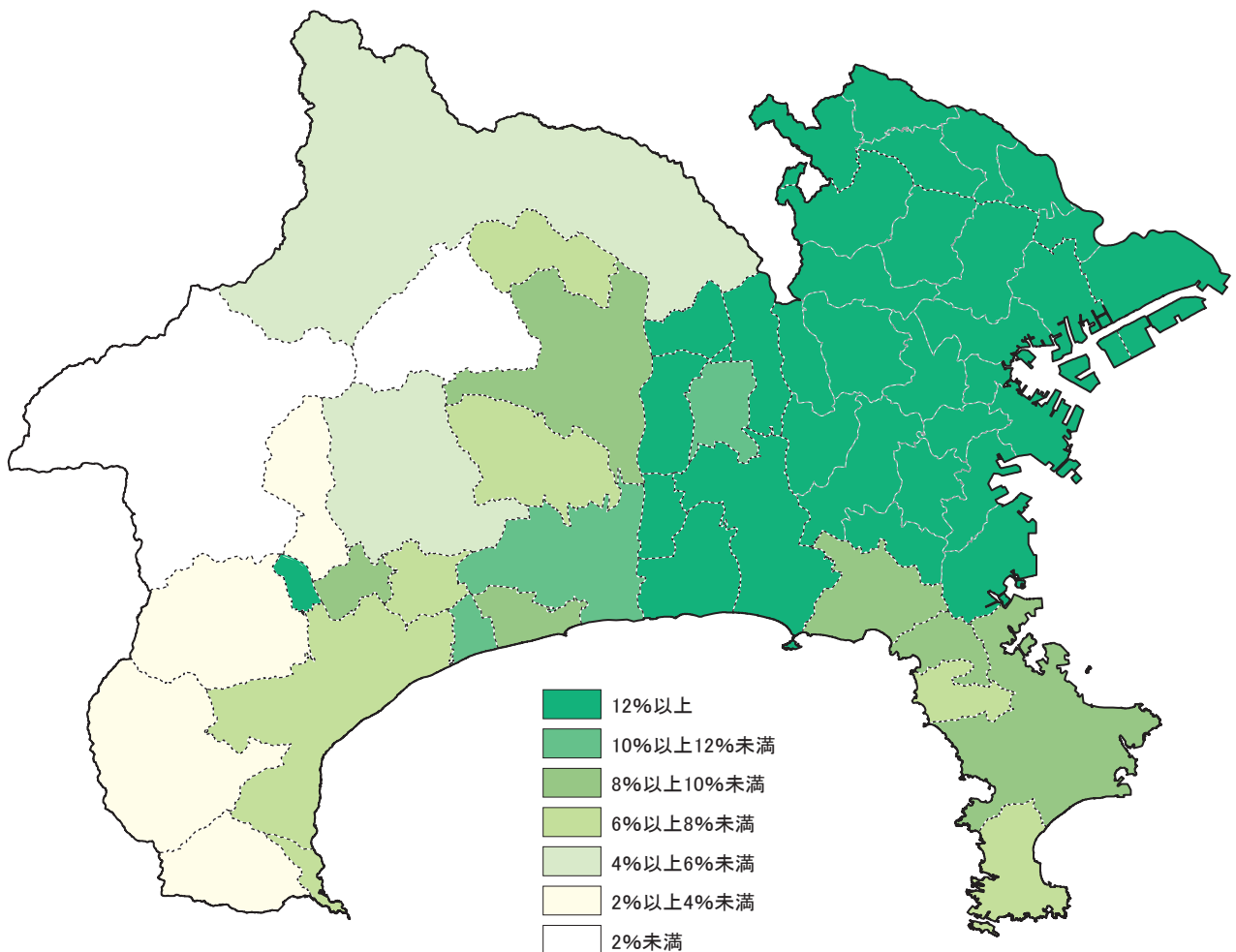
道路の種類

一般に道路には、農道や林道などもありますが、ここでは、道路法でいう道路をさし、その種類には、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道の4種があります。

道路率*（全県、市町村別）

2015(平成27)年 全県 : 8.5%

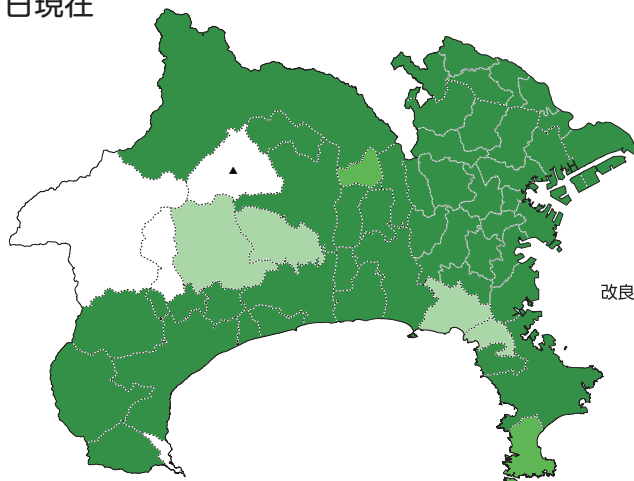
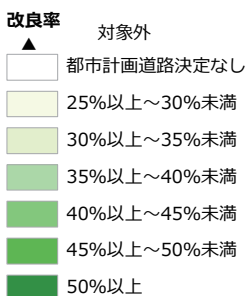
$$*道路率 = \frac{\text{道路面積}}{\text{行政区域面積}} \times 100(\%)$$



神奈川県都市計画基礎調査解析報告書 令和2年3月
(神奈川県 都市計画課) より

都市計画道路の整備状況

2018(平成30)年3月31日現在



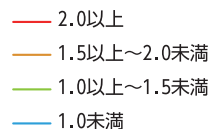
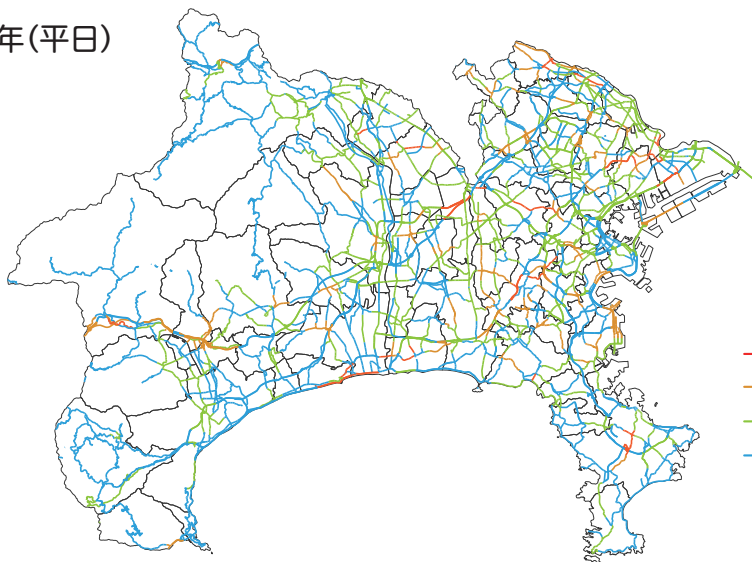
$$\text{改良率} = \frac{\text{都市計画道路改良済}^* \text{総延長km}}{\text{都市計画道路計画総延長km}} \times 100(\%)$$

*改良済…道路用地が計画幅員のとおりに確保されており、一般の通行の用に供している道路延長、および事業中の区間については、事業決定区間の全体事業費に対する当該年度末換算完成延長をいいます。

神奈川県都市整備統計年報 2019
(神奈川県 都市計画課) より

主要道路の混雑度

2015(平成27)年(平日)



平成30年度 都市計画基礎調査県実態調査より

自動車専用道路ネットワーク

10年後完成が見込まれる主な道路、計画の具体化が望まれる自動車専用道路



◇10年後期待される効果

- 完成が見込まれる主な道路
 - 1 東名高速道路
 - 2 東名高速道路(用野原中央連絡自動車道)
 - 3 東名高速道路(厚木中央連絡自動車道)
 - 4 東名高速道路(厚木PA)
 - 5 東名高速道路(厚木PA)
- 道路整備により期待される効果
 - 広域的な移動性の向上
 - 東名高速道路の整備により、東名高速道路と首都圏ネットワークが形成され、分岐インターチェンジ確保、災害時の迂回、緊急輸送及び避難経路に寄与することが期待されます。
 - 東名高速道路の整備により、広域的な移動性が向上します。
 - (例) 中央自動車道(八王子JCT)から三浦半島へのアクセス時間
 - 整備前 約95分(保土ヶ谷PA、国道16号利用)
 - 整備後 約70分 ⇨ 約25分短縮
 - 東名高速道路の整備により、湘南線と東名高速道路とのアクセスが向上します。
 - (例) 横浜港(大磯JCT)から東名高速道路へのアクセス時間
 - 整備前 約30分(保土ヶ谷PA利用)
 - 整備後 約20分
 - 県内5箇所のスマートインターチェンジが設置されることにより、高速道路がより利用しやすくなり、物流の効率化、観光地へのアクセス向上、緊急輸送への対応が期待されます。 様々な効果の期待がされます。

*未利用区間のJCT(インターチェンジ)・JCT(ジャンクション)名は省略です。
◇スマートIC名は省略です。

◇計画の具体化が望まれる自動車専用道路

- 東名高速道路(海老名南JCT以南)
- 東名高速道路(厚木PA)
- 湘南線(厚木PA)
- 東名高速道路(東名外環(環状道路)との接続)

改定：かながわのみちづくり計画(平成28年3月改定)
(神奈川県 道路企画課) より

2 公共交通

神奈川県は、JR東日本及びJR東海が13路線、延長311.6km、駅数111駅、その他の私鉄が23路線、延長296.2km、駅数234駅、横浜市営地下鉄が3路線、延長53.4km、駅数40駅(2019(令和元)年10月31日現在)となっています。1日におよそ808万人が鉄道を利用しています(2018(平成30)年度)。

1日の乗車人員の多い駅は、横浜駅の116.2万人、次いで武蔵小杉駅24.3万人、川崎駅21.5万人、藤沢駅20.5万人(いずれも2018(平成30)年度)で、横浜駅に利用者が集中しています。1日の中で、通勤や通学で混み合う朝方の混雑率*が180%以上の路線(2018(平成30)年度)は、JR横須賀線(武蔵小杉→西大井:197%)、JR東海道本線(川崎→品川:191%)、JR南武線(武蔵中原→武蔵小杉:184%)、

東急電鉄田園都市線(池尻大橋→渋谷:182%)が挙げられます。

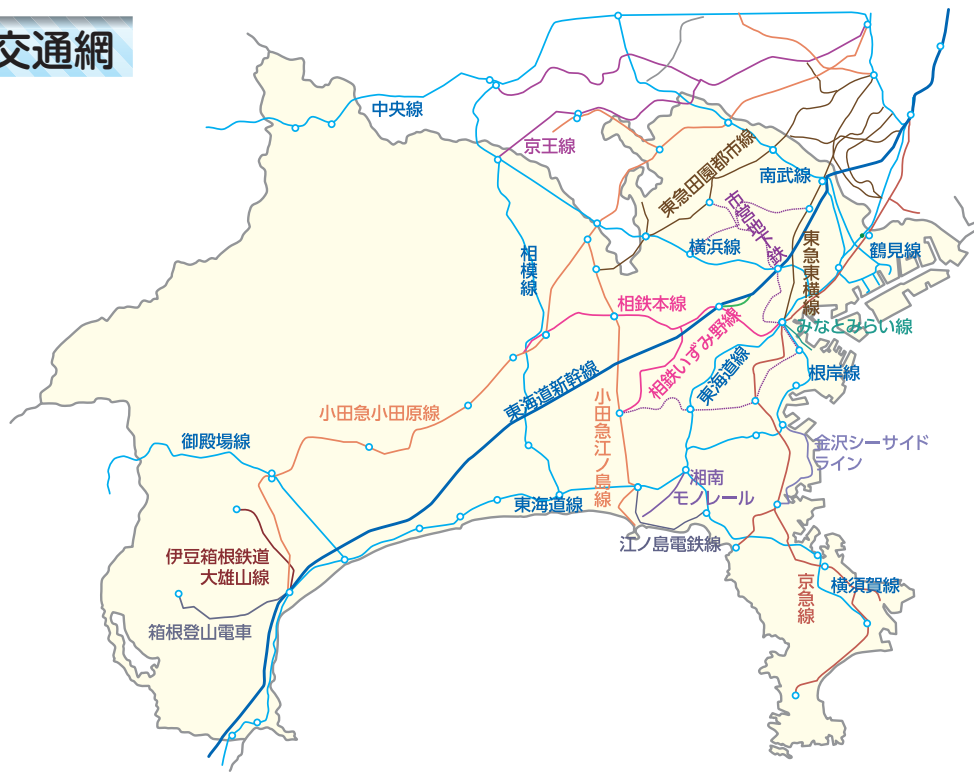
バスの輸送人員は1993(平成5)年度以降、減少傾向で推移してきましたが、2011(平成23)年度から増加に転じています。

バスは、きめ細やかに地域を縫う生活の足としての役割を持っていますが、交通渋滞による遅れを受けやすい点や輸送力が限られている面もあります。路線バスが行き届いていない地域の生活交通対策として、地方公共団体等が自ら運行確保するコミュニティバスの取り組みや、一度により多くの利用者を輸送可能なノンステップ型の連節バスを活用した取り組みもみられます。

また、横浜港内、東京湾内各地を結び定期航路や、外洋に出る長距離フェリーなども運行されています。

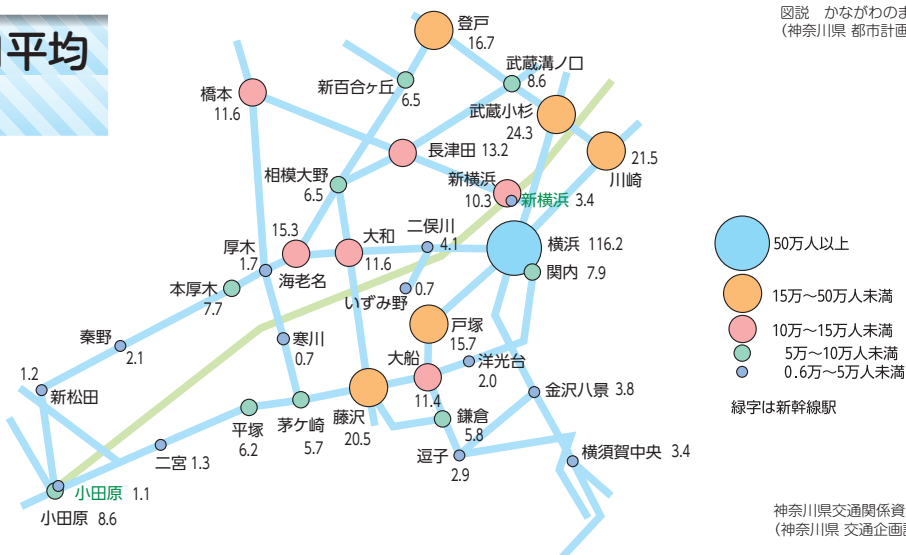
*混雑率=輸送人員÷輸送力(座席定員+立席定員)×100(%)

鉄道交通網



主要駅の1日平均乗車人員

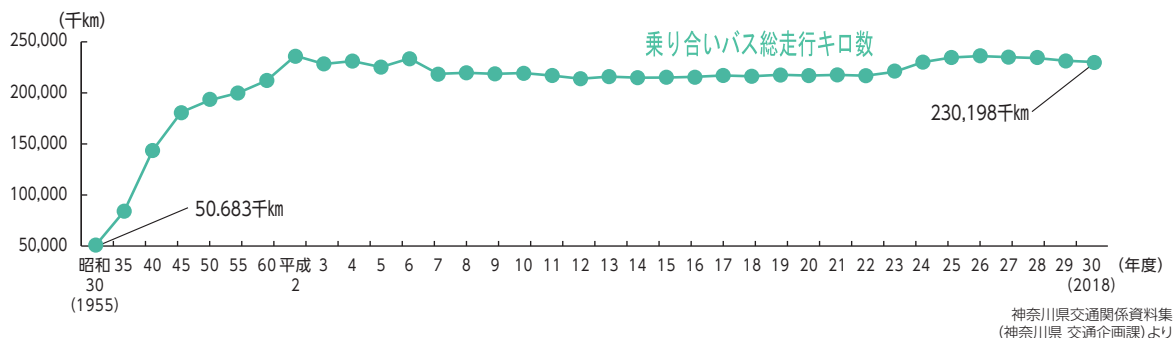
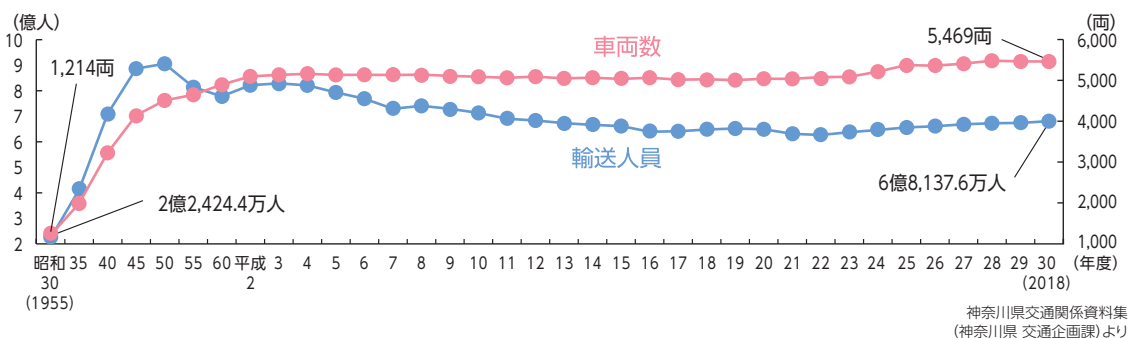
2018(平成30)年度



図説 かながわのまち解体新書 2016 他 (神奈川県 都市計画課) より

神奈川県交通関係資料集 (令和元年度版) (神奈川県 交通企画課) より

県内のバス輸送量



地域の暮らしを支える コミュニティバス

- コミュニティバスとは、鉄道やバス路線が通っていない交通の不便な地域をなくすためなど、行政が関与して走らせているバスです。
- サービスの内容はさまざまですが、神奈川県内においても、市や町でコミュニティバスが運行されており、地域の住民の重要な生活交通手段となっています。

〈海老名市コミュニティバスの事例〉

- 運行目的
近くに鉄道駅や路線バスのバス停がない地域、いわゆる交通不便地域（鉄道駅から1キロメートル、民間バス路線のバス停から300メートルの範囲からいずれも外れる地域）の解消
- 路線数 市内3ルート
- 料金 大人150円、小児（小学生以下）80円
- 交通系ICカードが利用可能
- バスロケーションシステムを導入



海老名市 HP より

連節バスの活用



横浜市より

3 物流

神奈川県で生産された農産物や工業製品などは、国内外のいろいろな地域に運ばれます。取り扱い重量で一番多いのは金属機械工業品と軽工業品で、あわせて全体の約43%を占めています。次いで窯業品が続いています。

物資の動きを重量でみると、神奈川県から他県への動きでは、静岡以西への動きが最も多く、関東地方（東京都を除く）、東京都区部への動きがこれに次いでいます。県外から神奈川県への動きは、関東地方（東京都を除く）からが最も多く、次いで静岡以西からの動きが多くなっています。

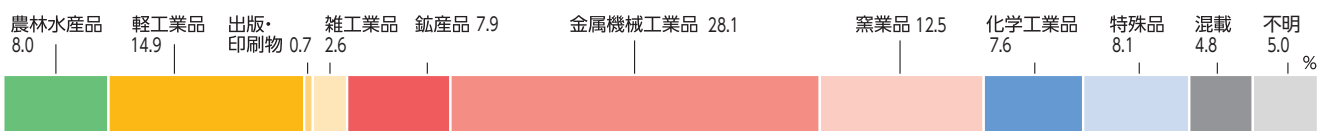
輸送手段別の動きをみてみると、県内では約9割

がトラックで運ばれ、鉄道や船舶はほとんどありませんが、長距離となる県外との輸送手段では、鉄道と船舶をあわせて3割弱に増えてきます。

神奈川県全域の1日の物流発生量は約59万トン/日、集中量は約49万トン/日となっています。地域別にみると、川崎市及び横浜市の臨海部で多くなっています。

また、神奈川県全域の1日の貨物車発生台数は12万台/日、集中台数は11万台/日となっています。地域別にみると、横浜市・川崎市の臨海部に加えて、湘南地域、県央地域で多くなっています。

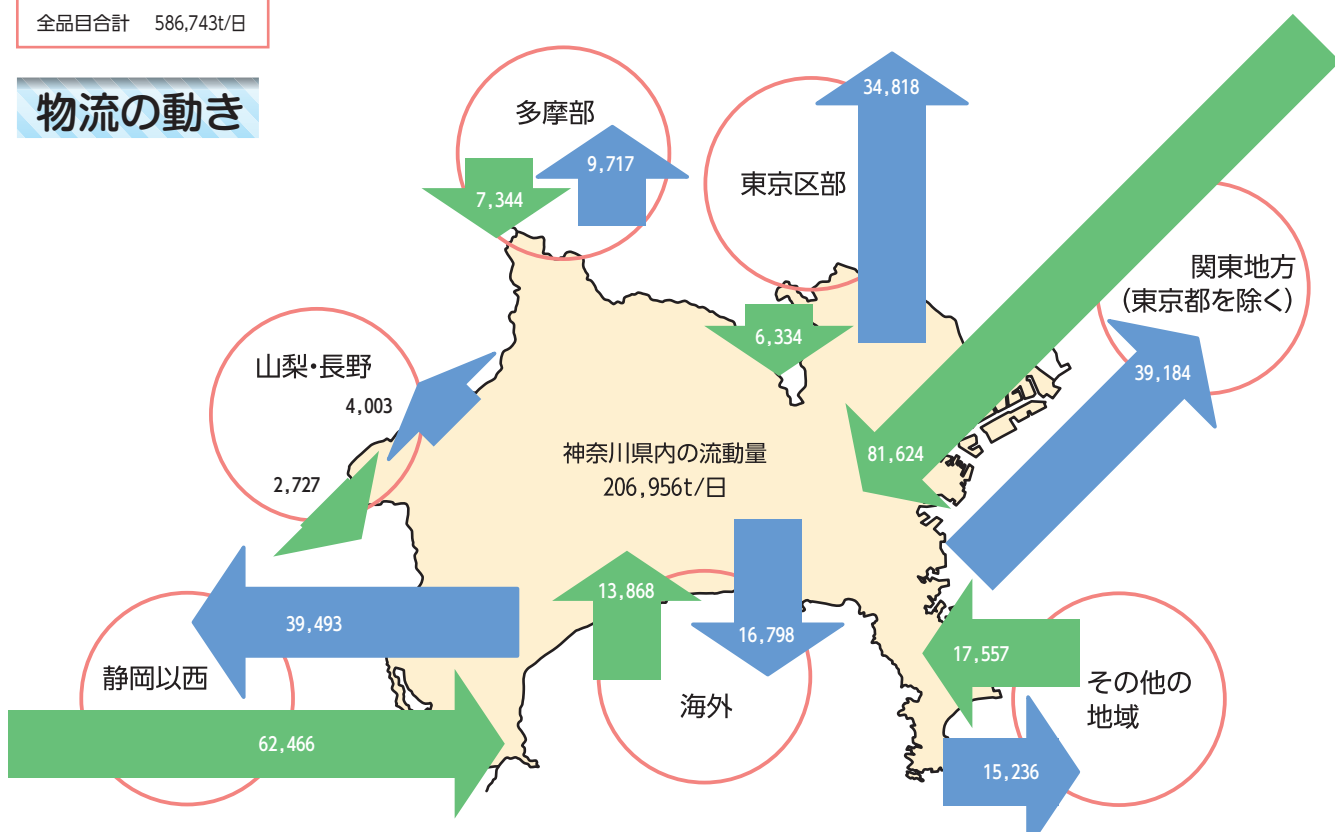
神奈川県の品目別物流発生割合(重量)



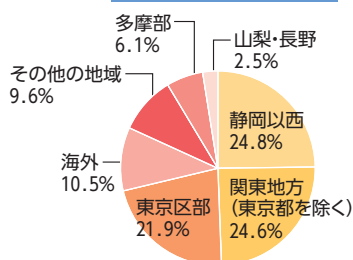
平成25年度 第5回東京都圏物流流動調査(東京都圏交通計画協議会) より

全品目合計 586,743t/日

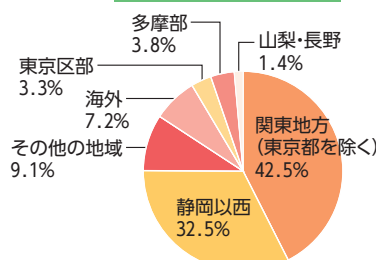
物流の動き



神奈川県から各地へ



各地から神奈川県へ



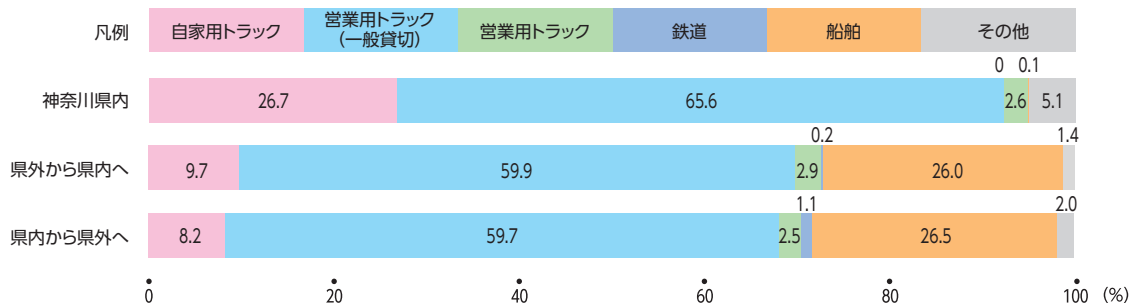
単位: t/日

→ 神奈川県から他県への一日の物資の動き

→ 他県から神奈川県への一日の物資の動き

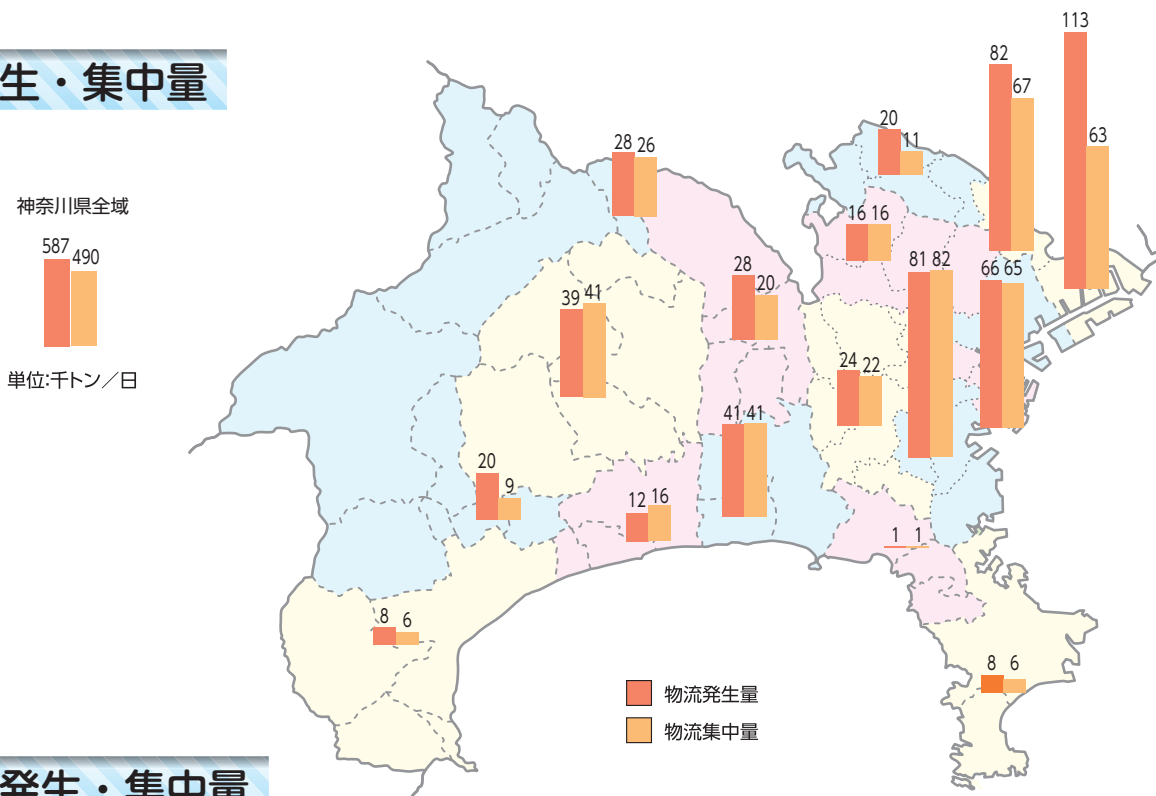
平成25年度 第5回東京都圏物流流動調査(東京都圏交通計画協議会) より

物の動き：輸送手段構成



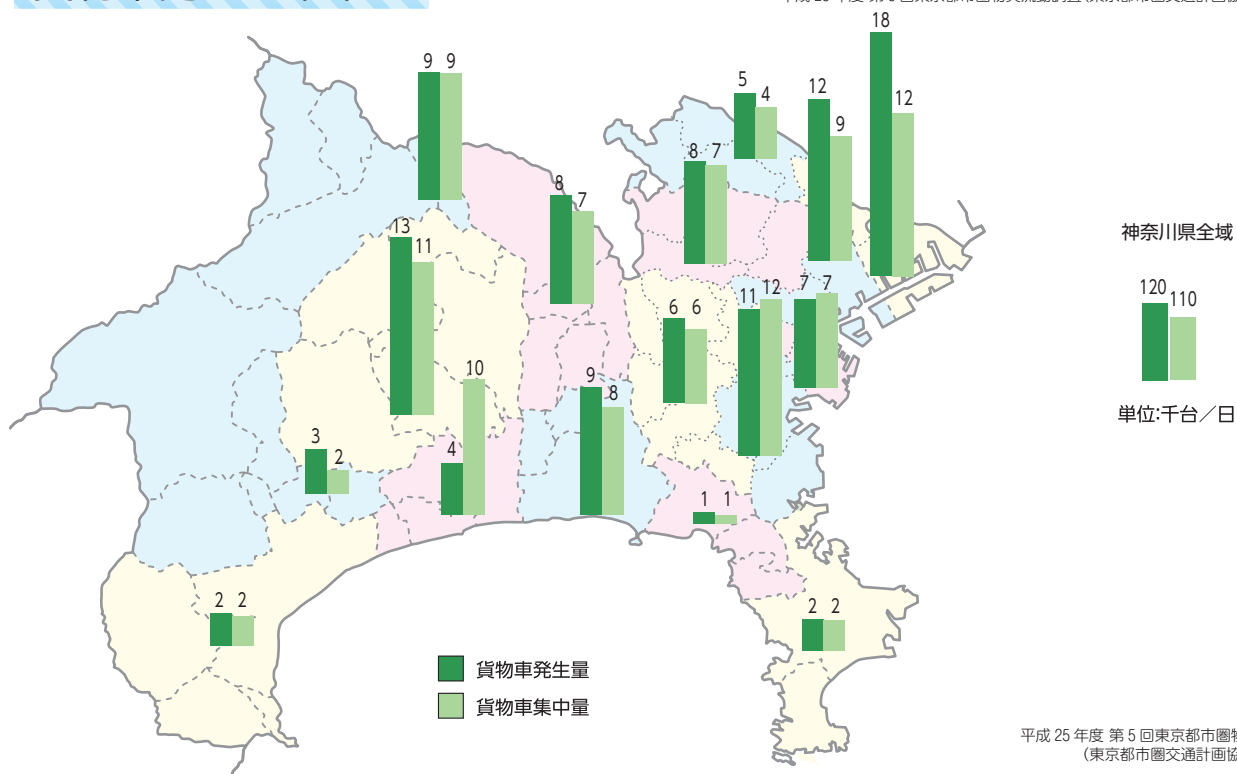
平成25年度 第5回東京都市圏物資流動調査(東京都市圏交通計画協議会) より

物流発生・集中量



平成25年度 第5回東京都市圏物資流動調査(東京都市圏交通計画協議会) より

貨物車発生・集中量



平成25年度 第5回東京都市圏物資流動調査(東京都市圏交通計画協議会) より



第2章 かながわを取り巻く 都市づくりの課題

- 01 少子・高齢化と人口減少社会
- 02 産業構造の変化
- 03 環境との共生
- 04 いのちと暮らしを守る都市づくり
- 05 新技術を取り入れた都市づくりの実践
- 06 地域主権改革の進展と多様な主体による都市づくり

01 少子・高齢化と人口減少社会

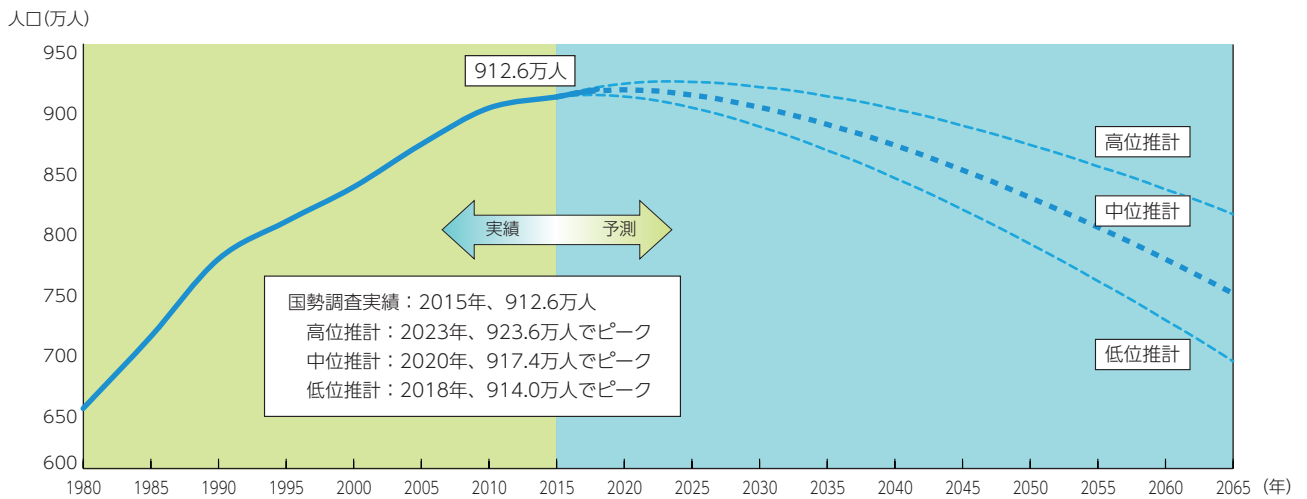
1 人口減少社会の本格化

神奈川県は、2020（令和2）年頃をピークに人口減少に転じると予測しており、今後、人口減少社会の本格化が懸念されています。また、合計特殊出生率は全国と比べて低い水準で推移し、高齢化率は既に25.4%を超え、今後も少子高齢化の進行が見込まれています。

圏外や県西地域圏では、既に人口減少が進行しています。人口減少の進み方は地域によって異なり、過密な状況の都市と人口減少が進む地域とが出てくるのが考えられます。

地域毎に人口の増加率をみると、三浦半島地

神奈川県の総人口の予想

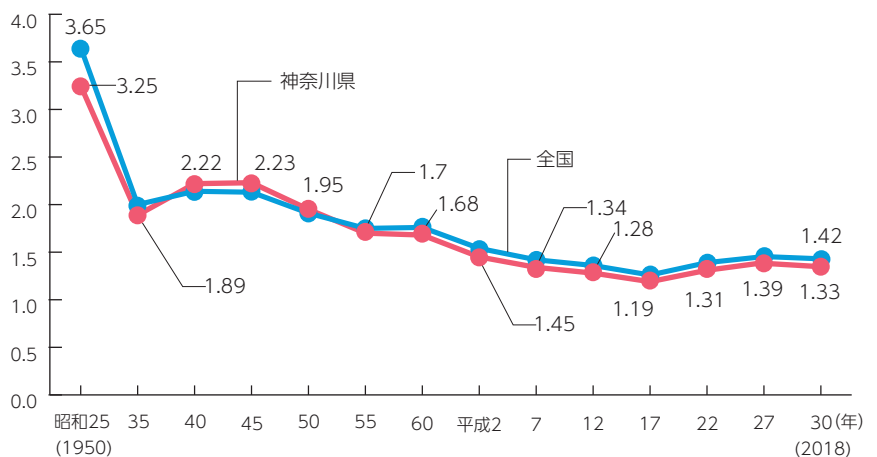


神奈川県将来人口推計・将来世帯推計
(神奈川県 総合政策課)より

合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率

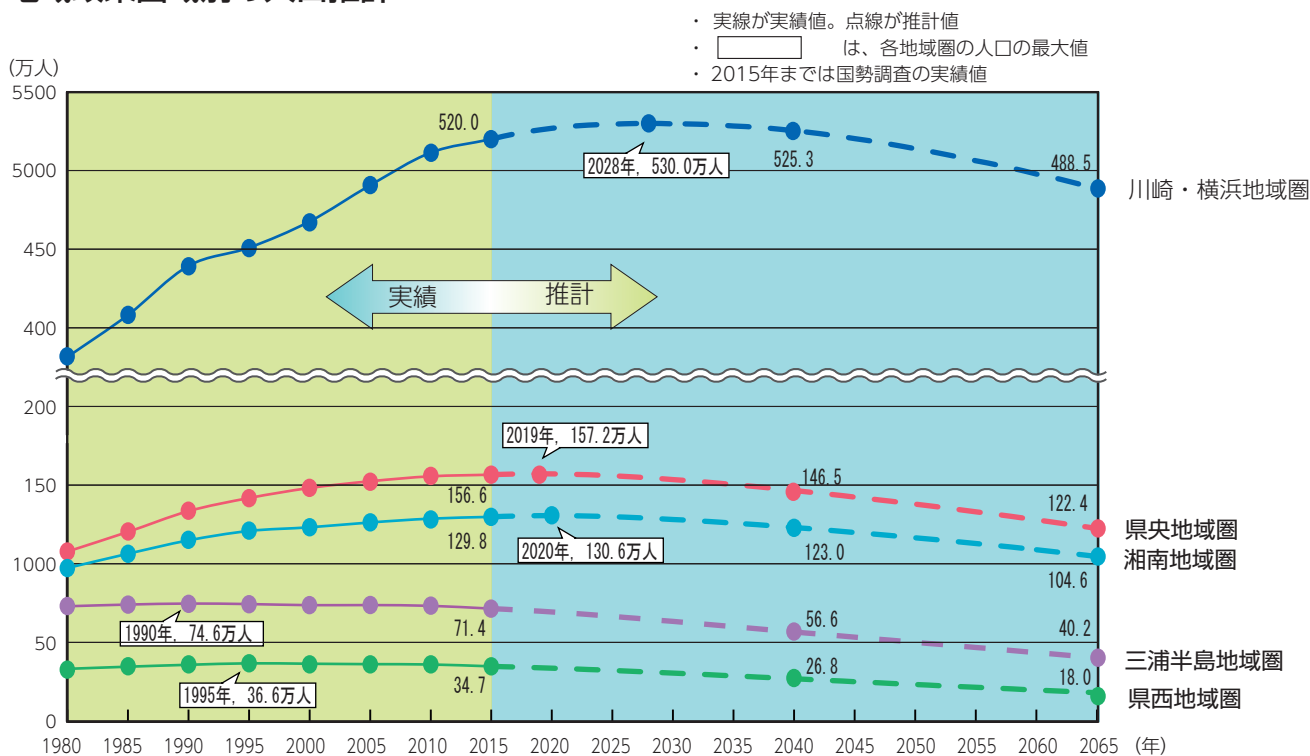
1人の女性が一生の間に産むと推定される子どもの平均数を示す数値と説明されることがありますが、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値です。一般に、この数値が、2.08を下まわると、人口を維持できないといわれています。



平成30年神奈川県衛生統計年報統計表
(神奈川県 健康増進課)

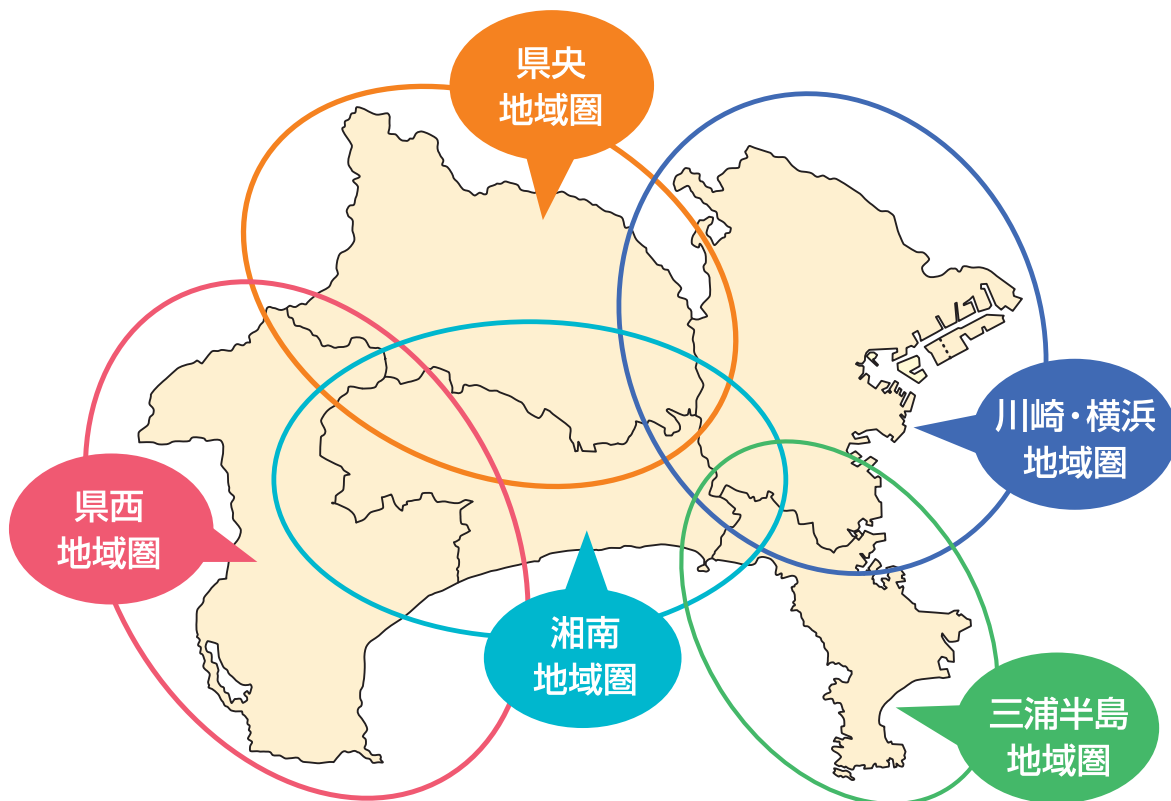
地域で異なる人口増加率

地域政策圏域別の人口推計



神奈川県将来人口推計・将来世帯推計
 (神奈川県 総合政策課)より

かながわグランドデザインによる地域区分 (地域政策圏)



2 人口減少社会の中の都市

神奈川県では、全国と比較してみると、少子・高齢化は緩やかに進行していますが、出生率が低迷する中、既に超高齢社会を迎えており、今後、団塊世代の高齢化とともに、更に高齢化が進むと予測されます。

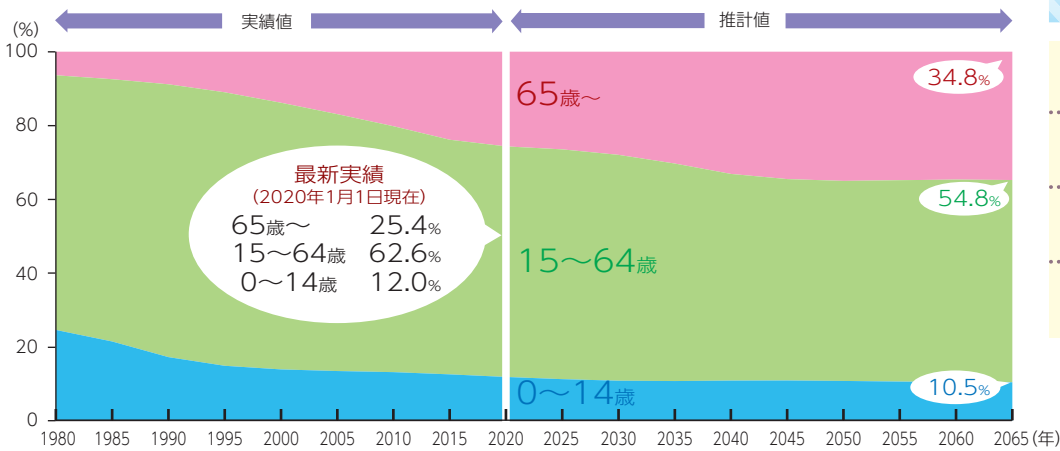
少子高齢化・人口減少の進行は、生産性の低下、高齢単身世帯の増加、地域における様々な活動の担い手の減少、都市のスポンジ化などによる都市環境の悪化を招くとともに、コミュニティの維持を困難にさ

せることなども懸念されます。

そのため、地域の实情に応じて、基幹的な公共交通沿いなどに都市機能や居住を集約したコンパクトな都市づくりの推進や公共交通ネットワークによる連携の強化により、持続可能な集約型の都市づくりを進める必要があります。

また、空き地・空き家の有効活用などを図る「都市のスポンジ化対策」などにより、既存市街地の再生を図る必要があります。

少子・高齢化の進行

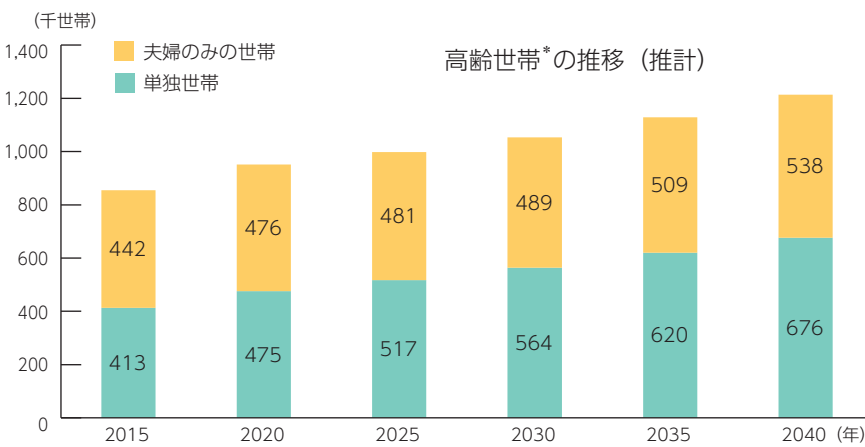


全国の数値

	2020 (令和2)	2065 (令和47)
65歳以上	28.9%	38.4%
15～64歳	59.1%	51.4%
0～14歳	12.0%	10.2%

神奈川県年齢別人口統計調査結果 (統計センター)
 国立社会保障・人口問題研究所 『日本の将来推計人口』 (平成29年推計) より
 神奈川県将来人口推計・将来世帯推計 (神奈川県 総合政策課)

高齢者のみの世帯の増加



*世帯主が65歳以上の世帯

日本の世帯数の将来推計 (都道府県別推計) (2019年推計) (国立社会保障・人口問題研究所) より

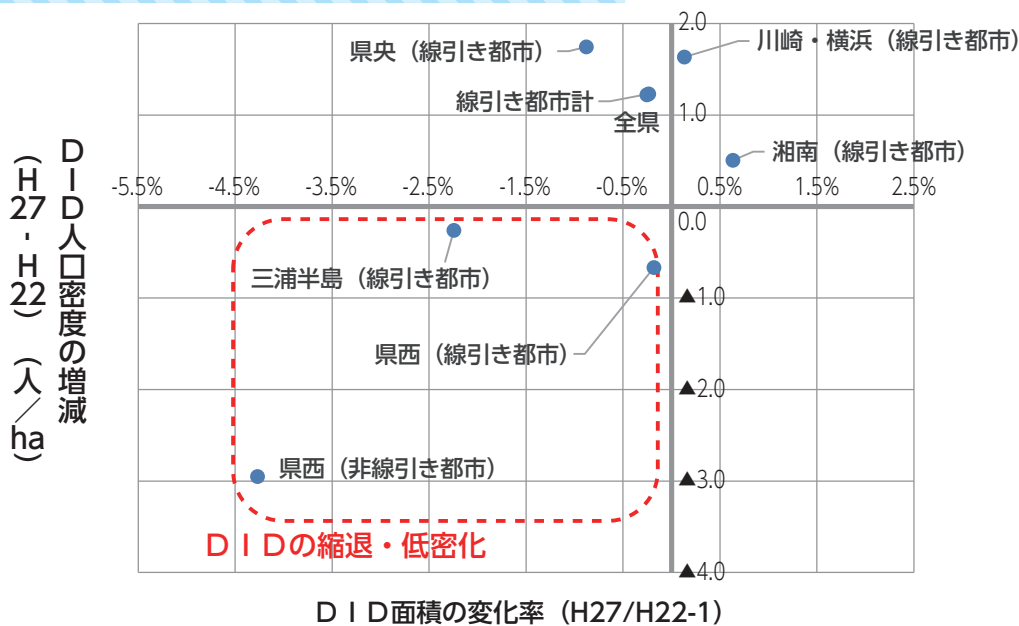
高齢者を取り巻く現状と課題

一般に、人口に占める65歳以上の割合が、14%以上を「高齢社会」、21%以上を「超高齢社会」といいます。2020年時点で高齢化率は25.4%と既に超高齢社会を迎えており、今後、更に高齢化が進むと予測されます。

高齢者の急激な増加は、高齢者向けの住まいの整備、介護サービスの提供、介護者の確保など様々な課題への要因となります。

また高齢者を支える人口の減少により、介護者の不足、老々介護の負担増、社会保障費の急増、国や地方公共団体の財政負担の増大など様々な課題が生じます。

地域で異なる人口集中地区(DID)の推移

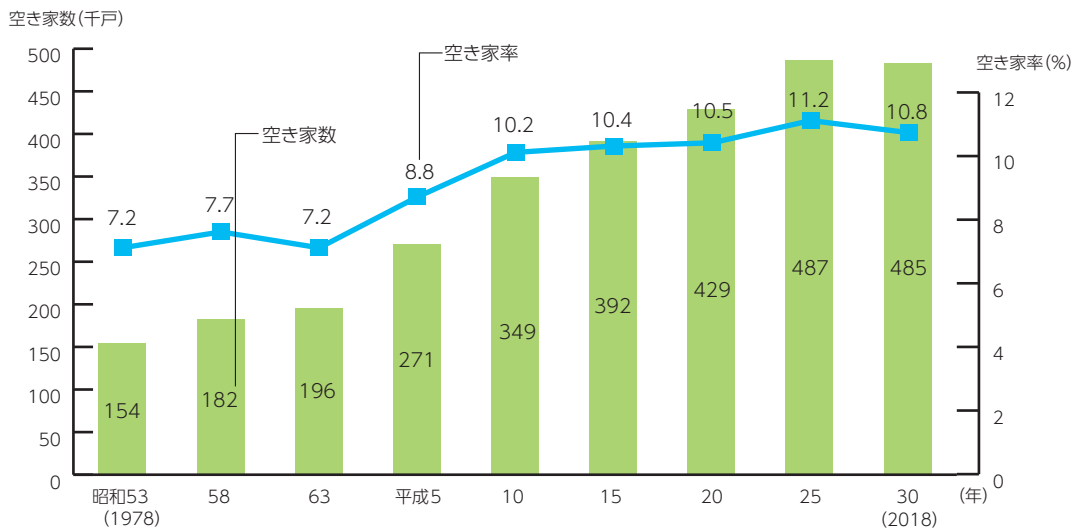


DID面積の変化率 (H27/H22-1)

年々増加する空き家

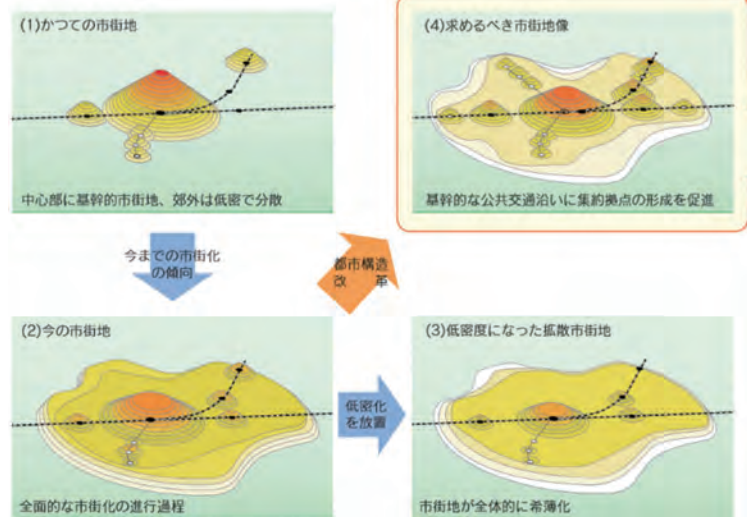
神奈川県都市計画基礎調査解析報告書 令和2年3月を基に独自集計

空き家数と空き家率の推移



平成30年住宅・土地統計調査結果 住宅及び世帯に関する基本集計(人口・労働統計課)より

集約型都市構造とは



かながわ都市マスタープラン(神奈川県都市計画課)より

かつての都市は、都市部への人口の流入等を背景として市街地が拡大してきましたが、人口が減少へと転じる中では、拡大した市街地において生活機能が低下し、地域経済や活力が衰退するおそれがあります。

このような中、居住者が健康・快適に暮らし、経済活動が維持され、持続可能な都市経営がなされるためには、一定の人口密度を保ち、医療・福祉・学校・商業等の都市機能を計画的に配置することにより、「集約型都市構造」を実現することが重要です。

国では、居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通の再編とが連携したまちづくりを進めるため、「立地適正化計画」制度を創設するなど、集約型都市構造の実現に向けた取組みが進んでいます。

県内においても、複数の市町において立地適正化計画の策定が進められているなど、地域の実情に応じた集約型都市構造の実現に向けた取組みが進められています。

02 産業構造の変化

1 土地利用の変化

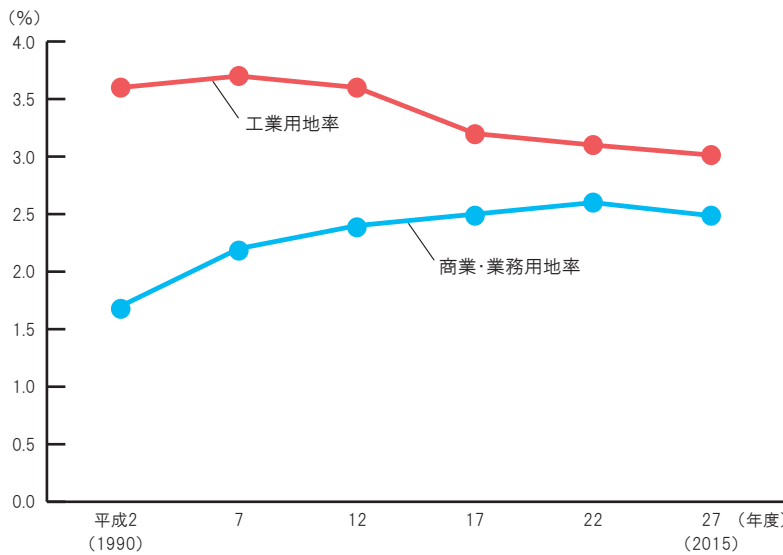
近年、国内の生産コストの上昇や、アジア諸国における生産力の向上などに伴い、製造業の海外進出や生産機能の移転が増加していることから、工業用地が減少しており、商業・業務用地についても減少へ転じています。

市区町村別に工業用地の変化をみると、10%以上増加が4地区に対し、減少は43地区あり、県西

部を除く地域を中心に減少しています。一方、商業・業務用地の変化をみると、10%以上増加が6地区に対し、減少が25地区あり、全地区の約4割が減少傾向を示しています。

工場跡地に、マンションなどが建設され、土地利用の混在による操業環境の悪化などが懸念されています。

工業用地率及び商業・業務用地率の推移



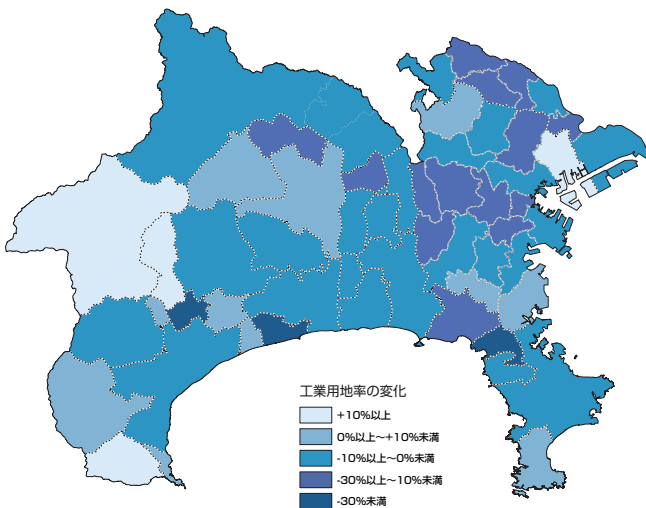
*1 工業用地率=
(重化学工業用地面積 + 軽工業用地面積) / 総面積 × 100 (%)

*2 商業・業務用地率=
(商業用地面積 + 業務施設用地面積 + 宿泊娯楽施設用地面積) / 総面積 × 100 (%)

神奈川県都市計画基礎調査解析報告書 令和2年3月 (神奈川県 都市計画課) より

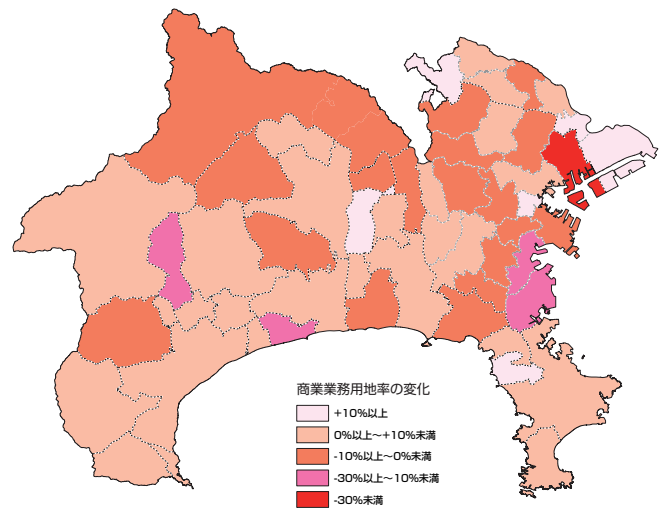
工業用地率の変化

2010(平成22)年度～2015(平成27)年度



商業・業務用地率の変化

2010(平成22)年度～2015(平成27)年度



神奈川県都市計画基礎調査解析報告書 令和2年3月 (神奈川県 都市計画課) より

2 農地・森林の減少

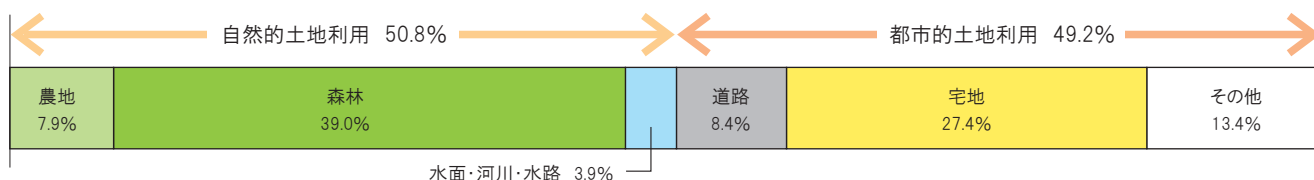
横浜・川崎などの大都市のイメージが強い神奈川県ですが、土地利用の割合をみると全県域の7.9%が農地、39.0%が森林で、県土の約半分が自然的土地利用となっています。農地や森林は緑やオープンスペースを提供してくれる貴重な資源であり、水源の保全や防災面でも重要です。

この農地を支える担い手についてみると、農業従事者の高齢化が進んでおり、男女とも65歳以上の

従事者が約6割を占めています。後継者不足などによる農業従事者の減少は、今後、耕作放棄地の増加につながる可能性をもっています。

農地面積は、昭和40年代には都市化により急激に減少しましたが最近はややゆるやかな減少傾向で推移しています。まとまりのある農地、森林を保全していくことが重要です。

県土の半分は「自然的土地利用」

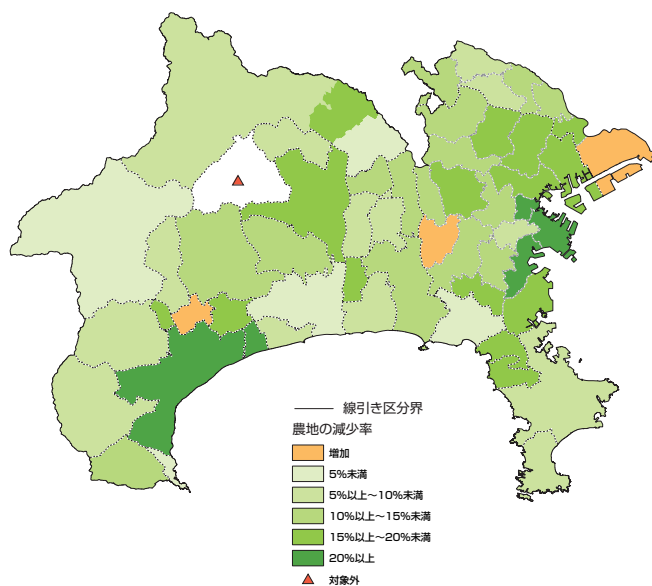


神奈川県都市整備統計年報2019（神奈川県 都市計画課）より

農地と森林の現況

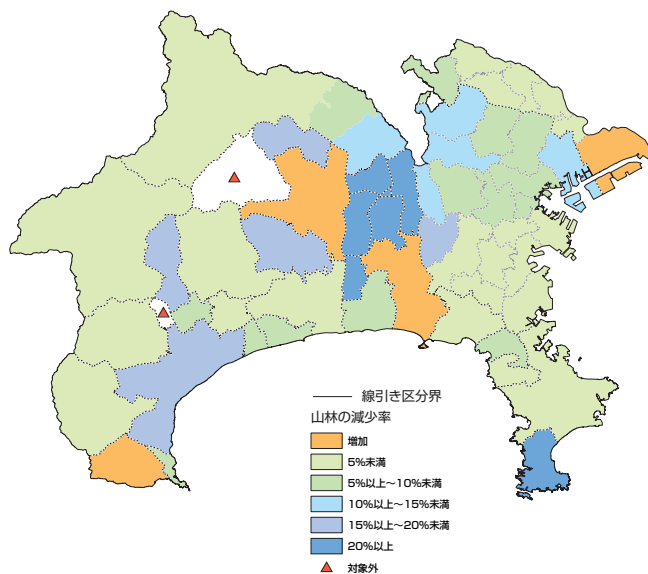
農地の減少率

2010(平成22)年～2015(平成27)年
(市街化区域および非線引き都市の用途地域指定区域内)



山林の減少率

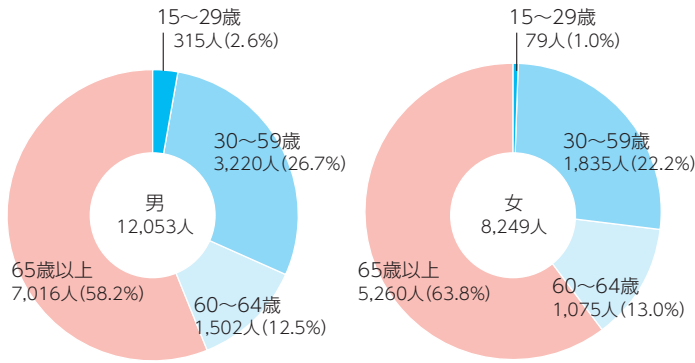
2010(平成22)年～2015(平成27)年
(市街化区域および非線引き都市の用途地域指定区域内)



神奈川県都市計画基礎調査解析報告書 令和2年3月（神奈川県 都市計画課）より

農業従事者の半数が高齢者

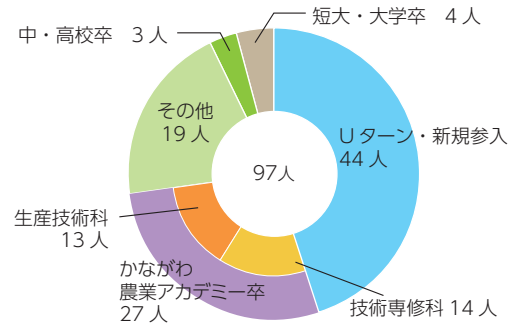
基幹的農業従事者2015(平成27)年
(農業就業人口のうち農業を主な仕事としている人)



わたしたちの暮らしと神奈川の農林水産業(令和2年度版)(環境農政局 総務室)より

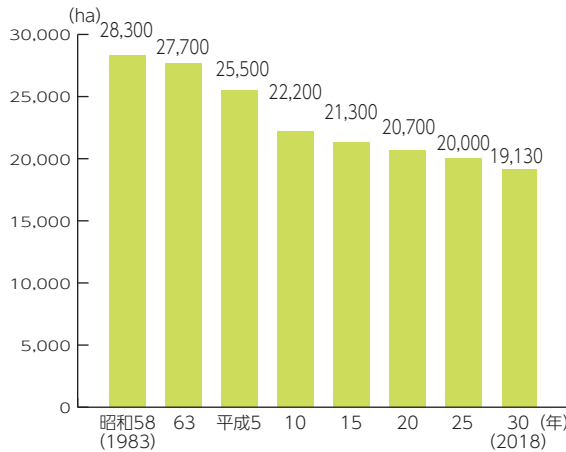
新規就農者

経歴別・経営部門別
新規就農者 2019(平成31)年4月1日調査
調査対象:調査日以前1年間(H30.4.2~H31.4.1)
の40才未満の就農者



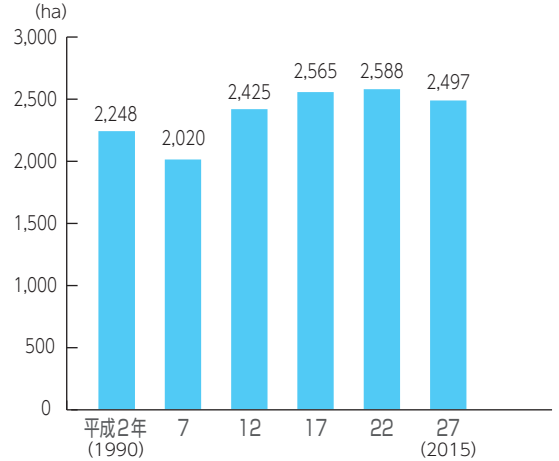
わたしたちの暮らしと神奈川の農林水産業 令和2年度版(神奈川県 環境農政局 総務室)より

耕地面積の推移



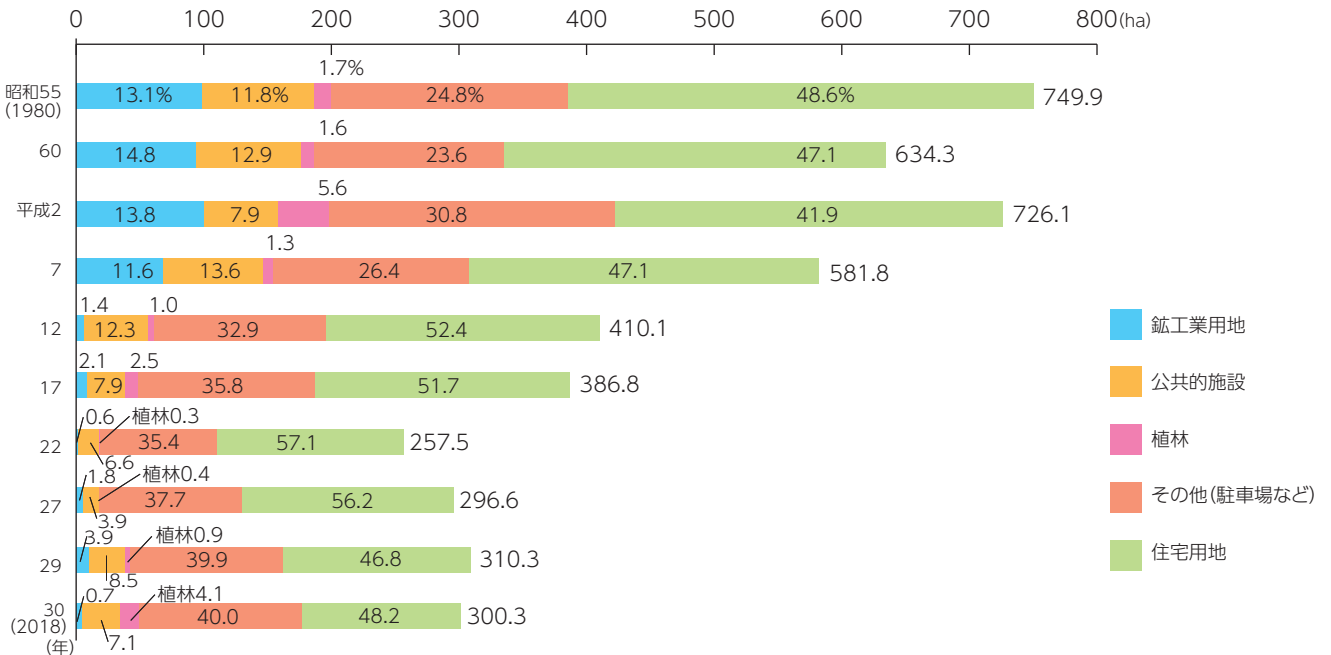
県勢要覧2019(令和元年度版)(統計センター)より

耕作放棄地の推移



農林業センサス(農林水産省)より

目的別農地転用面積の推移



わたしたちの暮らしと神奈川の農林水産業 令和2年度版(神奈川県 環境農政局 総務室)より

3 国内外からの観光入込客の来訪促進

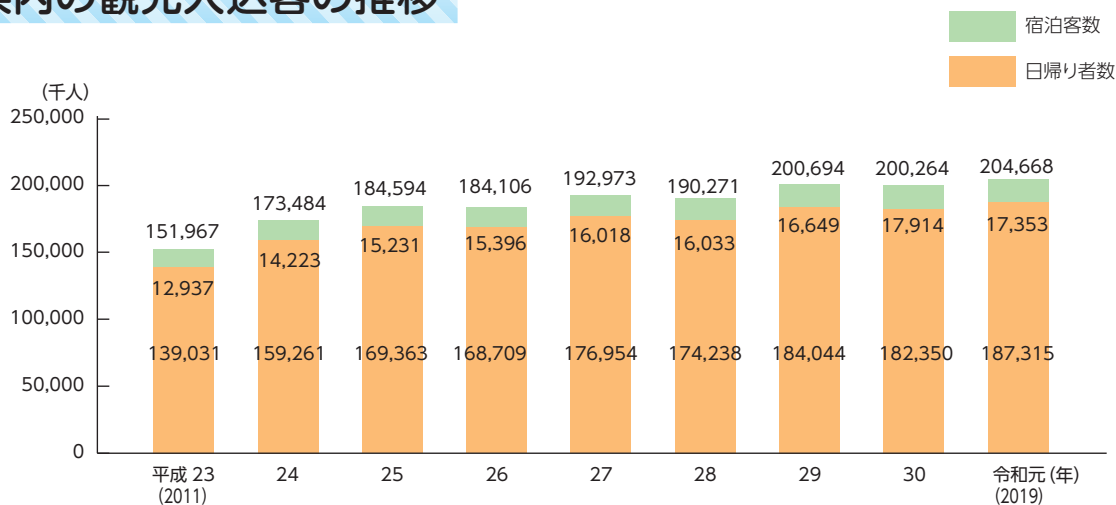
リーマンショック後の2011（平成23）年以降、観光入込客は増加傾向にありました。また県内を訪れる外国人観光客の増加、観光ニーズの多様化が進んでいました。しかし、新型コロナウイルスの影響に伴い、外国人旅行者は全国的に激減しています。

神奈川は、首都圏に位置し、都市化が進んでいる一方で、森・川・海が連なる豊かな自然環境にも恵まれており、それぞれの地域に魅力ある資源やライフスタイルがあります。また、県内には、国際的な観光地で

ある横浜・鎌倉・箱根をはじめ、県内各地に、眺望のよい海岸線や温泉地の街並みなどの景観や、寺社・仏閣などの歴史的建造物、文化や花など多様な資源があります。

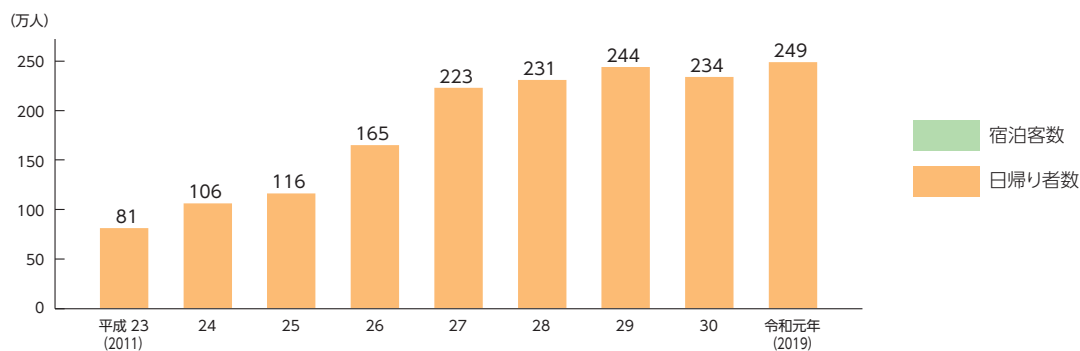
今後は、国内外の観光客の県内への来訪を促進し、観光消費額の一層の増加につながる取組みを推進し、持続可能で発展的な観光振興を進める必要があります。

県内の観光入込客の推移



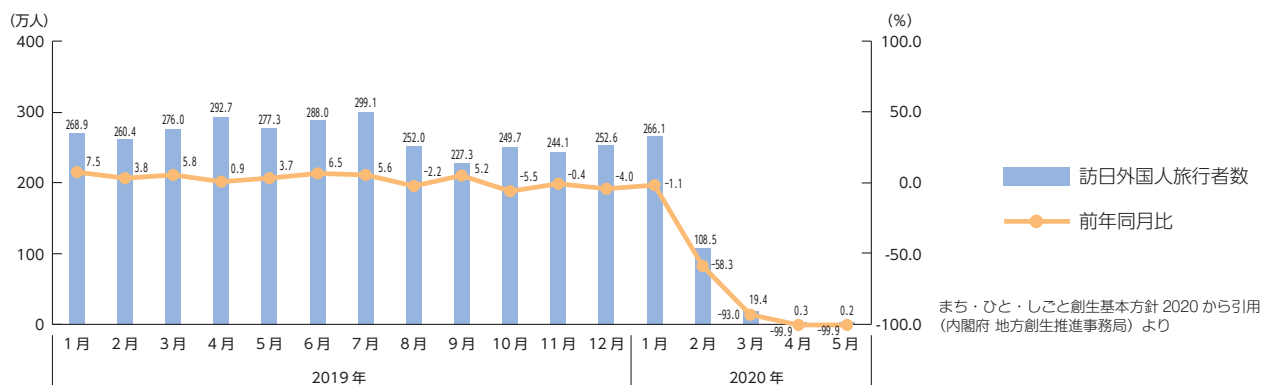
神奈川県への訪問者数の推移（推計値）（神奈川県観光企画課）より

県内への外国人旅行者の訪問数の推移



神奈川県への訪問者数の推移（推計値）（神奈川県観光企画課）より

2019年以降の訪日外国人旅行者数(全国)



まち・ひと・しごと創生基本方針2020から引用（内閣府地方創生推進事務局）より

03 環境との共生

1 環境問題の顕在化

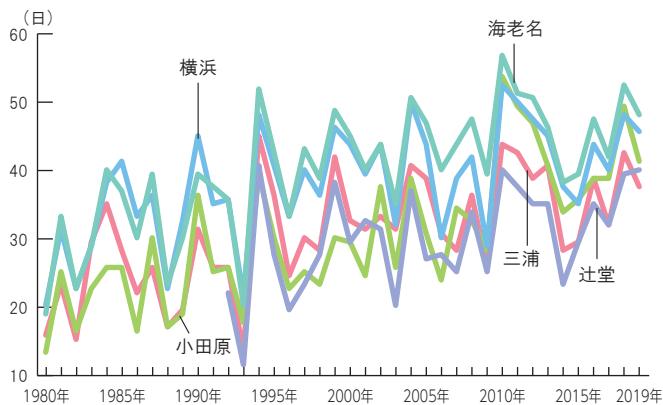
神奈川県内においても、環境問題は顕在化しています。県内各地の真夏日の日数は、1980(昭和55)年以降、年々増加傾向にあります。県内の複数の都市部においてもヒートアイランド現象が確認できており、人工排熱や地表被覆の人工化(緑の減少)、都市形態の高密度化が原因とされています。二酸化炭素排出量の推移をみると、1990(平成2)年度の基準年と比較して2017(平成29)年度では、業務部門で約1.9倍、家庭部門で約1.4倍になっています。

また、気候変動の影響などによる自然災害の発生、農作物への被害、動植物の分布域の変化などが顕在化する中、「パリ協定10」の発効など気候変動への対応が国際的に強く意識されています。

県においても、環境負荷の少ない都市づくりへの転換に向けて、次世代自動車の導入促進やグリーンインフラの取組み、再生可能エネルギーの普及促進などに取り組んでいるところであり、地域における温暖化対策をより一層進めていく必要があります。

地球温暖化

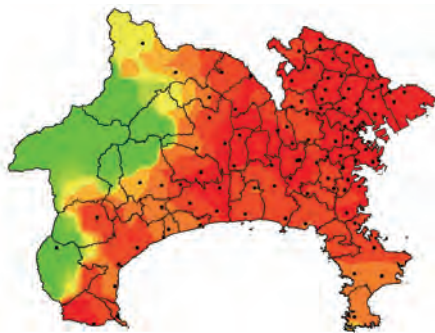
真夏日*日数の推移



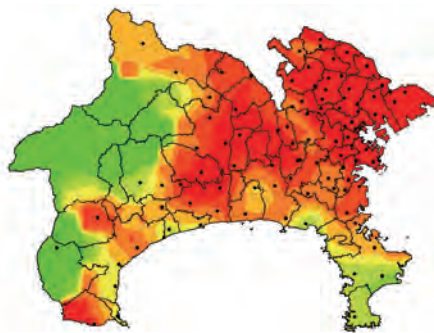
*最高気温が30℃以上の日を真夏日といいます。

気象庁 過去の天気データを基に作成より

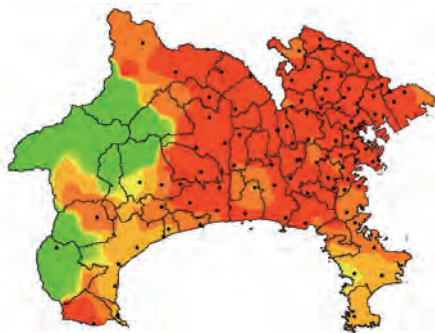
神奈川県内におけるヒートアイランドの発生状況



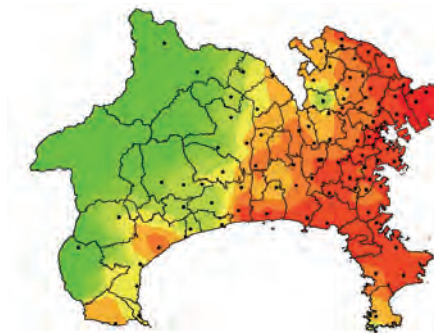
令和元年8月の平均気温



令和元年8月の30℃以上の延べ時間数



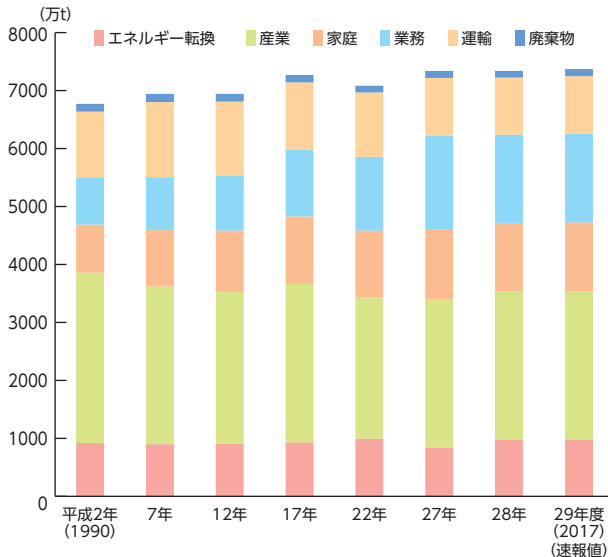
令和元年8月の真夏日の日数



令和元年8月の熱帯夜の日数

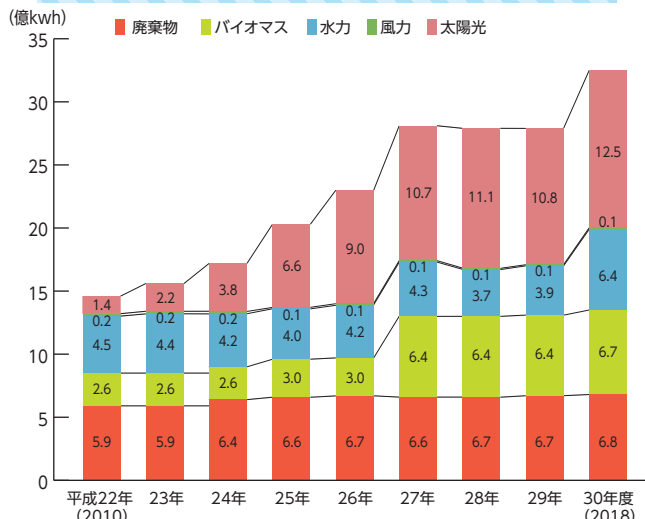
神奈川県内におけるヒートアイランドの発生状況
令和元年度(神奈川県 環境計画課)より

県内の二酸化炭素排出量の推移



「2017年度県内の温室効果ガス排出量（速報値）推計結果」について（神奈川県 環境計画課）より

再生可能エネルギー等による発電量の推移



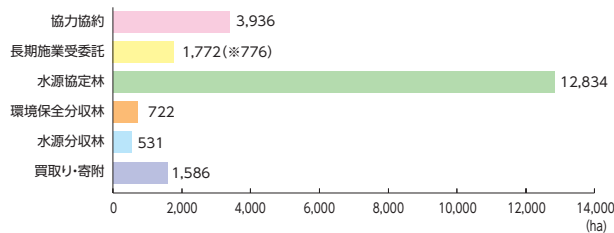
計14.6億kWh 計15.5億kWh 計17.2億kWh 計20.3億kWh 計23.0億kWh 計28.1億kWh 計27.9億kWh 計27.9億kWh 計32.6億kWh ※端数処理の関係上合計が一致しない場合があります。
県内の再生可能エネルギー等による発電量の推移（神奈川県 エネルギー課）より

水源の森林エリア



わたしたちの暮らしと神奈川の農林水産業 令和2年度版（神奈川県 環境農政局 総務室）より

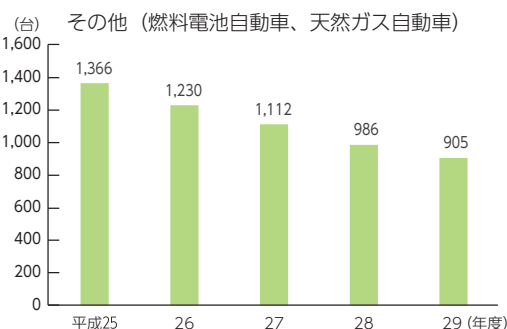
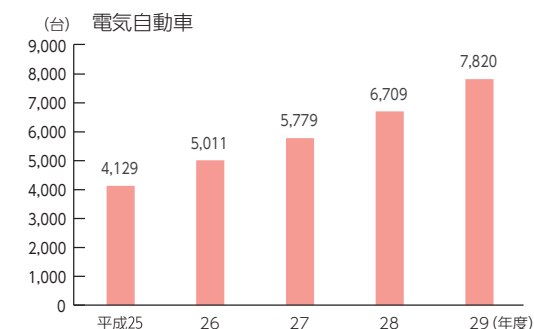
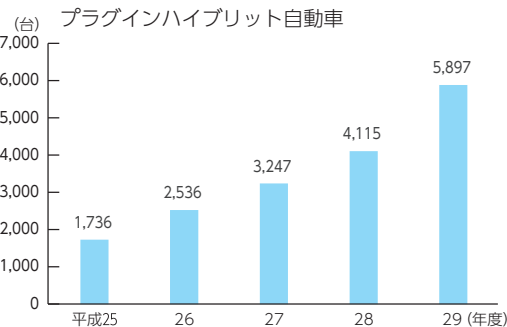
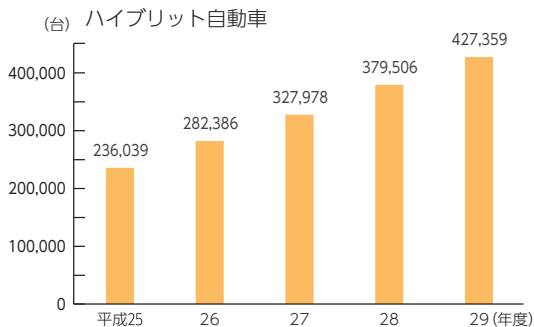
水源の森林づくりの手法



※協力協約からの移行面積で内数

わたしたちの暮らしと神奈川の農林水産業 令和2年度版（神奈川県 環境農政局 総務室）より

県内の低公害燃料別自動車保有車両数



*自動車保有車両数には、軽自動車は含まれません。

令和元年版かながわ環境白書より引用（神奈川県 環境計画課）より

2 地域の景観を生かしたまちづくり

これまで、人口増加や経済成長に対応し、経済性、効率性及び機能性を重視した都市整備が進められてきました。しかし、成熟社会を迎え、画一的な都市景観のあり方が問われている中で、地域の特性が再認識され、人々の多様な価値観を満たす魅力ある空間の形成が求められています。景観づくりに当たっ

ては、県民等と行政が一体となり、地域の自然、歴史、人々の生活、経済活動などとの調和を図るとともに、豊かな生活を追及し、未来へ継承していくことが必要です。

邸園文化圏再生構想



邸園文化圏再生構想とは、相模湾沿岸地域一帯に残る、邸宅、庭園や歴史的建造物（以下「邸園等」）について、所有者、県民、行政などの協働により、新たな文化発信の場や地域住民と来訪者による多彩な交流の場として、保全活用し、地域の活性化につなげようとする構想です。

邸園文化圏再生構想 県HPより引用（神奈川県 都市整備課）より

大磯近代歴史文化公園ゾーンの形成



大規模な邸園群が集積している大磯町では、緑豊かで歴史的なたたずまいが楽しめる公園的なゾーンを形成するため、「旧吉田茂邸の再建と公園整備」、「邸園の特別公開」を行うなど、歴史や文化を活かした魅力あるまちづくりを所有者、町などと連携して取り組んでいます。

また、平成 29 年 11 月に「明治 150 年」関連施策の一環として、国と地方公共団体との連携の下、「明治記念大磯邸園」を設置することが閣議決定されました。

県HP「邸園文化圏再生構想」より引用（神奈川県 都市整備課）より

04 いのちとくらしを守る都市づくり

1 大きな影響が想定される大地震への対応

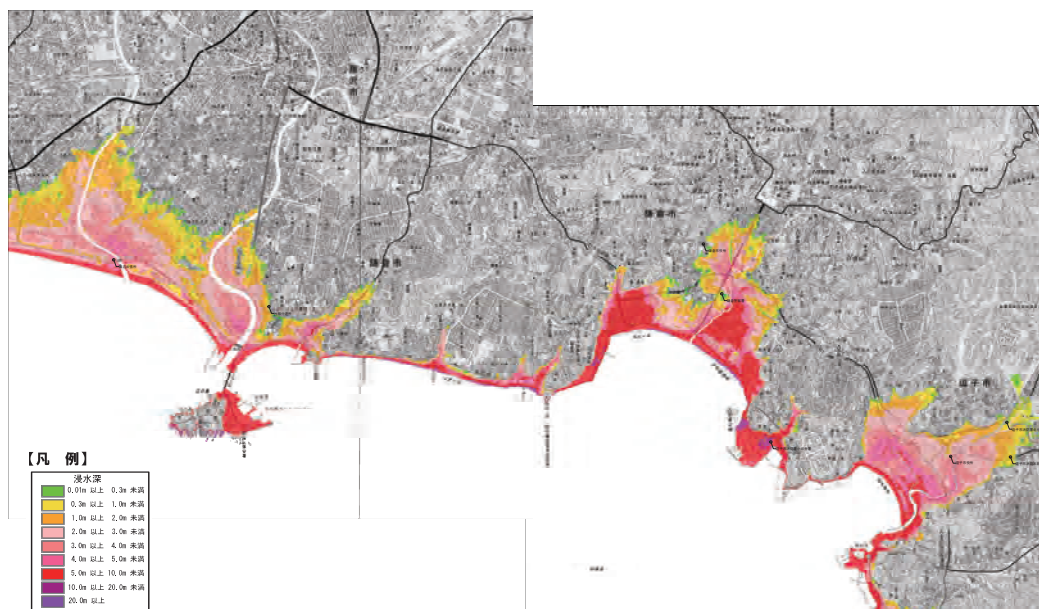
南海トラフ巨大地震や都心南部直下地震など、本県に大きな影響を与える地震や津波の発生が懸念されています。県では、東日本大震災の経験を踏まえ、県、県民、事業者等が協働し、着実に地震災害対策を進めるため、神奈川県地震災害対策推進条例を制定しました。

条例は、分かりやすい構成で、県、県民および事業者が取り組む対策を規定し、それぞれの役割分担

を明確にしました。また、津波対策や帰宅困難者対策など本県の特徴に基づく対策を位置づけています。

今後、この条例に基づき、市町村、国等と連携して地震災害対策に継続して取り組むとともに、県民、事業者による自助・共助の取組を促進することが必要です。

神奈川県津波浸水想定図（鎌倉市・藤沢市・逗子市）



神奈川県津波浸水想定図 平成 27 年 3 月（神奈川県 砂防海岸課）より

地震被害想定調査結果の概要

（冬の平日 18 時）

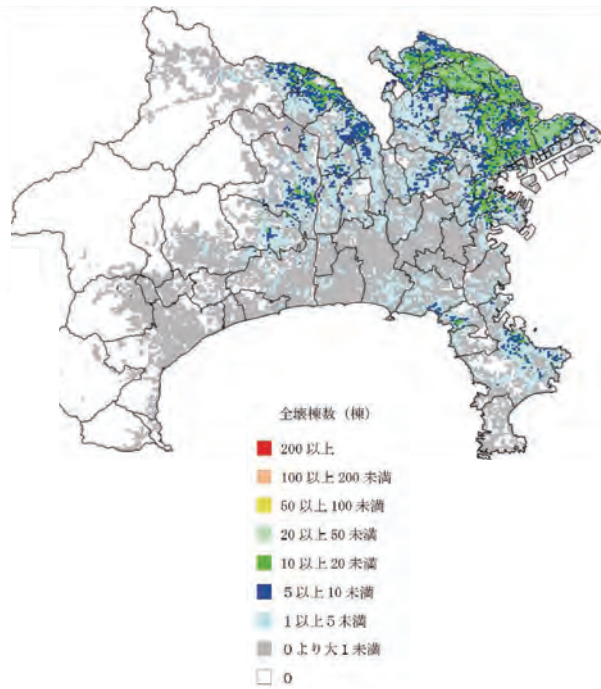
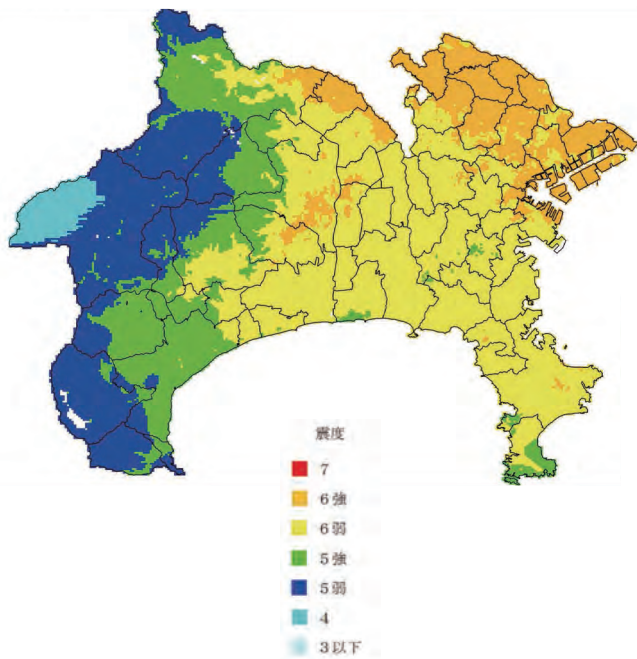
想定地震	都心南部直下地震	三浦半島断層群の地震	神奈川県西部地震	東海地震	南海トラフ巨大地震	大正型関東地震
マグニチュード	7.3	7.0	6.7	8.0	9.0	8.2
死者数（人）	2,990	1,130	880	820	1,740	31,550
津波死者（深夜 0 時）	0	0	680	810	1,710	12,530
重傷者数（人）	13,390	5,400	900	380	530	56,200
全壊棟数（棟）	64,500	22,710	5,000	3,620	7,360	393,640
半壊棟数（棟）	221,250	88,170	20,530	14,450	20,110	410,160
焼失棟数（棟）	37,600	11,980	710	0	0	169,780
経済被害額（兆円）	15.1	5.0	0.9	0.9	1.4	48.9

神奈川県地震被害想定調査報告書 平成 27 年 3 月（神奈川県地震被害想定調査委員会）より

都心南部直下地震の地震被害想定

震度分布図：都心南部直下地震

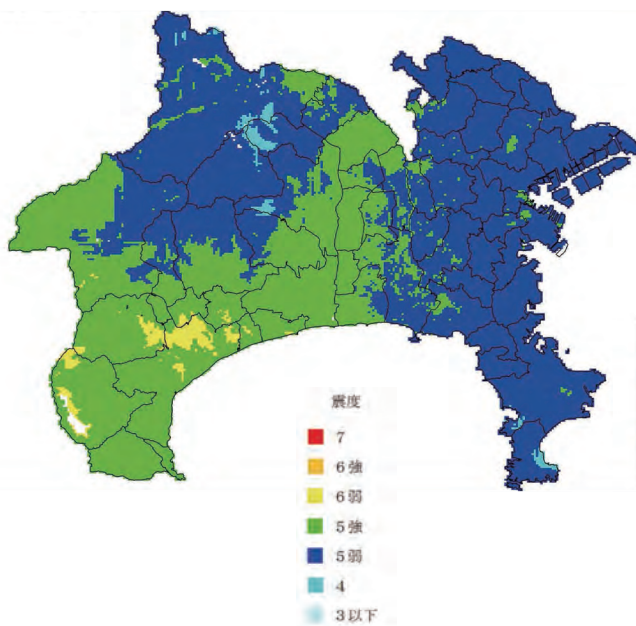
建物の全壊棟数想定図：都心南部直下地震



南海トラフ巨大地震の地震被害想定

震度分布図：南海トラフ巨大地震

津波の最大水位図：南海トラフ巨大地震



神奈川県地震被害想定調査報告書 平成27年3月（神奈川県地震被害想定調査委員会）より

*これらの2つの地震は、今後見直しを行うこととしている「神奈川県地震防災戦略」における新たな減災目標設定の前提となる人的被害量、物的被害量および経済被害額を算出するとともに、主要な対策について減災効果を評価しています。

2 自然災害の増加と災害防止対策

神奈川県には、活火山である箱根山、起伏のある地形、傾斜地の山林、河川、海岸など豊かな自然がありますが、同時にこうした場所は、災害の発生しやすいところでもあります。

また、無秩序な開発によっても災害は誘発されることから、自然と共存しながら災害を防ぐためには、適正な保全策や開発の規制・誘導が必要となります。

近年、がけ崩れは年間 15 ～ 180 件前後で発生し、

年により大きく差があります。時間雨量 50mm 以上の発生件数は、短時間で降るいわゆる増加傾向にあります。また、土砂災害特別警戒区域の指定により、土砂災害発生時により警戒すべき区域が明らかになってきました。

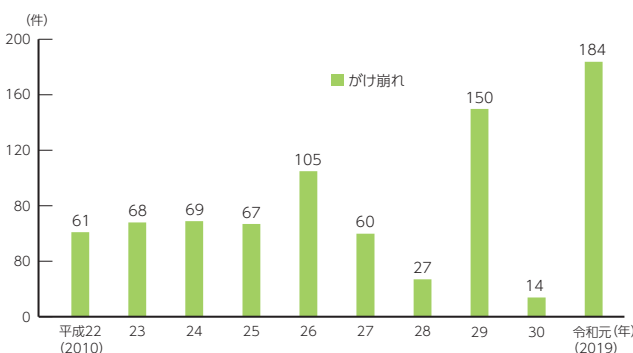
そのため、火山災害、土砂災害、浸水被害、大雪などから生命や財産を守る取組が重要となってきます。

箱根山 有史以降の火山活動

年代	現象	活動経過・被害状況等
12世紀後半から13世紀ごろ	水蒸気噴火	3回の火砕物降下。噴火場所は大涌谷付近。
1933(昭和8)年	噴気・温泉異常	2月。大涌谷の噴気孔の移動。純子(うぼこ)温泉湧出量減少。
1933(昭和8)年	噴気	5月10日。大涌谷の噴気孔が大音響とともに噴出。死者1名。
1934(昭和9)年	噴気、熱	2月。駒ヶ岳付近で噴気。山麓一帯、地温上昇し、樹木枯死。土壌の盛り上り。22日午後4時頃、駒ヶ岳北西部の神山との鞍部で噴気が発生し、噴気の高さは200mに及び、翌日まで活動。
1953(昭和28)年	(山崩れ)	7月26日。早霧(せうろく)地震で山崩れ。死者10名、負傷者16名。全壊家屋1棟。翌日も時々山崩れ。火山活動との関係不明。
1974～78(昭和49～53)年	噴気	74年9月～78年2月。大涌谷噴気地帯の移動。樹木枯死。
2001(平成13)年	地震・地殻変動	6～10月(最大M2.8小田原市久野で震度2)。箱根山を中心に膨張を示す地殻変動。また、群発地震発生直後から、大涌谷から上涌谷付近にかけて噴気地帯が拡大し、大涌谷にある数箇所で、蒸気井の噴出の勢いが増した(噴噴)。
2008(平成20)年	地震・地殻変動	4月駒ヶ岳付近で一時的に地震増加(最大M2.6)。9月湖所付近および戸ノ瀨北部で一時的に地震増加(最大M2.5)。12月駒ヶ岳付近で一時的に地震増加(最大M2.8)。6月より、箱根山を中心に膨張を示す地殻変動。
2011(平成23)年	地震	3月～4月。東北地方太平洋沖地震(2011年3月11日)以降、駒ヶ岳から戸ノ瀨付近、金駒山付近、大涌谷北部での地震活動が活発化。有感地震多発。3月11日15:08 M4.6(震度5弱)、3月21日23:14 M4.2(震度2)。 4月26日から地震増加。有感地震多発。5月初め頃からは大涌谷温泉供給施設の噴気が増大した。
2015(平成27)年	ごく小規模水蒸気噴火	3月～4月。東北地方太平洋沖地震(2011年3月11日)以降、駒ヶ岳から戸ノ瀨付近、金駒山付近、大涌谷北部での地震活動が活発化。有感地震多発。3月11日15:08 M4.6(震度5弱)、3月21日23:14 M4.2(震度2)。 これ以降、10月頃まではたびたび噴出現象を確認。また地震の多い状態も継続した。
2019(令和元)年	地震・地殻変動	大涌谷周辺の想定火口域で活発な噴気活動が継続するなか、3月中旬から山林湧出と深部それぞれの膨張を示すと考えられる地殻変動を観測。4月下旬頃から火山性地震がやや増加し、5月中旬に急増(最大M2.6)。

気象庁ホームページ(気象庁)より

がけ崩れの発生状況

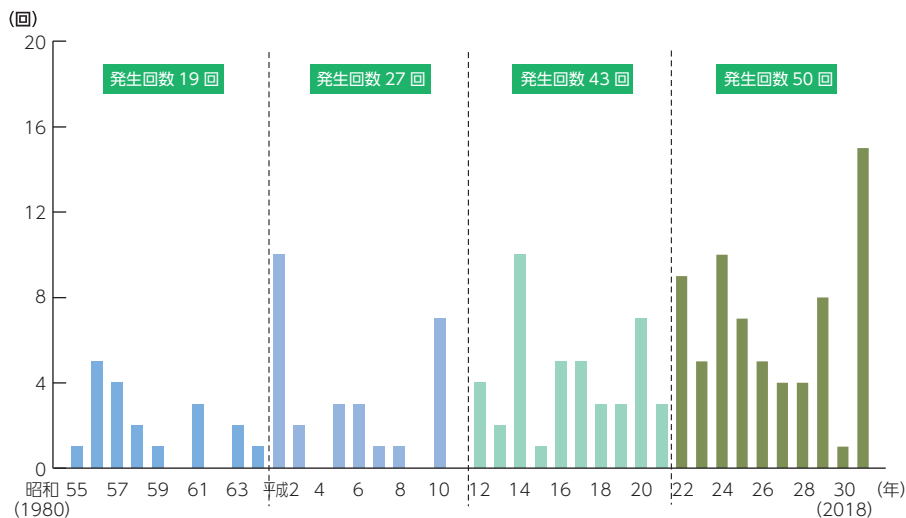


神奈川県砂防海岸課資料(神奈川県 砂防海岸課)より

県内の降雨の状況

[時間雨量50mm以上の年間発生回数]

* 県内のアメダス観測地点(11地点)における過去30年間の1時間最大雨量が50mm以上の年間回数。



<アメダス観測地点>

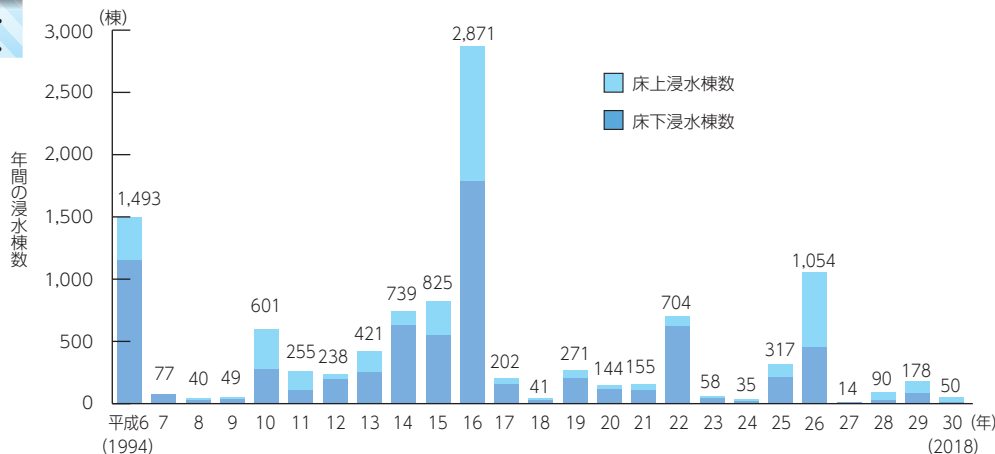


気象庁「アメダス観測地点」より

* 江ノ島観測所は平成4年2月8日をもって観測を終了し、これに替わって辻堂観測所が平成4年2月10日から観測を開始しています。

気象庁ホームページ(気象庁)より

県内の浸水棟数



水害統計調査(総務省統計局)より

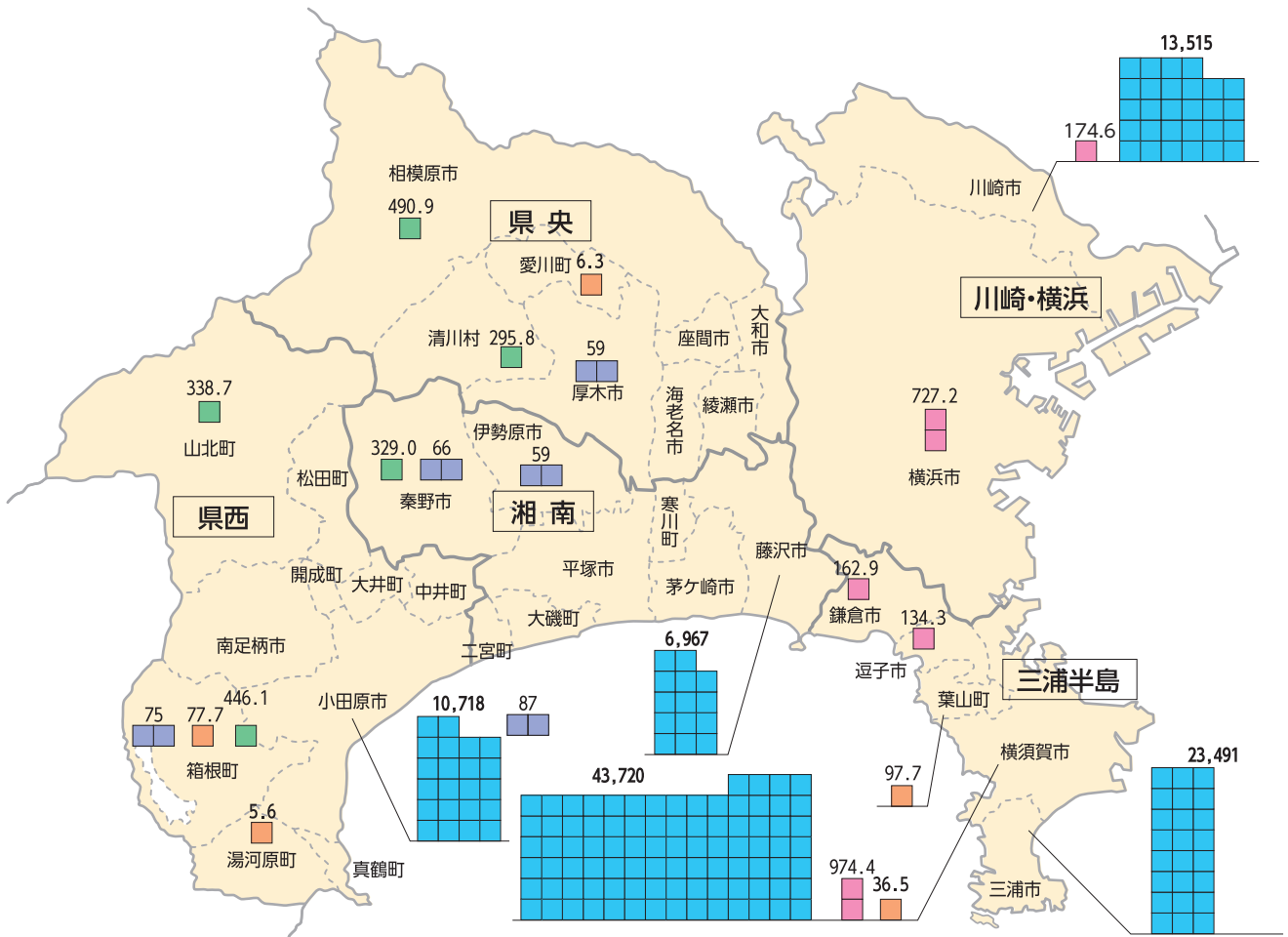
災害対策に関する規制状況

2015(平成27)年
地域別の法指定状況

	急傾斜地崩壊危険区域		地すべり防止区域		砂防指定地		土砂災害特別警戒区域		海岸保全区域	
	箇所(箇所)	面積(ha)	箇所(箇所)	面積(ha)	箇所(箇所)	面積(ha)	箇所(箇所)	面積(ha)	箇所(箇所)	延長(m)
川崎・横浜	791	901.8	0	0	0	0	3	-	1	13,515.0
三浦半島	632	1396.0	13	134.2	20	99.7	40	-	12	80,238.0
県央	33	75.9	1	6.3	236	1,005.5	116	-	0	0
湘南	50	60.9	0	0	103	454.9	148	-	10	23,273.0
県西	36	69.8	3	83.3	333	1,335.0	338	-	4	13,522.0
県合計	1,542	2,504.4	17	223.7	692	2,885.1	645	-	27	130,548.0

市町村別(上位5市町村)の法指定状況

神奈川県都市計画基礎調査解析報告書 令和2年3月(神奈川県都市計画課)より



□1マスは500ha未満
海岸保全区域にあつては
1マスは500m未満
土砂災害特別警戒区域にあつては
1マス50箇所未満
数字は単位:ha(m)

凡例	指定区域等	内容
■	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に基づく急傾斜地崩壊危険区域崩壊するおそれのある急傾斜地等
■	地すべり防止区域	地すべり等防止法第3条第1項に基づく地すべり防止区域地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域等
■	砂防指定地	砂防法第2条に基づく砂防指定区域砂防設備を要する土地、治水上砂防の為一定の行為を禁止もしくは制限すべき土地等
■	土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条第1項に基づく土砂災害特別警戒区域建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域等
■	海岸保全区域	海岸法第3条に基づく海岸保全区域海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するため海岸保全施設の設置が必要な地域等

3 安全・安心な暮らし

日々の暮らしにおいて、安全・安心の確保は、最も基本となるテーマの一つです。

交通事故の発生件数は減少傾向にあり、死者数は横ばいで推移しています。高齢者の交通事故件数も、2009（平成 21）年以降若干の減少傾向にありましたが、近年では 9,000 件前後で推移しており、全事故に占める割合は増加しています。

犯罪（刑法犯認知件数）は、2002（平成 14）年の 19 万件から、2009（平成 21）年で 10 万件を下回り、近年においても、年々減少傾向で推移して

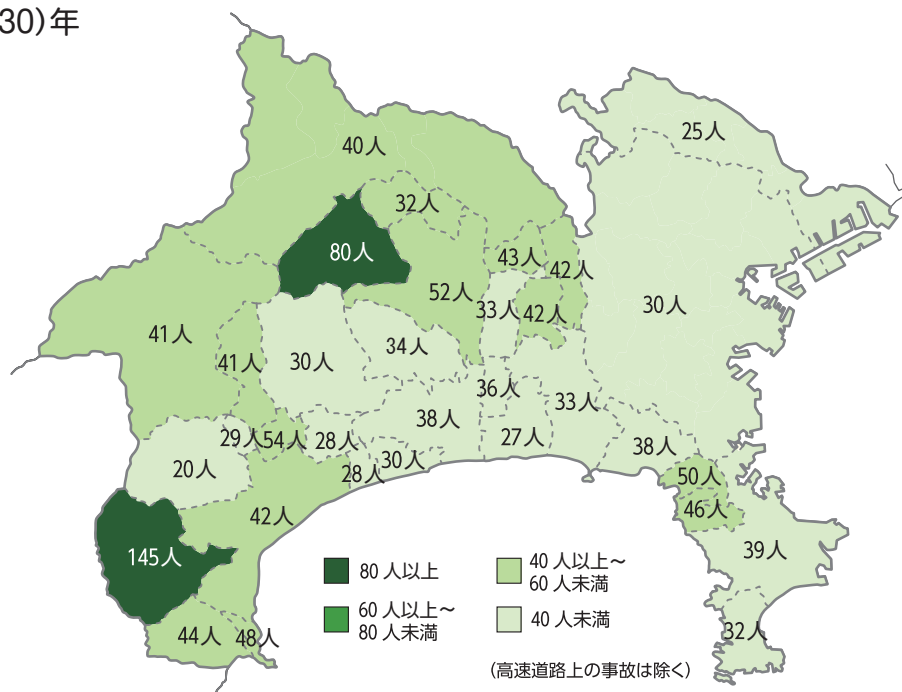
います。

安全で安心な暮らしの実現には、事故や犯罪時の弱者になりやすい高齢者の被害を防ぐことや、次の世代を担う子どもの安全・安心を守るといった視点などに配慮して、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進める必要があります。

県内の防災拠点となる公共建築物の耐震化の状況 2018（平成 30）年度末は 96.8%で、全国平均 94.2%を上回っています。引き続き、防災拠点や公共建築物の耐震化を更に促進する必要があります。

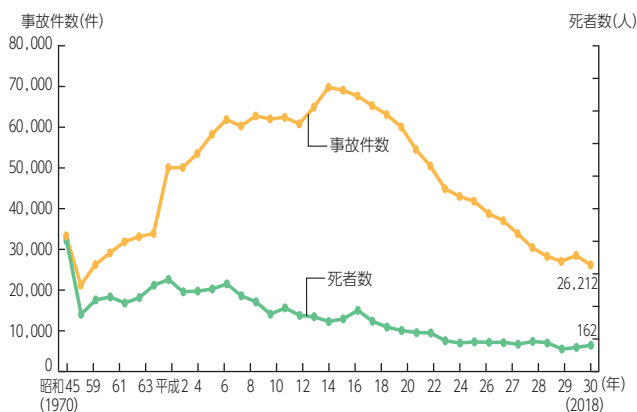
人口1万人あたりの交通事故による死傷者数(年間)

2018(平成30)年



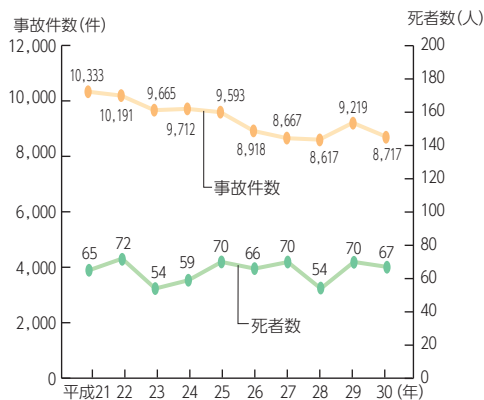
県勢要覧 2019（令和元年度版）（神奈川県 統計センター）より

交通事故件数と死者数の推移



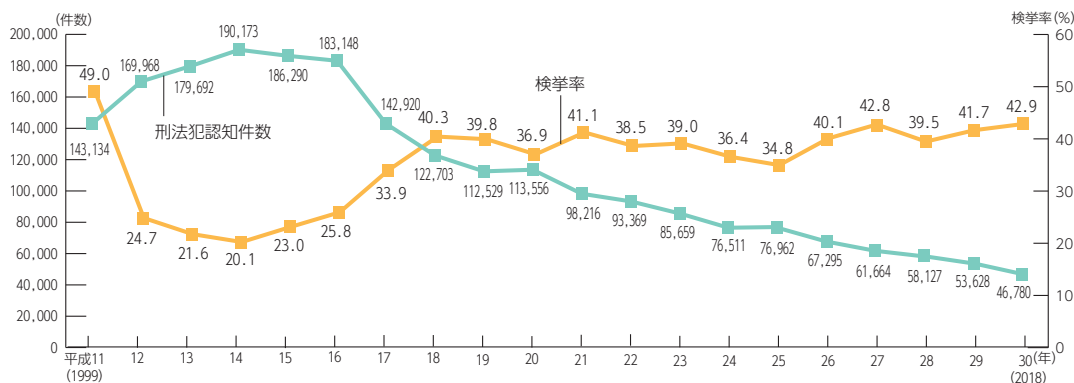
県勢要覧 2019（令和元年度版）（神奈川県 統計センター）より

高齢者の事故件数と死者数の推移



県勢要覧 2019（令和元年度版）（神奈川県 統計センター）より

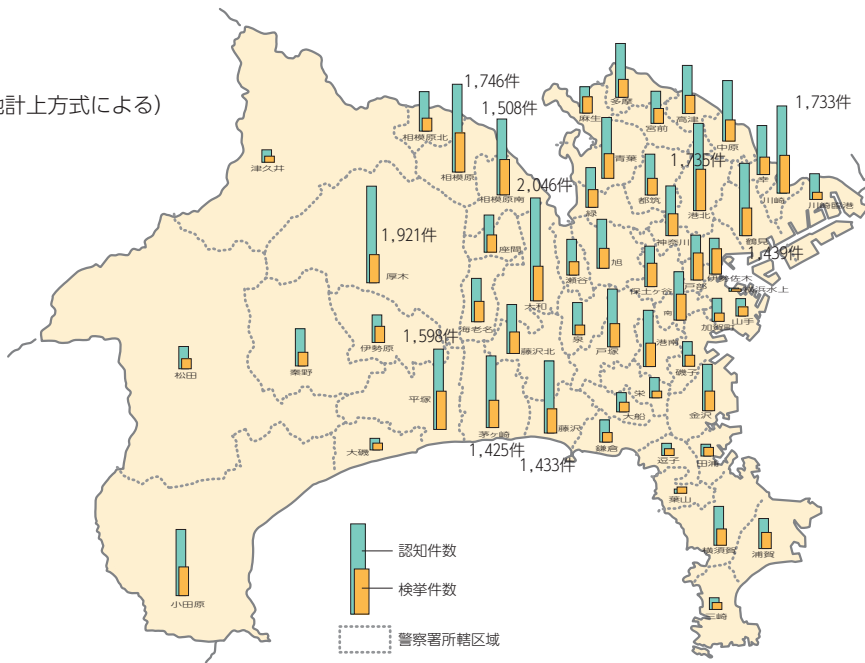
刑法犯認知件数と検挙率の推移



県勢要覧 2019 (令和元年度版)・2017 (平成 29 年度版)
(神奈川県 統計センター) より

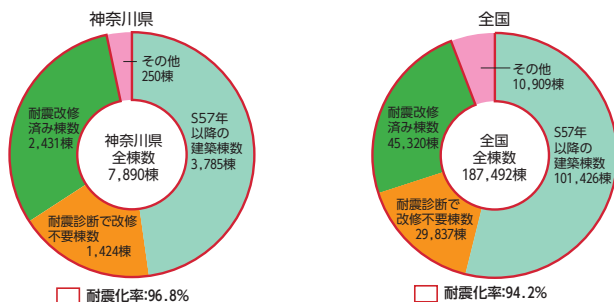
警察署別刑法犯認知、検挙件数

総数 (2018 (平成 30) 年)
 認知件数 58,127 件
 検挙件数 22,964 件
 (検挙件数の計上は、発生地計上方式による)



県勢要覧 2019 (令和元年度版) (神奈川県 統計センター) より

防災拠点となる公共建築物等の耐震化の状況



防災拠点となる公共建築物等の耐震化進捗状況

県内の公共建築物等の耐震化進捗状況 (平成 30 年度末) (神奈川県 建築安全課) より

4 新型コロナウイルス感染症などへの対応

新型コロナウイルス感染症などの感染拡大防止の観点からも、東京一極集中や都市の過密という課題が改めて認識されています。

そのため、分散型ネットワーク構造やゆとりある都市空間の形成、拠点のスマートシティ化、テレワー

クや自転車利用環境の整備を進めるとともに、安全・安心の前提となる防災・減災、強靱化の推進、非接触・リモート型の働き方へと転換を図るインフラ分野のデジタルトランスフォーメーション (DX) などを図ることが課題となっています。

05 新技術を取り入れた都市づくりの実践

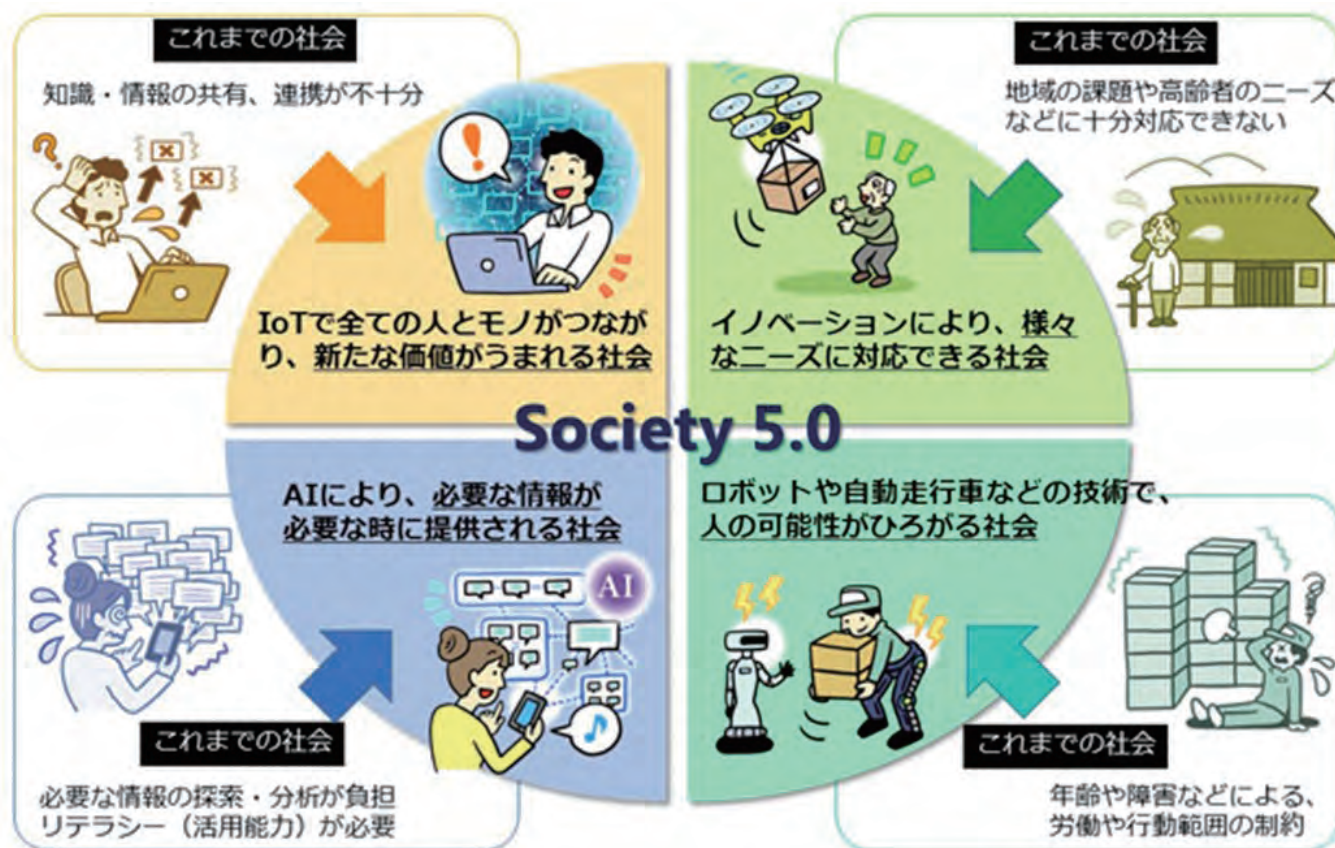
ICTの進展により、自動運転車、ロボット、人工知能(AI)など、都市づくりや交通、産業エネルギーなどに大きくかかわる様々な技術が開発されつつあります。今後、これらの最先端のテクノロジーを適切に都市に実装しつつ、防災、環境、産業など様々な分野が連携しながら、都市課題を解決していくことが求められています。

我が国がめざすべき未来社会の姿として提唱された Society5.0 で実現する社会では、IoT (Internet of Things) ですべての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有されます。

県においても、技術の進展に合わせて、これらの新技術を取り入れたまちづくりにより、様々な課題の克服を図ることが求められています。

Society 5.0で実現する社会のイメージ

サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)のこと。狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国がめざすべき未来社会の姿として初めて提唱された。



内閣府資料より

横須賀MaaSシティ実現コンソーシアムの概要

(国土交通省スマートシティモデル事業重点事業化促進プロジェクト)

■対象区域のビジョン

横須賀市が掲げる3つのスマートシティのビジョンのひとつである「活力の溢れるまち」では、域外からの訪問者にやさしく、多様な人々が絶えず市内に流入し、自らのコンテンツ、文化をしなやかに発展させることを目指している。また、テクノロジーを活用して、まちの魅力を効果的・効率的に発信することで、持続的な産業活性化を実現することを目指している。

■モデル事業の取組み内容

ロードマップの最終形で目指す分野横断的な人流コントロール技術の基礎を確立すべく、まずは投資効果の高い「産業活性化」を対象として、横須賀市内で京急電鉄の観光きっぷを利用する観光客を対象に域内周遊性を向上させるデータ提供機能を有したスマホアプリを導入して、交流人口の増加に係る効果を検証。



国土交通省 R01/5/31 記者発表資料より引用

06 地域主権改革の進展と多様な主体による都市づくり

1 地域主権改革の進展と都市づくり

1999（平成 11）年の地方分権一括法の制定に伴い、都市計画に関する権限委譲が進められ、用途地域の指定などの都市計画決定権限が、政令指定都市へ移譲されるとともに、地方自治法の改正を受け、条例によって、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することができることになりました。

2000（平成 12）年には、都市計画法が抜本改正され、線引き制度の選択制の導入など、地域の実情に応じて柔軟に土地利用規制を行う制度が整備され、2002（平成 14）年の同法の改正では、土地所有者等による都市計画の提案制度が創設されました。

その後、2008（平成 20）年から 2009（平成

21）年にかけて開催された地方分権改革推進委員会の勧告などを踏まえて、2011（平成 23）年5月から現在までに「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第1～10次一括法）の制定に基づく改正が行われ、住民に身近な行政は、できる限り地方公共団体にゆだねることを基本とし、基礎自治体が広く事務事業を担うものとされました。

この中で、用途地域などの都市計画決定権限を、県から市町村へ移譲することなど、基礎自治体である市町村の権限が拡大しました。

都市計画制度の動き

時期	主な動き	都市計画制度見直しの内容
1999 (平成 11)年	地方分権一括法の制定	<ul style="list-style-type: none"> 用途地域の指定など都市計画決定権限の県から政令指定都市への移譲 県から一定規模の市への事務移譲が可能
2000 (平成 12)年	都市計画法の抜本改正	<ul style="list-style-type: none"> 県の判断による線引き制度の選択制の導入（ただし、本県を含む三大都市圏は義務付け）
2002 (平成 14)年	都市計画法改正	<ul style="list-style-type: none"> 土地所有者等による都市計画提案制度の創設
2011 (平成 23)年	第1次一括法*	<ul style="list-style-type: none"> 国の利害に重大な関係がある都市計画を除き、都道府県が都市計画決定する際の国土交通大臣との同意を要する協議の廃止 市の都市計画決定に係る都道府県との同意を要する協議についての同意の廃止
2011 (平成 23)年	第2次一括法*	<ul style="list-style-type: none"> 政令指定都市へ移譲 <ul style="list-style-type: none"> 区域区分、都市再開発方針、高速自動車国道及び一般国道 等 すべての市町村へ移譲 <ul style="list-style-type: none"> 用途地域、10ha以上の風致地区及び4車線以上の市町村道 等
2013 (平成 25)年	第3次一括法*	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県及び市町村が都市計画決定した際の図書の写しの送付について、国土交通大臣への送付の廃止
2014 (平成 26)年	第4次一括法*	<ul style="list-style-type: none"> 指定都市へ移譲 <ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に関する都市計画
2015 (平成 27)年	第5次一括法*	<ul style="list-style-type: none"> 区域区分に関する都市計画決定に係る農林水産大臣協議の対象範囲の見直し
2016 (平成 28)年	第6次一括法*	-
2017 (平成 29)年	第7次一括法*	-
2018 (平成 30)年	第8次一括法*	-
2019 (令和 元)年	第9次一括法*	-
2020 (令和 2)年	第10次一括法*	<ul style="list-style-type: none"> 町村による都市計画の決定に係る協議における都道府県同意の廃止

*第1～10次一括法は「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定に基づく改正

資料 地方分権一括法の概要（第1次～第10次）（出典：内閣府地方分権改革推進室資料）内閣府地方分権改革推進室より

2 多様な主体による都市づくり

2002（平成 14）年の都市計画提案制度の創設によって、土地所有者やまちづくり分野のNPO法人（特定非営利活動法人）等が、都市計画の提案を行うことができるようになったことで、地域住民がより積極的にまちづくりに取り組める仕組みができました。県内のまちづくり分野のNPO法人の数は、2020（令和2）年3月31日現在で、941団体が認証されるなど、まちづくりの担い手も広がりを見せています。

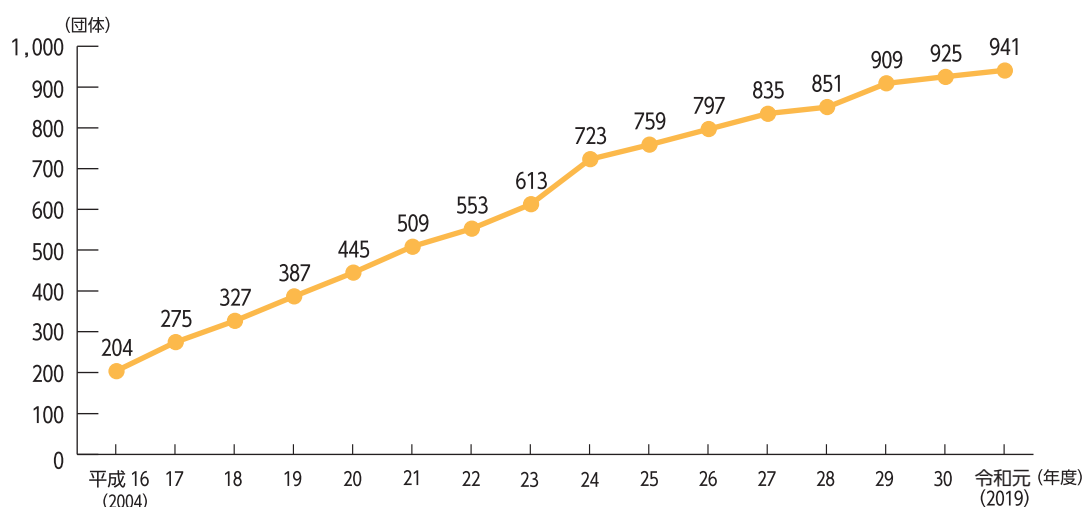
近年、コミュニティの形成や住民主体のまちづくりに対する関心が高まっており、若者から高齢者まで多

様な世代が参画できる都市づくりが求められています。

また、社会問題の解決を目的としたソーシャルビジネス、特にコミュニティの課題に対応したコミュニティビジネスの取組みなど、民間主導のまちづくりも盛んになっています。

そのため、地域のまちづくりは県民やNPO、企業などとの協働による地域主体で進めるまちづくりと行政の担う都市づくりとが協調していくことが重要な課題となっています。

まちづくり分野のNPO法人数の推移



神奈川県 NPO協働推進課より

コミュニティ経済社会の実現に向けた取組み

地域の課題解決やニーズを満たす地域密着型ビジネスとして注目を浴びているコミュニティビジネス。茅ヶ崎市では、まちづくりNPO法人「湘南スタイル」が活動しています。

「湘南スタイル」では、「みんなが喜ぶしくみづくり」の活動スタイルのもと、事業者及び市民が、それぞれの持つ地域課題解決についてプロジェクトを通じて行っています。例えば、「湘南ワンハンドレッドプロジェクト」では、自分らしい100年ライフを探す現役世代のための相談機能や、多世代の活動機会の創出などを行っています。

また、「ふれあい畑塾」では、耕作されていない農地が増えていることが地域の課題として顕在化していたことから、これらの農地を使った「畑塾」を運営しているほか、食や農に関するイベントやワークショップを行っています。



NPO法人 湘南スタイルより



第3章 これからの都市づくり

- 01 かながわの県土・都市像
- 02 都市計画の役割
- 03 多様な主体による都市づくりの推進

01 かながわの県土・都市像

神奈川県では、総合的かつ計画的な都市づくりを推進するため、将来を展望した「神奈川の県土・都市像」を描き、その実現に向け、県土全体の方針を示した「かながわ都市マスタープラン」を令和3年3月に改定しています。

本プランは、具体の都市づくりや大規模地震などによる被災後の都市復興（復興事前準備を含む）

にあたり、県域もしくは市町村域といった行政の範囲を越えるような、広域的な課題に対する都市づくりの基本的な方向性の提示、広域的な事業に関する調整機能といった役割を担っています。

ここでは「かながわ都市マスタープラン」の概要を示します。

1 これからの都市づくりに向けて

今後は、既存ストックを賢く使うとともに、技術の進展を生かしながら、地域の個性を磨きつつ地域の実情に応じたコンパクトで安全性が高い都市づくりと、交流と連携による活力と魅力あふれる都市づくりを進め、安定・成熟した持続可能な社会とすることが必要です。

そこで、都市づくりの基本方向を定めるにあたり、時代の変化と見通しを踏まえ、これからの都市づくりに向けた7つの課題について整理しています。

〈時代の変化と見通し〉

少子高齢化の進行と人口減少社会の本格化

- 県の人口推計では、県は2020年頃をピークに人口減少に転ずると予測
- 少子高齢化の進行や人口減少社会の本格化などを踏まえた都市づくりが求められている

気候変動、環境問題の顕在化

- 農作物への被害、動植物の分布域の変化などが顕在化
- 「パリ協定」の発効など気候変動への対応が国際的に強く意識
- 今後も県民、NPO、企業、行政が連携した環境負荷の低減や景観形成に配慮した取組みが求められている

災害の頻発・激甚化と安全・安心の意識の高まり

- 地震・津波、火山災害、風水害や土砂災害の頻発・激甚化、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などにより、県民の生命や財産が脅かされている
- 防災・減災対策をはじめ、防災意識社会の構築や都市復興に備えた事前の準備、コミュニティの維持・形成や防犯性の向上に配慮した住環境の整備が求められている

国際化の進展と産業構造の転換

- 産業や経済のグローバル化、外国人観光客や外国籍県民の増加、テレワークといった働き方の多様化が進行
- 海外からの人、モノの受入れ体制の強化やアジア諸国をはじめとする諸外国を相手とした産業の活性化に資する環境整備、観光振興に対応した取組み、SDGsやESG投資を踏まえた取組みが求められている

新技術のまちづくりへの展開

- Society5.0の実現を目指して、最先端のテクノロジーを取り入れたまちづくりにより、様々な課題の克服を図ることが求められている

既存ストックの老朽化、官民連携の進展

- 既存ストックの老朽化が進むとともに、厳しい財政状況が続くことが懸念される中、官民連携による都市づくりが進展している
- 既存ストックの効率的な維持管理や利活用、エリアマネジメントなど多様な主体による都市づくり、交流を促進する都市づくりなど、持続可能な都市運営が求められている

〈これからの都市づくりの課題〉

(1) 循環型、脱炭素型、自然共生型の都市づくり

(2) 地域の実情に応じた「コンパクト+ネットワーク」による都市づくり

(3) 地域の個性を生かした交流と連携による都市づくり

(4) 地域活力を維持・形成する都市づくり

(5) 大規模災害などからいのちとくらしを守る都市づくり

(横断的視点)

(6) 新技術を生かした都市づくり

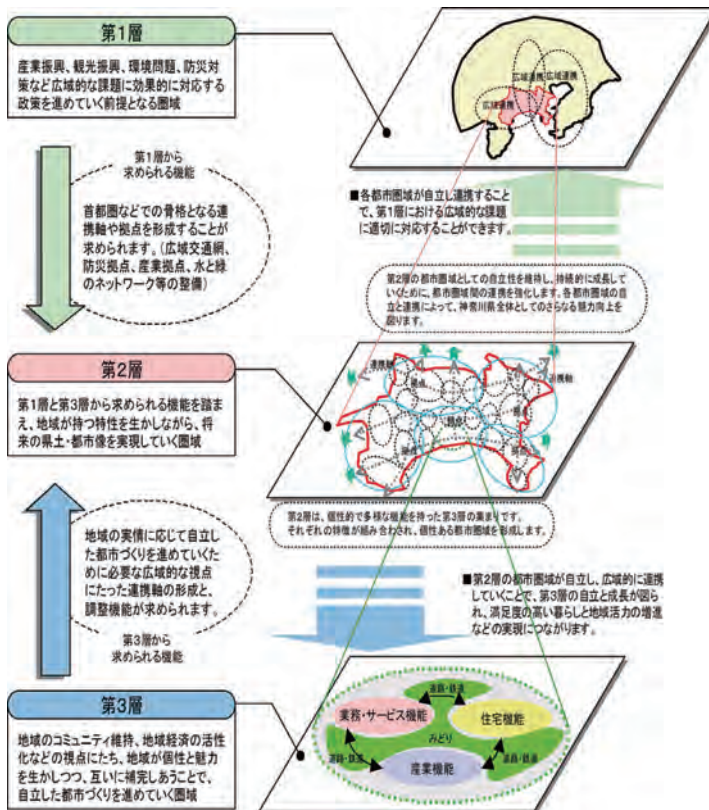
(7) 多様な主体による都市づくり

2 都市づくりの基本方向

神奈川の都市構造のとらえ方

「かながわ都市マスタープラン」では、神奈川の都市構造を多層・多機能型としてとらえ、今後の都市づくりを進めていくこととしています。この都市構造は、神奈川県を越えるレベルの第1層、県土レベルの第2層、地域レベルの第3層という3つの層で構成されています。

「かながわ都市マスタープラン」では、このような都市構造のとらえ方に基づき、環境と共生した安全で活力ある県土を形成していくため、県土レベルの第2層における都市づくりの基本方向を示しています。



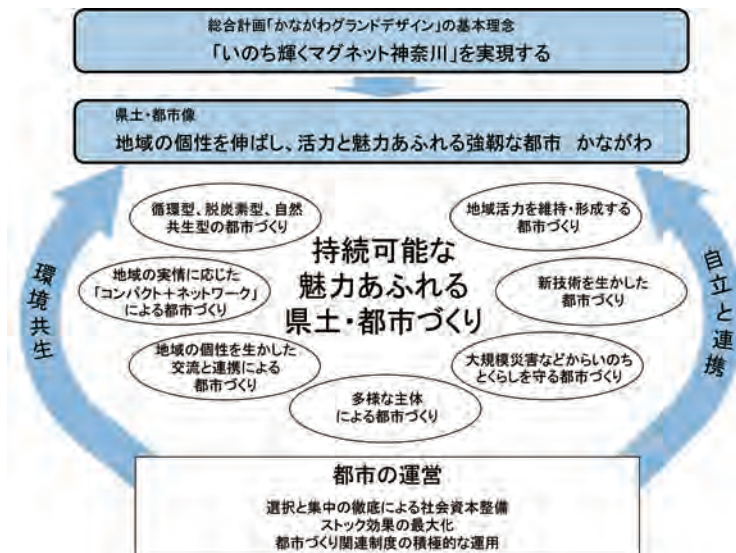
県土・都市像

将来（2040年代前半）を展望した県土・都市像を『地域の個性を伸ばし、活力と魅力あふれる強靱な都市 かながわ』とし、県民一人ひとりが生き生きとくらすことのできる活動の場にふさわしい価値・持続性を高めた魅力あふれる機能と空間を備える県土・都市づくりをめざします。

県土・都市像の実現にあたっては、「環境共生」と「自立と連携」の2つの県土・都市づくりの方向性を定め、県民・市町村との協働のもとに、総合的かつ計画的な都市づくりを展開します。

その際、SDGsの理念を共有し、人口減少社会の

本格化などを踏まえて「質的向上・県土の適切な利用と管理」、「スマートシティ」、「ダイバーシティ（多様性）」、「レジリエンス（強靱性）」といった観点を重視しつつ、民間活力の活用、特区制度との連携なども図りながら、人を引きつける魅力あふれる都市づくりを進めます。また、選択と集中の徹底による社会資本整備、ストック効果の最大化、都市づくり関連制度の積極的な運用といった“都市を運営する”といった観点から進めることで、次の世代に引き継げる持続可能な魅力あふれる県土・都市づくりを実現します。



SDGs（持続可能な開発目標）との関係について

SDGs（持続可能な開発目標）は、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された2030年までの国際目標で、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されています。本プランでは、次の世代に引き継げる持続可能な魅力あふれる県土・都市づくりをめざしており、SDGsがめざすゴールのうち、「9 産業と技術革新の基盤をつくろう」、「11 住み続けられるまちづくりを」を中心として、理念を共有しています。

今後も本プランで広域的な都市づくりの基本方向を示すことによって、土地利用、社会資本整備、市

街地整備を総合的かつ計画的に推進していき、世界的な課題の解決にも役割を果たしていきます。



資料：国際連合広報センター

多様性（ダイバーシティ）に配慮した都市づくり

これからの都市づくりにおいては、年齢や性別、障がいなどにかかわらず、誰もが安心して生活できる、多様性（ダイバーシティ）を考慮した都市づくりが重要です。

県では、世界保健機関（WHO）が主導する高齢者に優しい地域づくりに取り組む自治体の国際的なネットワーク「エイジフレンドリーシティ」の取り組みを推進しており、また、障がいのある方への理解を深め、ともに生きる社会の実現をめざすため、「と

もに生きる社会かながわ憲章」を定めています。

本プランにおいても、誰もが安心して生活し、自分の意思で自由に移動でき社会参加できる共生社会の実現に向けて、新たな技術なども活用しながら多様性（ダイバーシティ）に配慮した都市づくりをめざします。



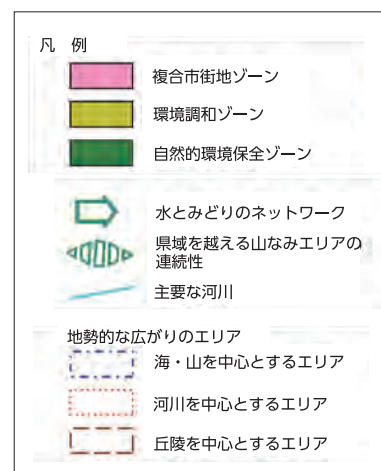
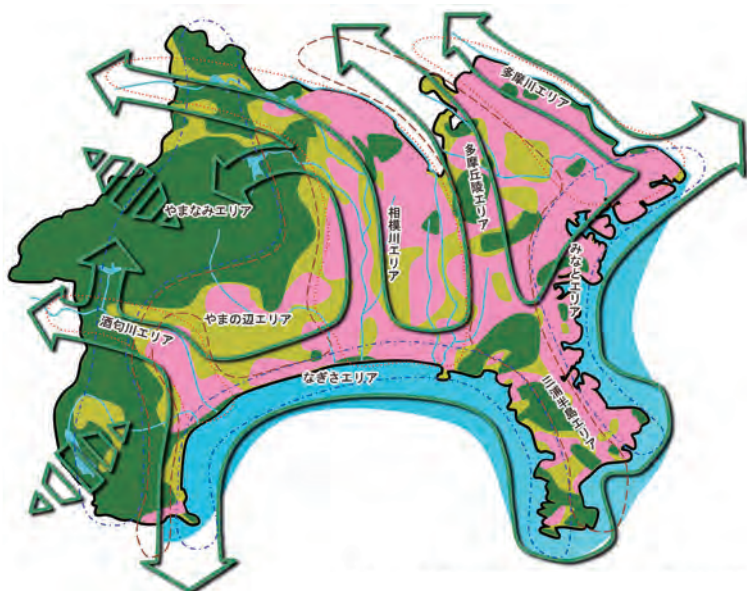
「環境共生」の方向性

環境と共生した安全性の高い県土の形成

地域の実情に応じた土地利用と、地域資源や既存ストックを有効活用することにより、神奈川らしさを生かし、環境と共生した安全性の高い県土・都市づくりを進めます。

県土の土地利用状況などを踏まえて設定したゾー

ンごとに、環境共生の方向性を定めることで、それぞれの特性に応じ、都市環境と自然的環境が調和したメリハリのある県土の形成を図ります。また、ゾーン間での連携により様々な環境問題への対応を図ります。



*ゾーニングは都市づくりの方向性をイメージとして表現したものです。

複合市街地ゾーン

- 多様な都市機能の集積と居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成
- まちなか居住の誘導、笑いあふれるコミュニティの形成
- 環境や防災に配慮したゆとりある市街地の形成
- 低未利用地（空き地・空き家）などの有効活用
- 自然的環境や良好な都市景観の保全・創出

環境調和ゾーン

- 都市と自然のバランスへの配慮
- 自然の恵みを生かした地域活力の維持・創出
- 市街地の無秩序な拡大抑制

自然的環境保全ゾーン

- 自然的環境の積極的な保全
- 様々な機能を持つ森林の保全と活用
- 都市住民の自然とのふれあいの場の創出

水とみどりのネットワーク

- 神奈川の特徴ある風土・環境・景観を生かし育み、水辺や緑地などのネットワーク化
- 多様な機能・役割を持つ自然的環境や、地域の歴史と一体となったみどりの風景などは、首都圏の共有財産として、山・川・海の連続性を踏まえた多様な主体のネットワークによる保全・活用
- 東京・山梨・静岡との交流を通じた、県境を越えて水とみどりの保全・活用

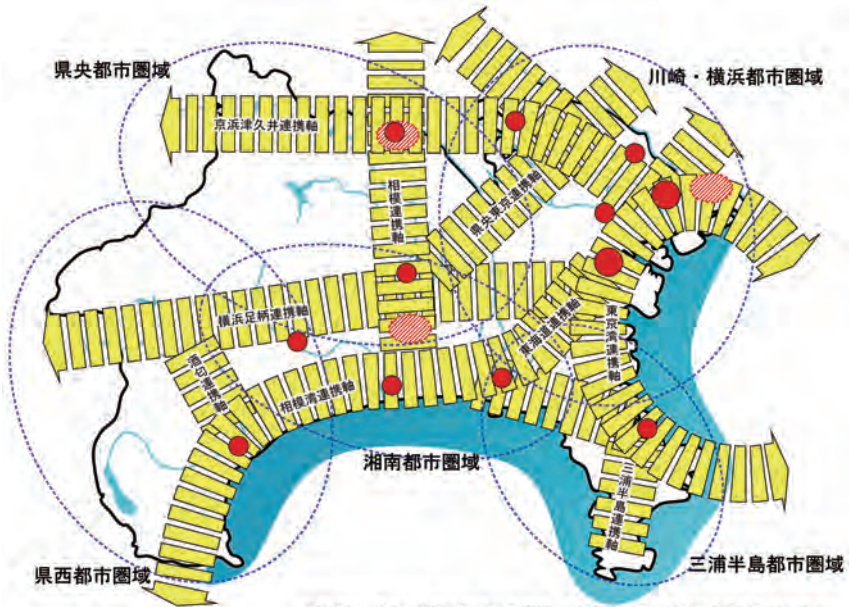
「自立と連携」の方向性

自立と連携による活力と魅力あふれる県土の形成

県土の骨格をなす地形などを踏まえて設定した5つの都市圏域において、地域の特性を生かし、個性的で自立的な発展を図るとともに、県外や都市圏域相互における人、モノ、情報の円滑な連携を支える

ネットワークの充実により、より魅力的で活力ある県土・都市づくりを進めます。

県土・都市づくりの要となる拠点および連携軸を設定し、自立と連携の都市づくりに取り組みます。



*拠点は、県土の骨格を形成する中核、広域拠点、新たなゲートを示しています。また、連携軸は広域連携軸を示しています。

新たなゲート 	県内に集積する産業や拠点との連携によって新しい産業の創出・育成などを行うため、交通基盤の整備や都市機能の集積を誘導し、拠点としての形成をめざします。
中核拠点 	国際化、情報化の進展に対応した中枢業務管理、県内外からの多様なニーズを満たす総合性や専門性のある商業機能や、芸術・文化、研究、国際交流など、複合的な都市機能の集積を図ります。
広域拠点 	生活圏や経済活動の広がりに対応した商業、業務、研究開発、アミューズメント、教養文化、福祉・医療など、高度で多様な都市機能の集積を図ります。
整備機能強化する連携軸 	県内外の連携や、自立した地域の機能を支えあう地域間連携を促進するため、「多層・多機能型の都市構造」に対応した連携軸を設定します。

三浦半島都市圏域

都市づくりの目標

半島のみどりと海に調和し、
生き生きとした都市づくり

【基本方向】

三浦半島都市圏域は、都市圏域全体が「公園」のような魅力を発揮していくために、半島の多くの部分を占め、地域の個性を育ててきた自然的環境の保全と活用を図るとともに、それと調和・共生した都市的環境を形成することが必要です。

また、恵まれた自然的環境を生かして自立性と活力を高めていくことが重要であり、知的産業の誘致、新たな人材、知恵・技術の獲得などができる魅力ある都市づくりや、農水産物など特色ある地域の資源・産業を活用して、「半島で暮らす」魅力や観光の魅力を高めることで、交流の活性化を図る必要があります。

さらに、SDGsの理念を共有し、人口減少社会の本格化などを踏まえて、「質的向上・県土の適切な利用と管理」、「スマートシティ」、「ダイバーシティ（多様性）」、「レジリエンス（強靱性）」といった観点を重視しつつ、ヘルスケア・ニューフロンティア、観光の核づくり、国家戦略特区との連携なども図りながら、人を引きつける魅力あふれる都市づくりを進めることが必要です。



*ゾーニングは都市づくりの方向性をイメージとして表現したものです。



県央都市圏域

都市づくりの目標

森や川と共生し、うるおいと
活力あふれる都市づくり

【基本方向】

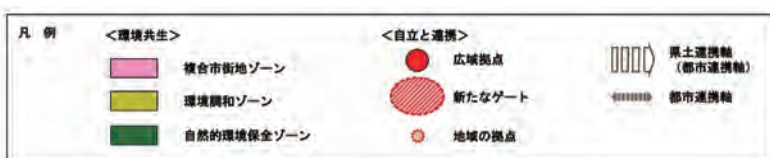
県央都市圏域は、自然と都市とがバランスよく存在する特色を伸ばし、生かしていくことが重要であり、自然・都市、生活・産業の調和・均衡のとれた都市づくりを進める必要があります。

また、都市圏域全体の活力を充実させていくために、自然・歴史・文化や大学・研究機関の集積など様々な地域資源を活用した魅力ある都市づくりを進めるとともに、広域的な交通の要衝としての強みを生かし、産学官連携など、多様な主体間での交流連携を一層促進していくことが必要です。

さらに、SDGsの理念を共有し、人口減少社会の本格化などを踏まえて、「質的向上・県土の適切な利用と管理」、「スマートシティ」、「ダイバーシティ（多様性）」、「レジリエンス（強靱性）」といった観点を重視しつつ、民間活力の活用、さがみロボット産業特区との連携なども図りながら、人を引きつける魅力あふれる都市づくりを進めることが必要です。



*ゾーニングは都市づくりの方向性をイメージとして表現したものです。



湘南都市圏域

都市づくりの目標

やまなみをのぞみ、
海と川が出会い、
歴史を生かし文化を創造する
都市づくり

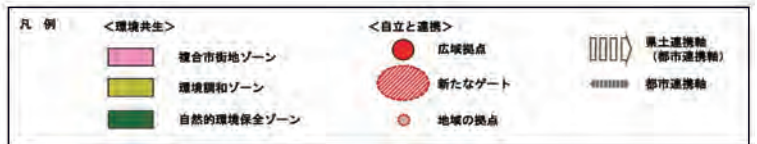
【基本方向】

湘南都市圏域は、湘南海岸のなぎさや丹沢大山のやまなみなどの特色を生かして、より強い地域ブランドを構築することが重要であり、相模湾や相模川沿いに点在する貴重な地域資源を連携させ、一体的に保全・活用することで、魅力ある景観や質の高い環境を形成していくことが必要です。また、地域ブランドを積極的に活用しながら都市圏域内外での交流連携を活発化させるとともに、新たな生活文化や産業などを生み出す付加価値の高い都市づくりを進める必要があります。

さらに、SDGsの理念を共有し、人口減少社会の本格化などを踏まえて、「質的向上・県土の適切な利用と管理」、「スマートシティ」、「ダイバーシティ（多様性）」、「レジリエンス（強靱性）」といった観点を重視しつつ、ヘルスケア・ニューフロンティア、観光の核づくり、さがみロボット産業特区との連携なども図りながら、人を引きつける魅力あふれる都市づくりを進めることが必要です。



*ゾーニングは都市づくりの方向性をイメージとして表現したものです。



県西都市圏域

都市づくりの目標

歴史と自然につつまれ、観光と
交流によるにぎわいのある
都市づくり

【基本方向】

県西都市圏域は、国際的な観光・リゾート地としての優位性を生かして都市圏域全体の魅力と競争力の向上を図ることが重要であり、その強みの元となっている豊かな自然や文化的遺産などの観光資源の維持・活用とともに、交流を通じて地域の価値を一層高めることが必要です。

また、都市圏域の自立性を向上させるために、裾野の広い観光産業の育成を基調としつつ、環境や生活に配慮した新しい産業機能などの立地を促進することが重要です。

さらに、SDGsの理念を共有し、人口減少社会の本格化などを踏まえて、「質的向上・県土の適切な利用と管理」、「スマートシティ」、「ダイバーシティ（多様性）」、「レジリエンス（強靱性）」といった観点を重視しつつ、未病の改善、国家戦略特区との連携なども図りながら、人を引きつける魅力あふれる都市づくりを進めることが必要です。



*ゾーニングは都市づくりの方向性をイメージとして表現したものです。



4 部門別都市づくりの方針

土地利用の方針

これからの少子高齢・人口減少社会では、これまでに形成された市街地を再編または維持し、県土の適切な利用と管理を行うことが都市づくりの主要な課題となります。

そのため、市街地に内在する防災や環境などの土地利用上の課題解決を図りながら、整序、抑制、促進という3つの視点を踏まえて、地域の自然的土地利用や都市基盤と整合のとれた計画的な土地利用を図っていくことが求められます。

また、県民がゆとりと選択の多様性を実感できる持続可能な魅力あふれる県土・都市づくりを進めるうえで、長期的なビジョンのもとに事業者などとの連携を図ることにより、新たな産業の創出や多様な都市のニーズに対応した都市機能の集約化を図るなど、効果的な土地利用の再編が求められています。

加えて、特区制度など新たな産業施策との連携、

地域の実情に応じた集約型都市構造の実現に向けた居住などの適切な誘導、「都市のスポンジ化」対策及び災害の頻発・激甚化に対応した安全性の高い市街地の形成などが求められています。

さらに、住民参加のもとに策定される市町村マスタープランに基づく地域地区や地区計画などの制度の有効活用、立地適正化計画に基づく都市機能誘導・居住誘導施策の推進などによって、人口減少、防災、福祉、環境などの地域固有の課題にきめ細かな対応を図ることが求められます。

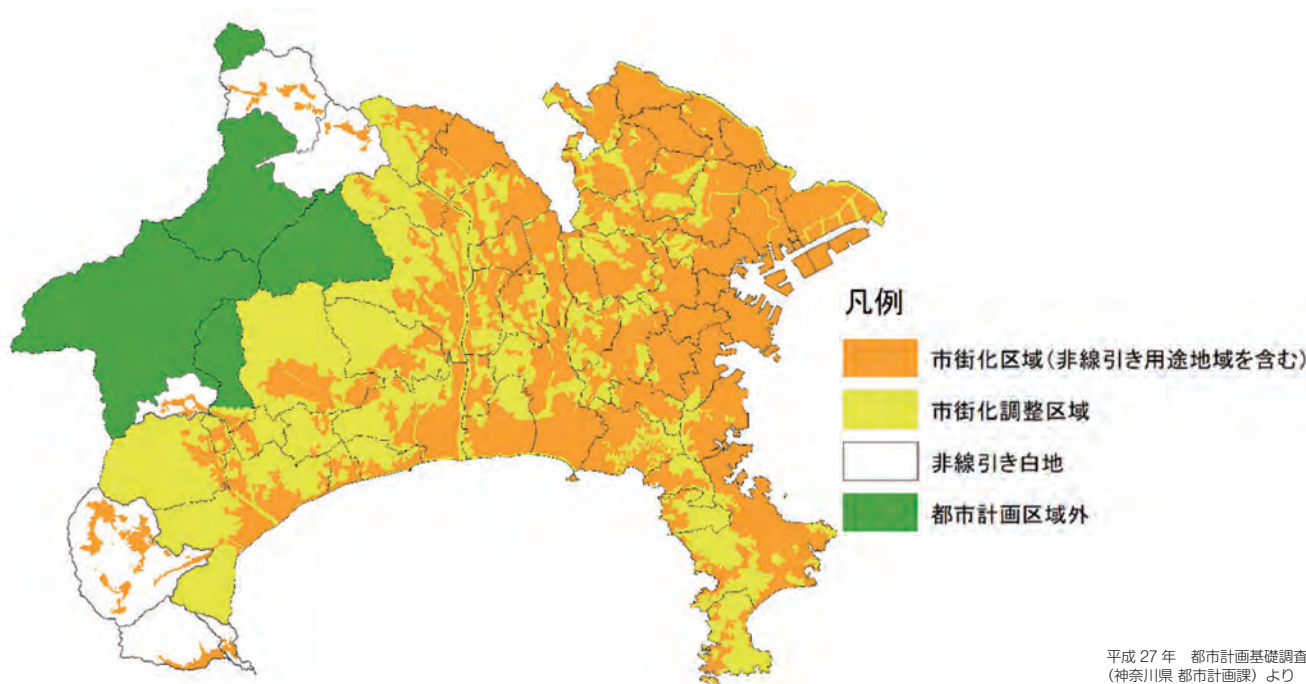
そこで、「環境共生」、「自立と連携」という都市づくりの基本方向を踏まえ、住民参加などを行いながら、地域の実情に応じた計画的・効果的な土地利用を進めていきます。

土地利用における施策形成の方針として、次のようなものを定めています。

◆施策形成の方針

- 都市計画区域及び区域区分に関する方針
- 線引き都市計画区域に関する方針
- 非線引き都市計画区域及び都市計画区域外に関する方針
- 市街地の特性に応じた土地利用の推進
- 住民や民間事業者などの参加による都市づくりの推進

● 土地利用規制 ●



平成27年 都市計画基礎調査
(神奈川県 都市計画課) より

社会資本整備の方針

社会資本の整備は、ICTの進展や地球規模の環境問題の顕在化に対応して、その対象とする分野が広がっています。さらに、県民ニーズの多様化に応え、豊かさを実感できるような質の充実をめざしていかなければなりません。

一方で、人口減少・少子高齢社会を迎え、労働力人口が減少するとともに、高度経済成長期に建設された社会資本が更新時期を迎えることなどにより、新しい社会資本整備に対する投資余力の低下が見込まれます。

そのため、これからの社会資本整備に当たっては、施設の適正な維持管理や選択と集中の徹底、ストッ

ク効果の最大化に加え、近年、頻発・激甚化している災害などに備え、災害が発生しても最悪な事態に陥ることが避けられるような「強さ」と「しなやかさ」を持った都市づくりに向けて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた施策やインフラ分野のDXの推進を図る必要があります。

そこで「環境共生」、「自立と連携」という都市づくりの基本方向を踏まえ、環境に配慮するとともに、自立と連携を支える効率的・効果的な社会資本整備を推進します。

社会資本整備における施策形成の方針として、次のようなものを定めています。

◆施策形成の方針

- 循環型、脱炭素型、自然共生型の都市づくりを支える社会資本整備
- 自立と連携を支える交通・情報ネットワークの形成
- 都市の個性や魅力を高める社会資本整備
- 安全・安心な都市づくりに向けた社会資本整備
- 民間資本や県民参加による社会資本整備

市街地整備の方針

神奈川の既成市街地は、高度成長期の人口増加時に形成された市街地が多く、住工が混在し、老朽化した木造住宅が密集するなど防災性の向上が課題となっています。

また、人口減少・少子高齢化の進行、都市のスポンジ化、身近な犯罪への不安がある中、誰もが安心して住み続けられる市街地の整備や、環境問題が顕在化する中、様々な活動が営まれている既成市街地における環境負荷の低減、脱炭素社会の実現も大きな課題となっています。

さらに、駅周辺などの中心市街地では、商業・業務機能の集積が図られてきましたが、幹線道路沿道の大規模集客施設などの立地に見られるように、生活行動や生産活動の変化が進み、都市機能の集約化による拠点性の維持、向上や市街地周辺との適正な機能分担が課題となっています。また、人口減少の進行や財政制約などを踏まえて、より広域的な観点

から都市機能の分担・連携を図ることや、新型コロナウイルス感染症などの感染拡大防止の観点から、ゆとりある都市空間の創出なども必要になっていきます。

このような様々な課題に対応した既成市街地の再編に当たっては、市街地を形成する多くの建築活動は民間によって行われていることから、民間の果たす役割は大きく、行政はその役割を十分に受け止めるとともに、民間の投資を促す観点からも官民が協働して取組みを進めることが必要です。

そこで、「環境共生」、「自立と連携」という都市づくりの基本方向を踏まえ、人と環境にやさしい市街地の整備や、自立と連携を支える個性と魅力あふれる市街地の整備を官民連携のもと推進します。

市街地整備における施策形成の方針として、以下のようものを定めています。

◆施策形成の方針

- 既成市街地の更新による機能強化
- 中心市街地における都市機能の回復

02 都市計画の役割

都市計画とは、「都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画」です。

現行の都市計画法は、高度経済成長期に都市への急激な人口の集中によって様々な都市問題が発生したことを背景に、計画的な土地利用と都市整備を進めるため、1968(昭和43)年に制定されたものです。

神奈川県では、1970(昭和45)年の当初線引き以降、7回の線引き見直しを行いながら、市街地の開発整備や土地利用の規制・誘導を行ってきました。

都市計画制度は、2000(平成12)年に施行された地方分権一括法により、都市計画事務が自治事務となり、地域が主体となって、地域ごとの課題に的

確に対応し得る柔軟性と透明性を備えた制度となりました。

また、2012(平成24)年には、地方分権に係る第2次一括法により、都市計画に関する決定権限の多くが都道府県から市町村に移譲されました。さらに、2015(平成27)年6月には、地方分権に係る第4次一括法により、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」の決定権限が指定都市に移譲され、都市計画の分野においても地方分権は大きな流れとなっており、広域的な観点から都市計画を推進することが、ますます重要となっています。

都市計画区域

都市計画区域は、都市の健全で秩序あるまちづくりを進めるため、「市街化区域及び市街化調整区域」、「用途地域」、「都市施設」などの都市計画を定める一定の区域のことです。

2020(令和2)年4月1日現在では、清川村を除く19市13町に30都市計画区域が指定されており、その面積は、約199,776haで、県土面積の約8割です。

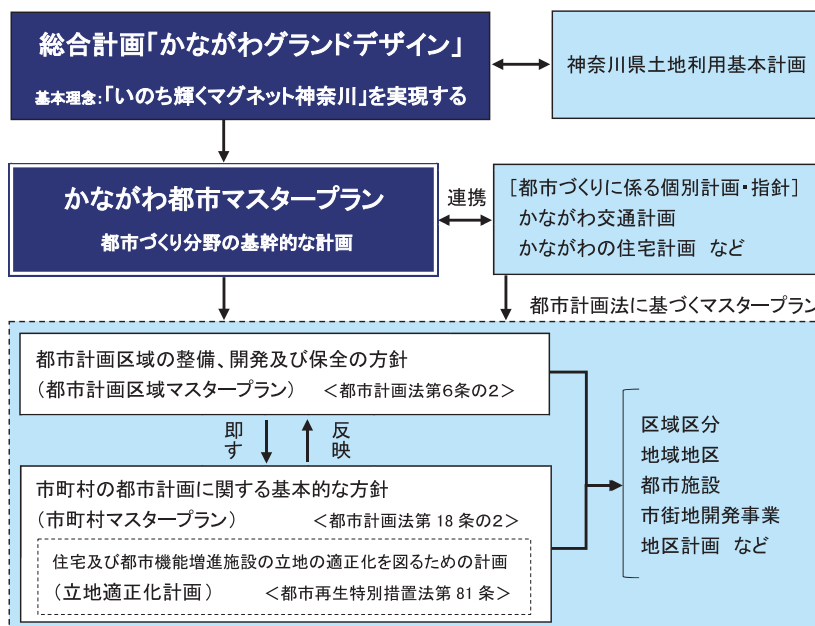


マスタープラン

マスタープランは、長期的な視点に立って都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにしたもので、都市計画法による法定のマスタープランと、任意のマスタープランがあります。

「かながわ都市マスタープラン」は、広域的な都市づくりの基本方向などを示した、任意のマスタープランです。

「市町村マスタープラン」は都市計画法(第18条の2)に基づくもので、神奈川県では2020(令和2)年4月1日現在、都市計画区域外となっている清川村を除き、すべての市町で定められています。



都市計画の内容



03 多様な主体による都市づくりの推進

都市づくりは、従来、主として行政が担ってきましたが、今後は、多様な民間主体も都市づくりの担い手としてとらえ、これら多様な民間主体と県および市町村との協働によって、官民連携によるきめ細かな都市づくりを進めることが求められています。

企業には、地域で活動する市民として地域貢献への社会的責務を認識し、企業としての発意・活動を

生かしながら、都市づくりに積極的に参加することが求められます。

住民には、「エリアマネジメント」の概念の基に、良好なコミュニティを形成し、地域で主体的にまちづくりを担う組織づくりを進め、都市づくりの構想や計画の策定、都市の管理・運営に積極的に参加していくことがますます期待されています。

1 官民連携を基軸とした都市づくりの推進

都市づくりへの参加支援

県および市町村は、都市づくりへの住民参加を促すため、都市づくりに関する情報を県民に提供するとともに、都市づくりに参加する住民同士の情報交換の場づくりやそのネットワーク化を支援しています。

県および市町村は、構想や計画の段階から住民参加を求めるなど、官民連携による協議型の都市づくりを推進して、地域に貢献するプロジェクトの誘導を図っています。そのため、PFI/PPPなどの官民連携事業の拡大を図り、民間活力によるまちづくりの拡大を図るほか、オープンデータ化の推進やソーシャルビジネスの実施主体などへの支援などにより、民間事業者のまちづくりへの参入を促進します。そのほかにも、民間事業者の参入意欲を高め、ノウハ

ウや投資を誘導するための戦略的な都市づくりを図ります。特に、ESG投資の考え方に基づく環境、社会への投資は都市づくりにも大きくかかわることから、都市づくりへの投資を促す環境づくりを検討します。

また、土地所有者、NPOなどによる都市計画提案制度など、都市づくりへの参加に有効な都市計画制度の普及・定着を図っています。さらに、住民ニーズの多様化に応じ、施設の管理運営などへの住民参加や、都市づくりに関する各種の専門家や都市再生推進法人、都市づくりのNPO育成などに取り組んでいます。

都市計画の提案制度

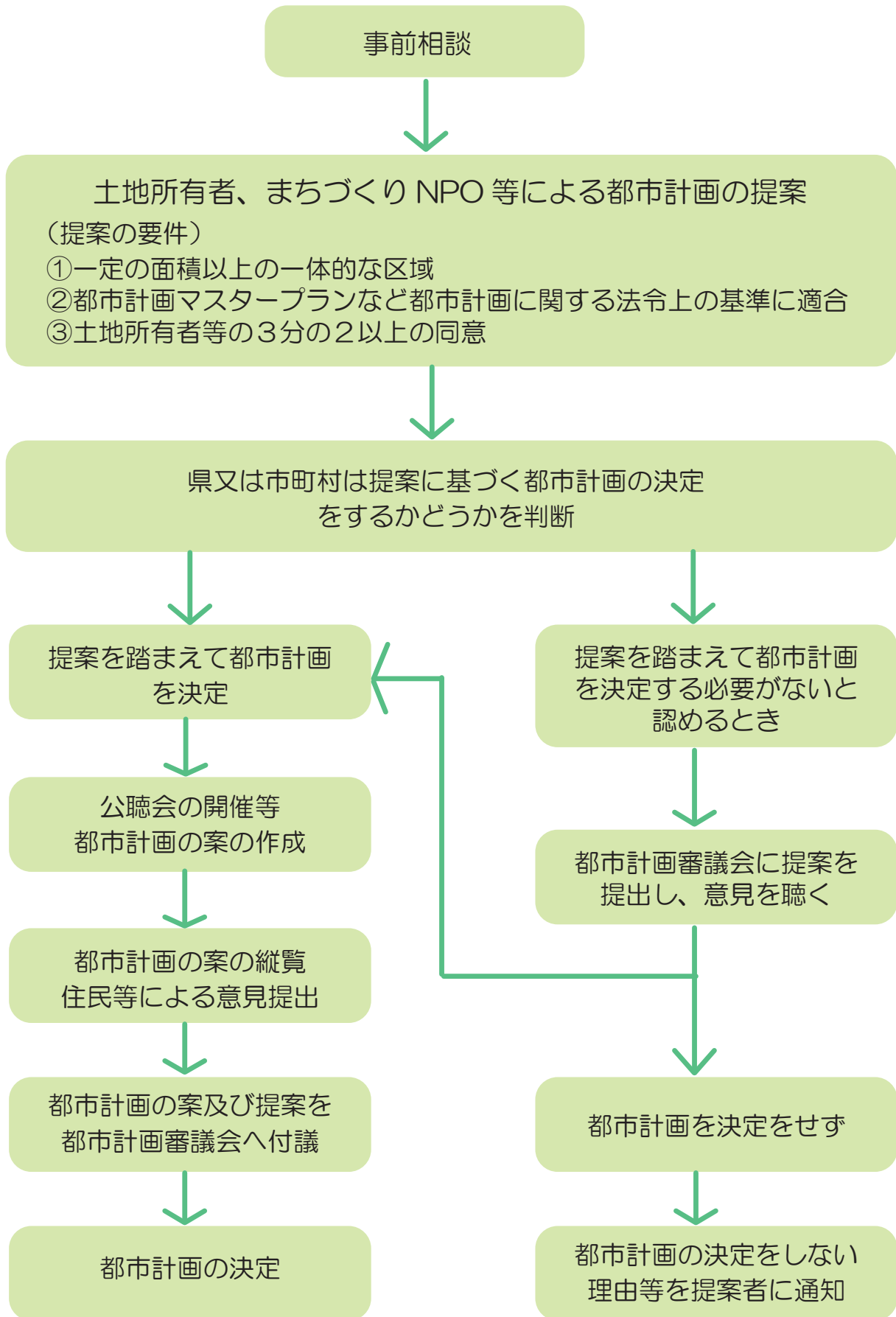
2002（平成14）年度の都市計画法の改正及び都市再生特別措置法の制定にともない、住民等による自主的なまちづくりの推進や、民間による都市再生の推進を図るための「都市計画提案制度」が創設さ

れました。これは、土地所有者やまちづくりNPOあるいは民間事業者等が、一定の条件を満たした場合、都市計画の提案をすることができる制度です。

提案できる都市計画

県および市町村が定める都市計画のうち、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」並びに「都市計画再開発方針等」を除く都市計画について提案することができます。

都市計画の提案手続きの流れ



国土交通省 HP より

事例1 エリアマネジメント型まちづくり

一般社団法人横浜西口エリアマネジメントは、横浜西口エリアの活性化や賑わいづくりの様々な取り組みを行っていくために、母体である「横浜西口元気プロジェクト」を発展させるかたちで2017（平成29）年4月に設立されました。

イベントやワークショップなどの企画運営、横浜西口の情報発信やプロモーション、防犯や環境美化活動、まちのインフォメーション事業などに取り組みながら、横浜西口をより楽しく安心安全なまちにしていこうと目指しています。

イベント活動としては、公共空間を利用した実証実験や夏祭りなどを開催しているほか、公開空地「Niigoひろば」を一時使用し、西口イートテラス等のイベントを通して、横浜西口エリアの活性化や賑わいを創出しています。

また、日本人と外国人留学生で、国際交流をしながら横浜西口周辺を巡るまち歩きツアー企画など、まちの魅力を再発見する活動なども実施しています。



提供：一般社団法人 横浜西口エリアマネジメント

事例2 神奈川県におけるPFIへの取組

神奈川県では、「神奈川県におけるPFIの活用指針」を定め、PFIに係る取組みを進めています。

神奈川県立花と緑のふれあいセンターは、花と緑のふれあい拠点の核となる施設として、観賞植物等の収集および展示並びに野菜、果樹等の栽培状況等の展示を通じて、県民が花き園芸その他の農業に親しみ、それらの大切さを理解することを促進するとともに、花と緑をくらしの中に取り入れるための情報を提供することを目的に整備し、周辺の農業空間と連携して、都市の住民との交流による農業振興の拠点として機能することを目指して、維持管理・運営を行うものです。

この事業では、神奈川県立花と緑のふれあいセンターの建築・造園業務（設計、工事、工事整理等）や運営、維持管理業務を民間事業者が行っています。



事例3 京急沿線の富岡地区地域交通“とみおかーと”実証実験

横浜市と京浜急行電鉄株式会社（以下、「京急電鉄」）は横浜市金沢区の京急富岡駅西側において、「グリーンスローモビリティ（電動で時速 20km 未満で公道を走る 4 人乗り以上のモビリティ）」（以下、「グリスロ」）等を活用した実証実験を行いました。

当該エリアは市内でも人口減少、高齢化の進行が著しく、さらに急こう配な坂道や狭い道路が多くバス停や鉄道駅へのアクセスに苦勞を伴う等、地理的な課題を有していることから交通実証実験を継

続的に行っています。令和 2 年度の実験では、路線定期運行やオンデマンドのサービス提供範囲を当該エリア全体に拡大するとともに、「無償」「有償」の二段階で実験を行いました。本実証実験を踏まえて今後の本格運行への検討を進めています。

なお、本実証実験は、平成 30 年に横浜市と京急電鉄が締結した「京急沿線（横浜市南部地域）における公民連携のまちづくりの推進に関する連携協定」に基づく取組の一環として実施しています。



写真提供：京急電鉄
提供：横浜市

2 協議型都市づくりによる広域的な取組みの推進

県は、「広域的な取組み」、「新技術の都市づくりへの展開」などの円滑な推進を図るため、市町村などと連携し、官民連携による多様な事業形態、管理形態の都市づくりを促進します。

事例1 Fujisawa サスティナブル・スマートタウン

藤沢市では、2007（平成 19）年から 2008（平成 20）年にかけての旧松下電器産業関連工場の撤退後、この跡地において地権者等の事業者が自ら「地域から地球に拡がる環境行動都市 - 藤沢」の先導的モデルプロジェクトとして、「Fujisawa サスティナブル・スマートタウン（Fujisawa SST）」の実現を

めざしたまちづくりを行っています。

Fujisawa SST では、省エネ・創エネ・蓄エネ技術を核としたまち全体の CO2 排出量削減、エネルギーの自給自足、街区全体でのエネルギーマネジメントなどにより、都市における低炭素化を推進する環境創造まちづくり拠点の創造を図っています。



提供：Fujisawa SST 協議会



第4章 資料

- 01 かながわの姿
- 02 地形と水系
- 03 温暖な気候
- 04 かながわの歩み
- 05 都市形成史
- 06 県政の歴史
- 07 その他

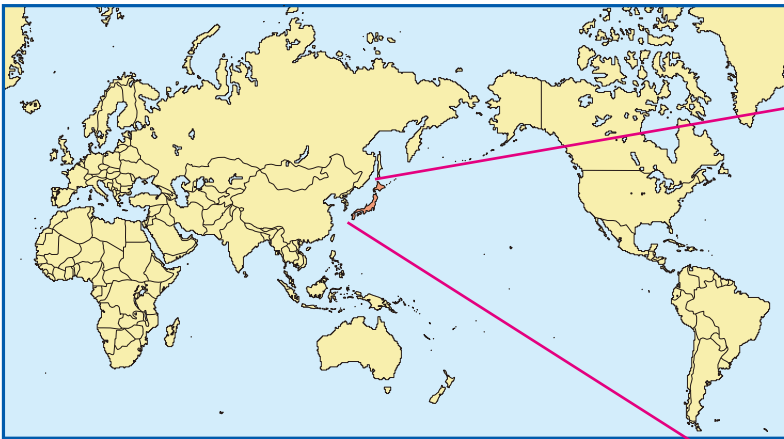
01 かながわの姿

神奈川県は、地球上の北緯 35 度 7 分 44 秒～35 度 40 分 22 秒、東経 138 度 54 分 57 秒～139 度 47 分 46 秒の間にあり、北半球のやや南より、ユーラシア大陸の東側に位置しています。日本列島においては、ほぼ中央、関東平野の南西部に位置し、首都圏の一角を形成しています。北は東京都に接し、西は丹沢山地で山梨県、箱根山地で静岡県に隣接しています。また、東は東京湾に、南は相模湾にそれぞれ面し、東京湾アクアラインを介して千

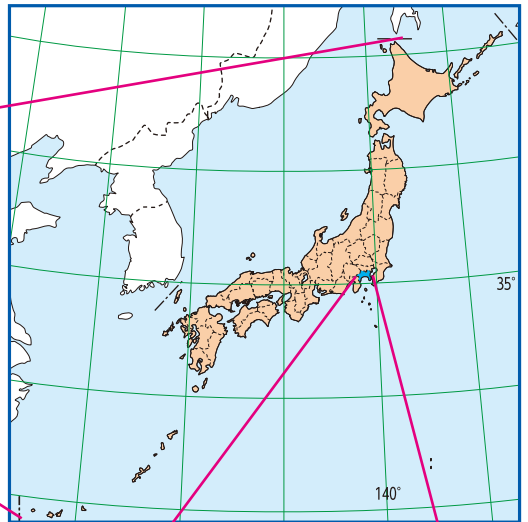
葉県と連絡しています。羽田空港と隣接し、横浜港をはじめとした国際的な港湾施設を有するなど、国際的なアクセスにも優れています。

県の大きさは東西約 78km、南北約 60km、面積は 2,416.32km² で、全国で 5 番目に小さい県です。人口は住民基本台帳に基づく人口によれば、2020（令和2）年 1 月時点で約 921 万人と、全国で東京に次いで 2 番目に多い県です。

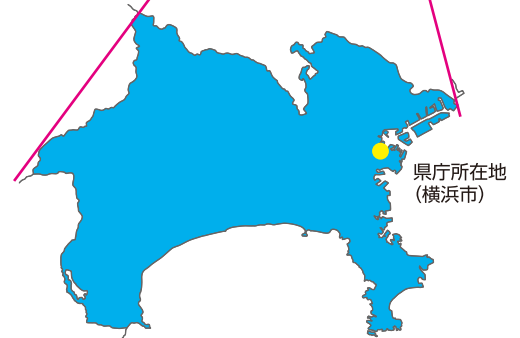
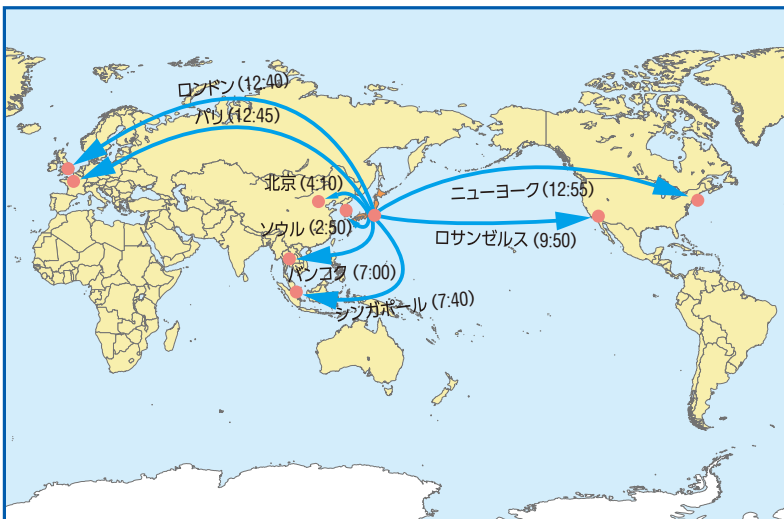
世界の中のかながわ



日本の中のかながわ



世界の都市への時間（羽田空港からの所要時間）



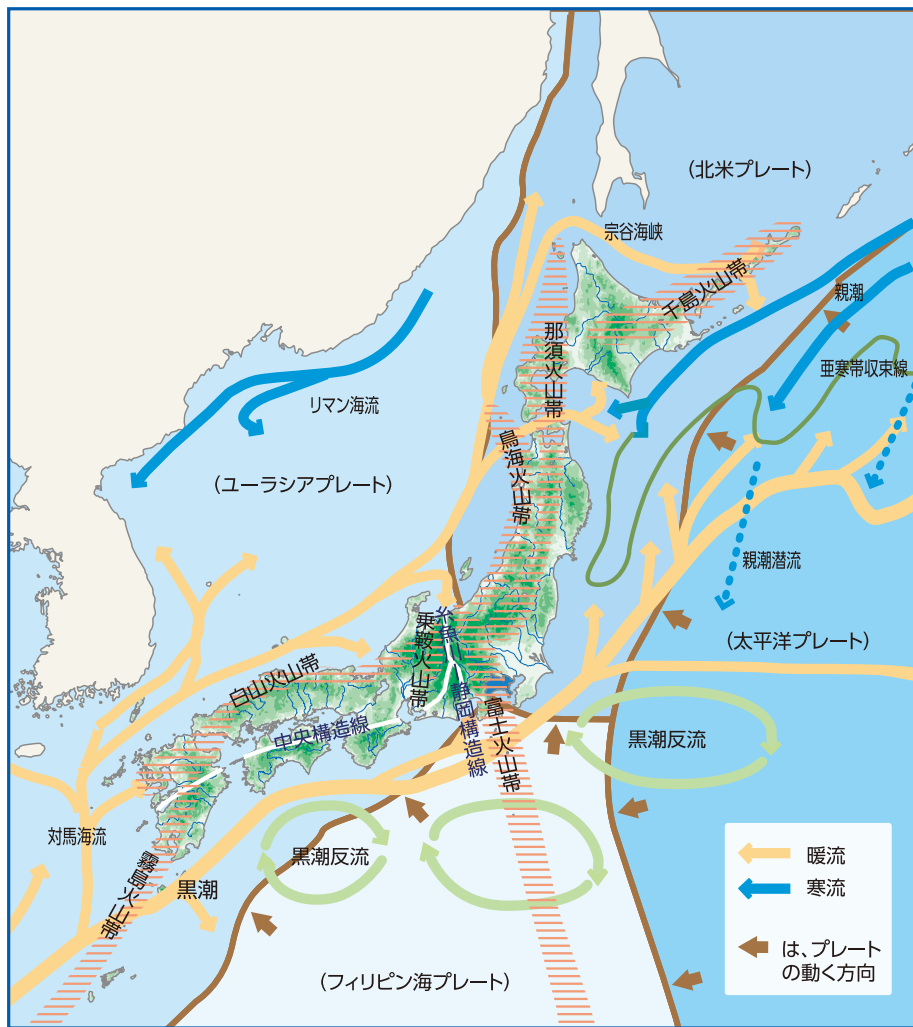
羽田空港 HP より

日本の地勢と海流

日本は国土の約73%を山地が占め、また、いくつもの火山帯が走る島国であり、四方を海に囲まれています。太平洋側に流れる親潮(寒流)と黒潮(暖流)は、亜寒帯収束線でぶつかり、潮目となっています。また、神奈川県はユーラシアプレート*、北米プレート、太平洋プレート、フィリピン海プレートがぶつかりあう境界域にもあたります。

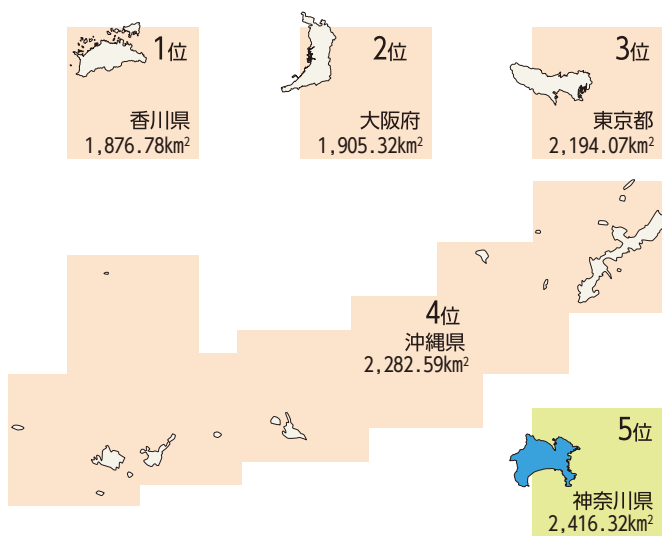
*プレート…プレートとは地球上の全表面にすき間無く敷き詰められている厚さ数十kmほどの岩盤を指します。プレートは、各々異なる方向に、年間数cm程度の早さで相対的に移動しており、それぞれのプレート境界では、プレートが離れ合ったり、近づき合ったりしています。近づき合うプレートの境界では、プレート同士が押し合ってヒマラヤのような巨大な山脈を形成するか、あるいは一方のプレートが他方のプレートの下に沈み込みます。この沈み込むところに沿って、海溝などの巨大な溝状の地形が形成されます。

参考・引用文献：
「日本の地震活動」平成9年10月
財団法人地震予知総合研究振興会地震調査研究センター



図説かながわのまち解体新書 1999年(神奈川県都市政策課)、改訂地学図解(第一学習社)より

面積が小さい都道府県

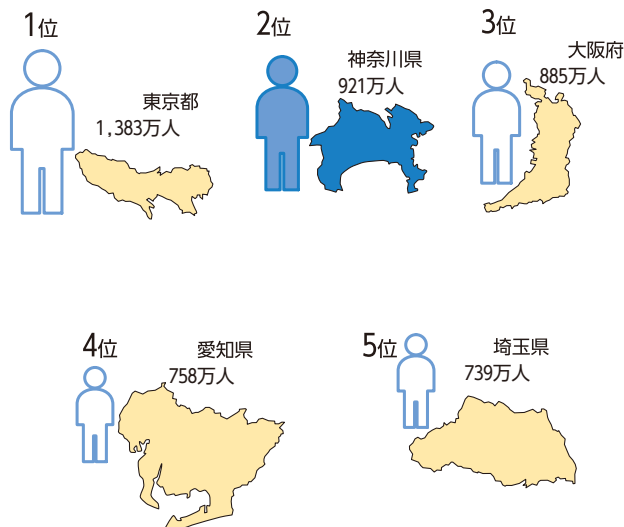


*境界未定のある都県については、参考値を使用しています。

全国都道府県市区町村別面積調(国土地理院)より

人口の多い都道府県

2020(令和2)年1月1日



令和2年1月1日住民基本台帳人口・世帯数(総務省政府統計の総合窓口)より

02 地形と水系

神奈川県は、地形からみると大きく三つの地域に分けることができます。まず、県内で1番高い蛭ヶ岳をはじめ標高1,500m前後の山々が連なる丹沢山地や三重式火山で知られる箱根火山が特徴の西部山岳地域、次に多摩丘陵と三浦半島からなる東部丘陵地域、そして相模川を中心に両岸に広がる平坦な段丘と低地からなる中央地域です。地層をみると、県の西部と東部ではできた時代や構造に違いがあり、県西部は約7000万～3000万年前に堆積した小仏層群や相模湖層群が、陣馬山、相模湖、津久井湖にかけて露出しています。一方、県東部には三浦半島の中央に約1500万年前に堆積した葉山層群が分布しており、その一部を、保水性の高い関東ローム層が覆っています。

河川沿いには沖積層が形成されており、現在の地形は、数千万年にわたる様々な変遷を経て造り出されました。

水系をみると、東京都との県境には多摩川、県の中央部には相模川、西部には酒匂川が流れ、その周りには広い平野ができています。中でも相模川、酒匂川は重要な水源として、水道用水、工業用水、発電用水、農業用水など、地域の生活、産業、経済を支えるために利用されています。

また、豊かな水資源の一つである湧水は、生活用水として使われる以外にも観光の名所となったり、公園としても親しまれています。さらに、箱根や湯河原などでは温泉が出ることでも有名です。

神奈川県の地形

■主な山(海からの高さ)

	標高
蛭ヶ岳	1,673m
大室山	1,587m
丹沢山	1,567m
塔ヶ岳	1,491m
神山	1,438m
菰釣山	1,379m
大山	1,252m

日本の山岳標高一覧
— 1003山— 国土地理院



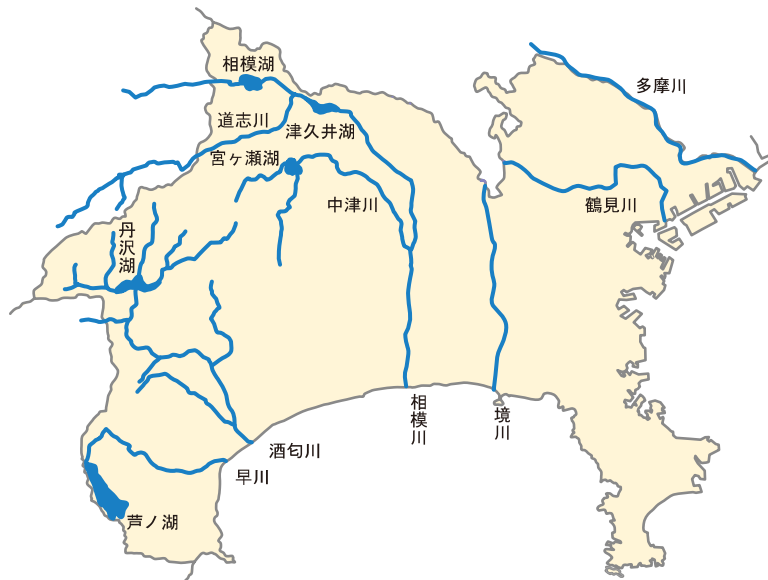
神奈川県の水系

■主な川

	県内を流れる長さ
相模川	55.6km
境川	52.1km
中津川	32.8km
鶴見川	32.0km
多摩川	28.4km
酒匂川	27.2km
道志川	21.7km

■主な湖

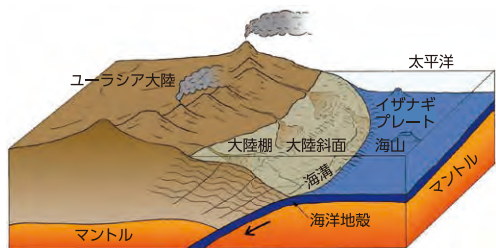
	面積
芦ノ湖	6.9km ²
宮ヶ瀬湖	4.6km ²
相模湖	3.3km ²
津久井湖	2.5km ²
丹沢湖	2.2km ²



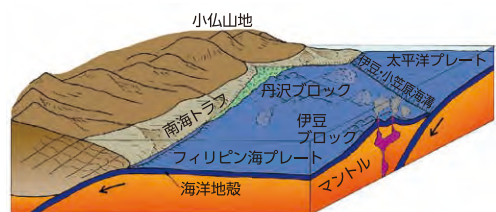
令和元年版「わたしたちの神奈川県」(神奈川県 総合政策課)より

令和元年版「わたしたちの神奈川県」(神奈川県 総合政策課)より

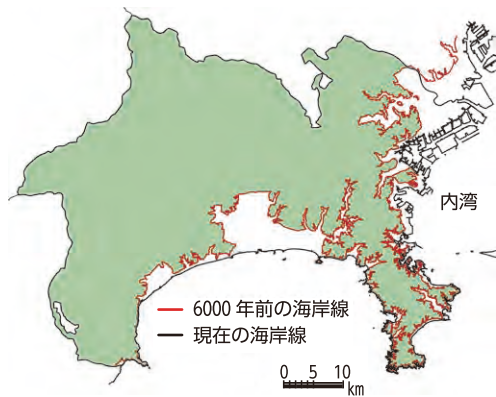
神奈川の大地の成り立ち



神奈川県内で最も古い地層（1億年～3,000万年前）は、相模湖や津久井湖の付近にある小仏山地をつくる地層です。このころ、日本海はまだなく、日本はユーラシア大陸の縁に位置していました。この地層は、大陸から流されてきた砂や泥、礫が大陸棚や大陸斜面に堆積し、さらに海底地すべりによって海溝に堆積してできたものです。



2,000万年前頃から大陸の一部が分裂をはじめ、日本海が拡大しました。伊豆・小笠原弧では1,700万～1,100万年頃に活発な海底火山活動が続き、丹沢が南の海の火山島として誕生しました。丹沢はプレートに乗って北へ移動して、500万年前には本州へ衝突し、後に続いて北上・衝突してきた伊豆に押されて隆起し、丹沢山地となりました。



100万年前頃から、氷期と間氷期の繰り返しによる海面の上下変動が起こって、神奈川の大地も陸地になったり海に沈んだりしました。また、湯河原火山、箱根火山などの火山が活発に活動し、神奈川県の大地は火山灰層で覆われました。6,000年前は現在よりも暖かく、海面は現在に比べて2～3m上がり、広い内湾が形成されました。その後、海面の低下と地盤の隆起活動によって内湾が陸化し、平野や低地が形成されて現在の海岸線となりました。

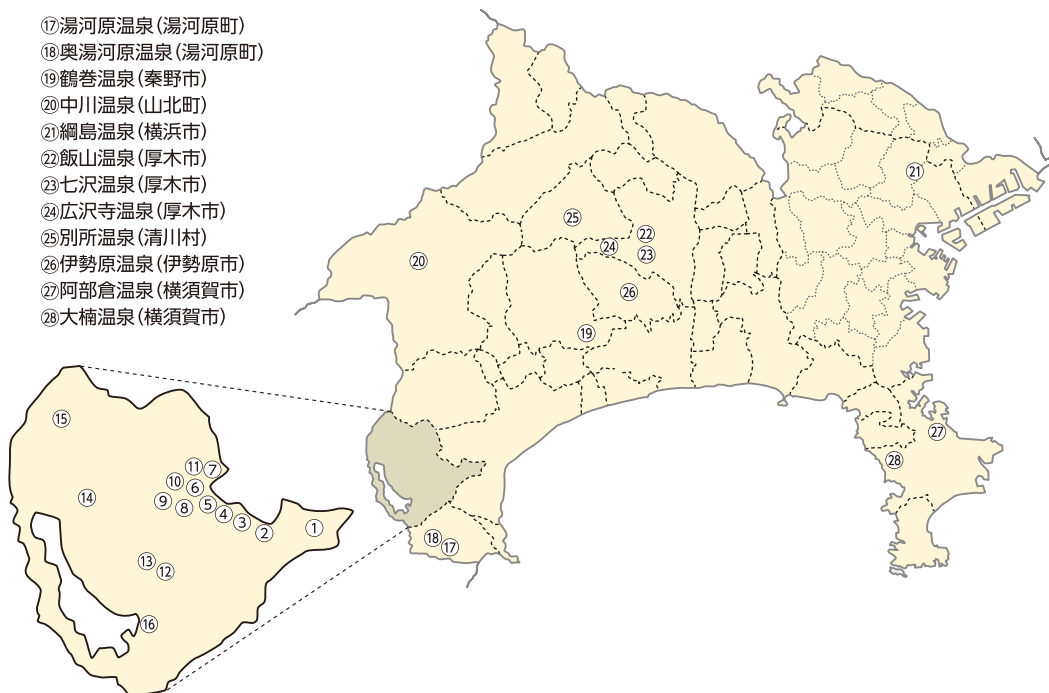
神奈川の自然図鑑 1 岩石・鉱物・地層（神奈川県立生命の星・地球博物館）、企画展ワークテキスト「+2℃の世界～縄文時代に見る地球温暖化～」（神奈川県立生命の星・地球博物館）より

温泉

●温泉

- ① 湯本温泉 (箱根町)
- ② 塔ノ沢温泉 (箱根町)
- ③ 大平台温泉 (箱根町)
- ④ 堂ヶ島温泉 (箱根町)
- ⑤ 宮ノ下温泉 (箱根町)
- ⑥ 底倉温泉 (箱根町)
- ⑦ 木質温泉 (箱根町)
- ⑧ 小涌谷温泉 (箱根町)
- ⑨ 二ノ平温泉 (箱根町)
- ⑩ 強羅温泉 (箱根町)
- ⑪ 宮城野温泉 (箱根町)
- ⑫ 芦之湯温泉 (箱根町)
- ⑬ 湯ノ花沢温泉 (箱根町)
- ⑭ 姥子温泉 (箱根町)
- ⑮ 仙石原温泉 (箱根町)
- ⑯ 芦ノ湖温泉 (箱根町)

- ⑰ 湯河原温泉 (湯河原町)
- ⑱ 奥湯河原温泉 (湯河原町)
- ⑲ 鶴巻温泉 (秦野市)
- ⑳ 中川温泉 (山北町)
- ㉑ 綱島温泉 (横浜市)
- ㉒ 飯山温泉 (厚木市)
- ㉓ 七沢温泉 (厚木市)
- ㉔ 広沢寺温泉 (厚木市)
- ㉕ 別所温泉 (清川村)
- ㉖ 伊勢原温泉 (伊勢原市)
- ㉗ 阿部倉温泉 (横須賀市)
- ㉘ 大楠温泉 (横須賀市)



温泉地学研究所 HP より

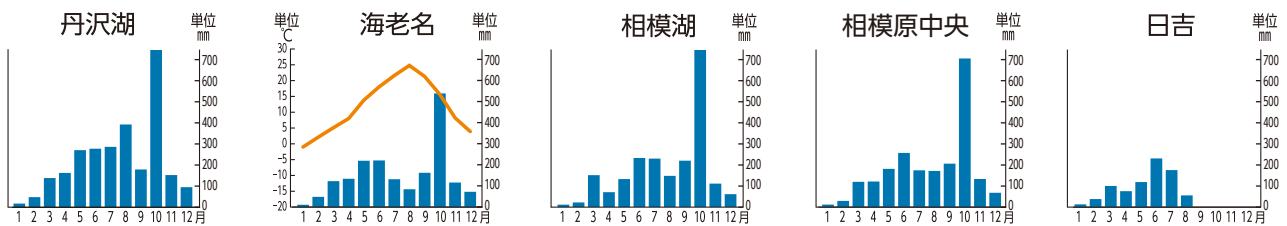
03 温暖な気候

神奈川県は丹沢や箱根の山々が北西の風を防ぎ、また太平洋に面して、黒潮の影響を受けているため、全県を通じて温暖で雨量の多い気候となっています。冬は晴天乾燥、夏は高温多湿の日が多い太平洋側気候で、2019（平成 31・令和元）年の年平均

気温は 16.9℃、最高気温は 35.6℃、最低気温は -0.2℃でした（横浜地方气象台）。また、同年の年降水量は 1,937.0mm（横浜地方气象台）で、降水量の分布では、西部地域が高く、箱根では横浜の約 2.4 倍になっています。

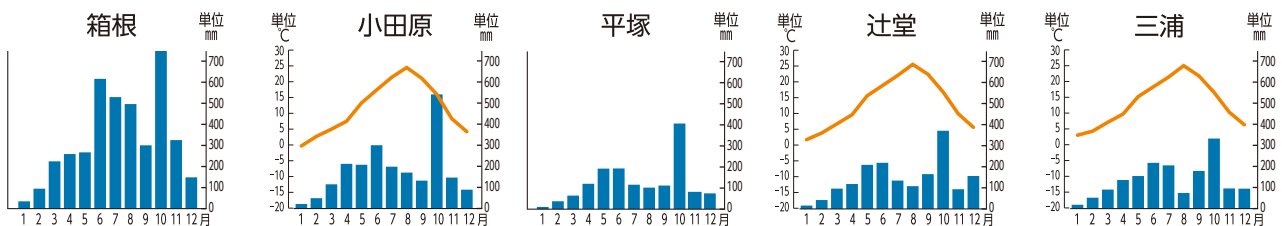
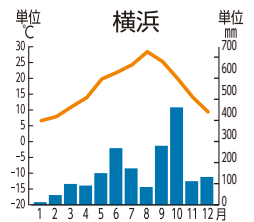
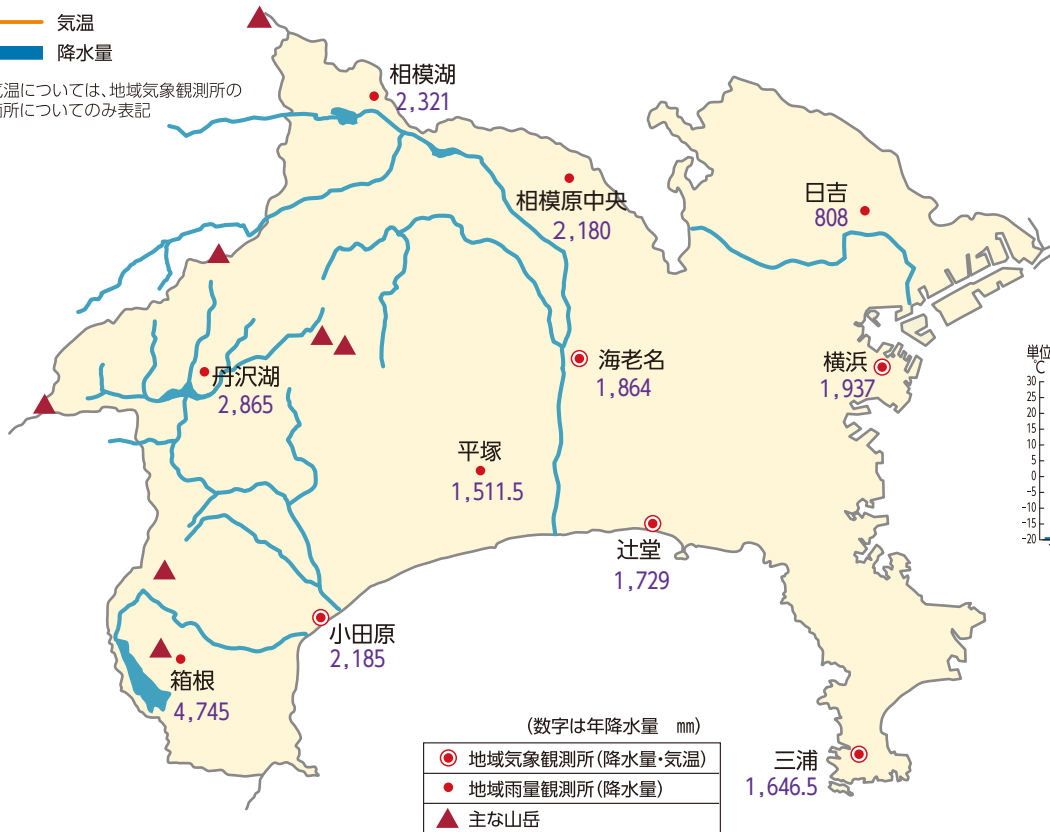
各地の平均気温と降水量

2019(平成31・令和元)年1月～12月現在



— 気温
— 降水量

*気温については、地域気象観測所の箇所についてののみ表記



各地の平均気温と降水量（気象庁統計資料）より

04 かながわの歩み

神奈川には原始（先土器時代）から相模原台地を中心に人々が住み始め、源頼朝が鎌倉に幕府を開いた鎌倉時代には、日本の中心地となりました。この時に鎌倉では鶴岡八幡宮を中心に若宮大路などの道が整えられ、多くの寺社も建てられました。江戸時代には、東海道などの現在の交通網の骨格となる道なども生まれ、街道の拠点となる宿場町は、物資の輸送や旅人同士の交流の拠点となりました。東海道には、県内では九つの宿場が設けられ、また藤沢遊行寺や江の島など、その沿道にある信仰の地や行楽の場への往来でにぎわいました。

幕末には、横浜は「開港場」となり、関内地区に

整然と外国人居留地が置かれ、公園や並木道（現日本大通り）が整備されました。これが、西洋の近代的都市計画の考え方を導入した日本の近代都市計画の始まりでした。こうしたことからいろいろなものが輸入され、このうち、アイスクリームやビール、テニス、鉄橋、鉄道などは横浜が発祥の地となっています。現在のみなとみらい地区（横浜市）の日本丸メモリアルパークから新港地区へ向かう遊歩道（汽車道）は、かつて物資輸送に使われた臨港鉄道の遺構を保存・活用したものです。その後、震災や戦災という、2度にわたる壊滅的な打撃を受けましたが、これを復興のエネルギーに変え、都市づくりは進みました。

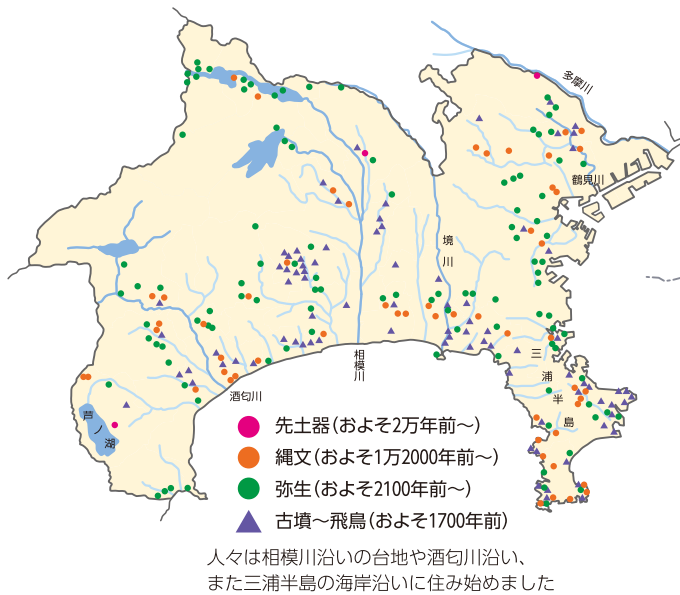
神奈川県歴史

時代	年代	主な出来事
原始	3万年前	相模野台地に人々が住み始める
	2万年前	県内の各地に人々が住み始める
古代	645 大化 1	☆大化の改新
	716 霊亀 2	相模の国ができる
	794 延暦 13	☆京都に都がおかれる（平安京）
鎌倉・江戸	1192 建久 3	☆源頼朝が征夷大将軍になる
		☆源頼朝が鎌倉に幕府をひらく
	1264 文永 1	鎌倉の大仏完成
	1333 元弘 3	☆鎌倉幕府が滅びる
	1338 暦応 1	☆足利尊氏が京都に幕府をひらく（室町幕府）
	1467 応仁 1	☆応仁の乱
	1495 明応 4	北条早雲、大森氏の小田原城をうぼう
	1543 天文 12	☆鉄砲が伝わる
	1590 天正 18	豊臣秀吉、小田原城を攻め北条氏がほろぶ
	1600 慶長 5	☆関ヶ原の戦い
	1603 慶長 8	☆徳川家康が江戸に幕府をひらく（江戸幕府）
	1619 元和 5	箱根に関所が設けられる
	1667 寛文 7	横浜に吉田新田が完成
	1853 嘉永 6	☆ペリーが浦賀に来航
	1854 安政 1	☆日米和親条約（神奈川条約）が結ばれる
1858 安政 5	☆日米修好通商条約が結ばれる	
1859 安政 6	☆神奈川の港が開かれる	
1867 慶応 3	☆大政奉還	
明治	1868 明治 1	☆明治維新 江戸が東京になる
	1869 明治 2	横浜の埋立がさかんに行われる（1869～1875）
	1871 明治 4	廃藩置県により、小田原、荻野山中、韮山、六浦、神奈川の5県が設置される
	1872 明治 5	☆新橋・横浜間に鉄道が開通
	1876 明治 9	今の神奈川県ができる
	1889 明治 22	☆大日本帝国憲法発布 東海道線、横須賀線が開通 横浜が市になる
	1894 明治 27	☆日清戦争がはじまる
	1902 明治 35	江ノ島電気鉄道が開通
	1904 明治 37	☆日露戦争がはじまる
	1908 明治 41	横浜鉄道（現横浜線）が開通

☆印は社会の大きなできごと、無印は神奈川県内のできごと・主な鉄道の開通

時代	年代	主な出来事
大正	1913 大正 2	浅野総一郎などが川崎の海岸の埋立をはじめ
	1914 大正 3	☆第一次世界大戦が始まる（～1918）
	1921 大正 10	相模鉄道が開通
	1923 大正 12	☆関東大震災
	1925 大正 14	☆普通選挙法ができる
	1926 大正 15	東京横浜電鉄（現東横線）が開通
昭和	1927 昭和 2	南武鉄道（現南武線）、小田原急行鉄道（現小田急線）が開通
	1941 昭和 16	☆太平洋戦争がはじまる
	1945 昭和 20	横浜が空襲を受ける ☆第二次世界大戦が終わる
	1946 昭和 21	☆日本国憲法が公布される
	1956 昭和 31	☆国際連合に加入
	1964 昭和 39	☆東京オリンピックが開かれる 東海道線新幹線が開通 東名高速道路が全線開通
	1969 昭和 44	
	平成	1989 平成 1
1990 平成 2		サーフ'90が開催される
1998 平成 10		かながわ・ゆめ国体が開催される
2004 平成 16		みなとみらい線が開通
2010 平成 22		相模原市が政令指定都市になる ☆東日本大震災
2012 平成 24		「かながわブランドデザイン」策定 神奈川東部方面線（相鉄・東急直通線）着工
2013 平成 25		横浜新都市交通、横浜シーサイドラインと改称
2014 平成 26		リニア中央新幹線 品川駅、名古屋駅にて準備工事着手
2016 平成 28		南武支線「小田栄」駅開業
2018 平成 30		小田急電鉄小田原線 代々木上原～登戸間複々線全面使用開始
2019 平成 31	金沢シーサイドライン 金沢八景暫定駅～金沢八景間単線開業	
令和	2020 令和 2	東京急行電鉄が東急電鉄に名称変更 神奈川東部方面線（相鉄・JR直通線）開業

人の暮らし、まちのはじまり



神奈川県史(神奈川県)、図説かながわのまち解体新書 1999年(神奈川県 都市政策課)他より

近世交通図



神奈川の東海道(上)(神奈川県東海道ルネッサンス推進協議会)より

鎌倉のまちとみち

源頼朝が鎌倉に入るとまずとりかかったのが道路の整備です。都市を構成するうえで重要な要素となる道路ですが、鎌倉時代の道路整備は、防備とともに物資と人の流入のために行われました。鎌倉への出入口は、山を削り通って作られた「切り通し」であり、極楽寺坂、大仏、化粧坂、亀谷坂、巨福呂坂、朝比奈、名越の七つが整備され、「七切り通し」または「七口」と呼ばれています。切り通し付近には、外側左右の山腹を垂直に削って登りにくくした切り岸や、山腹をひな壇状に削って陣地とした平地が現在も残っています。三方の山並を城壁とする城塞都市・鎌倉の特徴といえます。

鎌倉道

鎌倉幕府開府以後、各地から鎌倉に向かった中世古道を総称して鎌倉街道といいます。上ノ道(西の道)、中ノ道、下ノ道(東の道)の三街道、また六浦路、三浦道などがあり、これらは鎌倉を中心に放射線状に広がっていました。

- 上ノ道…信濃、上野方面から武蔵府中を経て境川沿いに南下して化粧坂に至ります。頼朝による鎌倉建設の道であるとともに、新田義貞によって攻められた鎌倉陥落の道でもあります。武相武士がもっとも多く往来した道です。
- 中ノ道…武蔵府中の是政渡しから下流の二子渡しにかけての渡河点で多摩川を渡り、多摩丘陵を越えて鶴ヶ峰に集まり二俣川を経て下ノ道に合流します。現在も世田谷の代田、若林、弦巻、用賀に鎌倉道という伝承が残っています。
- 下ノ道…江戸方面から東京湾岸の台地上を進み、鶴見、保土谷、弘明寺を経て亀谷坂または巨福呂坂に達します。室町時代には往返が多くなりました。
- 六浦路…房総方面から東京湾を渡り、金沢から朝比奈切り通しを越えます。交通上の重要な港、製塩の地、戦路上の用地、土民慰安の地として重要な地理的条件を備えていました。
- 三浦道…三浦方面から名越坂または小坪坂に向かいます。

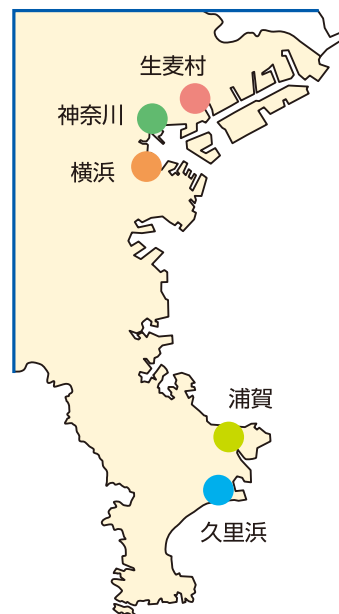
かながわの古道(神奈川合同出版)、神奈川県史(神奈川県)より

大山道(近世の道)

関東一円から相模国・大山阿夫利神社(現:伊勢原市)へ向かう参道です(江戸時代)。かつて大山信仰が隆盛を極めていた頃は、関東の道はすべて大山に通じると言われ、東北・東海地方へと広がっていました。これらの道は、信仰の道であるとともに地域の生活道でもあり、その道筋は時代により変わっていきました。大山道には大山講などに献納された石灯ろうや不動尊蔵が建てられており、台座などに刻まれた道しるべが人々を導いています。現在では国道246号等に引き継がれ、主要幹線道路として重要な役割を果たしています。



開港の歴史



- 1837(天保6年) 米船モリソン号浦賀沖に到着
- 1853(嘉永6年) ペリー、浦賀に来航
- 1853(嘉永6年) ペリーが久里浜に上陸し、米大統領フィルモアの親書を渡す。
- 1854(嘉永7年) ペリー再来航。横浜に上陸
- 1854(安政元年) 日米和親条約
- 1858(安政5年) 日米修好通商条約
- 1859(安政6年) 日米修好条約により横浜港開港
- 1862(文久2年) 外国商人リチャードソンら、島津久光の家臣等に殺傷される(生麦事件)。

図説かながわのまち解体新書 1999年(神奈川県 都市政策課)より

05 都市形成史

1 鉄道の発達と都市形成

近代の市街地の形成に、民間の宅地開発は大きな役割を果たしてきました。大正末期、私鉄による鉄道の敷設が盛んになり、横浜の郊外には、住宅地が拡大していきました。これは、鉄道資本が鉄道路線の開業と沿線の開発をセットで進めたことによるもので、今日の神奈川県各市街地イメージの代表である鉄道沿線の丘陵部の良好な市街地の原点は、この時にできあがりました。

たとえば東急電鉄は日吉台・綱島・菊名・白楽などに住宅地を造成し、昼間の利用者を増やすために、沿線に大学やレクリエーション施設を誘致したり、小田急電鉄は現在の中央林間・南林間に野球場、テニスコートなどを整備しました。また、箱根・湯河原の一带は観光地・温泉地として発展しました。葉山から大磯にかけての湘南海岸一帯は明治期より別荘地や海水浴場として注目され、東海道線や湘南海岸公園道路（現国道134号）の開通によって、ますます開発が進みました。

鉄道網の形成過程



— 国鉄
— 私鉄
— 地下鉄

1889(明治22年)

明治5年に東海道線新橋～横浜間が開通



1905(明治38年)

京浜電気鉄道の川崎～神奈川間の開通により、東京～横浜間が全線開通



1917(大正6年)

明治41年に東神奈川～八王子を結ぶ横浜線が開通



1926(大正15年)

大正10年に相模鉄道が開通

1935(昭和10年)

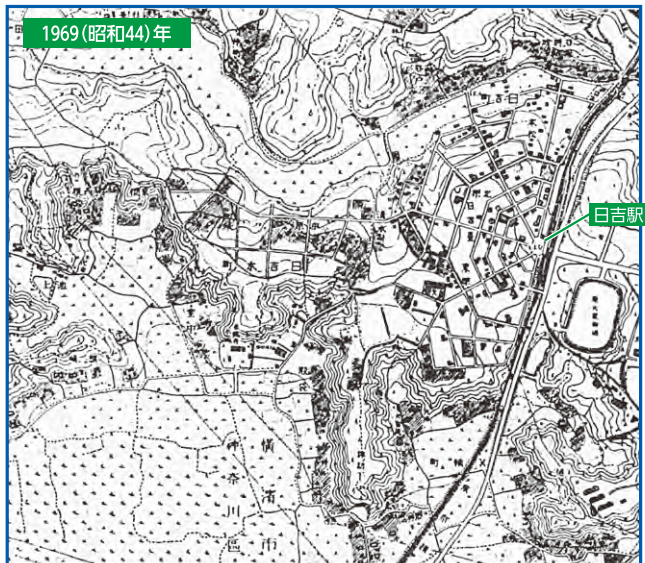
昭和2年に小田急線・南武線が開通。昭和5年に湘南電気鉄道が開通



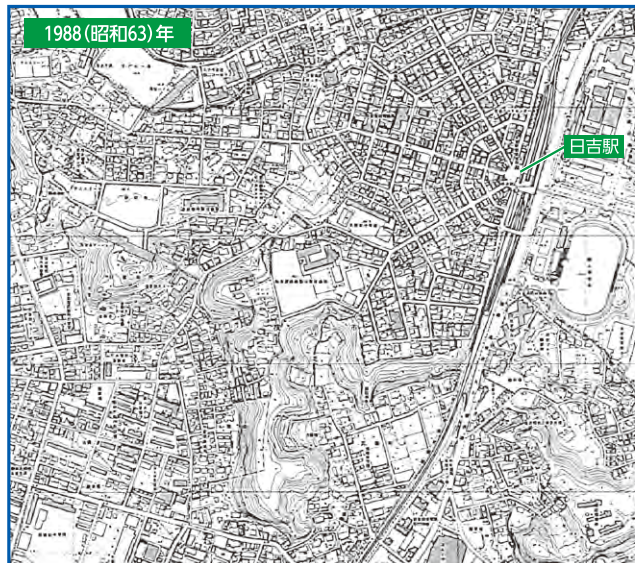
小田急五十年史（小田急電鉄株式会社）より

民間宅地開発

日吉台



分譲地は丘陵部にあり、道路が放射線状に整備されていることがわかります。



分譲地周辺の市街地は街路形状が不整形になっています。

神奈川県都市政策史料 第1、2集（神奈川県 都市政策課）より

中央林間・南林間



この地区の計画の特徴は、①駅前広場を設けている ②駅周辺は商業地区とし、区画も小さい ③駅を中心に斜めの道路を配置している ④住区を構成する考え方は存在しない ⑤公共施設用地としては、中央林間では中央公園が予定され、一種のシビックセンターとしている（公園は実現しない） ⑥敷地割は中央林間1街区1,440坪から2,400坪であることです。



ミニ開発が進み斜めの道路は分がりにくくなりました。

神奈川県都市政策史料 第1、2集（神奈川県 都市政策課）より

2 震災・戦災からの復興

1923(大正12)年9月1日、震度6、マグニチュード7.9の大地震が関東地方を襲いました。その被害は、東京府(現在の東京都)や神奈川県を中心に1府8県に及び、死者行方不明者14万人余、家屋の全壊と半壊が各13万戸弱、全半焼が45万戸弱という大きなものでした。

県内では、全世帯の86%にあたる23万7,338世帯が被災し、横浜に次いで小田原、横須賀、鎌倉、平塚などで大きな被害を受けました。一方で、この震災以後の復興事業によって街路が新設・拡幅されるなど横浜の市街地は一新されました。

昭和に入り、相模原台地上の畑地であった県央地

区に軍事施設・軍需工場が集積し始めました。横須賀、相模原、大和では、「新興工業都市」としての大規模な県営区画整理が実施されましたが、これは日本初のニュータウン建設計画でした。

1941(昭和16)年12月8日に始まった太平洋戦争で、日本の主要都市は破壊され、大きな被害を受けました。1946(昭和21)年に制定された特別都市計画法により、横浜、川崎、平塚、小田原の各市が「戦災都市」の指定を受け、戦災復興事業として土地区画整理事業などが進められました。このように、震災・戦災の復興から都市の骨格が生まれてきました。

写真で見る関東大震災、被災状況



山津波の被害を受けた大山町(伊勢原市)



建物19棟が全壊した富士瓦斯紡績川崎工場(川崎市)



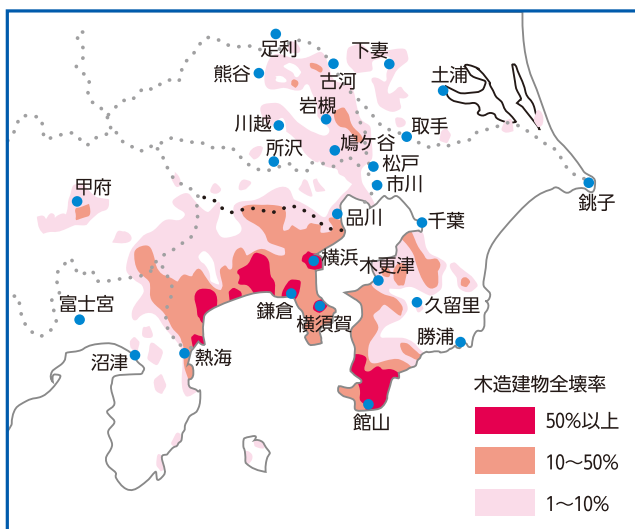
倒壊した遊行寺(藤沢市)



箱根宮ノ下富士屋ホテル前炊き出し(箱根町)

写真提供：神奈川県立歴史博物館

関東大震災による木造家屋全壊率



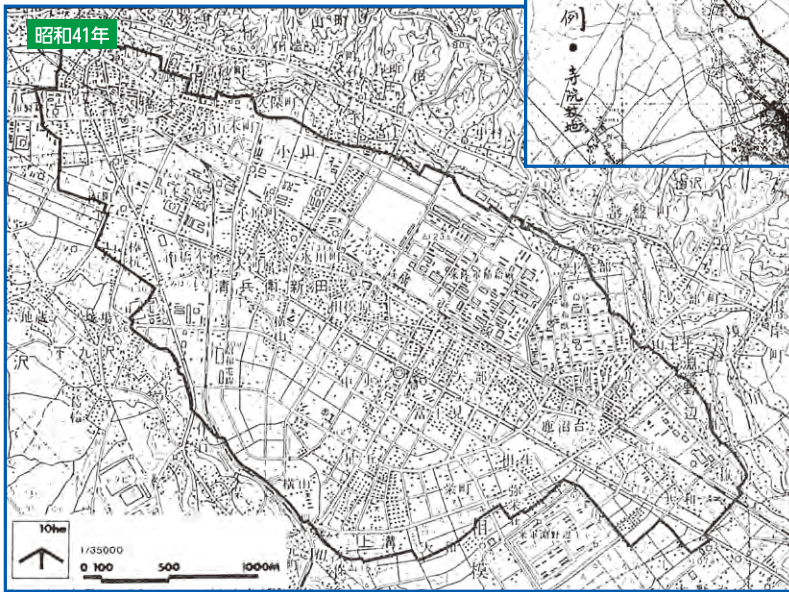
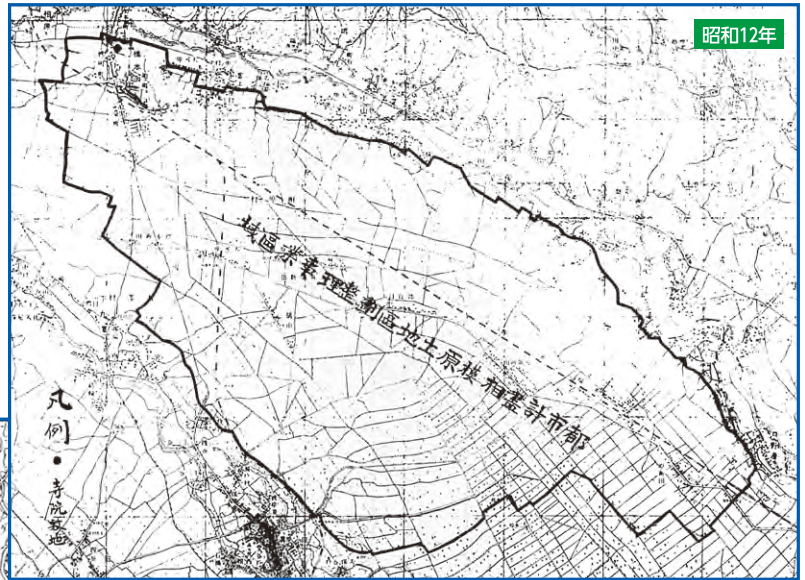
日本の地震活動(財団法人地震予知総合研究振興会地震調査研究センター)より

川崎町火災跡地の区画整理



図説アーバン神奈川1988年(神奈川県都市政策課)より

相模原軍都区画整理事業

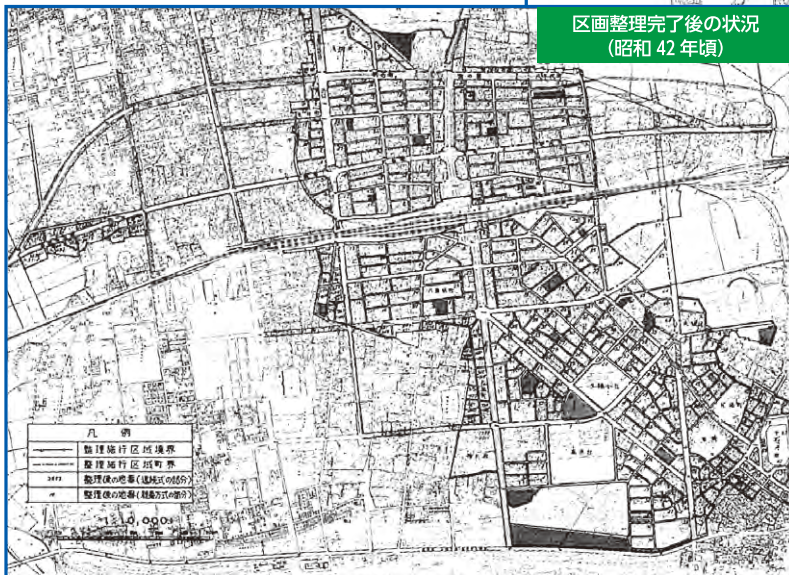


軍需産業が急速に成長し、郊外地・農村部に大規模工場が進出した結果、国庫補助を受けて「新興工業都市」としての土地区画整理事業が実施されました。

駅前を中心に街区が整備されています。

図説かながわの県土 1984年(神奈川県 都市政策課)より

平塚の戦災復興事業



雑然とした市街地が広がっていました。

まちの東西を走る国道、そして駅を起点に整然と街区がはりめぐらされています。

図説アーバン神奈川 1984年(神奈川県 都市政策課)より

③ 高度経済成長による人口集中とその後

東京湾臨海部の埋立は、県内では大正期に始まり、以後、京浜工業地帯として神奈川県の大きな役割を果たしてきました。しかし、高度経済成長期には大気汚染などによる公害問題も生じ、国や県、市でも公害対策に取り組みました。

また、この時期、急激に増加する人口に対応するため、県住宅供給公社や住宅公団によって住宅団地が次々と建設され、民間事業者による宅地開発も進みました。風致景観をおびやかす山林の開発をきっかけに古都保存法*1 も誕生しました。1957（昭和32）年には藤沢市がマスタープラン（藤沢総合都市計画）を策定。市主導で区画整理を開始し、北部工

業開発や湘南ライフタウンなどの宅地開発が実施されました。

急激な人口増加と住宅立地の弊害から、宅地開発指導要綱*2 の必要性や、アメニティ（快適環境）空間の重要性が求められるようになり、近年の宅地開発では、緑地率を高めたり、建築協定や地区計画により植栽や壁面後退の規定を設けるなど、質の高い開発事例も増えてきています。

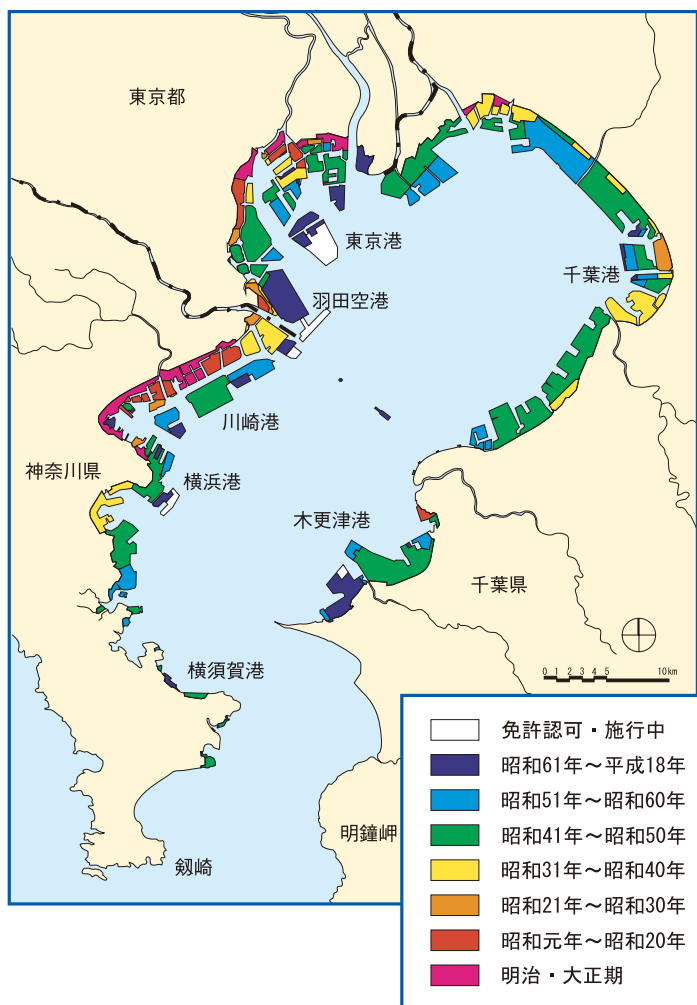
*1 古都保存法…鎌倉市には山林を切り開く宅地開発が集中し、鶴岡八幡宮の裏山一体「御谷」は、住民・市民の必死の働きかけにより開発をまぬがれ、1966（昭和41）年に古都保存法が策定されるきっかけとなりました。

*2 宅地開発指導要綱…宅地開発やマンション建設を行う業者などに対して、公園や学校などの公共施設を整備すること等を定めた市町村の要綱。

京浜工業地帯埋立事業の歴史

1913（大正2）年から六郷川と鶴見川下流域の海岸578haが民間会社によって埋立てられました。ここが、県内で最も歴史の古い京浜工業地帯です。京浜運河開設とともに、この造成は大正から昭和の初期にかけて急速に進められました。1932（昭和7）年には、神奈川県が独自に鶴見川の改修とその周辺の埋立事業を起し約13万6,000坪を造成。横浜市も1928（昭和3）年に生麦の海岸の埋立を計画、1936（昭和11）年には61万9,000坪を造成しました。官民の協力による完成でした。

東京湾の埋立の推移



首都圏白書 平成19年度（国土交通省）より

高度経済成長をめぐる主な出来事

1950（昭和25）年	港湾法 朝鮮特需景気
1951（昭和26）年	県、事業所公害防止条例
1956（昭和31）年	首都圏整備法 神武景気（昭和30年～32年頃） なべ底不況（昭和32年～33年頃）
1958（昭和33）年	工場排水等規制法
1959（昭和34）年	工業等制限法 岩戸景気（昭和33年～36年頃）
1960（昭和35）年	川崎市、公害防止条例
1961（昭和36）年	国民所得倍増計画が決定
1962（昭和37）年	災害対策基本法 全国総合開発計画
1964（昭和39）年	県、公害防止条例 東京オリンピック いざなぎ景気（昭和40年～45年頃）
1967（昭和42）年	公害対策基本法
1968（昭和43）年	大気汚染防止法・騒音規制法
1970（昭和45）年	川崎で光化学スモッグ発生
1971（昭和46）年	ニクソン・ショック
1972（昭和47）年	工業再配置促進法 川崎市市区制施行
1973（昭和48）年	第一次石油ショック
1974（昭和49）年	工場立地法改正
1977（昭和52）年	川崎市、環境影響評価に関する条例 県、石油コンビナート等防災計画
1979（昭和54）年	第二次石油ショック

赤字は、臨海工業地帯に関連する法律をさします。

図説かながわのまち解体新書 2006年（神奈川県 都市計画課）より

高度経済成長期の開発

■ 藤沢市のマスタープラン(総合都市計画) 1957(昭和32)年



広報ふじさわに
掲載された計画



北部工業開発

図説アーバン神奈川 1988年(神奈川県 都市政策課)より

■ 西鎌倉・片瀬山開発(鎌倉市・藤沢市) 1970(昭和45)年



宅地開発の進んだ鎌倉一帯の丘陵。古都の風致景観保存問題が発生しました。

図説アーバン神奈川 1988年(神奈川県 都市政策課)より

■ 汐見台団地(横浜市) 1971(昭和46)年



県住宅供給公社により造成された大規模団地。72.7ha

図説アーバン神奈川 1988年(神奈川県 都市政策課)より

近年の開発 (都市再生緊急整備地域における主な事例)

■ 横浜都心・臨海地域(横浜市)



商業・業務・文化芸術・居住の機能を備えた国際色豊かなまちづくりが行われています。

一般社団法人 横浜みなとみらい21 より

■ 相模原橋本駅周辺・相模原駅周辺地域(相模原市)



商業・業務をはじめとした魅力とにぎわいのあるまちづくりが行われています。

相模原市より

06 県政の歴史

神奈川は、1871（明治4）年の廃藩置県の際には小田原・荻野山中・葦山・六浦・神奈川の5県に分かれていましたが、同年11月に神奈川県と足柄県に大別されました。この頃の人口は約10万6千人余りで、戸数は約4万9千戸でした。1876（明治9）年、足柄県の旧相模国全部が神奈川県に編入され、1893（明治26）年に南・北・西多摩の3郡が東京府に移され、現在の神奈川県域となりました。

1888（明治21）年に市制町村制が制定されました。政府のねらいは、各町村を主体的に国を支える単位とすることにより国家行政の負担を地方に分担しようというものでした。1889（明治22）年の横浜に始まり、1947（昭和22）年の地方自治法、1953（昭和28）年の町村合併促進法により市町村の新設や編入合併が次々に行われ、法施行以前の8市7郡35町71村が、1978（昭和53）年11月に19市7郡17町1村となりました。2006（平成18）年3月20日には、津久井町と相模湖町が相模原市と、2007（平成19）年3月11日には、城山町と藤野町が相模原市と合併し、19市6郡13町1村となり今日に至っています。

■シルクロード

国道16号の八王子～横浜間は、「日本のシルクロード」と呼ばれる八王子街道が前身です。背後に絹の産地である群馬や長野を抱える八王子は桑都と呼ばれていました。日本各地から集められた生糸を横浜港に運ぶ要路として利用されていたのが八王子街道です。運ばれた生糸は横浜港からアメリカなどへ輸出されていました。

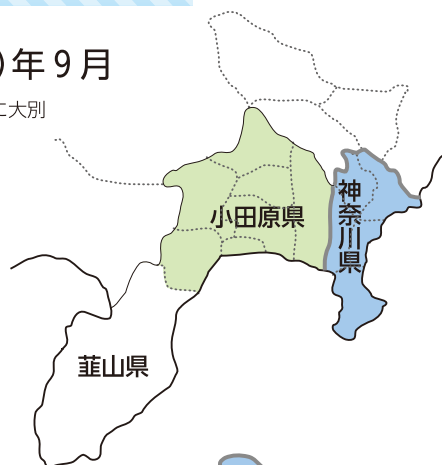


図説かながわのまち解体新書 1999年（神奈川県 都市政策課）より

神奈川県域変遷図

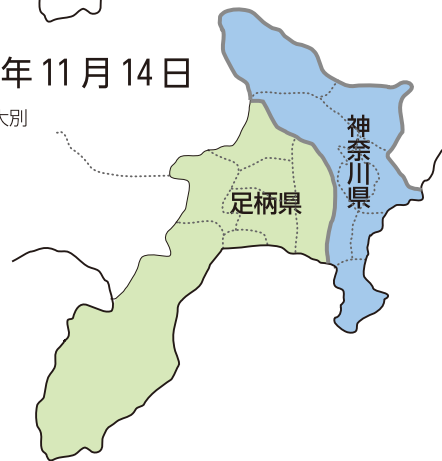
1871（明治4）年9月

小田原県と神奈川県に大別



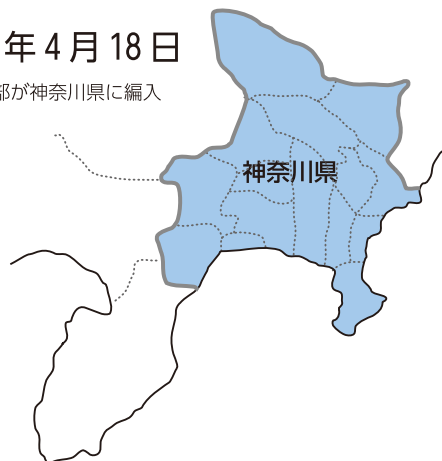
1871（明治4）年11月14日

足柄県と神奈川県に大別



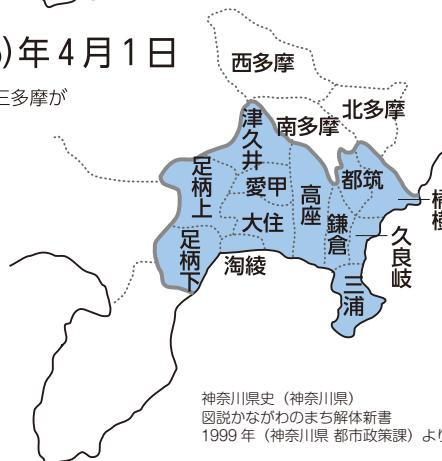
1876（明治9）年4月18日

足柄県の旧相模国全部が神奈川県に編入



1893（明治26）年4月1日

東京の水源地として三多摩が東京に移管。



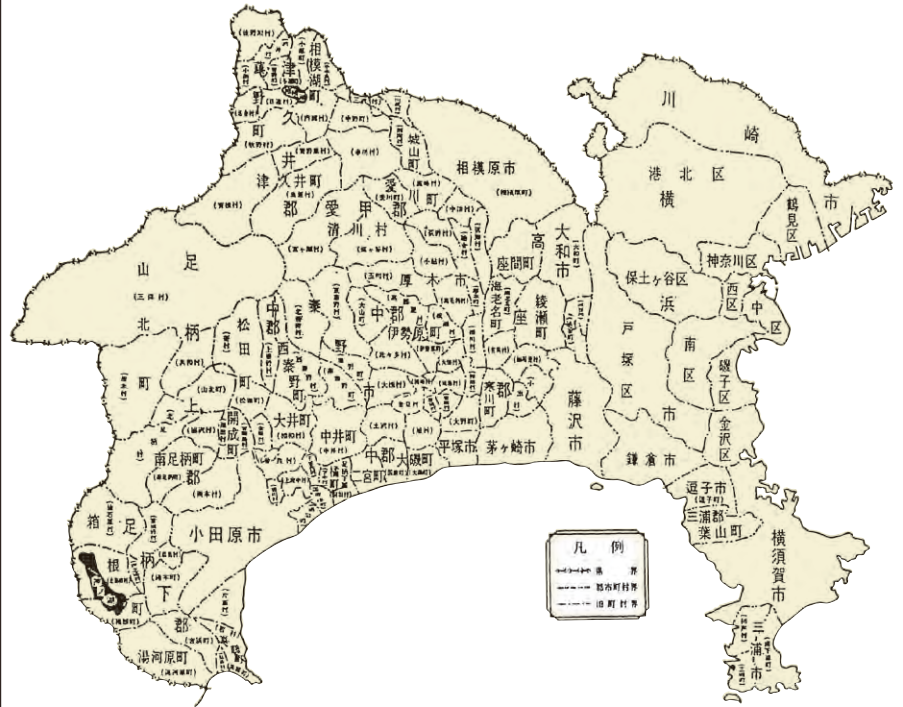
神奈川県史（神奈川県）
図説かながわのまち解体新書
1999年（神奈川県 都市政策課）より

市制施行年

1888年 (明治21)	●市制町村制制定 「明治の大合併」 (明治21年~22年)	政令 指定都市
1889年 (明治22)	横浜市	
1907年 (明治40)	横須賀市	
1924年 (大正13)	川崎市	
1932年 (昭和7)	平塚市	
1939年 (昭和14)	鎌倉市	
1940年 (昭和15)	藤沢市	
	小田原市	
1947年 (昭和22)	●地方自治法施行	
	茅ヶ崎市	
1953年 (昭和28)	●町村合併促進法公布 「昭和の大合併」 (昭和28年~36年)	
1954年 (昭和29)	逗子市	
	相模原市	
1955年 (昭和30)	三浦市	
	厚木市	
	秦野市	
1956年 (昭和31)	横浜市	
1959年 (昭和34)	大和市	
1971年 (昭和46)	伊勢原市	
	座間市	
	海老名市	
1972年 (昭和47)	南足柄市	川崎市
1978年 (昭和53)	綾瀬市	
1999年 (平成11)	●市町村の合併の特例に関する法律公布 「平成の大合併」 (平成11年~22年)	
2010年 (平成22)	相模原市	

市町村合併図

1953(昭和 28)年10月1日から1959(昭和 34)年3月1日まで



神奈川県史(神奈川県)より

現在の市町村区画

2020(令和2)年9月1日まで



- 政令指定都市の要件(横浜・川崎・相模原)
 人口50万人以上で政令で指定する市
- 中核市の要件(横須賀)
 人口30万人以上で政令で定める市
- 特別市の要件(平塚・厚木・大和・小田原・茅ヶ崎)
 人口20万人以上で政令で定める市

市の要件

- ①人口5万人以上(2005(平成17)年3月31日までに合併の場合4万人以上)
- ②中心市街地形成戸数が全戸数の6割以上
- ③商工業その他の都市的業態に従事する者及びその同一世帯に属する者の数が全人口の6割以上
- ④都道府県が条例で定める要件

07 その他

1 都市計画行政の歴史

西 暦	年 号	県の動き	国の動き
1968年	昭和43年		新都市計画法公布(1969(昭和44)年施行)、旧都市計画法廃止[都市計画決定権限を地方公共団体に移譲、区画分制度・開発許可制度の導入、住民参加規定等] 第2次首都圏基本計画策定
1969年	昭和44年		新全国総合開発計画策定 都市再開発法公布
1970年	昭和45年	当初線引き告示	建築基準法改正[集団規定の全面改定(用途地域の細分化、容積率規制、北側隣地斜線制限等)]
1973年	昭和48年	神奈川県新総合計画策定	都市緑地保全法公布(1974(昭和49)年施行)
1974年	昭和49年		国土利用計画法公布 生産緑地法公布 都市計画法、建築基準法改正[開発許可制度の非線引き区域への拡大]
1976年	昭和51年		第3次首都圏基本計画策定 建築基準法改正[日影規制制度]
1977年	昭和52年	第1回線引き見直し告示(横浜市、川崎市ほか11市町)	第三次全国総合開発計画策定
1978年	昭和53年	新神奈川計画(基本構想)策定 神奈川県国土利用計画策定	
1979年	昭和54年	第1回線引き見直し告示(平塚市、小田原市ほか4市町)	
1980年	昭和55年		都市計画法、建築基準法改正[地区計画制度の創設]
1983年	昭和58年	改定新神奈川計画(基本計画)を正式決定	
1984年	昭和59年	第2回線引き見直し告示	
1986年	昭和61年	かながわ都市マスタープラン策定 神奈川の交通マスタープラン策定	第4次首都圏基本計画策定
1987年	昭和62年	第二次新神奈川計画策定	第四次全国総合開発計画策定
1988年	昭和63年		都市再開発法、建築基準法改正[再開発地区計画の創設、集落地区計画等地区計画の拡充]
1989年	平成元年		土地基本法公布 道路法、都市計画法、建築基準法改正[道路内建築制限の緩和、立体道路にともなう地区計画の創設、集落地区計画等地区計画の拡充]
1990年	平成2年	第3回線引き見直し告示(横浜市以外)	都市計画法、建築基準法改正[住宅地高度利用地区、用途別容積型地区計画等の緩和型計画制度の創設]
1991年	平成3年	かながわ都市マスタープラン及び神奈川の交通マスタープラン改定	
1992年	平成4年	第3回線引き見直し告示(横浜市)	都市計画法、建築基準法改正[市町村マスタープランの創設、用途地域の細分化、開発許可基準の見直し]
1994年	平成6年		建築基準法改正[住宅地下室を容積率算定から除外]
1995年	平成7年		地方分権推進法公布(2002(平成14)年失効) 都市計画法、建築基準法改正[街並誘導型地区計画の創設、前面道路による容積率制限の変更、住宅系用途地域の道路斜線緩和]
1997年	平成9年	かながわ都市マスタープラン及びかながわ交通計画改定 かながわ新総合計画21策定 第4回線引き見直し告示	都市計画法、建築基準法改正[高層住居誘導地区の導入、共同住宅の廊下階段部分を容積率算定から除外]
1998年	平成10年		21世紀国土のグランドデザイン策定 「まちづくり三法」公布[中心市街地活性化法、大店立地法(2000(平成12)年施行)、都市計画法改正] 特定非営利活動促進法(NPO法)公布 市町村合併特例法公布 都市計画法、建築基準法改正[特別用途地区の法定類型を廃止し、自治体が類型・規制内容を決定、市街化調整区域における地区計画制度の拡充]
1999年	平成11年		「地方分権一括法」公布(2000(平成12)年施行) 都市計画法、建築基準法改正[地方分権一括法による改正、機関委任事務の廃止] 第5次首都圏整備計画策定
2000年	平成12年		都市計画法改正[都市計画に関するマスタープランの拡充など]
2001年	平成13年	第5回線引き見直し告示(横浜市、川崎市以外)	
2002年	平成14年		都市再生特別措置法公布 都市計画法、建築基準法改正[地区計画制度の再編、特例容積率適用地域の導入、都市計画提案制度の創設]
2003年	平成15年	第5回線引き見直し告示(横浜市、川崎市) かながわ都市マスタープラン・地域別計画策定	美しい国づくり政策大綱公表 地方自治法改正[指定管理者制度創設] 都市計画法、建築基準法改正[特定防災街区整備地区の創設等]
2004年	平成16年	神奈川力構想・プロジェクト51策定	「景観三法」公布(2005(平成17)年全面施行)[景観法、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、都市緑地保全法等の一部を改正する法律] 市町村の合併の特例等に関する法律公布(2005(平成17)年施行)
2005年	平成17年	かながわ都市マスタープラン改訂及びかながわ交通計画追録版作成	地域再生法公布
2006年	平成18年		まちづくり三法改定[中心市街地活性化法、都市計画法改定[準都市計画区域の拡充、開発許可制度の見直し]] 地方分権改革推進法公布(2007(平成19)年施行、2010(平成22)年失効)
2007年	平成19年	神奈川力構想・基本構想及び神奈川力構想・実施計画策定 かながわ都市マスタープラン改定及びかながわ交通計画改定	建築基準法改正[構造計算適合性判定制度、法定審査期間の延長]
2009年	平成21年	第6回線引き見直し告示(横浜市ほか5市町以外)	
2010年	平成22年	第6回線引き見直し告示(横浜市、平塚市、茅ヶ崎市・寒川町、相模原市(旧津久井3町を除く)、伊勢原市) かながわ都市マスタープラン・地域別計画 改定	地域主権戦略大綱の閣議決定
2012年	平成24年	「かながわグランドデザイン 基本構想」及び「かながわグランドデザイン 実施計画」を決定	「かながわグランドデザイン 基本構想」及び「かながわグランドデザイン 実施計画」を決定
2013年	平成25年	かながわ都市マスタープラン(津波対策編) 策定	大規模災害からの復興に関する法律公布 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法公布
2014年	平成26年		空家等対策の推進に関する特別措置法公布 都市再生特別措置法の改正(立地適正化計画制度の創設) 都市計画法・建築基準法の改正(居住調整地域、特定用途誘導地区の創設)
2015年	平成27年		都市農業振興基本法公布
2016年	平成28年	第7回線引き見直し告示(横浜市、川崎市、相模原市以外)	
2017年	平成29年	第7回線引き見直し告示(川崎市、相模原市)	都市緑地法の改正(民間による市民緑地の整備を促す制度の創設等) 都市公園法の改正(民間事業者による公共適元型の収益施設の設置管理制度の創設等) 生産緑地法の改正(面積要件の引き下げ等) 都市計画法、建築基準法の改正(田園居住地域の創設)
2018年	平成30年	第7回線引き見直し告示(横浜市)	
2020年	令和2年		都市計画法・建築基準法の改正(災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、居住誘導区域内における日常生活に必要な施設の用途・容積率制限の緩和等)

かながわの都市計画のあらし 令和2年度
法令データベース(総務省HP)(神奈川県 都市計画課)より

2 都市計画基礎調査について

本書の内容の多くは、「都市計画基礎調査」のデータを基にしています。

この調査は、都市計画分野の「国勢調査」といわれるもので、1968（昭和 43）年の都市計画法の全面改正によって制度化され、都市計画法第 6 条に規定されています。都市の現況や都市化の動向を的確に把握するため、全国の都道府県で、都市計画区域を対象におおむね 5 年ごとに実施されています。土地利用や建物、都市施設の状況を詳細に調査したもので、都市計画の決定をはじめ、まちづくりを進める上での基礎的なデータを提供する重要な調査です。また、都市計画分野に限らず、防災や環境など県民の生活に

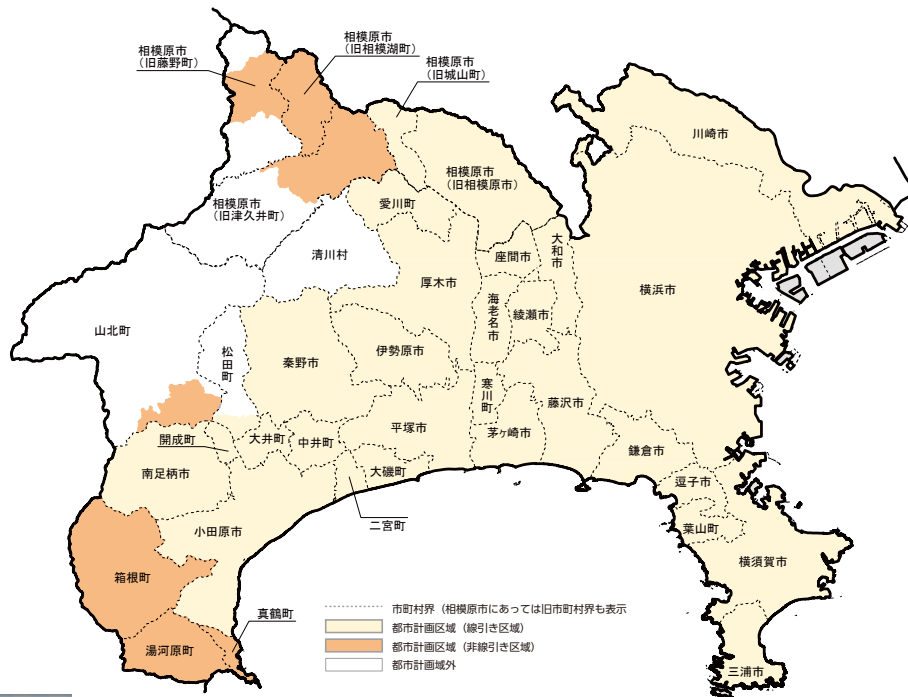
関わる様々な分野における活用が期待されます。

調査項目は、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量などで、法令に示されていますが、各都市の地域特性に応じて定めることができるため、全国一律とはなっていません。神奈川県では、より高精度な調査を行うことで十分なデータを得られるとの考えから、詳細かつ広範囲な調査を行っています。

本書では、2015（平成 27）年度を基準として実施した調査の結果をまとめた「神奈川県都市計画基礎調査解析報告書【2020（令和 2）年 3 月】」を使用しています。

(1) 調査対象地区

都市計画法によって、調査対象地域は都市計画区域内とされていますが、神奈川県では、土地利用、建物など一部の項目については県全域で調査を実施しています。



神奈川県都市計画基礎調査解析報告書 令和 2 年 3 月（神奈川県 都市計画課）より

(2) 調査区

調査単位は、町丁目に対応した小ゾーン（8,509 ゾーン）をもとにし、大・中・小のゾーン区分を設定しています。また、小ゾーン内を用途地域単位でさらに細かく分割した細ゾーンを設定し、より詳細な現況把握を行っています。

ゾーン界

調査区	ゾーン数	対 象	平均面積
大ゾーン	213	昭和20～30年代の町村合併前の旧町村界を基本とする。政令指定都市では区を大ゾーンとする。	約 1,134ha
中ゾーン	1,635	住居表示実施区域は旧大字を、未実施区域では大字を基本とする。	約 148ha
小ゾーン	8,509	町丁目及び線引き界を基本とする。	約 28ha
細ゾーン	18,313	小ゾーン内の用途地域界を基本とする。	約 13ha

神奈川県都市計画基礎調査解析報告書 令和 2 年 3 月（神奈川県 都市計画課）より

3 市町村基礎データ

市町村の 名前	人口・世帯		面積				市町制施行日・合体日	
	人口 (人)	世帯数 (世帯数)	行政区域 面積 (km ²)	都市計画 区域面積 (ha)	市街化 区域面積 (ha)	市街化調整 区域面積 (ha)		
横浜市	3,757,630	1,731,071	43,771	43,653	33,743	9,909	明治22年4月1日	市制施行
川崎市	1,539,522	750,949	14,301	14,435	12,728	1,707	大正13年7月1日	市制施行
相模原市	722,973	331,183	32,891	21,704	6,826	4,201	昭和29年11月20日	市制施行
横須賀市	390,275	167,376	10,082	10,083	6,627	3,456	明治40年2月15日	市制施行
平塚市	257,662	113,441	6,782	6,788	3,152	3,636	昭和7年4月1日	市制施行
鎌倉市	172,929	75,786	3,967	3,953	2,569	1,384	昭和14年11月3日	市制施行
藤沢市	436,744	193,622	6,956	6,957	4,754	2,203	昭和15年10月1日	市制施行
小田原市	189,038	82,195	11,381	11,380	2,822	8,558	昭和15年12月20日	市制施行
茅ヶ崎市	242,347	104,040	3,570	3,576	2,221	1,355	昭和22年10月1日	市制施行
逗子市	56,996	24,920	1,728	1,728	832	896	昭和29年4月15日	市制施行
三浦市	41,807	17,484	3,205	3,144	729	2,415	昭和30年1月1日	合体(市制施行)三崎町、南下浦町、初声村
秦野市	164,292	72,684	10,376	10,376	2,438	7,938	昭和30年1月1日	合体(市制施行)秦野町、南秦野町、東秦野村、北秦野村
厚木市	223,815	101,060	9,384	9,384	3,201	6,183	昭和30年2月1日	合体(市制施行)厚木町、南毛利村、睦合村、小鮎村、玉川村
大和市	239,146	110,474	2,709	2,709	2,008	701	昭和34年2月1日	市制施行
伊勢原市	102,088	46,140	5,556	5,556	1,179	4,377	昭和46年3月1日	市制施行
海老名市	135,557	58,692	2,659	2,659	1,440	1,119	昭和46年11月1日	市制施行
座間市	130,753	59,885	1,757	1,757	1,253	504	昭和46年11月1日	市制施行
南足柄市	41,259	16,574	7,712	7,712	717	6,995	昭和47年4月1日	市制施行
綾瀬市	84,257	35,335	2,214	2,214	1,028	1,186	昭和53年11月1日	市制施行
葉山町	31,546	12,770	1,704	1,704	513	1,191	大正14年1月1日	町制施行
寒川町	48,532	20,096	1,334	1,342	723	619	昭和15年11月1日	町制施行
大磯町	31,121	12,731	1,718	1,723	548	1,175	昭和29年12月1日	合体 大磯町、国府町
二宮町	27,536	11,504	908	908	434	474	昭和10年11月3日	町制施行
中井町	9,272	3,483	1,999	1,999	225	1,774	昭和33年12月1日	町制施行
大井町	17,062	6,649	1,438	1,438	348	1,090	昭和31年4月1日	合体 相和村、金田村、曾我村大字上大井、西大井
松田町	10,682	4,514	3,775	571	198	373	昭和30年4月1日	合体 松田町、寄村
山北町	9,530	3,862	22,461	2,153	-	-	昭和30年2月1日	合体 三保村、清水村、共和村、山北町
開成町	18,204	6,958	655	655	284	371	昭和30年2月1日	合体(町制施行)酒田村、吉田島村
箱根町	10,925	6,139	9,286	9,286	-	-	昭和29年1月1日	合体 箱根町、元箱根村、芦之湯村
真鶴町	6,724	3,052	705	704	-	-	昭和31年9月30日	合体 真鶴町、岩村
湯河原町	23,480	10,822	4,097	4,097	-	-	昭和30年4月1日	合体 福浦村、吉浜町、湯河原町
愛川町	39,260	16,955	3,428	3,428	855	2,573	昭和30年1月15日	合体 愛川町、中津村
清川村	3,045	1,144	7,124	-	-	-	昭和31年9月30日	合体 煤ヶ谷村、宮ヶ瀬村
神奈川県	9,216,009	4,213,590	241,632	199,776	94,395	78,463		

●人口・世帯：神奈川県人口統計調査 令和2年9月1日現在（神奈川県 統計センター）
 行政面積：令和2年全国都道府県市町村別面積調 令和2年（国土地理院）
 その他の面積：かながわの都市計画のあらまし 令和2年度（神奈川県 都市計画課）より

図説 かながわのまち解体新書

2021(令和3)年3月発行

神奈川県県土整備局都市部都市計画課
〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1
電話 (045) 210-1111(代表)

本書の内容の無断使用、転載を禁じます。
本書を引用、使用する場合は、次のように出典を明記してください。
〔図説 かながわのまち解体新書 2021(令和3)年 神奈川県都市計画課〕



かながわのまち解体新書



神奈川県

県土整備局都市部都市計画課

横浜市中区日本大通1 〒231-8588 電話 (045) 210-1111(代表)